

第2回佐久市都市計画審議会会議次第

日 時：平成30年3月23日（金）

午後1時30分から

場 所：佐久市役所南棟3階 大会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

（1）議事録署名委員の指名

（2）事務報告

①傍聴者報告

②前回（第1回）議案の処理状況等報告

（3）議案審議

第1号議案 佐久市都市計画マスタープラン改定計画（案）について

（4）調査審議

・佐久市緑の基本計画の改定（現況・課題、基本方針素案）について

（5）そ の 他

4 閉 会

第 2 回

佐久市都市計画審議会資料

平成30年3月23日

平成 30 年 3 月 23 日

第 2 回
佐久市都市計画審議会
事 務 報 告

事務処理の概要

平成30年2月14日(水)に開催しました第1回佐久市都市計画審議会における議決事項の処理状況は下記のとおりです。

- 1 佐久都市計画道路の変更について
- 2 佐久都市計画広場の決定について

平成30年 2月14日(水)開催の佐久市都市計画審議会において議決される。

平成30年 2月22日(木)決定の告示をし、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

- 3 佐久都市計画特定用途制限地域の変更について

平成30年 2月14日(水)開催の佐久市都市計画審議会において議決される。

中部横断自動車道 佐久臼田インターチェンジの供用開始日にあわせ、4月28日(土)に決定の告示をし、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する予定。

なお、関連例規である「佐久市特定用途制限地域における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例」に関しては、平成30年佐久市議会第1回定例会にて、3月22日(木)に議決される。



29 佐都第 136 号
平成30年 2月23日

佐久市都市計画審議会
会長 玉田 靖 様

佐久市長 柳 田 清 二



佐久市都市計画審議会への議案の諮問について

このことについて、都市計画法第19条第1項の規定に準じ、下記案件を都市計画審議会に諮問します。

なお、審議の結果につきまして、平成30年3月23日(金)までに通知願います。

記

1 佐久市都市計画マスタープラン改定計画(案)について

建設部都市計画課まちづくり推進係
担当：小林
電話：0267-62-3404

第1号議案

佐久市都市計画マスタープラン改定計画（案）について

佐久市都市計画マスタープラン（案）

平成 年 月

佐 久 市

目 次

序章 都市計画マスタープランの概要

1	策定の背景と目的	1
2	計画の位置付けと役割	2
3	計画の目標年度	2
4	都市計画マスタープランの構成	3
5	立地適正化計画	4

第1章 佐久市の現況・課題

1	佐久市の現況	7
2	佐久市の課題	27

第2章 将来都市像

1	都市づくりの基本理念と目標	37
2	将来フレーム	41
3	将来都市構造	42

第3章 全体構想

1	土地利用方針	55
2	都市交通方針	63
3	緑と環境の方針	71
4	都市景観の育成方針	77
5	持続可能で快適な住環境整備の方針	83
6	安心・安全まちづくりの方針	89
7	地域資源活用の方針	95

第4章 地域別構想

1	地域別構想策定の目的	99
2	地域区分の基本的な考え方	99
3	地域ごとの市民意向の把握	100
4	地域別構想	102
	（1）浅間・東地域	102
	（2）中込・野沢地域	111
	（3）臼田地域	119
	（4）浅科地域	127
	（5）望月地域	135

第5章 都市計画マスタープランの実現に向けて

1 都市計画マスタープランの実現に向けた基本的な考え方-----	143
2 協働による計画の推進-----	145
3 周辺自治体や関係機関との連携-----	146
4 制度活用による計画推進 -----	146
5 都市計画マスタープランの見直し -----	147

資料編

資料1 住民との合意形成

1 策定方針（案）に関するパブリックコメント-----	149
2 佐久市都市計画マスタープラン策定に係る市民アンケート調査-----	152
3 まちづくりワークショップ -----	165
4 まちづくりタウンミーティング-----	171
5 計画素案に関する住民説明会-----	177
6 計画素案に関するパブリックコメント-----	186
7 計画素案に関する閲覧及び公聴会 -----	187
8 計画案に関する縦覧 -----	189

資料2 佐久市都市計画マスタープラン策定経緯等

1 策定の経緯 -----	190
2 検討の体制 -----	191

用語集 -----	193
-----------	-----

本文中の「＊」マークの付いた用語については、用語集（p.193）で意味を解説しています。

序章 都市計画マスタープランの概要

1 策定の背景と目的

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、住民に最も近い立場にある市町村が、都市計画の決定権者としてその創意工夫の下に、住民の意見を反映させながら、都市づくりの具体性のある地域ビジョンを確立し、地域別のあるべき市街地像や整備課題に応じた整備方針、都市生活を支える諸施設の計画などについて、総合的に定める計画です。

本市では、市町村合併後の新しい佐久市の未来に向けた「まちづくりの基本方針」となる「佐久市都市計画マスタープラン」を平成20年3月に策定しました。

その後、平成22年及び28年に地域別構想の一部改定を行い、計画策定後の情勢変化に逐次対応してきましたが、当初計画の策定から10年近くが経過し、全国的に少子高齢化、人口減少が進行する中、市町村合併以降一貫して増加を続けてきた本市の人口も減少に転じるなど、大きな社会変化に対応した計画の見直しが求められています。

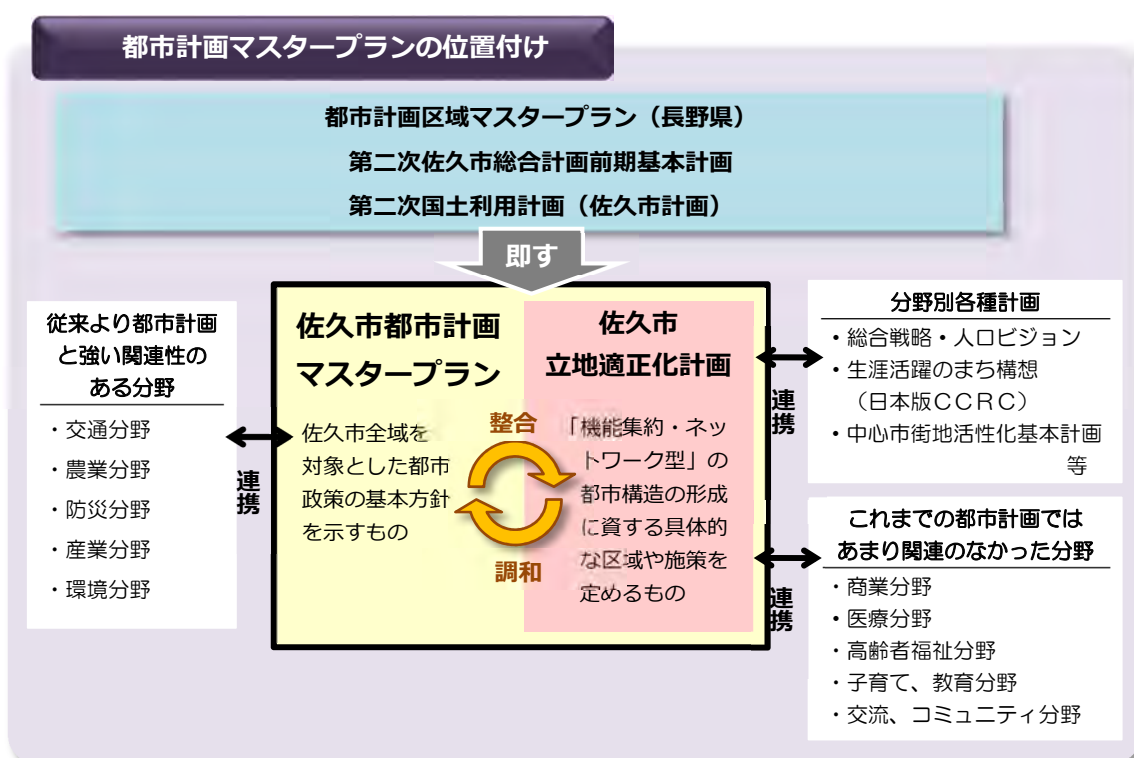
また、本市においては、平成27年度に「佐久市まち・ひと・しごと創生総合戦略*」、「佐久市人口ビジョン」を策定し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示すとともに、平成28年度には、都市計画マスタープランの上位計画にあたる「第二次佐久市総合計画*」、「第二次国土利用計画（佐久市計画）*」をはじめ、都市全体を見渡した包括的なマスタープランである「佐久市立地適正化計画*」を策定し、市全体としてのまちづくりの大きな方向性が定められたところです。

こうした状況を踏まえ、今回の全面改定により、現行の都市計画マスタープラン策定以降の社会経済情勢の変化や本市の動向を反映した新たな「まちづくりの基本方針」の策定を目指してまいります。

2 計画の位置付けと役割

本計画は、「第二次佐久市総合計画」や「第二次国土利用計画（佐久市計画）」、長野県の「佐久都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（以下、「都市計画区域マスタープラン」）などを上位計画とし、多領域にわたる各種計画との整合を図るものとします。

特に、「佐久市立地適正化計画」は、都市全体を見渡した包括的なマスタープランとしての性格を持つものであることから、計画の策定にあたっては、都市構造*や土地利用などの基本的な考え方を継承するとともに、主要な施策などに関しても、十分な整合や調和の確保を図ることとします。



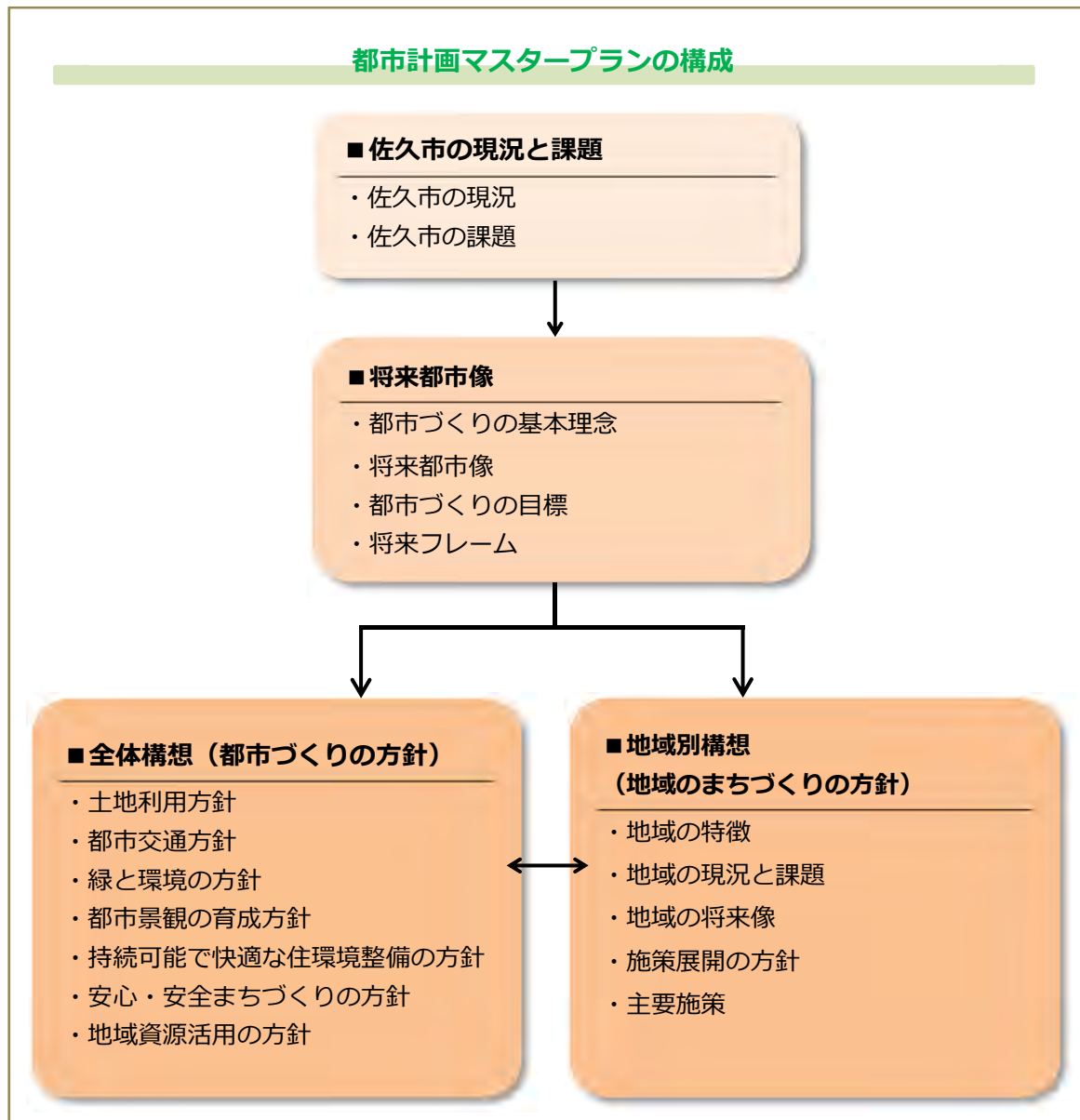
3 計画の目標年度

長期を見据えたまちづくりの基本指針として、また、都市計画を継続的に先導する役割を担うことから、計画の開始年度を平成30年度とし、概ね20年後の平成49年度を目標年度とします。

ただし、上位計画の見直しや社会経済情勢の変化などを踏まえて、必要に応じて見直しを行うこととします。

佐久市都市計画マスタープランの目標年度：平成49年度

4 都市計画マスタープランの構成



5 立地適正化計画

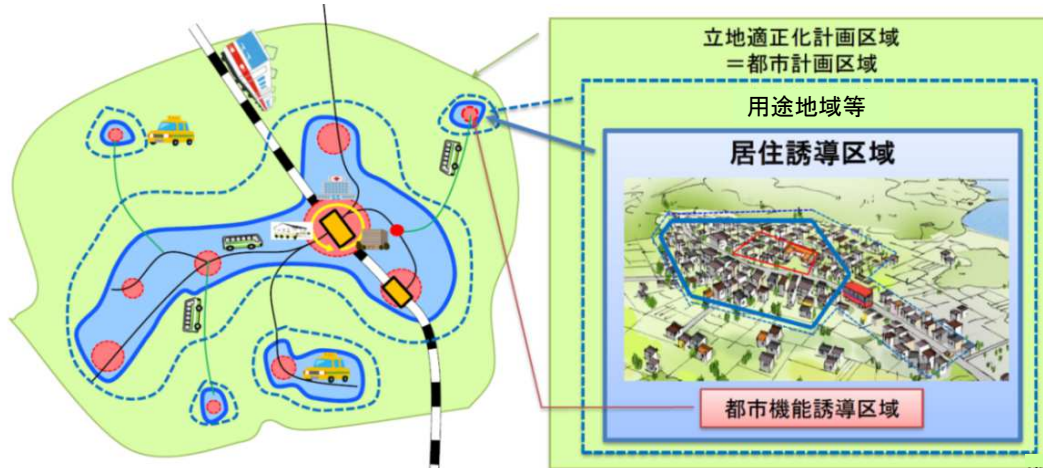
全国的に少子高齢化、人口減少が進行する中で、地域の活力を維持するとともに、全ての市民が快適かつ安心・安全に暮らし続けられる持続可能な都市づくりの実現が課題となっています。

こうした社会情勢を背景として、国では、「コンパクト・プラス・ネットワーク」によるまちづくりを推進するため、平成26年8月の都市再生特別措置法*の改正により立地適正化計画制度を創設しました。これにより、居住機能や医療・福祉・子育て・商業などの都市機能の立地及び公共交通の充実に関する包括的なマスタープランとして立地適正化計画の策定が可能となり、本市においても、平成28年度に「佐久市立地適正化計画」を策定しました。

立地適正化計画の概要

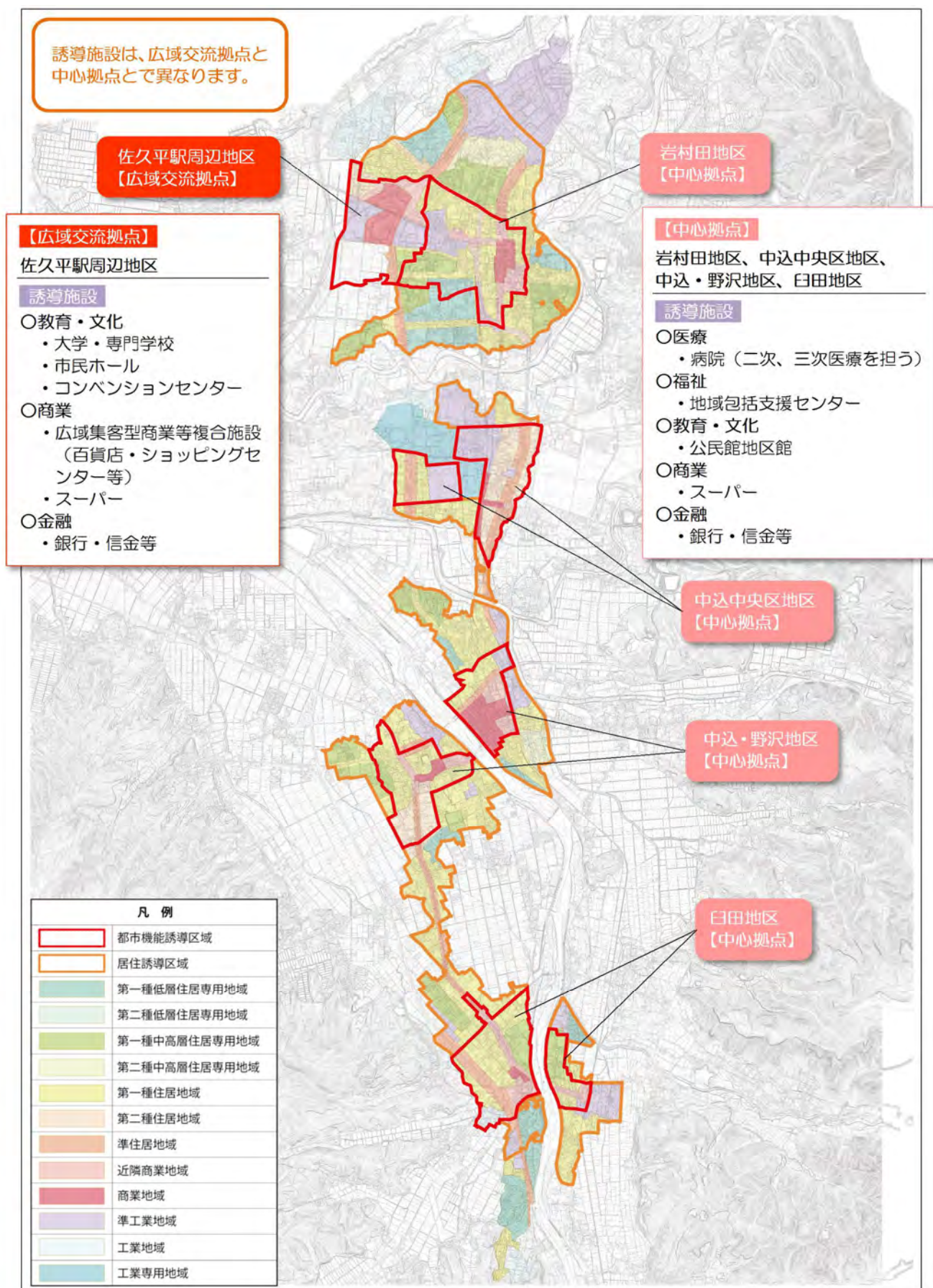
- 市町村が、都市計画区域*内を対象に、居住及び都市機能の立地の適正化を図るために作成する計画
- 届出・勧告による緩やかなコントロール手法と経済的なインセンティブを組み合わせ、市街地の更なる拡大を抑制するとともに、居住及び都市機能を一定の区域に誘導して立地の適正化を図るための計画手法として制度化
- 都市全体を見渡す観点から都市計画区域全体を計画区域とすることを基本としており、居住機能を中心に都市の諸機能の立地を構想する総合性を特徴とする土地利用計画であって、市町村マスタープランの一部とみなされる
- 長期的な視点に立って都市構造の再編を推進していくアクションプランとしての性格から、おおむね5年ごとに評価を行う

【立地適正化計画における誘導区域のイメージ】



- 都市機能誘導区域*：生活サービス機能を誘導する区域
- 居住誘導区域*：居住を誘導し、人口密度を維持する区域（都市機能誘導区域を含みます）
- 誘導施設*：都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき都市機能増進施設*
- 公共交通：まちづくりと一体となった公共交通網の維持・形成

【佐久市立地適正化計画 誘導区域図】

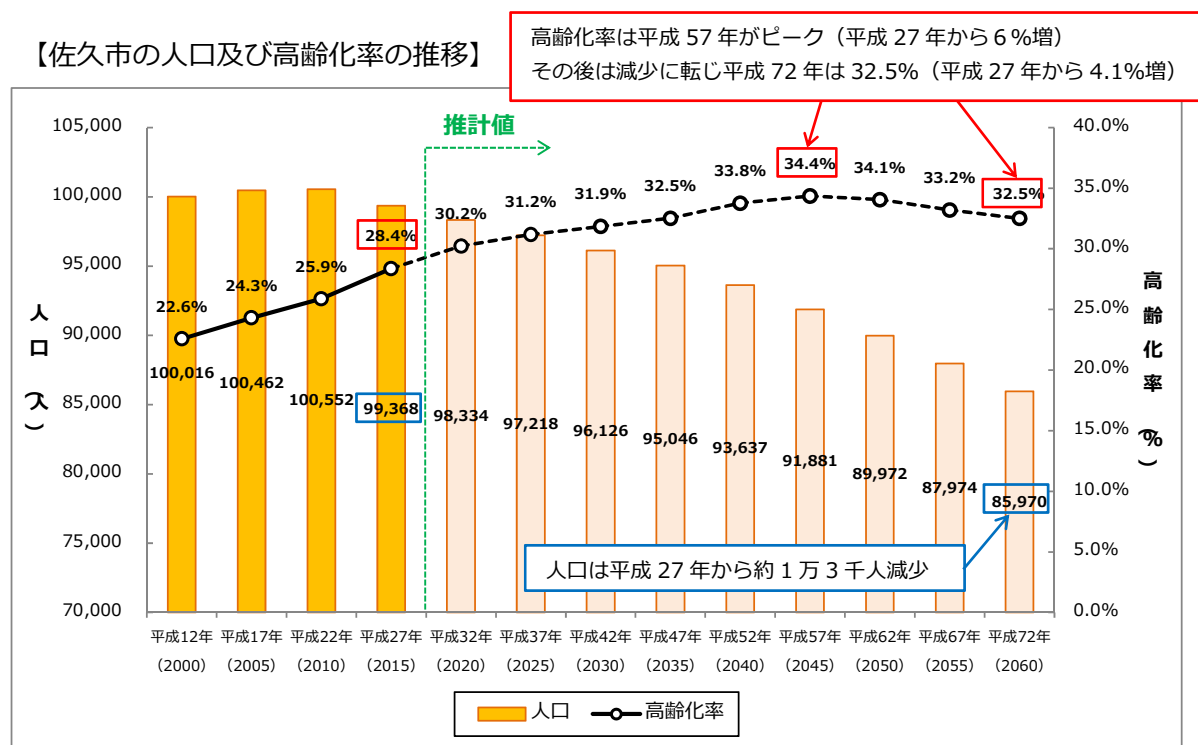


(2) 人口動向

ア 人口及び高齢化率の将来見通し

本市の人口は、一貫して増加傾向にありましたが、近年は増加の動きが鈍化しており、平成27年人口は約9.9万人（国勢調査*）であり、佐久市人口ビジョンの将来推計によると、平成72年人口は約8.6万人まで減少すると予測されています。

また、老年人口（65歳以上人口）は増加し続け、高齢化率（人口に占める老年人口の割合）は、平成27年の28.4%から平成57年には34.4%まで上昇します。その後は、老年人口も総人口と同様に減少に転じる予測です。

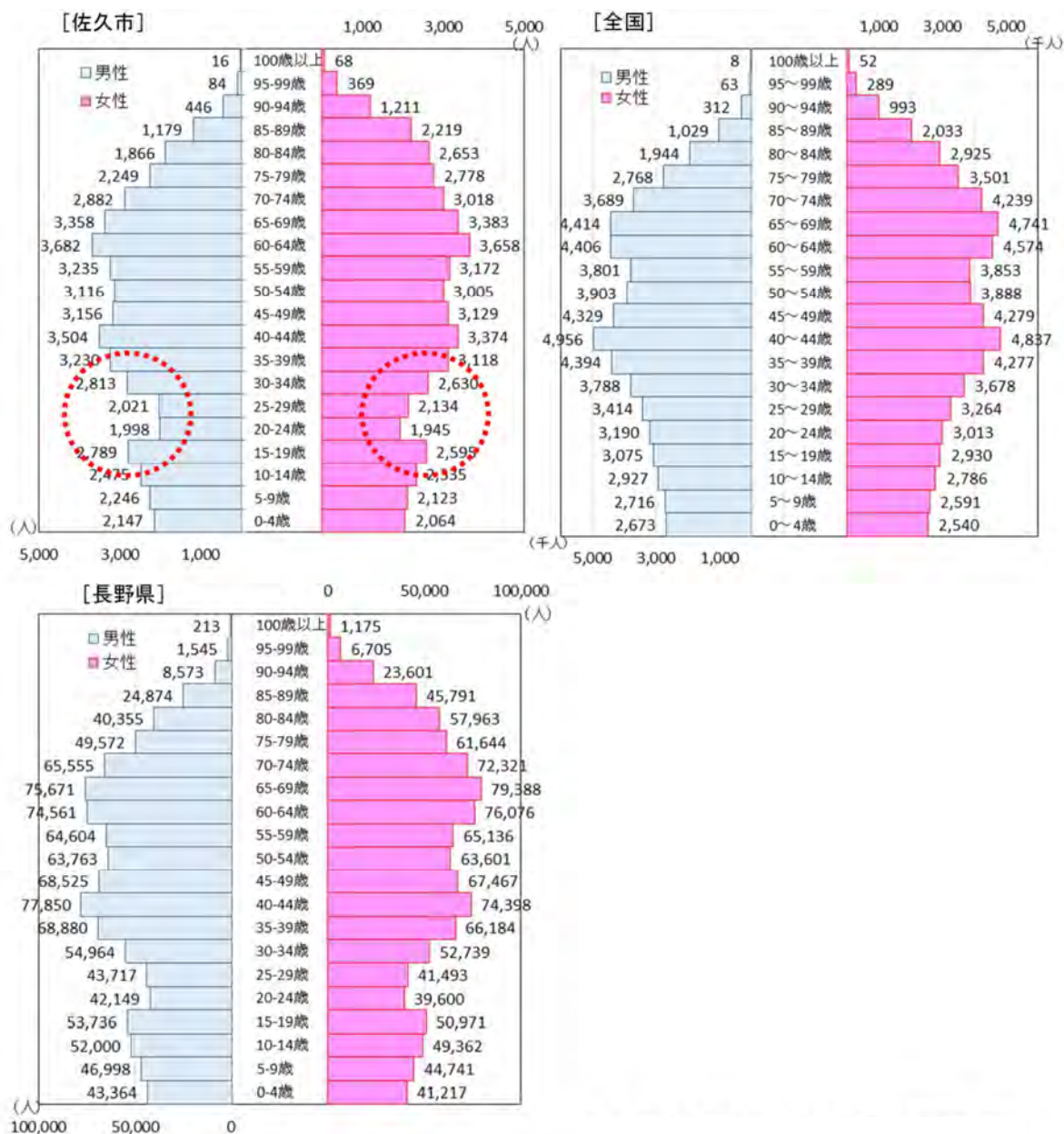


資料：佐久市人口ビジョン

イ 人口構成の特性

人口構成を年齢別にみると、男女ともに20代の人口が、全国平均と比べて特になくなっています。これは長野県下でも同様の傾向となっており、市外（県外）に若年層が流出していることが考えられます。

【佐久市と全国の人口ピラミッドの比較】

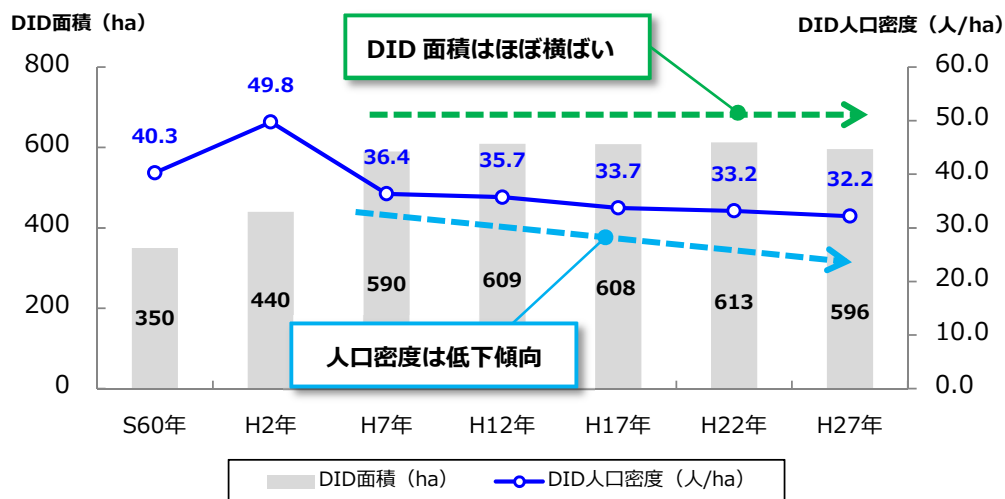


資料：佐久市人口ビジョン

ウ 人口集中地区内人口の推移

本市の人口集中地区*（以下、D I D）の変遷をみると、近年、D I D面積はほぼ横ばいとなっている一方、D I D内人口密度は低下しており、市街地の低密化が進んでいることがわかります。

【DID 人口密度・面積の推移】



資料：国勢調査

エ 地域別の人口動向

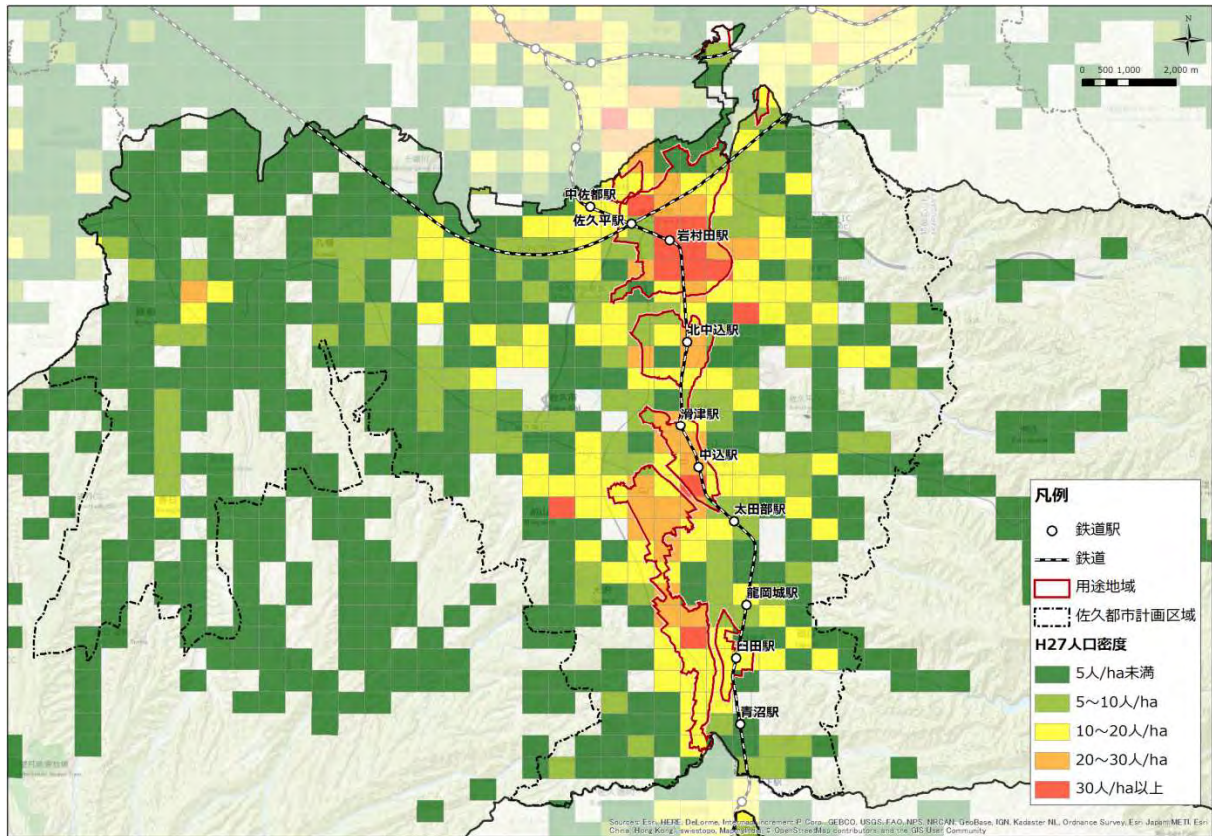
平成27年の人口密度を地域別にみると、密度の高いエリアは用途地域*内を中心に分布しており、特に岩村田駅周辺、佐久平駅周辺に人口が集中しています。

用途地域外では、用途地域の周縁部でやや人口密度が高くなっており、人口の拡散傾向が見られます。また、郊外にいくに従って低密化しています。

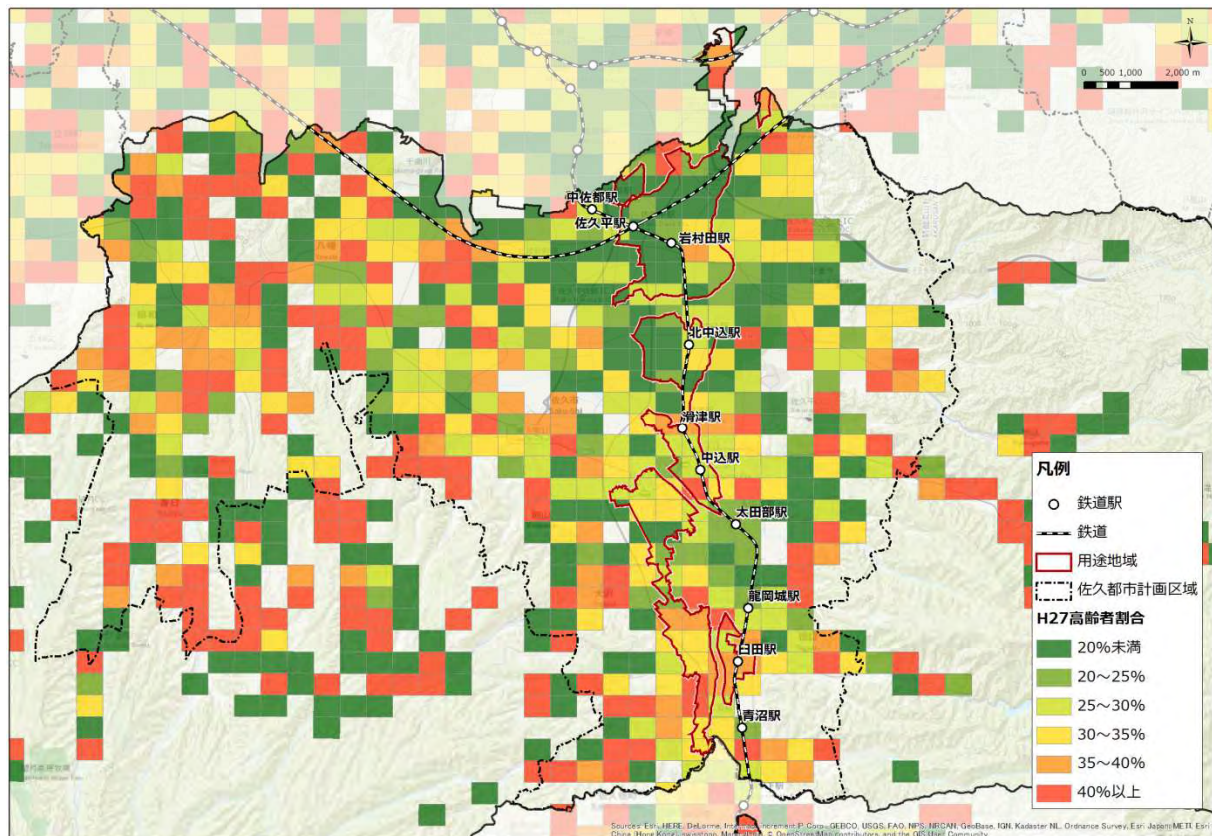
また、平成27年の高齢化率をみると、都市計画区域外や都市計画区域の周縁部で高齢化率が高く、岩村田駅周辺、中込駅周辺など旧来からの市街地や、合併前の旧町村の中心部においても高齢化率の高いエリアが見られます。

一方、佐久平駅周辺などの新市街地では、比較的高齢化率が低いことがわかります。

【人口密度（平成27年）】



【高齢化率（平成27年）】



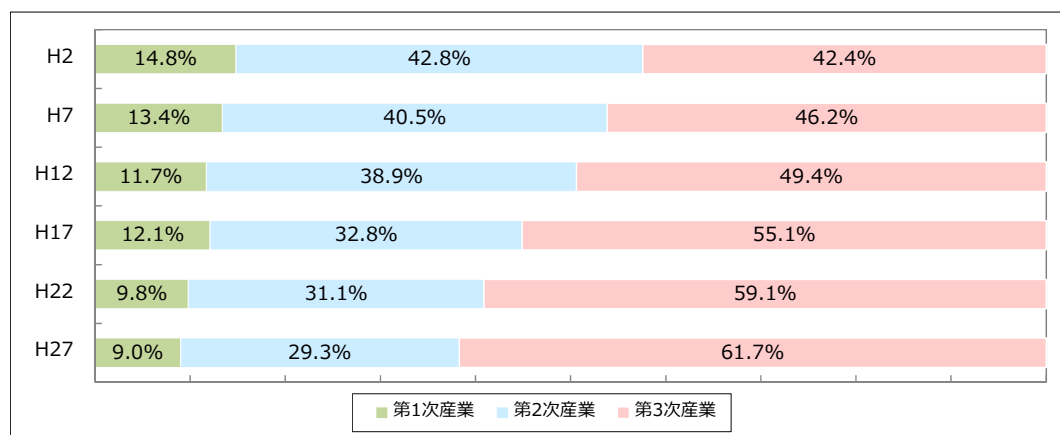
資料：国勢調査

(3) 産業

就業人口は、第1次産業、第2次産業が減少し、第3次産業が増加するという傾向にあります。第3次産業の就業人口は、60%以上に達しています。

製造品出荷額及び従業者数は、長期的に見ると減少傾向にありますが、近年はほぼ横ばいで推移しています。年間商品販売額及び従業者数は、減少傾向にあります。

【産業別就業者数構成比】



資料：国勢調査

【産業大分類別就業者数】

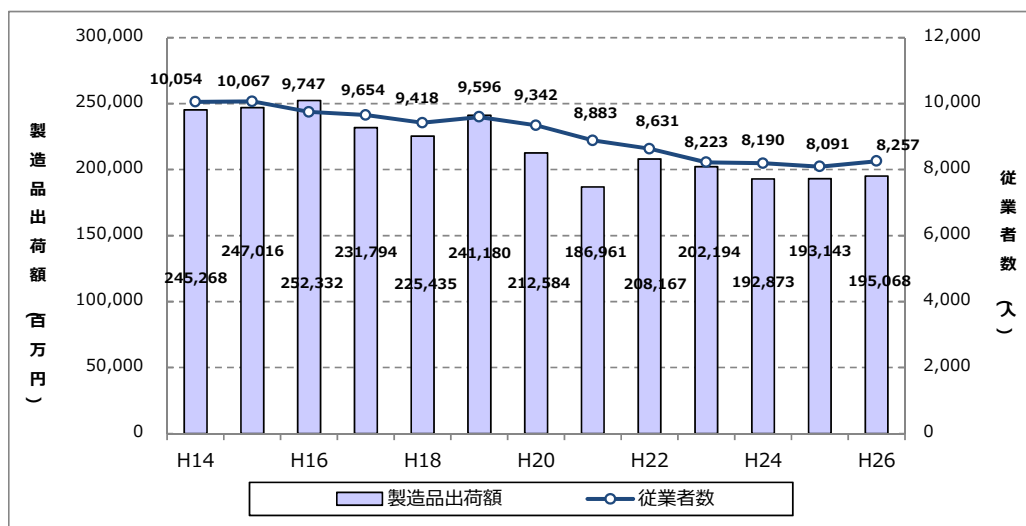
(産業大分類ごとに、平成2年～平成27年の間で最も就業者数の多い年・2番目に多い年を着色)

単位：人

産業大分類		平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
第1次産業	A. 農 業	7,292	6,836	6,024	5,956	4,537	4,105
	B. 林 業・狩 猟 業	154	102	78	84	124	130
	C. 漁業・水産養殖業	57	37	30	20	25	27
	小計	7,503	6,975	6,132	6,060	4,686	4,262
第2次産業	D. 鉱 業	58	78	50	26	20	25
	E. 建 設 業	6,030	6,856	6,551	4,951	4,133	3,940
	F. 製 造 業	15,523	14,152	13,735	11,466	10,637	9,882
	小計	21,611	21,086	20,336	16,443	14,790	13,847
第3次産業	G. 卸売業・小売業	7,599	8,563	8,899	7,235	6,900	6,556
	H. 金融・保険業	763	808	749	722	753	702
	I. 不 動 産 業	257	232	244	327	444	508
	J. 運 輸・通 信 業	1,585	1,662	1,782	1,739	1,851	1,691
	K. 電気・ガス・水道業	205	237	253	220	243	241
	L. サ ー ビ ス 業	9,803	11,189	12,382	16,076	16,490	17,900
	M. 公 務	1,225	1,361	1,494	1,329	1,455	1,530
小計		21,437	24,052	25,803	27,648	28,136	29,128
N. 分類不能の産業		4	19	22	145	1,610	972
合計		50,555	52,132	52,293	50,296	49,222	48,209

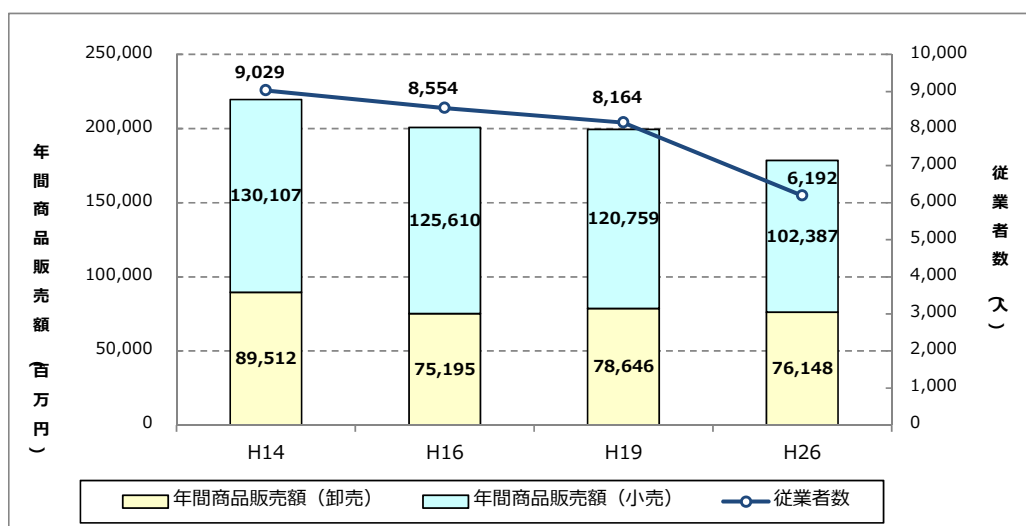
資料：平成26年度佐久市都市計画基礎調査*

【製造品出荷額の推移】



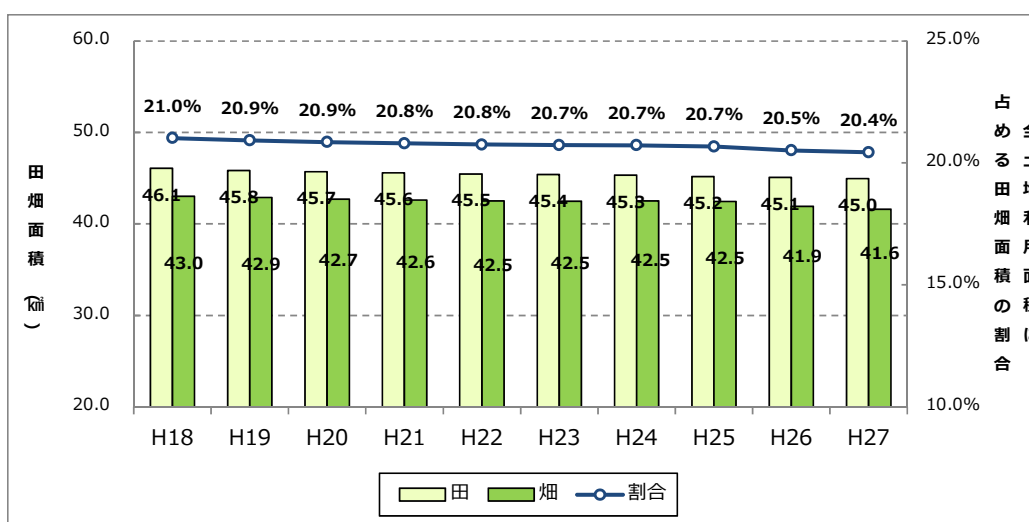
資料：工業統計調査

【年間商品販売額の推移】



資料：商業統計調査

【農地面積の推移】



資料：佐久市統計

(4) 土地利用

ア 土地利用現況

市域は、東西32.1km、南北23.1kmに広がり、面積は423.51km²となっています。

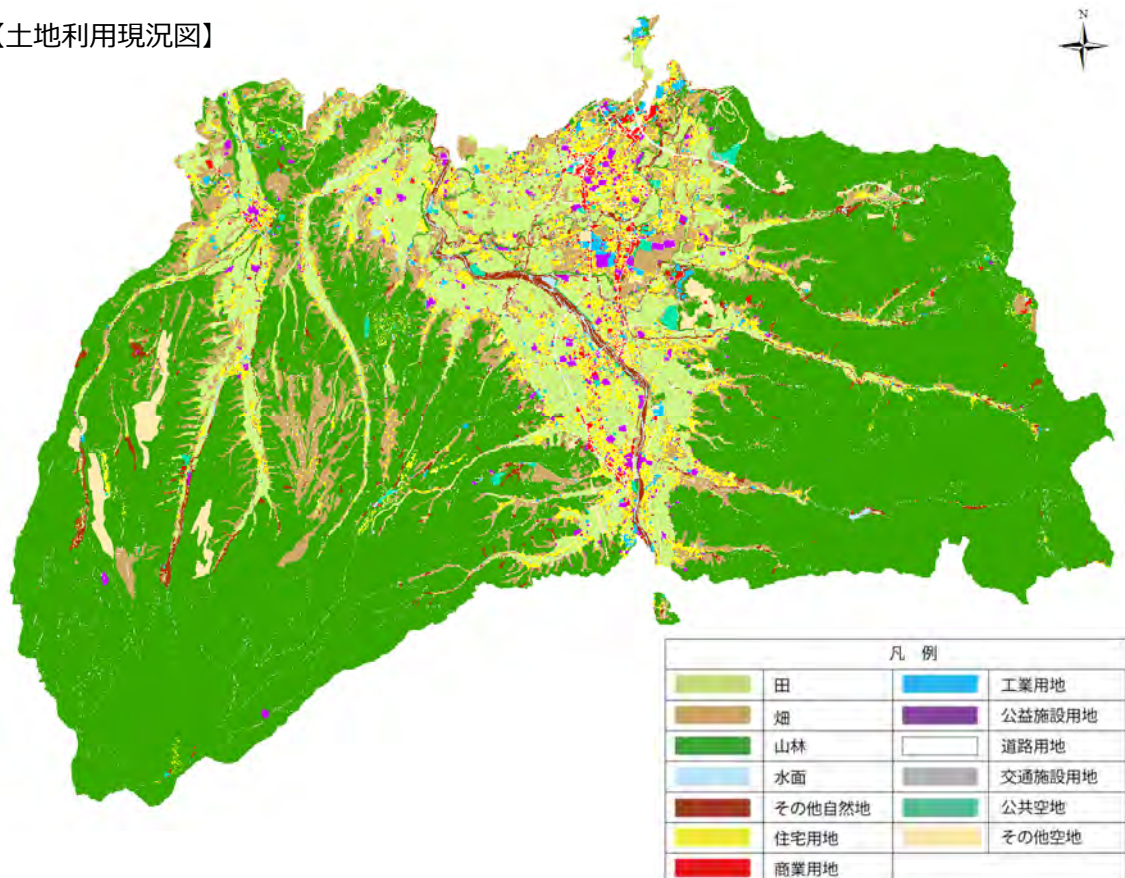
地形的に山岳・丘陵部と盆地部に分かれ、山岳・丘陵部は山林を中心とした土地利用が占め、盆地部には市街地を取り囲むように集落が点在しています。

市街地は、国道141号やJR小海線に沿って、北から岩村田、中込中央区、中込・野沢、臼田と連続して形成され、浅科地域、望月地域には、中山道沿道に市街地が形成されています。

商業系の施設は、用途地域内では、佐久平駅周辺、佐久インターチェンジ周辺、国道141号沿道などに大規模な施設が立地しています。岩村田、中込中央区、中込・野沢、臼田では、商業施設と住宅が混在しています。また、用途地域外では、国道141号や国道142号など主要幹線道路*の沿道に施設が点在しています。

工業系の施設は、用途地域内では、岩村田地区西部（長土呂工業団地）、小田井地区（西屋敷工業団地）、中込中央区（三河田工業団地）、臼田地区南部（北川工業団地）に比較的まとまって集積しているほか、既成市街地内に小規模な施設が点在しています。また、用途地域外では、小田井、佐久リサーチパーク、離山南などの工業団地に集積しているほか、浅科地域、望月地域では、主要な道路の沿道を中心に比較的規模の大きい施設が点在（十二川原工業団地、茂田井工業団地など）しています。

【土地利用現況図】



資料：平成26年度佐久市都市計画基礎調査

【土地利用現況面積】

単位：ha

区分							
					都市計画 区域合計	都市計画 区域外	合計
			用途地域 指定区域	用途地域 指定外区域			
自然的 土地利用	農地	田	90.0	4,371.1	4,461.1	290.9	4,752.1
		畑	144.0	3,051.5	3,195.5	1,116.3	4,311.8
		小計	234.0	7,422.6	7,656.6	1,407.2	9,063.9
	山林		23.6	6,139.0	6,162.5	20,781.8	26,944.3
	水面		7.3	248.3	255.5	55.0	310.6
	その他自然地		10.1	509.5	519.6	268.5	788.2
	小計		275.0	14,319.3	14,594.3	22,512.6	37,106.9
都市的 土地利用	宅地	住宅用地	455.3	1,412.9	1,868.1	180.7	2,048.9
		商業用地	134.9	118.8	253.7	15.2	268.9
		工業用地	105.6	206.8	312.4	13.0	325.4
		小計	695.8	1,738.4	2,434.2	209.0	2,643.2
	公共・公益用地		148.2	395.9	544.1	49.8	593.9
	道路用地		184.6	849.0	1,033.5	283.0	1,316.5
	交通施設用地		11.7	17.2	28.9	0.0	28.9
	その他公的施設用地		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	その他の空地		70.8	244.2	315.0	346.6	661.6
	小計		1,111.0	3,244.7	4,355.7	888.4	5,244.1
合計			1,386.0	17,564.0	18,950.0	23,401.0	42,351.0
可住地*			931.9	15,510.5	16,442.4	22,738.2	39,180.7
非可住地*			454.1	2,053.5	2,507.6	662.8	3,170.3

資料：平成 26 年度佐久市都市計画基礎調査（注：佐久平駅南地区の用途地域編入は反映していない）

【土地利用現況面積の推移（平成 17 年～平成 26 年）】

単位：%

	自然的土地利用					都市的土地利用						合計
	農地 (田・畑)	山林	水面	その他自然地	小計	住宅 商業・工業 宅地	公共 公益用地	道路用地	交通施設用地	その他の空地	小計	
平成 17 年	21.6	63.6	0.7	2.0	88.1	5.9	1.4	3.0	0.1	1.5	11.9	100.0
平成 21 年	21.6	63.8	0.7	1.8	88.0	6.2	1.2	3.1	0.1	1.4	12.0	100.0
平成 26 年	21.4	63.6	0.7	1.9	87.6	6.2	1.4	3.1	0.1	1.6	12.4	100.0

資料：佐久市都市計画基礎調査

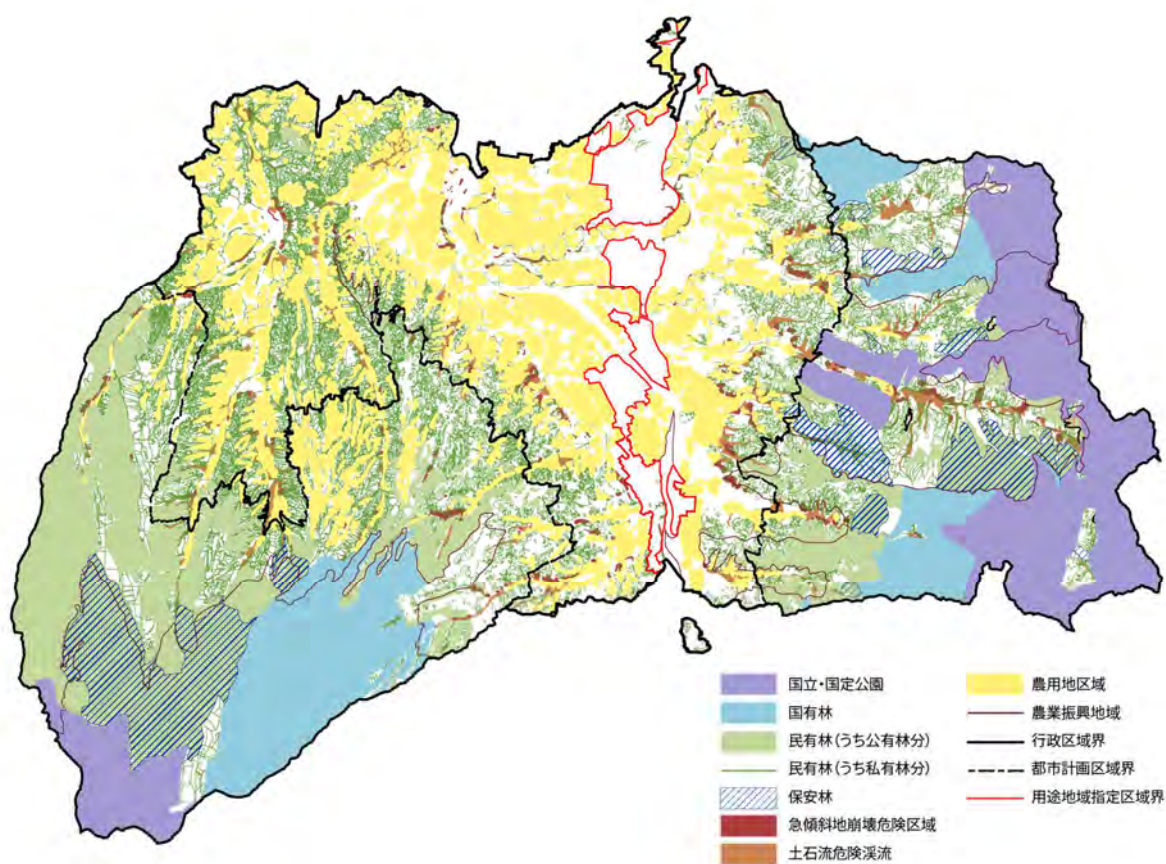
イ 法令などによる土地利用制限

都市計画区域内では、用途地域に隣接して農業振興地域が指定されていますが、集落周辺部を中心に農業振興地域の白地地域が分布しており、このような地域では土地利用転換が比較的容易な状況にあります。

また、丘陵部の大部分や山地部には、地域森林計画対象民有林が指定されていますが、土地利用の規制は比較的緩やかなものになっています。

都市計画区域外においては、東部の県境一帯が妙義荒船佐久高原国定公園に、西部の蓼科山周辺が八ヶ岳中信高原国定公園に指定されており、それらと連続して保安林が指定されています。

【法適用状況図】



資料：佐久市資料、国土数値情報

ウ 用途地域の指定状況

行政区域 42,351ha のうち、都市計画区域は 18,950ha で、用途地域は 1,409ha となっています。行政区域に対する都市計画区域の割合は約 45%（うち用途地域は 3.3%）、都市計画区域外の割合は約 55%であり、行政区域の大半は、都市計画区域の無指定地域となっています。

なお、用途地域の指定は、住居系が約 64%、商業系が約 10%、工業系が約 26%を占めています。

【用途地域の指定状況】

区分		面積 (ha)	用途地域に 対する割合 (%)	行政区域に 対する割合 (%)
用途地域	第1種低層住居専用地域	117	8.3	0.3
	第2種低層住居専用地域	6.6	0.5	0.0
	第1種中高層住居専用地域	146	10.4	0.3
	第2種中高層住居専用地域	30	2.1	0.1
	第1種住居地域	417	29.6	1.0
	第2種住居地域	81	5.8	0.2
	準住居地域	110	7.8	0.3
	近隣商業地域	75	5.3	0.2
	商業地域	59	4.2	0.1
	準工業地域	229	16.3	0.5
	工業地域	92	6.5	0.2
	工業専用地域	46	3.3	0.1
合計		1,409	100.0	3.3
用途地域外		17,541	-	41.4
都市計画区域		18,950	-	44.7
都市計画区域外		23,401	-	55.3
行政区域		42,351	-	100.0

資料：佐久市HP

(5) 都市基盤施設の整備状況

ア 土地区画整理事業*

土地区画整理事業は、事業中を含め 16 箇所で開催されています。施行区域全体で 167.1ha あり、用途地域に対して約 11.9%を占めています。

【土地区画整理事業の実施状況】

	事業名	施行者	施行面積 (ha)	都市計画決定	事業年度
1	中込橋場土地区画整理事業	佐久市	30.7	S48.10.1	S48～S62
2	大和町土地区画整理事業	大和町土地区画整理組合	4.4	—	S59～S62
3	岩村田北部第一土地区画整理事業	佐久市	25.9	S63.7.4	H 元～H7
4	取手東田土地区画整理事業	取手東田土地区画整理組合	3.7	—	H 元～H5
5	佐久駅周辺土地区画整理事業	佐久市	60	H6.3.7	H6～H14
6	岩村田西本町沿道土地区画整理事業	佐久市	4.4	H8.7.5	H8～H13
7	平賀新町土地区画整理事業	平賀新町土地区画整理組合	3.8	—	H9～H12
8	野沢本町沿道整備土地区画整理事業	佐久市（同意施行者）	0.7	—	H14～H17
9	猿久保土地区画整理事業	個人施行	0.2	—	H15～H18
10	花園土地区画整理事業	花園土地区画整理組合	3	—	H16～H21
11	岩村田相生町南土地区画整理事業	佐久市	1.5	H18.12.14	H18～H22
12	一本柳土地区画整理事業	佐久市（同意施行者）	0.2	—	H20～H22
13	近津土地区画整理事業	佐久市	5.5	H19.3.30	H19～H27
14	佐久市北中込土地区画整理事業	佐久市（同意施行者）	0.4	—	H26～H28
15	佐久市臼田城下土地区画整理事業	佐久市（同意施行者）	1.3	—	H28～H29
16	佐久平駅南土地区画整理事業	佐久平駅南土地区画整理組合	21.4	H30.1.9	H29～H35
合計			167.1		

資料：佐久市

イ 都市計画道路

都市計画道路は、平成 29 年 4 月 1 日時点で 39 路線あり、うち 19 路線の整備が完了しており、整備率は 75.4%（概成済を除く）となっています。完了済みの道路の多くは土地区画整理事業に関連して整備されています。

ウ 都市公園

都市公園は、平成 29 年 4 月 1 日時点で街区公園 36 箇所、近隣公園 6 箇所、地区公園 4 箇所、総合公園 2 箇所、運動公園 2 箇所、広場公園 1 箇所、特殊公園 1 箇所の計 52 箇所、約 87.7ha の公園が整備されています。

エ 公共下水道

公共下水道は、佐久市公共下水道と南佐久公共下水道の 2 つが都市計画決定され、事業が推進されています。市内全体の水洗化の状況は、平成 29 年 4 月 1 日時点で 92.8%となっています。

佐久公共下水道は、雨水汚水分流方式で、雨水 2,118ha、汚水 2,338ha の範囲で平成 32 年度を目途に進められています。

南佐久公共下水道については、排水区域 606ha（佐久市 65ha、佐久穂町 356ha、小海町 185ha）で、事業が進められています。

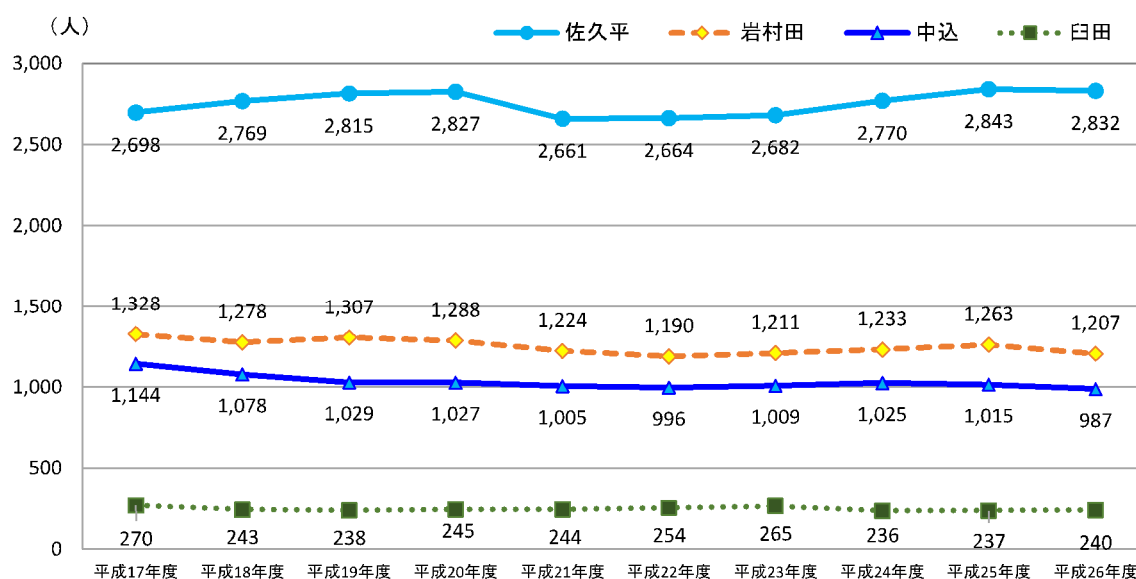
また、特定環境保全公共下水道が、浅科、望月、春日、茂田井の 4 地区で整備されています。

（6）交通の状況

ア 鉄道

J R 小海線の 1 日あたりの駅別乗車人員は、北陸新幹線との接続駅である佐久平駅で増加傾向にあるものの、そのほかの駅については、ほぼ横ばいもしくは微減となっています。

【JR 小海線 駅別乗車人員推移（1 日あたり）】



出典：佐久市地域公共交通網形成計画*

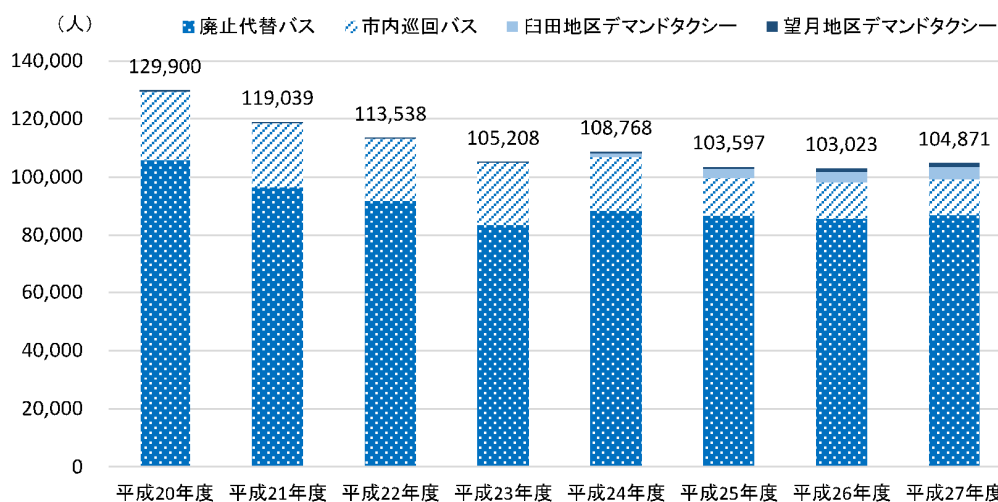
イ バス・デマンドタクシー*

バス路線は、平成29年4月1日時点で民間バス事業者が運行する自主運行路線と、市民の移動手段を確保するため市が赤字補填を行って維持している廃止代替バス、市が民間事業者に委託して運営している市内巡回バス及びデマンドタクシーがありました。

市が運行するバス・デマンドタクシーの利用状況は、市内巡回バスについては、減少していましたが、デマンドタクシーについては増加しており、全体としては平成23年度以降、横ばいの状況です。

平成29年10月1日には、「佐久市地域公共交通網形成計画」に基づく大幅な見直しを行い、市内中心部を回る市内循環バスを新設するとともに、市内巡回バスは全線をデマンドタクシーとして再編し、廃止代替バスは利用者の少ない日中の時間帯をデマンドタクシーに切り替えました。

【市が運行するバス・デマンドタクシー利用者数の推移】

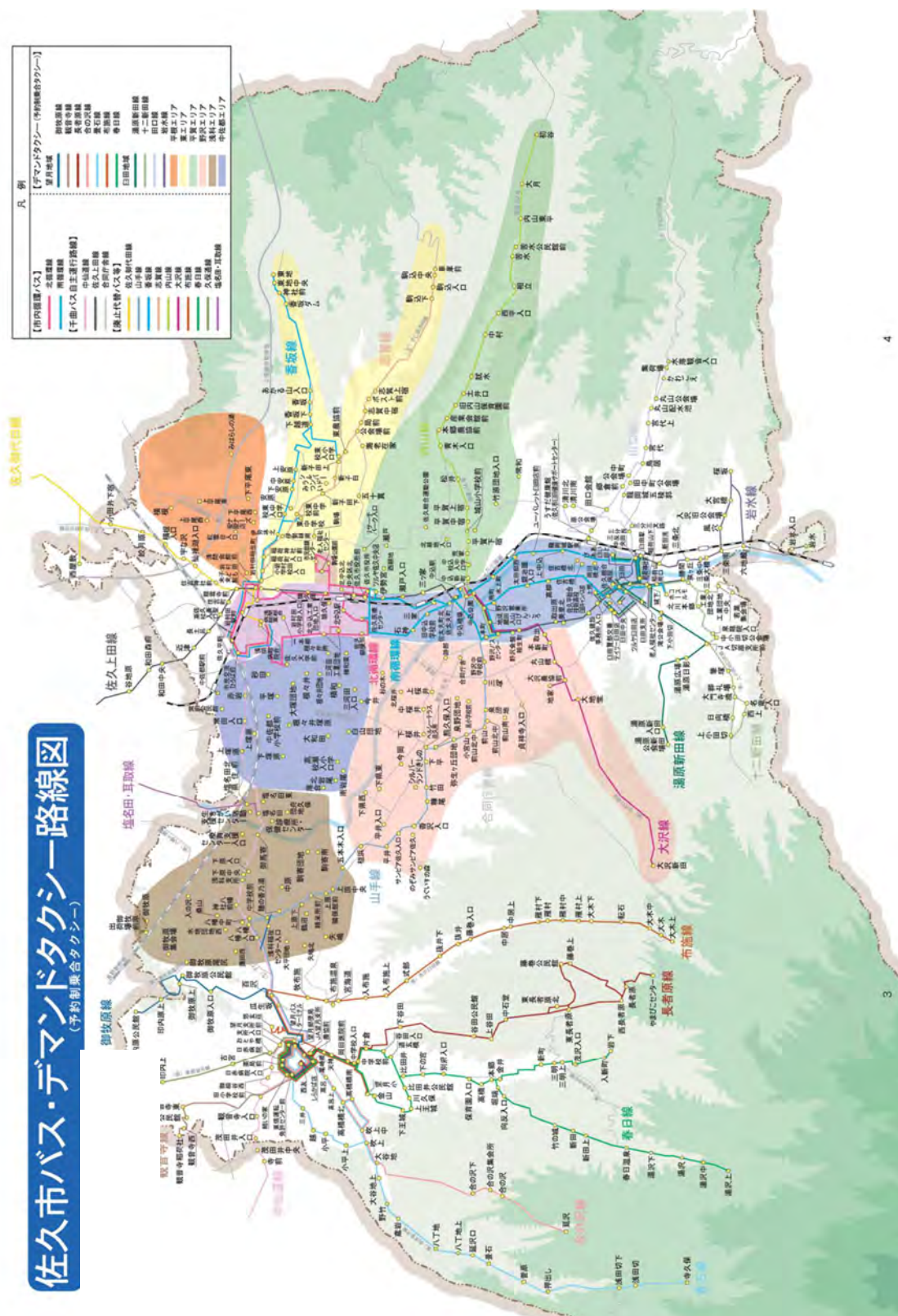


出典：佐久市地域公共交通網形成計画



JR 小海線

【市内バス・デマンドタクシー路線図】

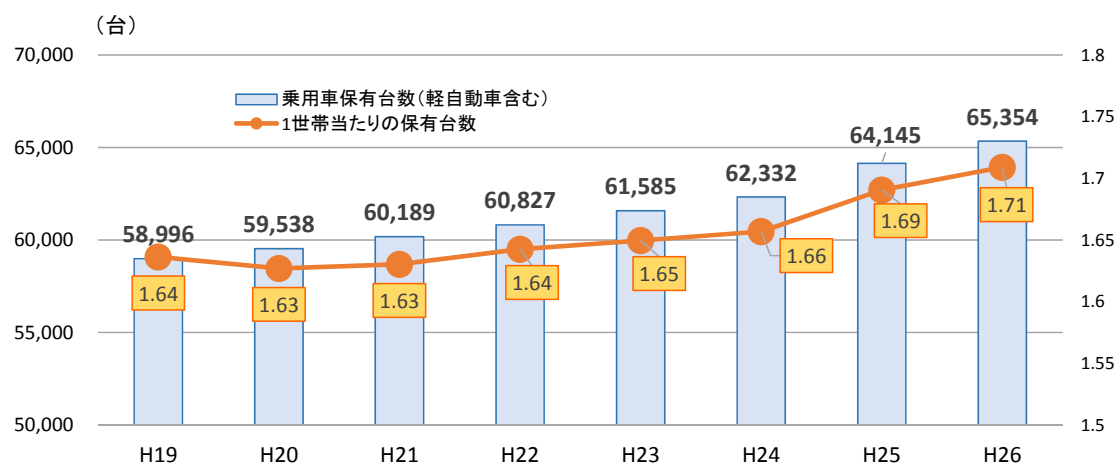


出典：佐久市バス・デマンドタクシー時刻表（平成29年11月改正版）

ウ 自動車

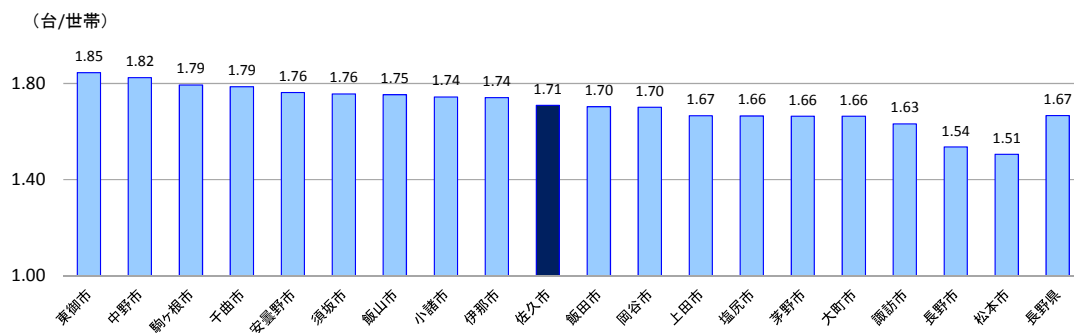
自動車の保有台数は、年々増加しています。1世帯あたりの保有台数も増加しており、ますます自家用車による移動が主となる傾向が進んでいると考えられます。長野県内19市で比較すると、本市の1世帯あたりの自家用車保有台数は1.71台と、ほぼ中位に位置します。

【自動車保有台数と1世帯あたりの保有台数の推計】



出典：佐久市地域公共交通網形成計画

【1世帯あたりの保有台数の長野県内19市比較】



出典：佐久市地域公共交通網形成計画

(7) 自然・歴史・景観

本市は、浅間山、蓼科山、荒船山などに囲まれた佐久平の中心に位置し、美しい山並みを背景とした田園地域が中央部を占めています。

古くからのまちなみは、東西の中山道と南北の佐久甲州街道を軸に発展し、それぞれの街道筋に形成された宿場町の姿を現在も一部に残しています。

避暑地としての軽井沢、城下町としての小諸に隣接しており、周辺地域とあわせると多彩な歴史・文化に基づく地域資源を有しています。



長野牧場から眺める浅間山



旧中込学校舎（国指定 重要文化財）



貞祥寺の三重塔（県宝）

【景観資源リスト】

No.	名称		備考		所在地
1	旧中込学校	旧中込学校舎	(国指定) 重要文化財	建造物	中込
		旧中込学校	(国指定) 史跡	史跡	
2	駒形神社本殿		(国指定) 重要文化財	建造物	塚原
3	岩村田ヒカリゴケ産地		(国指定) 天然記念物	天然記念物	岩村田
4	新海三社神社	三重塔	(国指定) 重要文化財	建造物	田口
		東本社	(国指定) 重要文化財	建造物	
		中本社・西本社	(市指定) 有形文化財	建造物	
5	龍岡城跡		(国指定) 史跡	史跡	田口
6	六地蔵幢		(国指定) 重要文化財	建造物	入沢
7	八幡神社	高良社（旧八幡社本殿）	(国指定) 重要文化財	建造物	蓮田
		本殿・瑞垣門・随神門	(市指定) 有形文化財	建造物	
8	真山家主屋・土蔵		(国指定) 重要文化財	建造物	望月
9	武重本家涵造及び武重家住宅		登録有形文化財	建造物	茂田井
10	貞祥寺の三重塔・惣門及び山門		県宝	建造物	前山
11	三河田大塚古墳		(県指定) 史跡	史跡	三河田
12	伴野城跡		(県指定) 史跡	史跡	野沢
13		根井氏庭跡	(県指定) 史跡	史跡	根々井
		正法寺多層塔	(市指定) 有形文化財	石造物	
14		北高禅師墓碑	(県指定) 史跡	史跡	岩村田
		龍雲寺	(県指定)	建造物	
15	岩尾城跡		(県指定) 史跡	史跡	鳴瀬
16	平賀氏城跡		(県指定) 史跡	史跡	常和
17		大井城跡（王城・黒岩城）	(県指定) 史跡	史跡	岩村田
		王城のケヤキ	(県指定) 天然記念物	天然記念物	
18	広川原の洞穴群		(県指定) 天然記念物	天然記念物	田口
19	五郎兵衛用水跡		(県指定) 史跡	史跡	望月・浅科地区
20	平尾大社本殿		(市指定) 有形文化財	建造物	上平尾
21	旧大沢小学校		(市指定) 有形文化財	建造物	大沢
22	倉沢薬師堂		(市指定) 有形文化財	建造物	前山
23	大梅禅師墓碑		(市指定) 史跡	史跡	内山
24	鶴縄沢端一里塚東塚		(市指定) 史跡	史跡	岩村田
25	安原大塚古墳		(市指定) 史跡	史跡	安原
26	北西ノ久保の石造塔婆群		(市指定) 史跡	史跡	岩村田
27	正楽院の供養塔		(市指定) 史跡	史跡	平賀
28	前山城跡		(市指定) 史跡	史跡	前山
29	皎月原		(市指定) 名勝	名勝	小田井
30	麓の峰古墳群		(市指定) 史跡	史跡	根岸
31	後沢遺跡		(市指定) 史跡	史跡	小宮山
32	白山神社イチマの古樹		(市指定) 天然記念物	天然記念物	常和
33	野沢町の女男木		(市指定) 天然記念物	天然記念物	野沢
34	お神明の三本松		(市指定) 天然記念物	天然記念物	小田切
35	蛇塚古墳		(市指定) 史跡	史跡	臼田
36	幸神古墳群		(市指定) 史跡	史跡	田口
37	西の窪 19 号古墳		(市指定) 史跡	史跡	入沢
38	滝秩父礼所観音石仏		(市指定) 有形文化財	石造物	湯原
39	水落観音院石仏		(市指定) 有形文化財	石造物	田口
40	磨崖石仏群		(市指定) 有形文化財	石造物	三分
41	姫の石仏		(市指定) 有形文化財	石造物	下小田切
42	大日宝塔		(市指定) 有形文化財	建造物	三分
43	キレハエビラシダ		(市指定) 天然記念物	天然記念物	小田切
44	龍岡瀧高札場		(市指定) 有形文化財	建造物	田口

No.	名称		備考		所在地
45	吉祥寺山門		(市指定) 有形文化財	建造物	入沢
46	大高諏訪神社本殿		(市指定) 有形文化財	建造物	入沢
47	三条神社本殿		(市指定) 有形文化財	建造物	入沢
48	黒沢家 コナラ		(市指定) 天然記念物	天然記念物	湯原
49	児落嶋峰天然カラマツ		(市指定) 天然記念物	天然記念物	入沢
50	五輪塔群		(市指定) 有形文化財	石造物	塩名田
51	塩名田本陣跡		(市指定) 史跡	建造物	塩名田
52	石仏十王像		(市指定) 有形文化財	石造物	御馬寄
53	御馬寄古城跡		(市指定) 史跡	史跡	御馬寄
54	勝手神社	山の神祠	(市指定) 有形文化財	石造物	御馬寄
		ケヤキの木	(市指定) 天然記念物	天然記念物	
55	関所破りの桜		(市指定) 天然記念物	天然記念物	甲
56	中山道一里塚跡		(市指定) 史跡	史跡	甲
57	土合一号古墳		(市指定) 史跡	史跡	甲
58	火の雨塚古墳		(市指定) 史跡	史跡	桑山
59	八幡宿本陣跡		(市指定) 史跡	史跡	八幡
60	野馬除け柵跡		(市指定) 史跡	史跡	御牧原
61	虚空蔵のろし場跡		(市指定) 史跡	史跡	矢島
62	矢島道祖神		(市指定) 有形文化財	石造物	矢島
63	矢島の五輪塔		(市指定) 有形文化財	石造物	矢島
64	兜山古墳		(市指定) 史跡	史跡	八幡・蓮田
65	入新町百番観音石仏群		(市指定) 有形文化財	石造物	春日
66	城光院の石造（庚申塔・十王像・宝篋院塔）		(市指定) 有形文化財	石造物	望月
67	福王寺	石造庚申塔	(市指定) 有形文化財	石造物	協和
		ヒイラギ	(市指定) 天然記念物	天然記念物	
68	月輪寺跡の石造笠塔婆		(市指定) 有形文化財	石造物	印内
69	天神の元祿の双対道祖神		(市指定) 有形文化財	石造物	協和
70	入布施の石造片手合掌双対道祖神		(市指定) 有形文化財	石造物	布施
71	牧布施の石造庚申塔		(市指定) 有形文化財	石造物	布施
72	下吹上遺跡		(市指定) 史跡	史跡	協和
73	中山道		(市指定) 史跡	史跡	布施・望月・茂田井
74	王塚古墳		(市指定) 史跡	史跡	協和
75	山の神のコナラ群		(市指定) 天然記念物	天然記念物	春日
76	小野山家のエドヒガン		(市指定) 天然記念物	天然記念物	春日
77	蓮華寺のスギ		(市指定) 天然記念物	天然記念物	春日
78	大井家のエドヒガン		(市指定) 天然記念物	天然記念物	協和
79	昭和百番観音石仏象			石造物	印内
80	明泉寺石仏群			石造物	善坂
81	大開伽流石仏群			石造物	志賀
82	鼻顔稲荷神社			建造物	岩村田
83	びんころ地蔵			石造物	原
84	大伴神社			建造物	望月
85	豊川稲荷神社			建造物	望月
86	大沢酒造(株)			建造物	茂田井
87	五本木のしだれ桜			樹木	根岸
88	長野牧場の桜並木・白樺並木			眺望	新子田
89	内山峽			眺望	内山
90	ハイウェイオアシス・バラダからの眺望			眺望	上平尾
91	長野牧場から眺める浅間山			眺望	新子田
92	五郎兵衛新田から眺める浅間山			眺望	甲
93	春日溪谷			眺望	春日

出典：佐久市景観計画

(8) 現況特性のまとめ

ア 人口

- ・人口減少に加え、若年層の市外流出なども影響し、高齢化率が上昇傾向にあります。
- ・人口密度の高いエリアは、用途地域内を中心に分布していますが、用途地域の周縁部でやや人口密度が高くなっており、人口の拡散傾向が見られます。
- ・D I D面積が横ばいとなる一方、D I D内人口密度は低下し、市街地の低密化が進行しています。

イ 産業

- ・第1次、第2次産業が減少し、第3次産業の就業人口は60%以上に達しています。
- ・製造品出荷額及び従業者数は、近年はほぼ横ばいに推移していますが、年間商品販売額及び従業者数は減少傾向にあります。

ウ 土地利用

- ・岩村田、中込中央区、中込・野沢、臼田と連続した市街地が形成されており、浅科地域、望月地域には、中山道沿道に市街地が形成されています。
- ・行政区域に対して都市計画区域の割合は44.7%（用途地域3.3%）となっています。
- ・用途地域内では、自然的土地利用が19.8%、都市的土地利用が80.2%を占め、行政区域全体では、自然的土地利用が87.6%（山林63.6%）、都市的土地利用が12.4%となっています。
- ・都市計画区域内において、農業振興地域の白地地域や地域森林計画対象民有林など、法令上土地利用の転換が比較的容易な区域が多く分布しています。

エ 都市基盤*施設

- ・土地区画整理事業は、施行区域全体で167.1ha、施行区域は用途地域に対して約11.9%を占めています。
- ・都市計画道路は、39路線のうち19路線の整備が完了しています。
- ・都市公園は、52箇所、約87.7haの公園が整備されています。
- ・公共下水道は、佐久市公共下水道と南佐久公共下水道の2つが都市計画決定され、事業が推進されています。市内全体の水洗化の状況は92.8%となっています。

オ 交通

- ・ J R 小海線の 1 日あたりの駅別乗車人員は、北陸新幹線との接続駅である佐久平駅で増加傾向にあるものの、そのほかの駅については、ほぼ横ばいもしくは微減となっています。
- ・ バス路線は、民間バス事業者が運行する自主運行路線と、市民の移動手段を確保するため市が赤字補填を行って維持している廃止代替バス、市が民間事業者に委託して運営している市内循環バス及びデマンドタクシーがあります。

カ 自然・歴史

- ・ 浅間山、蓼科山、荒船山など美しい山並みに囲まれています。
- ・ 古くからのまちなみは、中山道、佐久甲州街道を軸に発展し、当時の面影を一部に残しています。

2 佐久市の課題

(1) 佐久市を取り巻く社会的動向

ア 少子高齢化、人口減少の急速な進行

わが国の人口は、平成27年国勢調査において、大正9年の調査開始以来、初めて減少に転じました。国立社会保障・人口問題研究所*によると、今後も全国的に少子高齢化、人口減少が進行する見込みで、一貫して人口増加を続けてきた本市においても同様に人口減少が進み、地域の活力が低下するおそれがあります。

イ 価値観、ライフスタイルの多様化

共働き世帯の増加や核家族化の進行などに加え、高速交通網や情報通信技術の発達により、時間や場所にとらわれない働き方や暮らし方を選択する人が増加し、価値観やライフスタイルの多様化が進んでいます。生活者一人ひとりのニーズに対応した住環境整備や、人とのつながりを重視した地域づくりが求められています。

ウ 安心・安全を求める意識の高まり

本市にも大きな被害を及ぼした平成26年の豪雪災害のほか、平成23年の東日本大震災・長野県北部地震災害、平成26年の御嶽山噴火災害・長野県神城断層地震災害、平成27年の関東・東北豪雨災害、平成28年の熊本地震災害といった相次ぐ大規模災害の発生から、暮らしの安心・安全を求める意識が高まっています。

エ 地球環境問題、エネルギー問題の深刻化

地球温暖化をはじめとする環境問題やエネルギー問題は、自然災害の発生や、農作物の生育不全、健康へのリスクといった身近な生活環境への影響が懸念されています。節電などの一人ひとりができる取組を進めることが重要であるとともに、エネルギー自給率の向上、安定的なエネルギー供給、温室効果ガスの排出量削減などの観点から、再生可能エネルギーのさらなる利用が求められています。

オ 持続可能な「機能集約・ネットワーク型まちづくり」の推進

少子高齢化、人口減少が進む中、特に地方都市においては、地域の活力を維持するとともに、日常生活に必要な医療、福祉、子育て、商業などの生活サービス機能や行政の窓口が住まいの身近にある、あるいは公共交通などにより容易にアクセスできる集約型のまちづくりを進めることが重要となっています。

(2) 近年の佐久市の動向

ア 地域の特徴を生かした個性ある「機能集約・ネットワーク型まちづくり」の推進

少子高齢化、人口減少を克服し、持続可能な都市として今後も佐久市らしい住環境を維持していくためには、日常生活に必要な機能が集積する拠点が相互に連携した「機能集約・ネットワーク型まちづくり」を推進する必要があります。

このため、平成28年度には「佐久市立地適正化計画」及び「佐久市地域公共交通網形成計画」を策定し、これらの運用により、地域の特徴に応じた土地利用や公共交通ネットワークの構築に向けた取組が始まっています。

また、佐久平駅南地区の都市的土地利用や臼田地域における健康や医療、福祉に着目したまちづくりなど、地域の特徴を生かしたプロジェクトが進行するほか、空き家バンクや移住促進プランによる定住・交流人口の創出など、幅広い取組が展開されています。

イ 高速交通網の拡充と新たな広域交流拠点の創出

本市は、北陸新幹線や上越自動車道、中部横断自動車道といった高速交通ネットワークの充実により、交流とにぎわいのある新たな文化発祥都市を目指して発展を遂げてきました。

平成30年には、中部横断自動車道が八千穂高原インターチェンジまで開通するとともに、平成34年度には、北陸新幹線金沢―敦賀間の開通が見込まれており、本市を取り巻く高速交通ネットワークは一層充実する見込みです。

また、中部横断自動車道佐久南インターチェンジに近接して道の駅「ヘルシーテラス佐久南」が開設され、農林水産業をはじめとする地域産業の振興や、広域交流の拠点としての役割を担うほか、佐久臼田インターチェンジ周辺においては、本市の産業振興に資するため、新たな工業団地の整備に向けた取組が進められています。

加えて、佐久平駅南地区についても、北陸新幹線佐久平駅をはじめ、上信越自動車道佐久インターチェンジや中部横断自動車道佐久中佐都インターチェンジからのアクセスが容易であることなどを踏まえて、平成29年度に用途地域を指定しました。今後は、本市の新たな玄関口として、また、佐久広域圏の交流拠点として、商業系や住居系の都市的土地利用を推進することで、さらなる発展が期待されています。

ウ 健康長寿のまちづくりのさらなる推進

本市では、平成23年に「世界最高健康都市構想」を策定し、全国有数の健康長寿のまちとして、地域完結型医療体制の構築や行政と医療機関、市民の協働による地域保健予防活動の充実といった様々な取組を展開してきました。

また、臼田地域では、佐久総合病院の再構築を新たなまちづくりの機会と捉え、佐久総合病院本院などとの連携のもと、平成28年に開設された「佐久市臼田健康活動サポートセンター（うすだ健康館）」を拠点に位置付け、地域の特徴である健康や医療、福祉に着目したまちづくりが推進されています。

平成27年度には地方創生*の観点から「佐久市生涯活躍のまち構想*」を策定し、大都市からの中高年齢者などの移住の受け皿として、利便性重視の「都市型」と生きがい重視の「農村型」の2形態（佐久平駅周辺地区や臼田地区などをそれぞれ想定）の「生涯活躍のまち」を提示するなど、健康長寿のまちづくりの新たな展開が図られています。



佐久市臼田健康活動サポートセンター（うすだ健康館）

(3) 市民意向の把握

ア 第二次佐久市総合計画市民アンケート調査（平成 28 年 1 月実施）

市への要望や施策としては、「保健・医療・福祉」の充実への期待が大きく、また、道路や公園などの都市基盤整備についても力を入れるべきという意見が多くなっています。

【都市基盤整備分野で力を入れるべき施策】（上位 5 項目）

- ・道路の整備（新設、改良、舗装）を進める … 38.3%
- ・路線バスのダイヤ変更や再編などの公共交通の見直しを進める … 27.3%
- ・市街地やその周辺での土地の有効利用（区画整理など）を進める … 21.7%
- ・公園・緑地・広場などの整備を進める… 20.1%
- ・無秩序な開発を防止するために土地利用の規制を行う … 19.2%

【将来の佐久市像】（上位 5 項目）

- ・保健・医療・福祉が充実した健康長寿のまち … 48.1%
- ・道路・公園・住宅などが整備された便利で快適なまち … 22.2%
- ・豊かな自然と調和した農林水産業が盛んなまち … 21.4%
- ・子育て支援が充実したまち … 21.0%
- ・教育環境が整備され、青少年の健全育成や人材育成が盛んなまち … 20.6%

イ 「第二次佐久市都市計画マスタープラン」の策定に係る市民アンケート調査

（平成 28 年 11 月実施）

都市景観や田園風景の豊かさ、医療・介護・福祉関連施設の利用しやすさなどについての満足度は高く、佐久市ならではの「暮らしやすさ」が広く認識されている一方、歩きやすい道路の整備や、公共交通機関のサービス水準の向上といった要望も多くなっています。

【地区の暮らしやすさや周りの環境について】

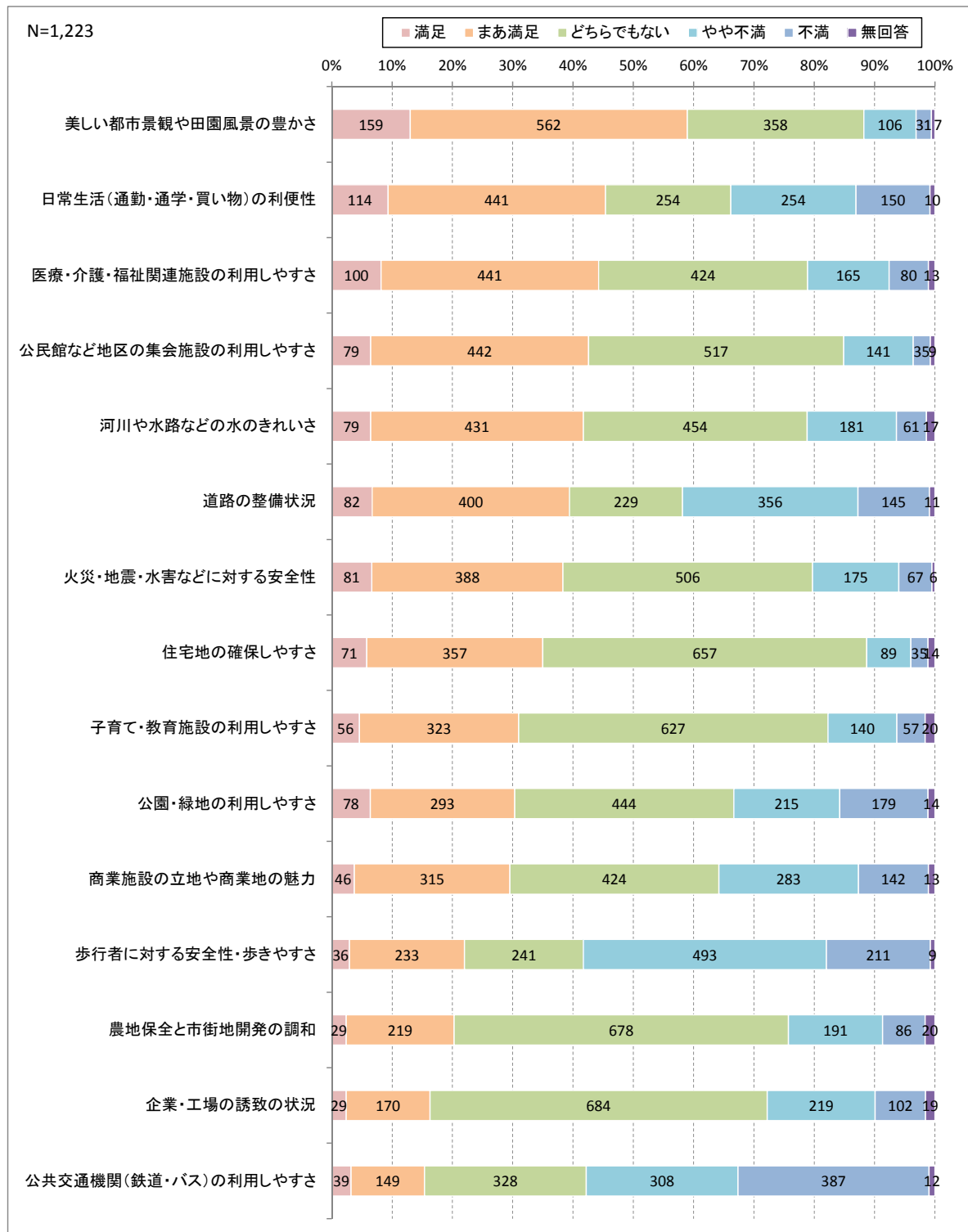
（満足度の高い上位 5 項目 ※「満足」「やや満足」と回答した人の合計）

- ・美しい都市景観や田園風景の豊かさ … 58.9%
- ・日常生活（通勤・通学・買い物）の利便性 … 45.4%
- ・医療・介護・福祉関連施設の利用しやすさ … 44.2%
- ・公民館など地区の集会施設の利用しやすさ … 42.5%
- ・河川や水路などの水のきれいさ … 41.7%

（満足度の低い下位 5 項目 ※「やや不満」「不満」と回答した人の合計）

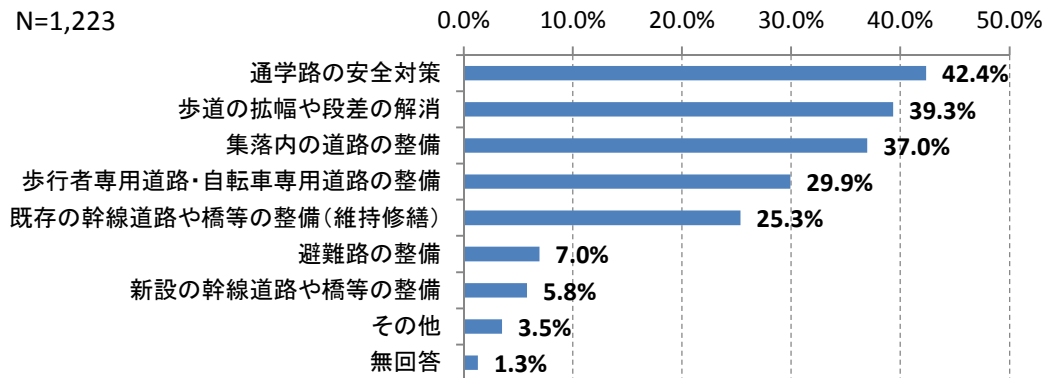
- ・歩行者に対する安全性・歩きやすさ… 57.6%
- ・公共交通機関（鉄道・バス）の利用しやすさ… 56.9%
- ・道路の整備状況… 41.0%
- ・商業施設の立地や商業地の魅力… 34.8%
- ・日常生活（通勤・通学・買い物）の利便性… 33.0%

【住んでいる地区の暮らしやすさや周りの環境についての満足度】



【道路の整備について重視すべきことについて】

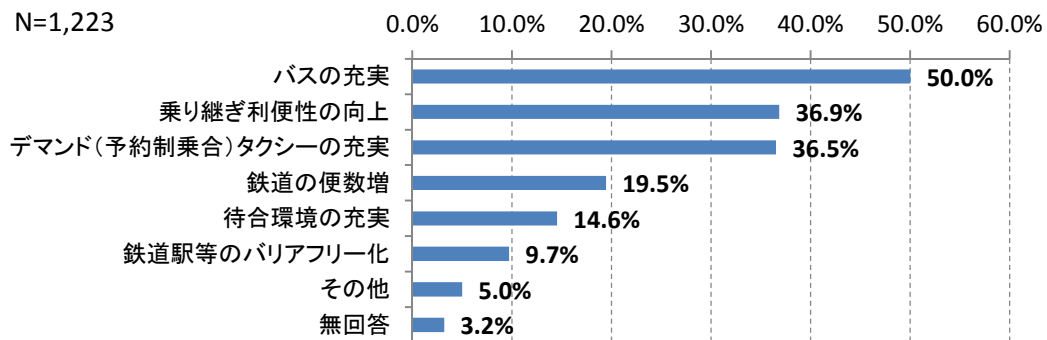
N=1,223



☞ 身近な道路整備や歩行環境・自転車利用環境の向上が求められています。

【公共交通機関の整備について重視すべきことについて】

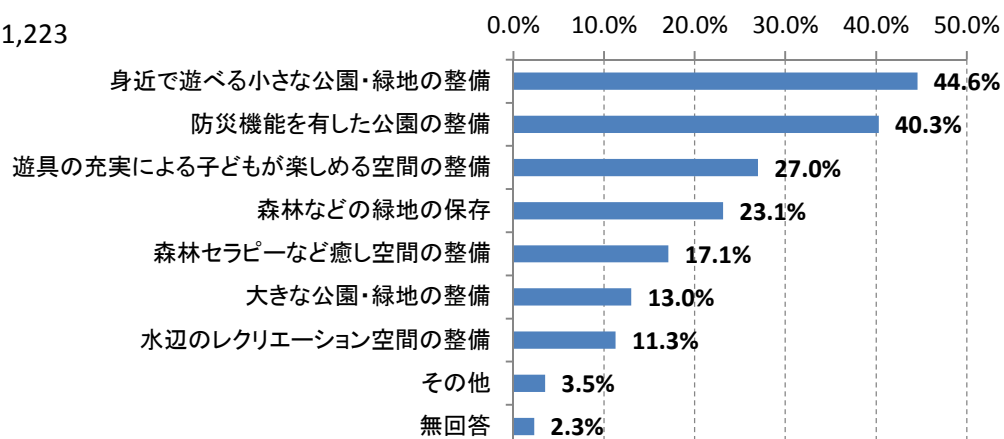
N=1,223



☞ バス・デマンドタクシーなど公共交通の利便性向上が求められています。

【公園・緑地の整備について重視すべきことについて】

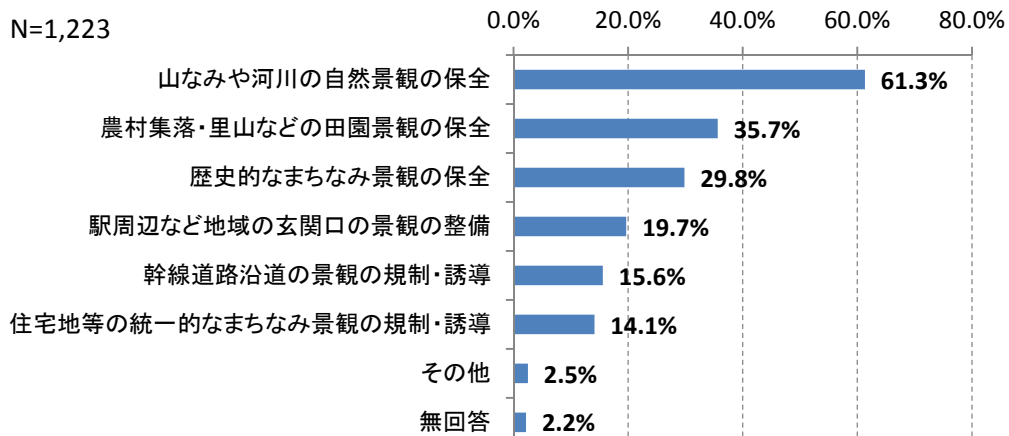
N=1,223



☞ 身近な公園や防災機能を有した公園の整備などが求められています。

【良好な景観育成について重視すべきことについて】

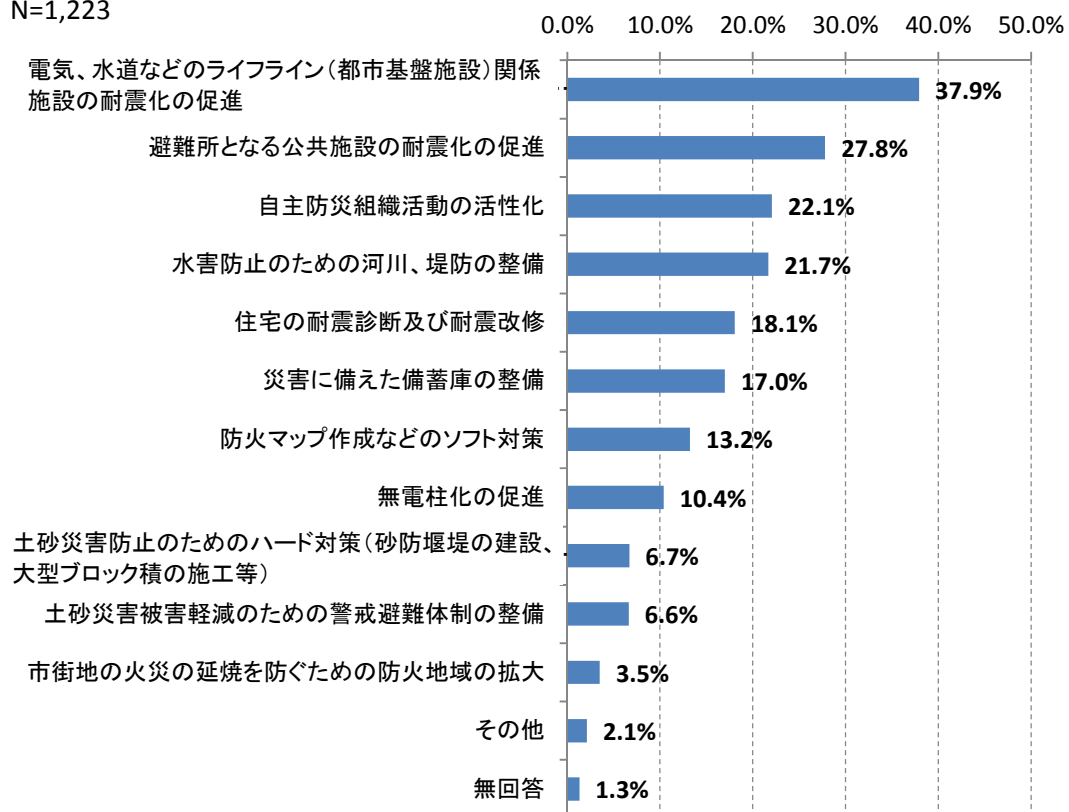
N=1,223



☞ 自然景観や歴史景観の保全が求められています。

【地震や大規模災害に備え、優先し取り組むべきことについて】

N=1,223



☞ 都市基盤施設や公共施設の耐震化が求められています。

(4) 佐久市の都市づくりの課題

ア 地域の特徴を生かした土地利用の推進

急速な人口減少は、地域経済の停滞など負の影響をもたらし、さらなる人口減少につながるおそれがあります。本市においても、本格的な人口減少社会の到来にあたり、持続的に発展し続ける都市の実現が大きな課題となっています。

人口減少を克服し、多くの人々に「選ばれるまち」を目指すためには、今後も快適で豊かな住環境を維持するとともに、地域資源に着目した特徴ある発展を目指していく必要があります。

このようなことから、本市の強みである高速交通網や医療・健康・福祉のさらなる充実を目指すとともに、歴史・文化や自然環境などの特徴を生かした、佐久市ならではのまちづくりに取り組むことが重要です。

イ 環境・景観への配慮と適切な開発誘導

本市は、豊かな自然環境に恵まれた田園・丘陵・山地エリアと、市民の日常生活を支える市街地エリアにより構成されています。しかし近年では、無秩序な開発による低密度な市街地の拡散が進み、田園風景の改変や営農環境の悪化など、ゆとりと利便性が共存する本市らしい住環境の悪化が懸念されます。

都市的土地利用と自然や農業が調和した土地利用を推進するために、無秩序な市街化を抑制するとともに、良好な環境を保全し、将来に継承するための環境共生型のまちづくりに取り組む必要があります。また、美しい山並みを背景とする田園風景や歴史あるまちなみなどの景観資源の保全・育成に取り組む必要があります。

あわせて、地域の活性化や産業振興につながる開発については、適切な指導の下に誘導するなど、市土の特性を踏まえた総合的かつ計画的な土地利用を図る必要があります。

ウ 安全で快適に暮らせる都市基盤整備

全国的に大規模災害の発生が相次ぐ中、災害の少ない本市においても災害に強いまちづくりは重要な課題となっています。

地震や水害といった災害発生時の安全を確保するためには、建築物の耐震化を促進するとともに、国・長野県などと連携し、森林整備や河川改修、市街地の雨水排水施設の整備と適切な維持管理など、ハード面の整備を進める必要があります。

また、誰もが快適に安心して暮らすことのできる住環境の整備を図るため、バリアフリー*・ユニバーサルデザインの理念を生かしたまちづくりを進めるとともに、地域の居場所や交流の場となる公共空間づくりに取り組むことが重要です。

さらに、温暖化をはじめとする環境問題に対応し、持続可能な社会の構築を目指すため、環境負荷の少ない循環型まちづくりに取り組む必要があります。

エ 都市機能の集約とネットワークの構築

人口減少が進展すると、日常生活に必要な商業、医療などの生活サービス水準を確保することが困難になるおそれがあります。そのため、機能集約型のまちづくりを推進することにより、今後も利便性が高く快適な住環境を維持し続けられるまちを実現することが求められます。

本市においては、合併前の旧市町村の中心的な市街地を地域の核としてまちなみが広がる多核型の都市構造が形成されているため、このことを前提として、地域の拠点性を高めるとともに、特徴ある発展を支える都市基盤整備を推進する必要があります。

また、拠点と集落などを効果的につなぐため、公共交通などによる地域間ネットワークの構築に取り組む必要があります。

オ 産業振興と地域社会を支える環境整備

長引く経済の低迷などにより、製造品出荷額や商品販売額などは減少傾向にあります。このような厳しい局面において、地域産業の活性化を図るためには、本市の特性である健康、医療、福祉に着目した新たな産業の創出や、交通結節都市としての優位性を生かした産業振興に取り組む必要があります。

また、少子高齢化や若い世代の都市部への流出は、地域の活力やコミュニティ機能の低下を招くことが懸念されており、公共交通などによる地域間ネットワークを維持するとともに、「小さな拠点」などの取組により、用途地域外における主要集落などの拠点性を確保し、現在の暮らしやすさや地域の活力が失われないよう努める必要があります。

カ 健康長寿の取組と一体となった都市政策の展開

本市は、地域医療体制の充実や保健予防活動の推進により、全国有数の健康長寿のまちとして知られています。これを本市の強みとして、都市計画を含む幅広い分野の施策に生かすことで、子どもから高齢者まで全ての市民が健康で豊かに暮らせるまちづくりを進める必要があります。

また、誰もが安心して質の高い暮らしを営むために、ユニバーサルデザインによるネットワークの構築など、施設整備の面で配慮を払うとともに、自家用車に過度に依存することなく歩いて暮らせる環境の整備や、憩いの場・交流の場となる公園・緑地の整備、自転車走行環境の整備など、市民の健康を促すまちづくりが求められます。

第2章 将来都市像

1 都市づくりの基本理念と目標

(1) 都市づくりの基本理念

社会が成熟に向かう中で、経済的な豊かさや物質の量的充足だけでなく、心の豊かさや暮らしの質の向上が、より一層求められています。

「第二次佐久市総合計画」においては、本市を取り巻く様々な環境の変化を踏まえ、「まち」と「ひと」が好循環する「まちづくり」を実現するため、以下の3点を「まちづくりの基本理念」としています。

第二次佐久市総合計画におけるまちづくりの基本理念

- ・「市民の実感から始まり、実感に結びつく」まちづくり
- ・「ひとと地域の絆をさらに強め、広げる」まちづくり
- ・「新しい発展の可能性に挑戦する」まちづくり

本計画においては、このような「第二次佐久市総合計画」の基本理念を継承するとともに、都市計画の視点からみた長期的なまちづくりのあり方を展望し、以下のとおり「都市づくりの基本理念」を定めます。

なお、この基本理念については、「佐久市立地適正化計画」における「まちづくりの目標」とも整合しています。

都市づくりの基本理念

- ア ライフスタイルに合わせた幸福や豊かさ、安心・安全、快適さが実感できる都市づくり
- イ 地域資源を生かした機能分担と連携による都市づくり
- ウ 優位な特性を伸ばし、新しい可能性に挑戦する都市づくり

ア ライフスタイルに合わせた幸福や豊かさ、安心・安全、快適さが実感できる都市づくり

全市民が、「暮らしやすい、暮らしてよかった」と思えるまちづくり、暮らしの中で幸福や豊かさ、快適さが実感できるまちづくりを目指します。

また、市内のどのような場所であっても暮らし続けることができるよう、地域コミュニティ*の維持・活性化につながる取組を推進するとともに、誰もが安全・安心で快適な日常生活を営むことができるような都市空間の形成に努めます。

あわせて居心地が良くにぎわいのある公共空間と地域の居場所づくり（プレイスメイキング）を目指します。

イ 地域資源を生かした機能分担と連携による都市づくり

まちの持つ可能性を最大限発揮させ、まちに活力をもたらすために、地域資源を生かしたまちづくりを推進します。そのために、地域において一定の拠点性を有する都市機能を、地域の質を高め特徴ある発展を支える核として位置付けるとともに、市街地の密度を高め、個性あふれる魅力的な拠点の形成を図ります。

また、各拠点への機能集約と平行して公共交通などによる地域間ネットワークの構築を図り、拠点と集落などを効果的につなぐ「機能集約・ネットワーク型まちづくり」を目指します。

ウ 優位な特性を伸ばし、新しい可能性に挑戦する都市づくり

交通結節都市としての優位性や、全国有数の健康長寿のまちを支える医療・健康・福祉の充実、全国トップクラスの日照時間を誇る良好な気候風土、災害の少ない土地柄など、本市の強みや特性を生かしたまちづくりを推進するとともに、国内外を問わず多くの人々に「選ばれるまち」を目指します。

また、将来を見据え、子どもや若者が夢や希望を抱けるようなまちづくりを目指すとともに、本市のみならず佐久広域圏の発展を牽引し、新たなまちの魅力を創出するために挑戦するまちづくりを目指します。

(2) 将来都市像

本市は、これまで培われてきた豊かな自然、文化と都市機能が調和した快適な生活環境や、固有の魅力や強みを磨き上げることで、本市に暮らす全てのひとが「暮らしやすい」「暮らして良かった」と思えるまち、心身ともに健やかに暮らせるまちを目指し、「第二次佐久市総合計画」において、将来都市像を「快適健康都市 佐久」と掲げ、副題を「希望をかなえ 選ばれるまちを目指して」と位置付けました。

本計画はこのような「第二次佐久市総合計画」の将来都市像を都市づくりの面から具現化することを目指すとともに、この将来都市像が長期にわたって目指すべき都市の理想像であることを踏まえ、前段で述べた都市づくりの理念を深化・展開させていく上での象徴として、これを共有し、本計画の将来都市像と位置付けます。

第二次佐久市総合計画における将来都市像

快適健康都市 佐久 ～希望をかなえ 選ばれるまちを目指して～

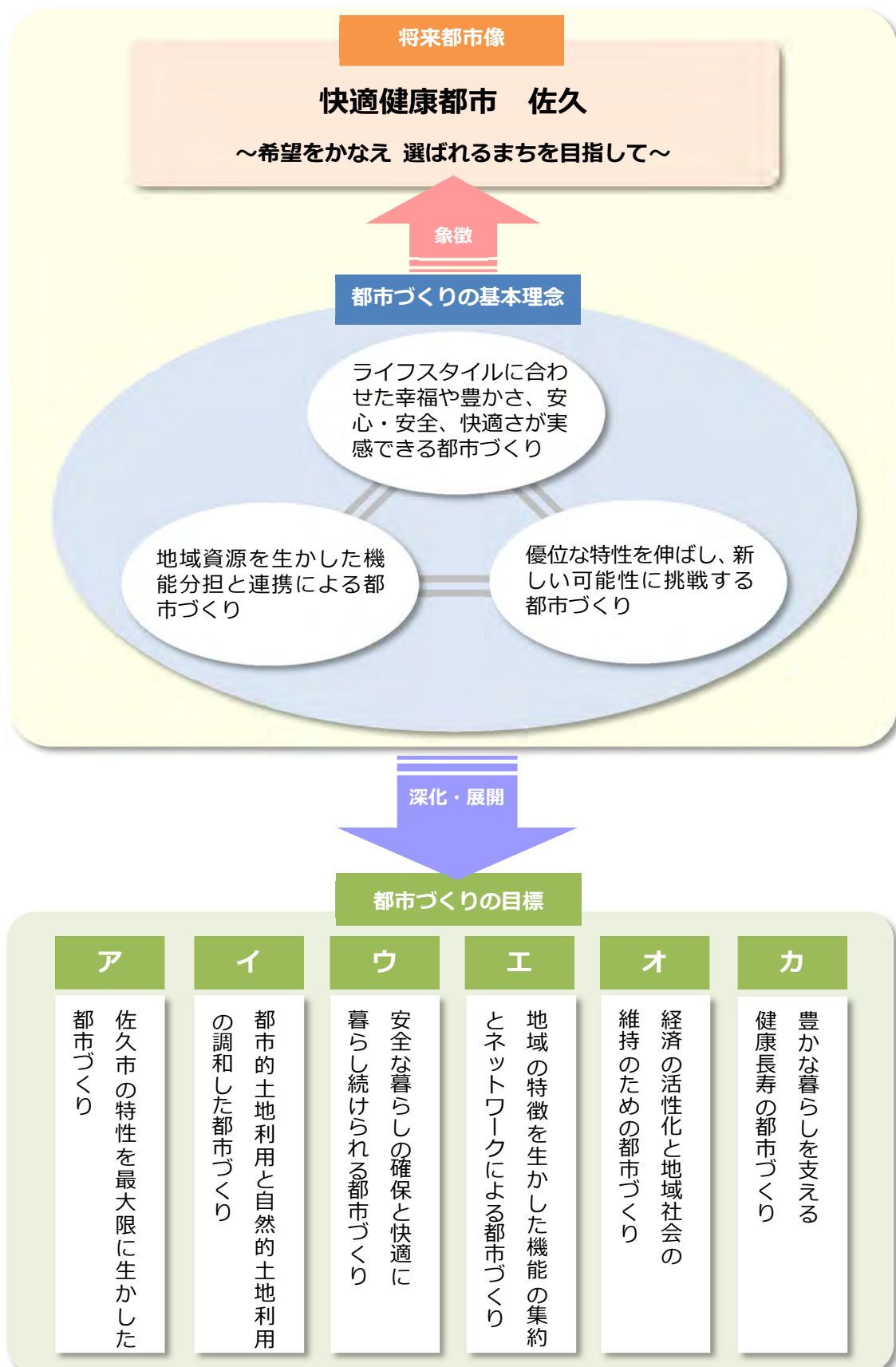
(3) 都市づくりの目標

都市づくりの理念、将来都市像を具体化するための目標として、「第二次佐久市総合計画」の土地利用構想を踏まえ、以下のとおり都市づくりの目標を定めます。

- ・交通結節都市としての優位性、医療・健康・福祉に関する都市機能の充実など、本市の強みや特性を最大限に生かした土地利用の推進と本市ならではのまちづくり
- ・本市らしい景観資源の保全に努めるとともに、無秩序な市街化を抑制するなど、都市と自然・農業との調和を確保
- ・地域の活性化につながる開発の誘導など、総合的かつ計画的な土地利用の推進
- ・良好な環境を将来に継承するための環境共生型まちづくりの推進
- ・災害への備えが十分で、安全な暮らしを保障する環境整備
- ・誰もが快適に安心して暮らすことができる身近な都市基盤の整備と心地よく過ごせる地域の居場所づくり（プレイスメイキング）の推進
- ・環境負荷の少ない循環型まちづくりの推進
- ・機能集約型のまちづくりにより、地域の拠点性を高め、特徴ある発展を支える都市基盤整備を推進するとともに、利便性の高い住環境を確保
- ・拠点、市街地、集落、その他の地域を効果的につなぐ地域間ネットワークの構築
- ・本市の特性を生かした新たな産業の創出や、交通結節都市としての優位性を生かした産業振興
- ・市内のどのような場所であっても暮らし続けることを保障するため、地域コミュニティや身近な暮らしを支える取組の推進
- ・健康長寿のまちとして、子どもから高齢者まで全ての市民が健康で豊かに暮らせるまちづくりの推進
- ・医療・健康・福祉が連携して必要な支援を行えるような都市基盤整備と健康を促すまちづくりの推進

都市づくりの基本理念、将来都市像、都市づくりの目標の関係を整理すると以下のとおりになります。

【都市づくりの概念図】



2 将来フレーム

本計画は、「第二次佐久市総合計画」及び「佐久市人口ビジョン」の将来人口を基本とし、以下のとおり将来フレームを設定します。

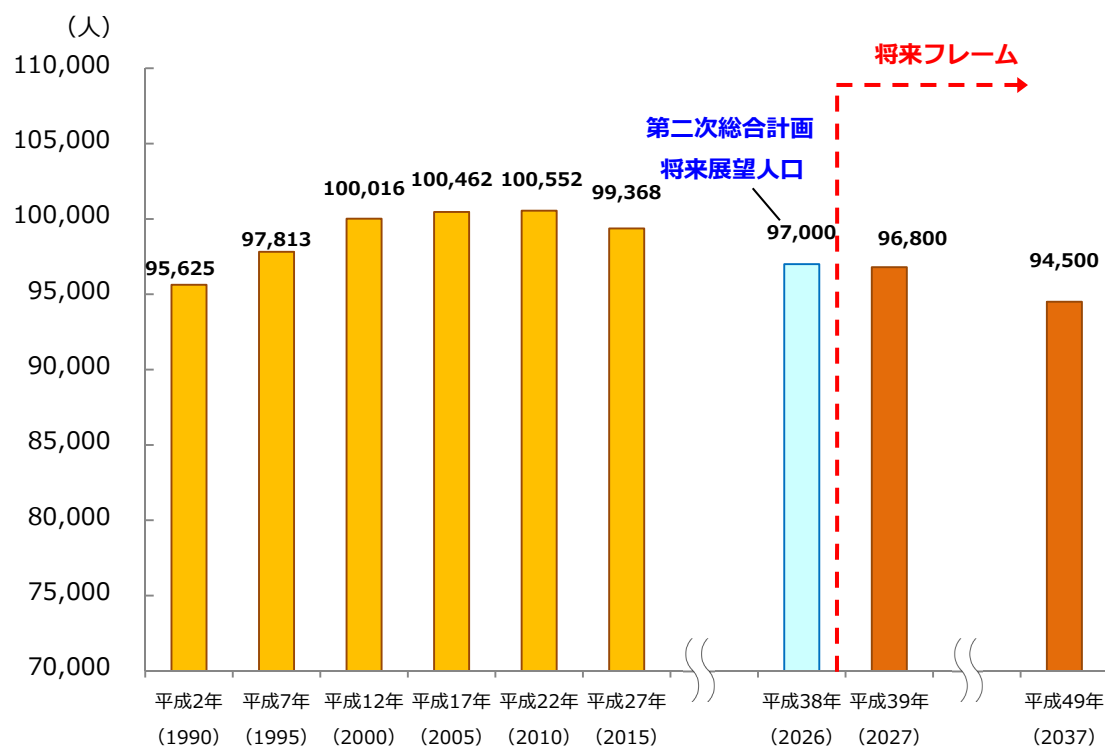
将来フレーム

- ・ 目標年度（平成49年）⇒94,500人
- ・ 中間年度（平成39年）⇒96,800人

※常に将来を見据え、「人口10万人を目指す」ことを念頭に、適時の施策を推進

なお、「第二次佐久市総合計画」においては、人口減少がこのまま推移した場合、計画期間の終期である平成38年には、94,000人まで減少すると推計されていますが、将来の人口減少を克服するため、出生数を増やすといった自然増と、転入数を増やすといった社会増に繋がる取組を推進することにより、将来推計より3,000人の人口減少を抑止し、97,000人とすることを将来展望人口として位置付けています。

【将来人口フレーム】



注：実績値は国勢調査による

将来フレームは「佐久市人口ビジョン」の将来人口シミュレーションにおける5年ごとの人口推移をもとに独自推計

3 将来都市構造

(1) 将来都市構造の基本的な視点

ア 将来都市構造の考え方

都市構造とは、土地利用や交通体系、拠点などの状況を踏まえ、市域全体の特性や骨格を概念的に表し、都市の姿をわかりやすく描いたものです。

本市の将来都市構造は、「軸」・「拠点」・「土地利用ゾーン」により構成するものとし、「軸」と「拠点」の考え方は、「佐久市立地適正化計画」における「機能集約・ネットワーク型まちづくり」とも整合しています。

イ 軸の展開の考え方

国道141号及びJR小海線に沿った形で、市内の各市街地を南北につなぐ「佐久都市連携軸」は、佐久広域圏の主軸であり、広域的には首都圏、北陸地方、東海地方へとつながる広域連携軸の一翼を担っています。

中山道に沿った形で市内の旧宿場町を東西につなぐ「中山道交流軸」は、歴史・文化的交流とともに、拠点同士の機能連携や役割分担のネットワークを構築する上での連携軸として位置付けます。

千曲川をはじめとする主要河川については、都市に潤いと安らぎをもたらす「水と緑」の軸として位置付けます。

ウ 拠点の展開の考え方

本計画においては、市街地や集落などにおける都市機能や生活利便施設*の集積を図るべき「まちなか拠点」、産業機能の集積を図るべき「産業拠点」、基幹的な公園・緑地である「緑の拠点」を設定します。

本市は中山道、佐久甲州街道の街道筋を中心に発展を遂げ、合併前の旧市町村の中心的な市街地を核としてまちなみが広がっています。このような中、佐久平駅周辺地区は、北陸新幹線佐久平駅の開業を契機として行われた土地地区画整理事業などにより、大規模商業を中心とした広域的な都市機能が集積しており、佐久広域圏を牽引するまちの核としてのポテンシャル*が著しく高まっています。一方、用途地域外においては、古くから地域の暮らしを支えてきた地域の拠点が点在しています。

このようなことから、「まちなか拠点」については、各拠点の性格や役割に応じて、拠点の分類を細分化し、佐久平駅周辺地区を「広域交流拠点」、用途地域内の各拠点を「中心拠点」、用途地域外の各支所の周辺地区を「地域拠点」、小学校の通学区など複数の集落が集まる地域の主要集落周辺を「コミュニティ拠点」と位置付けます。

一方、既存の工業団地、産業団地及び産業系の土地利用を促進すべきインターチェンジ周辺については、「産業拠点」として位置付けます。

また、都市における基幹的な公園・緑地については、市民の自然とのふれあいや憩いの場としてのみならず、市外からの来訪者を含めた交流や観光・レクリエーション

機能を併せ持った「緑の拠点」として位置付けます。

エ 土地利用ゾーンの展開の考え方

地域ごとの大まかな土地利用の特徴を踏まえ、「市街地ゾーン」、「田園ゾーン」、「丘陵ゾーン」、「山地ゾーン」の4つの土地利用ゾーンを設定します。

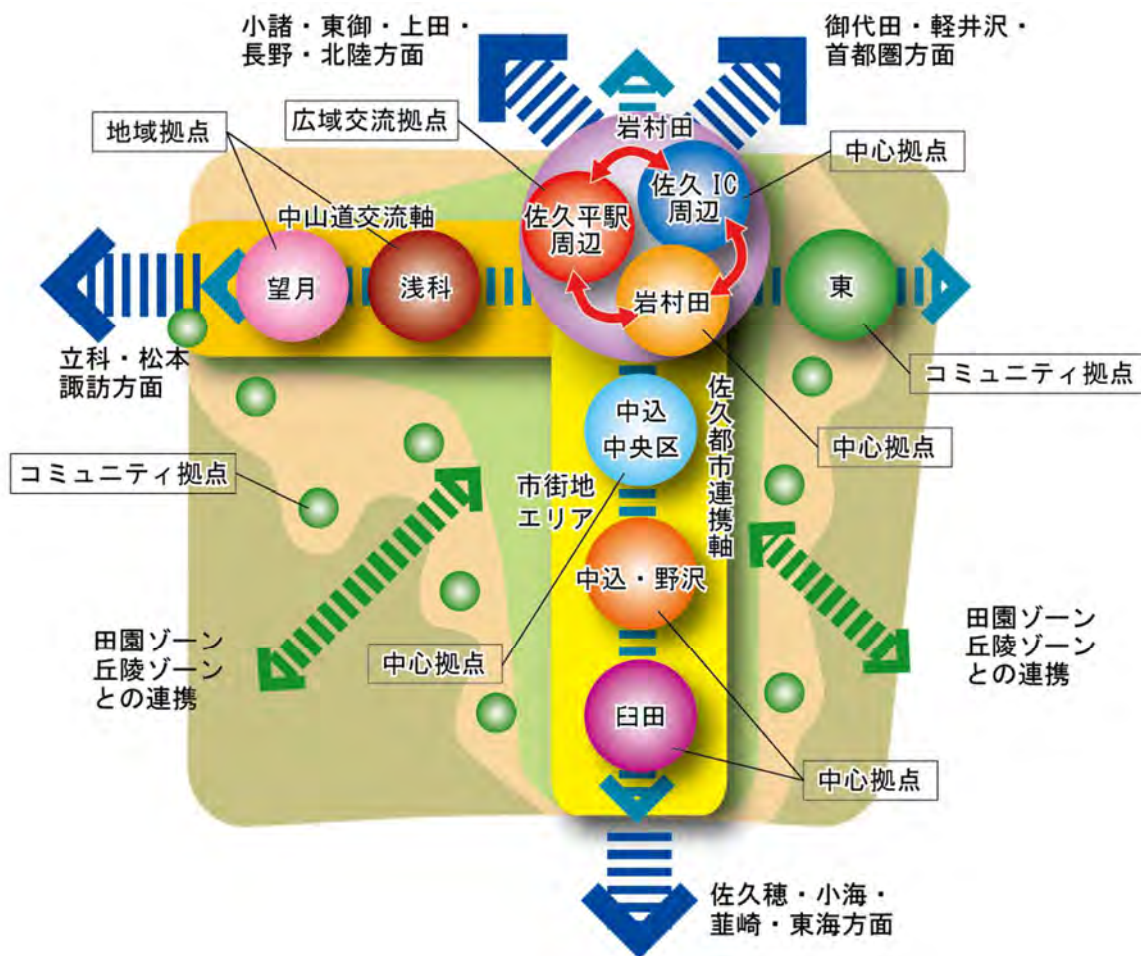
「市街地ゾーン」については、佐久都市連携軸上に展開する用途地域を主体とした市街地エリアを位置付け、市街地としての一体性を確保します。また、用途地域外ではありますが、中山道交流軸上に展開する浅科支所周辺地区、望月支所周辺地区を中心とした区域についても、市街地の集積状況を踏まえ、市街地ゾーンとして位置付けます。

「田園ゾーン」については、市街地ゾーンの外側に広がる既存集落、農地を主体としたエリアを位置付けます。

「丘陵ゾーン」については、おおむね都市計画区域内の既存集落、農地、山林を主体とした丘陵エリアを位置付けます。

「山地ゾーン」については、丘陵ゾーンの外郭を形成する山林を主体としたエリアを位置付けます。

【基本構成図】



(2) 都市の骨格となる都市軸の形成

都市の骨格となる

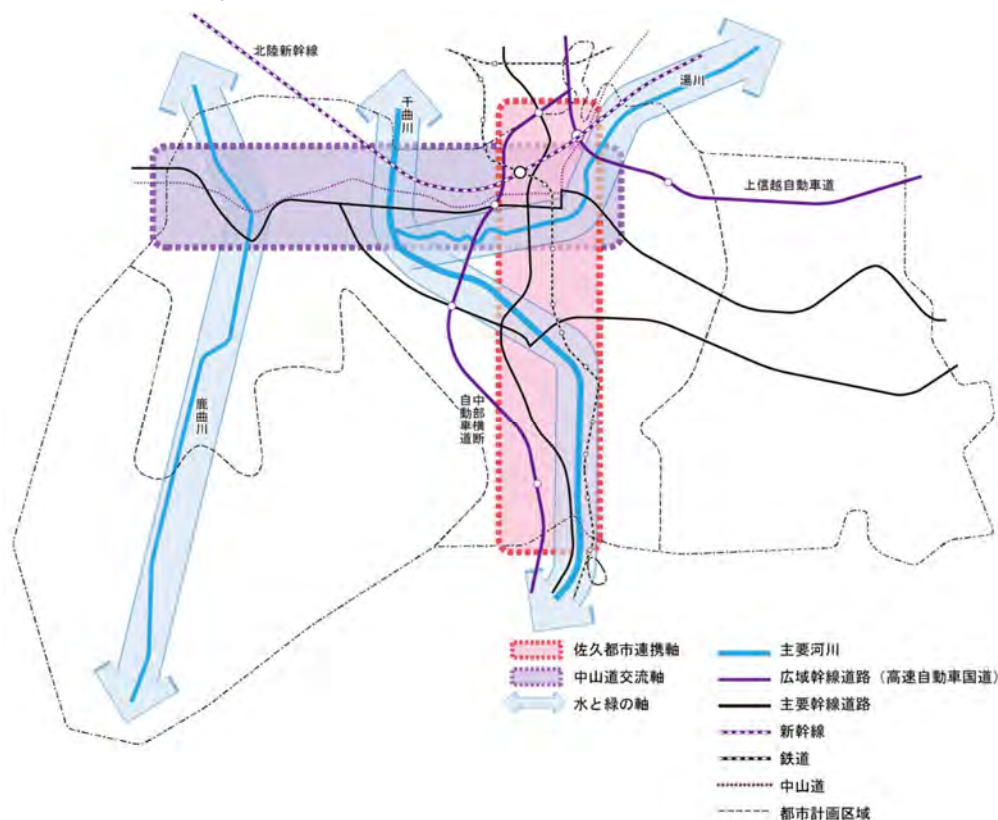
都市軸

ア 佐久都市連携軸：国道141号及びJR小海線に沿って市内市街地を南北につなぐ軸

イ 中山道交流軸：中山道に沿って市内の旧宿場町を東西につなぐ軸

ウ 水と緑の軸：主要な河川により形成される軸

【将来都市構想図（都市軸）】



ア 佐久都市連携軸

本市は、岩村田（佐久平駅周辺地区・岩村田地区・佐久インターチェンジ周辺地区）、中込中央区、中込・野沢、臼田の4つの市街地が南北に連なり一体的な市街地を形成しています。これらは、鉄道や主要幹線道路によりネットワークしており、本市の都市構造上の主軸として位置付けることができます。

また、小諸、佐久穂、小海などの市外の主要市街地をつなぐ佐久広域圏の圏域軸としても位置付けられるとともに、広域的には本市の東方に位置する首都圏や、北西に位置する北信地域から北陸地方、南方に位置する山梨県から東海地方へとつながる広域連携軸の一翼を担うものでもあります。

都市連携軸の強化により、市外を含む拠点相互の連携と圏域全体の活性化を図ることが可能となることから、鉄道・バスなどの公共交通の充実や、中部横断自動車道をはじめとする広域幹線道路（高速自動車国道）や主要幹線道路などの整備を促進し、連携と交流を支える地域間ネットワークの構築を図ります。

イ 中山道交流軸

日本橋（東京都）を起点に三条大橋（京都府）に至る中山道は、歴史的には軽井沢～沓掛（軽井沢町）～追分（軽井沢町）～小田井（御代田町）～岩村田～塩名田～八幡～望月～茂田井（間の宿）～芦田（立科町）の各宿場町をつなぐ軸であり、現在においては宿場町から発展したそれぞれの主要市街地をつなぐ歴史や文化にふれあう交流軸として位置付けられます。

そのため、この軸上に位置する拠点においては、市街地と位置付け、都市基盤整備を図るとともに、歴史的資源や文化的資源を保全・活用し、多様な交流を促進するネットワークの強化を図ります。

ウ 水と緑の軸

千曲川は佐久広域圏のみならず長野県を代表する河川であり、佐久平の景観の骨格を形成するとともに、市街地における身近な水辺空間でもあることから、水と緑の軸の主要素として位置付けます。

また、主要河川である湯川や鹿曲川についても、市街地に親水性の高い水辺空間をもたらすものとして水と緑の軸に組み込みます。



千曲川の清流

(3) 多様な性格を担う拠点の形成

多様な性格を 担う拠点

ア まちなか拠点：都市機能・生活サービス機能が集積した拠点

○広域交流拠点：市民全体にサービスを提供する高次都市機能*の集積拠点、
広域的なサービスを提供する拠点

○中心拠点：地域において一定の拠点性を有する都市機能の維持・充実を
図る拠点

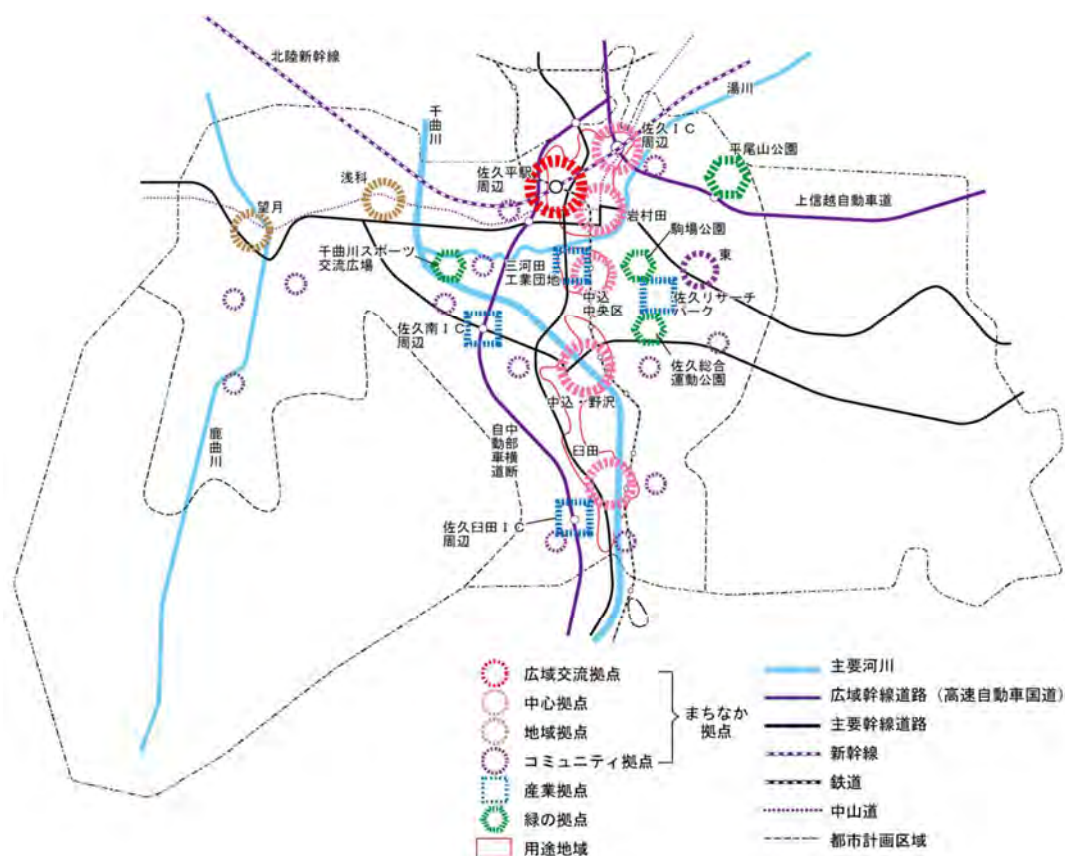
○地域拠点：中心拠点と同様に、地域において一定の拠点性を有する都市
機能の維持・充実を図る拠点

○コミュニティ拠点：主要集落を中心に既存の拠点性・地域コミュニティの
維持を図る集落の核

イ 産業拠点：既存工業団地・産業団地及び産業系の土地利用を促進すべきイン
ターチェンジ周辺など

ウ 緑の拠点：都市における基幹的な公園・緑地など

【将来都市構想図（拠点）】



ア まちなか拠点

まちなか拠点は、多様な都市機能が集積した都市の中心核や生活サービス機能が集積した地域の中心核を位置付け、それぞれの性格や役割に応じた機能集積を図ります。

○佐久広域圏を支える広域交流拠点

【佐久平駅周辺地区】

佐久平駅周辺地区については、本市の発展を牽引する地域であり、多様な高次都市機能の集積が見られることから、様々な魅力を発信し人の流れを呼び込む広域交流拠点と位置付けます。

また、広域交通網の結節点である強みを生かし、市域を越えた広域的なサービスを提供する拠点として、岩村田地区や佐久インターチェンジ周辺地区と一体となった拠点形成を図ります。

佐久平駅南地区については、商業系などの都市的土地利用を進め、市民生活の利便性の向上と、交流人口の創出を目指します。

○市街地の核となる中心拠点

【岩村田地区】

中山道岩村田宿の歴史的背景を持つ古くからの市街地が中核を占め、国や長野県の機関をはじめとする官公庁や高等学校が立地するとともに、二次医療圏*を担う医療機関や高齢者福祉・子育て・商業・金融などの生活サービス機能の集積が見られます。また、鼻顔稲荷神社などの神社仏閣や、佐久市子ども未来館などの文化施設も立地しています。

このようなことから、岩村田地区ならではの豊富な地域資源を生かし、地域の特徴ある発展を支える中心拠点と位置付け、佐久平駅周辺地区との連携のもと都市の拠点性を高める取組を推進します。

【佐久インターチェンジ周辺地区】

特別業務地区*の指定がなされているなど、高速交通ネットワークのポテンシャルを生かした工業・流通業務系の都市機能が集積しているほか、幹線道路の沿道には大型商業施設の集積が進んでいます。

このようなことから、首都圏や北陸地方などへの高速交通ネットワークの結節機能を有する中心拠点と位置付け、主に工業・流通業務系の土地利用を図ります。

【中込中央区地区】

市役所本庁や佐久消防署などの官公庁をはじめ、総合体育館・武道館・市民創錬センター・近代美術館などの高次都市機能が集積するとともに、高齢者福祉・商業・金融などの生活サービス機能の立地が見られます。また、専門医療と急性期医療*に特化した三次救急病院の位置付けがある佐久総合病院佐久医療センターが立地しています。

このような高次都市機能の集積状況を踏まえ、全市的・広域的な公的サービスを担う中心拠点と位置付け、都市の拠点性を高める取組を推進します。

【中込・野沢地区】

中込地区は、中込駅の開業を機に商店街が発展し、現在、小売業・サービス業を中心とした市街地が形成されているほか、中込駅に近接して多様な機能を持つ複合型公共施設「サングリモ中込」をはじめ、二次医療圏を担う医療機関や高齢者福祉・商業・金融などの生活サービス機能が集積しています。

野沢地区は、佐久甲州街道と富岡街道との結節点として古くから市街地が形成され、近年は「びんころ地蔵」を中心とした町おこしの取組が進んでいます。また、国や長野県の機関をはじめとする官公庁や商業・金融などの生活サービス機能の集積が見られるほか、高等学校や小・中学校の教育施設、保育所・幼稚園の子育て施設が高密度で立地しています。

このようなことから、両地区の豊富な地域資源を生かし、地域の特徴ある発展を支える中心拠点と位置付け、千曲川を挟んで相互に連携・補完しながら一体的な拠点形成を図るものとします。

【臼田地区】

南佐久郡の中心都市として古くから市街地が形成され、長野県の機関をはじめとする官公庁や高齢者福祉・子育て・商業・金融などの生活サービス機能の立地が見られます。また、農村医学の発祥の地として、佐久総合病院を中核に据えたまちづくりが注目を集めてきました。佐久総合病院の再構築を契機として、医療・健康・福祉が一体となった機能集約型のまちづくりが進展し、平成28年には地域の交流の拠点となる「佐久市臼田健康活動サポートセンター（うすだ健康館）」が開設されました。

このようなことから、臼田地区ならではの豊富な地域資源を生かし、地域の特徴ある発展を支えるとともに、佐久都市連携軸の南部に展開する中心拠点と位置付け、都市の拠点性を高める取組を推進します。

○地域拠点

【浅科地区（浅科支所周辺地区）】

中山道塩名田宿と八幡宿を中心に古くから市街地が形成され、それぞれに医療・高齢者福祉・商業などの生活サービス機能の一定の集積が見られます。公共施設についても、市浅科支所をはじめ、交流文化館浅科・浅科図書館・浅科保健センター・療育支援センター・浅科会館などが、地域性を踏まえた分散型の立地となっています。

このようなことから、これらの都市機能を相互に連携させ、機能強化を図るとともに、浅科地区ならではの豊富な地域資源を生かし、地域の特徴ある発展を支える地域拠点と位置付け、用途地域内の他の拠点と同様に、都市の拠点性を高める取組を推進します。

【望月地区（望月支所周辺地区）】

北佐久郡の中心都市として中山道望月宿を中心に古くから市街地が形成され、重要文化財真山家など、往時の雰囲気伝える歴史的な建造物が多く現存しています。

また、長野県の機関をはじめとする官公庁や、二次医療圏を担う医療機関や高齢者福祉・子育て・商業・金融などの生活サービス機能の集積が見られます。

このようなことから、望月地区ならではの豊富な地域資源を生かし、地域の特徴ある発展を支えるとともに、中山道交流軸の西部に展開する地域拠点と位置付け、用途地域内の他の拠点と同様に、都市の拠点性を高める取組を推進します。

○コミュニティ拠点

【東地区（市東出張所周辺地区）】

市東出張所や東会館、東小学校などの公共施設が立地しており、周辺には高齢者福祉や子育てなどの都市機能のほか、郵便局やＪＡ支所などの集積が見られます。

このようなことから、市東出張所周辺を東地区全体を支えるコミュニティ拠点と位置付け、現在の暮らしやすさを維持するとともに、地域の活性化に繋がる取組を推進します。

【その他の主要集落】

小学校の通学区など複数の集落が集まる地域においては、市出張所・公民館地区館・小学校・郵便局・ＪＡ支所、あるいは身近な生活利便施設の集積状況を踏まえ、その主要集落を中心にコミュニティ拠点と位置付け、現在の暮らしやすさを維持するとともに、地域の活性化に繋がる取組を推進します。

イ 産業拠点

産業拠点は、本市の中核的な工業・流通・産業振興の機能を担う工業団地や、産業振興に資する土地利用が見込まれるインターチェンジ周辺地区を位置付けます。

【三河田工業団地】

立地企業数が市内で最も多い代表的な工業団地として産業拠点に位置付け、既存工場などの立地を維持するとともに、企業誘致などを図り、産業振興に資する土地利用を推進します。

【佐久リサーチパーク】

主に研究開発系企業の誘致を目的とした市内最大の産業団地であり、本市の先端産業をリードする産業拠点として位置付けます。

【佐久南インターチェンジ周辺地区】

中部横断自動車道などの利用者の利便に供するとともに、農林水産業をはじめとする地域産業の振興を目的に整備された道の駅「ヘルシーテラス佐久南」を核として、地域経済の活性化や交流人口の創出を図るための産業拠点と位置付けます。

【佐久臼田インターチェンジ周辺地区】

本市の産業振興に資するため、新たな工業団地の整備に向けた取組が進められていることから、産業拠点として位置付けます。また、特定用途制限地域の指定に基づき、無秩序な土地利用を抑制します。

ウ 緑の拠点

緑の拠点は、都市の基幹的な公園・緑地として、「佐久市緑の基本計画」で総合公園及び運動公園（臼田総合運動公園は小規模なため除く）に分類されている公園を位置付けます。

【平尾山公園】

平尾山公園は、市民の憩いの場として機能充実を図るとともに、佐久平ハイウェイオアシス「パラダ」及び平尾温泉「みはらしの湯」との相互連携により、通年型の観光拠点として利用促進を図ります。また、森林の保健休養機能を生かした緑の拠点として位置付けます。

【駒場公園】

「創造の森」エリアと「創錬の森」エリア双方の機能充実を図るとともに、隣接する家畜改良センター茨城牧場長野支場と一体となった緑地帯を確保し、都市に安らぎ空間をもたらす緑の拠点として位置付けます。

【佐久総合運動公園】

マレットゴルフ場、第2種公認陸上競技場、公認野球場、クロスカントリーコースなどを具備した、市民のスポーツ・レクリエーション活動の拠点として、また、広域スポーツ交流の中核施設として緑の拠点に位置付けます。

【千曲川スポーツ交流広場】

県内屈指のロングホールを備えたマレットゴルフ場や野球場、サッカー場などの運動施設を中心とした、市民のスポーツ・レクリエーション活動の拠点として、また、佐久バルーンフェスティバルなどの広域イベントの開催会場として緑の拠点に位置付けます。



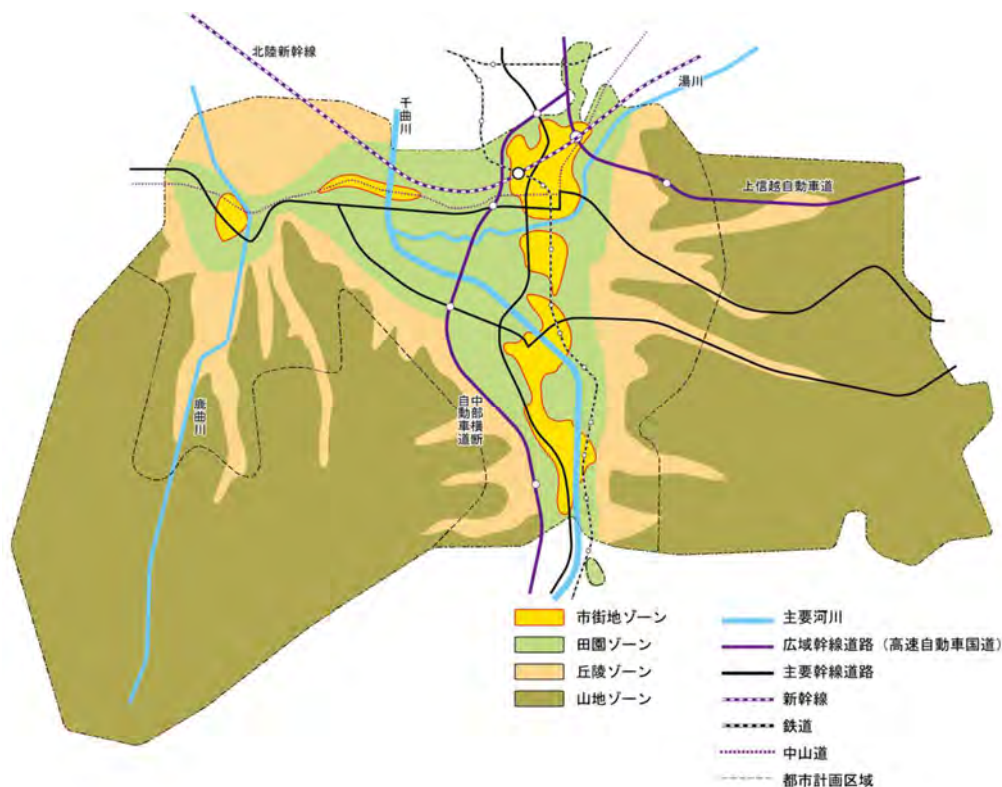
佐久総合運動公園

(4) 個性豊かな土地利用ゾーンの形成

個性豊かな 土地利用ゾーン

- ア 市街地ゾーン**：現行用途地域を主体とする市街地エリアを中心としたゾーン
- イ 田園ゾーン**：市街地の周囲に広がる既存集落、農地を中心としたゾーン
- ウ 丘陵ゾーン**：丘陵部に広がる既存集落と農地、山林との共生ゾーン
- エ 山地ゾーン**：佐久市の緑の骨格を形成するゾーン

【将来都市構造図（ゾーン）】



ア 市街地ゾーン

現行の用途地域を主体とする区域（岩村田地区、中込中央区地区、中込・野沢地区、白田地区）については、それぞれの市街地の成り立ちや、都市機能の集積状況、交通環境などの特徴に応じた良好な市街地形成を図るものとして、市街地ゾーンとして位置付け、都市の一体性を確保します。

また、浅科支所周辺地区、望月支所周辺地区を中心とした区域についても、既存のまちなみの集積状況を踏まえ、機能集積や居住誘導を図るための区域として、市街地ゾーンとして位置付けます。

このゾーンにおいては、住商工のバランスのとれた土地利用を図ることとし、住工混在の解消などによる良好な住環境の整備を進めるとともに、定住人口の増加を図ります。あわせて、低・未利用地*の有効活用を促進します。

イ 田園ゾーン

市街地の周囲に広がる田園地帯は、優良農地*を中心とした自然的土地利用が図られており、今後とも自然的土地利用を基本とした田園ゾーンとして位置付けます。

また、ゾーン内の山裾や街道沿いなどに点在する既存集落については、コミュニティ拠点を設定するなど、現在の暮らしやすさを維持するとともに、地域の活性化に資する取組を推進し、あわせて道路、公園、下水道などの暮らしを支える生活基盤施設の整備や、快適な住環境の確保を図ります。

ウ 丘陵ゾーン

田園と山地ゾーンの間地域は、丘陵部や河川沿いにおいて自然的土地利用が図られており、既存集落との共生による土地利用を基本とした丘陵ゾーンとして位置付けます。

このゾーンでは、既存集落内の生活基盤施設を維持するとともに、豊かな自然環境の下、温泉やレクリエーション施設が点在するなど、地域間交流を促す環境が整っていることから、移住関連施策との整合を図り、健康増進や自然・農業との調和を求めるライフスタイルの需要の受け皿と位置付けます。

エ 山地ゾーン

市域の外郭を形成する区域は、東部は荒船山、物見山及び八風山などの妙義荒船佐久高原国定公園地域に指定されており、南部から西部にかけては蓼科山・双子山などの八ヶ岳中信高原国定公園地域に指定されていることから、緑の骨格を形成する山地ゾーンとして位置付けます。

ゾーン内の豊かな自然環境や天然資源を保全・活用するとともに、地下水を地域共有の貴重な財産である「公水」と位置付け、健全な水循環と水源地の保全を図ります。

【将来都市構造図】



第3章 全体構想

1 土地利用方針

(1) 基本的な考え方

- ・「都市計画区域マスタープラン」、「第二次佐久市総合計画」、「第二次国土利用計画（佐久市計画）」及び「佐久市立地適正化計画」との整合を図り、地域の拠点に生活サービス機能を集約するとともに、各地域の強みを生かし、その特徴を磨き上げる、機能集約型の土地利用を推進します。
- ・都市的土地利用と自然的土地利用の調和を図るとともに、土地利用転換にあたっては、人口や産業の動向、都市インフラ*の整備状況、その他自然的条件などを勘案して、適切に行うものとします。
- ・本市の魅力や都市力の向上を図るため、本市の立地特性や地域資源を活用した特徴ある土地利用の展開を図ります。
- ・都市づくりの動向や現状に即して、用途地域をはじめ、都市計画法に定める地域地区の見直しを検討します。

ア 市街地の土地利用

現行の用途地域と浅科支所周辺地区、望月支所周辺地区を主体とする市街地においては、各拠点（広域交流拠点、中心拠点及び地域拠点）への機能集約を図るとともに、住宅地、商業地、工業地、幹線道路沿道など、適切な機能分担に基づく土地利用を推進します。

イ 市街地外の土地利用

市街地外においては、都市的土地利用と自然的土地利用との調和を図ること、また田園や里山、周囲の山並みなど佐久の原風景を保全することを基本として、地域の特徴や自然環境に配慮し、田園ゾーン、丘陵ゾーン、山地ゾーンの各ゾーン区分に応じた土地利用を誘導します。

（２）市街地の土地利用方針

ア 住宅系市街地

住宅系市街地は、現行用途地域を基本に、佐久平に広がる美しい田園風景や浅間山などの周囲の山並み景観との調和に配慮した、良好な住環境と都市生活の利便性が共存するバランスの良い土地利用を図ります。

また、少子高齢化、人口減少が進行する中であっても、便利で快適な暮らしを維持していくため、市街地外への住宅地の無秩序な拡散を抑制し、「佐久市立地適正化計画」に基づく居住誘導区域内への緩やかな誘導を図ります。あわせて、土地区画整理事業の導入や地区計画制度の活用などにより住環境の質の向上に努めます。

中心拠点（岩村田地区、中込中央区地区、中込・野沢地区、臼田地区）のうち、鉄道駅やバスの発着拠点を含む市街地については、生活利便施設の集積や交通の利便性を生かし、中高層住宅と低層住宅が複合した、中密度な住宅地として誘導を図ります。

また、地域拠点（浅科支所周辺地区、望月支所周辺地区）の中山道沿道においては、住宅密度を高めるとともに、歴史を感じさせる景観の保全や、歴史・文化資源を生かしたまちなみ整備を図ります。

イ 商業系市街地

商業系市街地は、広域交流拠点（佐久平駅周辺地区）、中心拠点（岩村田地区、佐久インターチェンジ周辺地区、中込中央区地区、中込・野沢地区、臼田地区）、地域拠点（浅科支所周辺地区、望月支所周辺地区）において、それぞれの地域の特徴を生かしながら、商業をはじめとする生活サービス機能が集積する個性と魅力ある商業地の形成を図るとともに、拠点相互の機能分担とネットワークの強化を図ります。

また、今後、中心市街地活性化基本計画*の策定とあわせて特別用途地区の指定を検討し、準工業地域における建築物の用途の制限と中心市街地への商業集積を図ります。



市街地の様子（佐久平駅南地区から佐久平駅方面のまちなみを望む）

(ア) 広域交流拠点

佐久平駅周辺地区については、大規模商業施設などが集積する広域商業拠点であるとともに、佐久広域圏の玄関口としての機能を有する交通結節点でもあることから、広域交流拠点と位置付けます。高次都市機能の充実を図るとともに、中心拠点や地域拠点などとのネットワークを強化します。

また、佐久平駅の南に位置する佐久平駅南地区については、商業系などの都市的土地利用を進めます。

(イ) 中心拠点

佐久インターチェンジ周辺地区については、広域交通ネットワークの利便性を生かした工業・流通業務系の土地利用が図られているとともに、郊外型の大型商業施設の集積が進んでいることから、引き続き、工業・流通業務系の土地利用を進めます。

岩村田地区、中込中央区地区、中込・野沢地区、臼田地区については、地域において一定の拠点性を有する都市機能の誘導を図る中心拠点と位置付けます。商業をはじめとする身近な生活サービス機能の維持及び機能強化を図り、拠点性を確保するとともに、適切な機能分担のもと、各地域の特徴や地域資源を生かした個性あるまちづくりを推進します。また、空き店舗、低・未利用地の有効活用を促進します。

(ウ) 地域拠点

浅科支所周辺地区、望月支所周辺地区については、地域の日常生活を支える拠点として、既存の商業環境の維持及び機能強化を図るとともに、歴史を感じさせる景観の保全や、歴史・文化資源を生かしたまちなみ整備を推進します。

ウ 沿道サービス型商業系市街地

用途地域内の幹線道路沿道においては、都市的土地利用が進行しており、沿道からの眺望を阻害するような高層建築物の立地や、田園風景にふさわしくないようなミニ開発の可能性もあります。

このため、沿道サービス型施設の立地や、このための土地利用を容認しつつ、無秩序な市街化を抑制するため、適切な規制・誘導を図るとともに、良好な景観の保全に努めます。

エ 工業用地

用途地域内における既存の工業団地（西屋敷、長土呂、三河田、北川）については、既に成熟した工業地として土地利用が図られています。今後も工業系用途地域への工業立地の誘導を図り、住工混在の解消に向けた土地利用に努めます。

(3) 市街地外の土地利用方針

ア 田園ゾーン

(ア) 田園地帯

佐久平に広がる優良な農地や、千曲川に代表される河川の流れは、佐久の原風景の形成に欠かせない役割を果たしてきました。また、街道沿いや山裾などには、古くから地域の暮らしを支えてきた既存集落が点在しています。

しかし、近年、幹線道路整備により市街地や交通結節点へのアクセスが容易になり、一部では無秩序な市街化の進展や、幹線道路沿道への大型商業施設などの立地がみられるようになりました。このような土地利用は、放置すると良好な田園景観が損なわれるおそれがあるほか、郊外化の進展は、市街地の低密度化にも影響を与えています。

このため、用途地域外における市街地開発や一定規模以上の医療施設や商業施設の立地などについては、「佐久市立地適正化計画」に基づき、極力、用途地域内への誘導を図り、無秩序な市街化を抑制します。

また、農地や農道、用排水路などは、農業生産基盤であるとともに、国土の保全、水源のかん養、自然環境の維持などの多面的な機能を有することから、適切な維持管理に努めます。

既存集落においては、農業環境との調和に配慮しながら、暮らしを支える生活基盤施設の整備や地域コミュニティの維持・活性化につながる土地利用を促進します。

(イ) 幹線道路沿道

用途地域外の幹線道路沿道においては、交通の利便性が高まることによる新たな開発需要が見込まれることから、浅間山など周囲の山並みに対する眺望の確保や田園、里山など佐久の原風景の保全に配慮する必要があります。

このため、地域の活性化や産業振興に資する土地利用を除き、民間開発の適切な規制・誘導を図り、無秩序な市街化を抑制することを基本とします。

(ウ) 工業用地

用途地域外における既存の工業団地（小田井、岸野、離山南など）については、工業用地として現在の機能を維持していきます。

佐久リサーチパークについては、主に研究開発系企業の誘致を目的に長野県が整備した市内最大の産業団地であることから、引き続き産業拠点としての機能維持を図ります。

今後は企業立地動向を捉え、周辺環境に配慮しつつ、新たな工業用地の確保に柔軟に対応し、地域の雇用創出を図ります。

(エ) インターチェンジ周辺

佐久北インターチェンジ周辺地区は、住宅地などの民間開発の適切な誘導を図ります。

佐久中佐都インターチェンジ周辺地区は、道路沿道などにおいて優良農地の保全を図ります。また、自然的土地利用との調和を図りつつ新たな都市的土地利用を検討します。

佐久南インターチェンジ周辺地区は、道の駅「ヘルシーテラス佐久南」を拠点として、情報発信や交流を推進する場としての土地利用を進めます。

佐久臼田インターチェンジ周辺地区は、既存の自然的土地利用との調和を図りながら、本市の産業振興に資するため、新たな工業団地の整備に向けた取組を進めます。

また、「第二次国土利用計画（佐久市計画）」の位置付けに沿った土地利用を推進するため、佐久中佐都、佐久南、佐久臼田の各インターチェンジ周辺においては、特定用途制限地域の指定に基づき、無秩序な土地利用を抑制します。

イ 丘陵ゾーン

丘陵ゾーンは、田園ゾーン及び山地ゾーンの中間に位置し、丘陵部や河川沿いの豊かな自然環境を基本とするエリアです。この地域については、開発を抑制し、既存集落との共生による自然豊かな土地利用を基本とします。

あわせて、移住関連施策との整合を図り、健康増進や自然・農業との調和を求めるライフスタイルの需要の受け皿と位置付けます。

なお、太陽光発電設備の設置を含む民間開発に対しては、市土の保全や水源のかん養、防災、景観などに与える影響に配慮し、「佐久市開発指導要綱」や「佐久市自然環境保全条例」などに基づき適切な指導を行います。

ウ 山地ゾーン

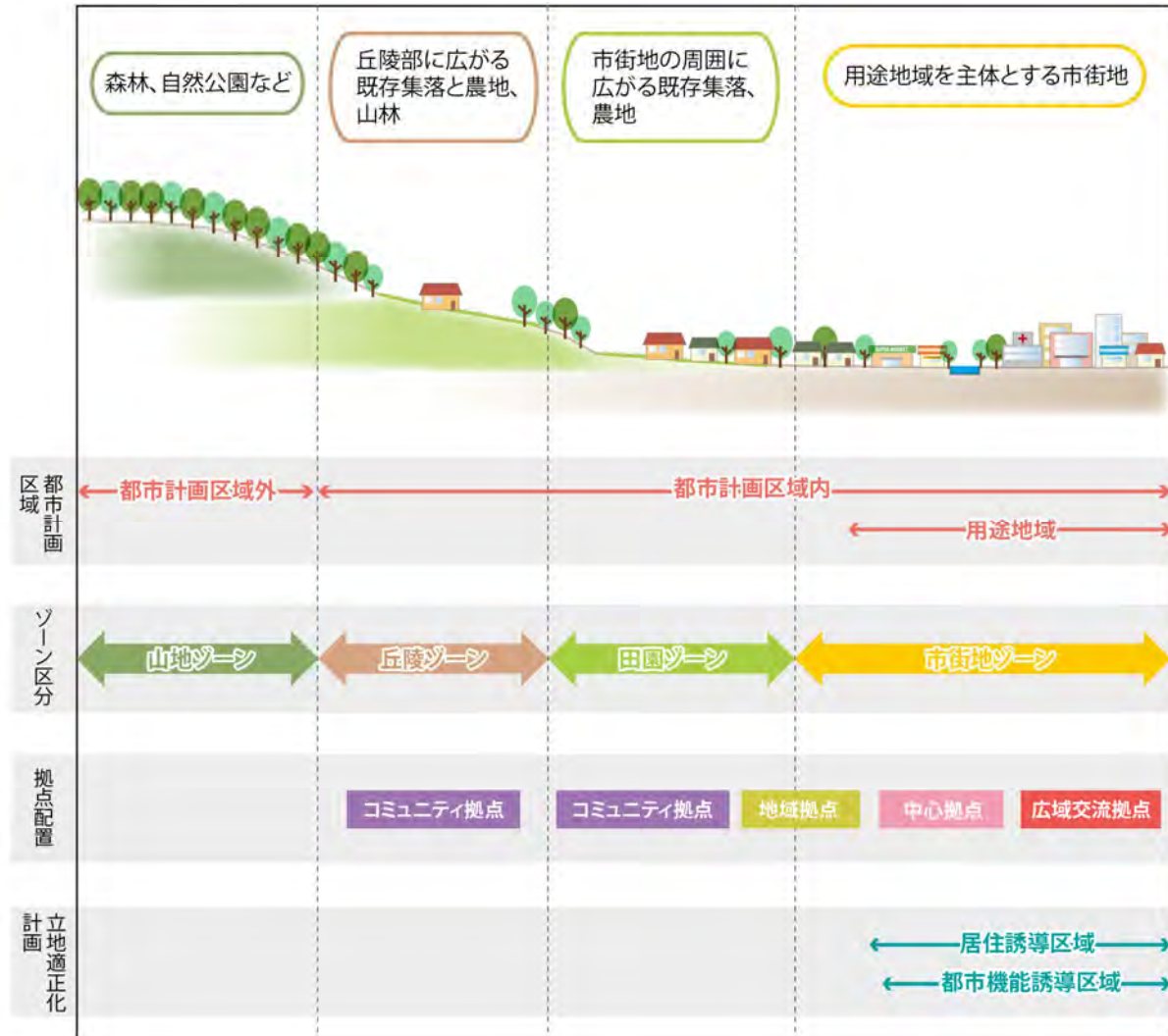
山地ゾーンは、市域の外郭をなす森林などの豊かな自然が広がるエリアです。この地域については自然環境や再生可能な資源などの保全を基本とします。

あわせて、水源のかん養、森林セラピーやトレッキングなどによる健康増進、再生可能な資源供給など、森林の有する多面的機能の維持を図るとともに、自然とのふれあいの場としての土地利用を進めます。

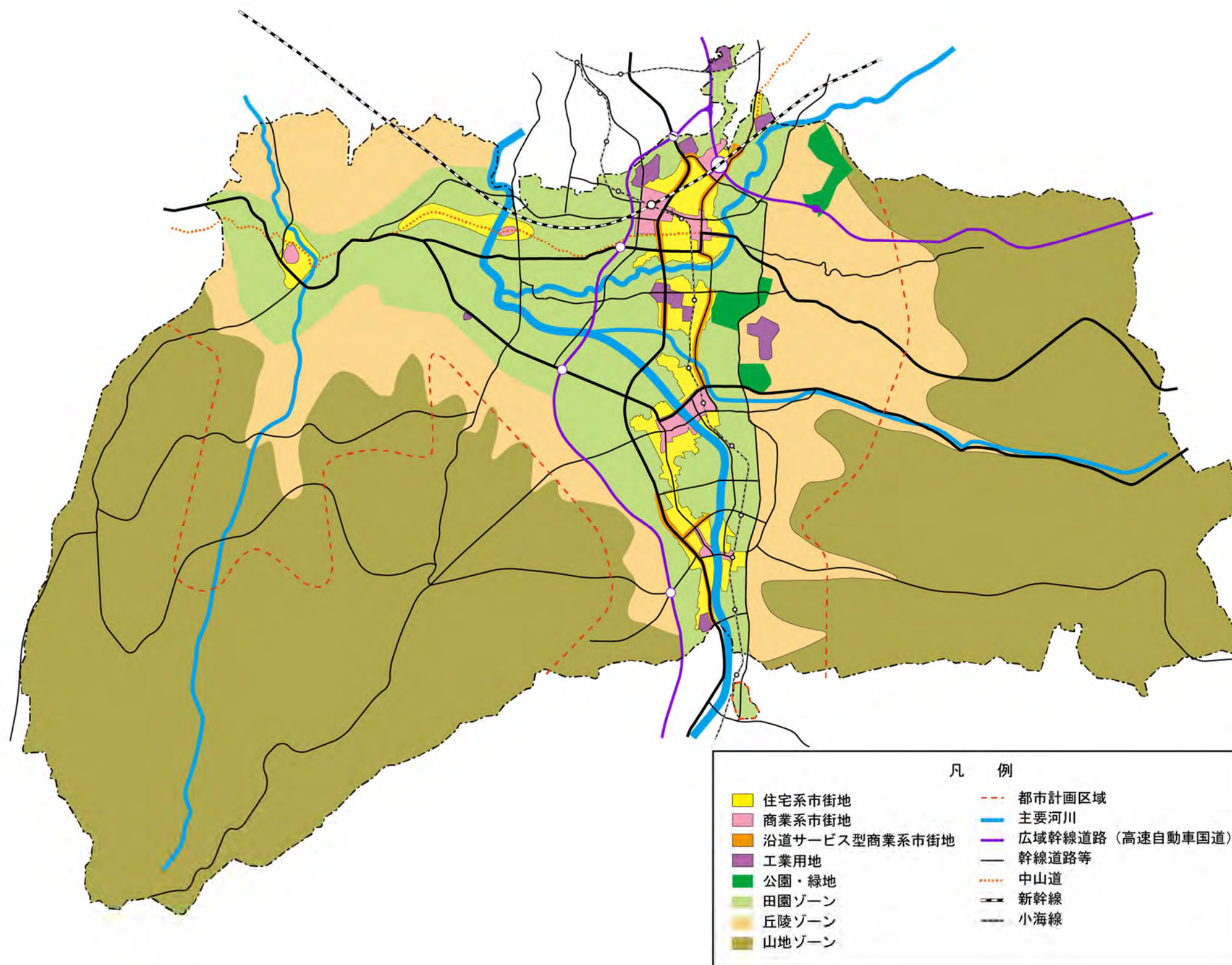
また、地下水を地域共有の貴重な財産である「公水」と位置付け、健全な水循環と水源地の保全を図ります。

なお、太陽光発電設備の設置を含む民間開発に対しては、市土の保全、水源のかん養、防災や景観などに与える影響に配慮し、「佐久市自然環境保全条例」などに基づき適切な指導を行います。

【土地利用区分のイメージ】



【土地利用方針図】



2 都市交通方針

(1) 基本的な考え方

- ・本市の強みである高速・広域交通体系のさらなる充実及び幹線系道路と身近な道路のそれぞれの役割分担に応じた道路整備を図り、円滑な交通ネットワークを確保します。
- ・自動車・歩行者・自転車それぞれが快適かつ安全に通行できる道路環境の創出に努めます。
- ・公共交通網の整備により、市内の拠点、市街地、集落、その他地域を効果的につなぐ地域間ネットワークの構築を目指します。

ア 幹線系道路交通体系の整備

交通結節都市としての利便性のさらなる向上や、市内交通の定時性を確保できる区域の拡大を目指すため、中部横断自動車道や国道141号などの広域的な交通体系の整備を推進し、市域の円滑なネットワークの構築を図ります。

あわせて、幹線道路網の整備に努め、市民相互の連携を促すため、利便性の向上やネットワークの強化を図ります。

都市計画道路については、平成28年度から30年度にかけて全面的な見直しを実施していますが、引き続き社会経済情勢の変化に対応した見直しを適宜行います。

拠点地区間の移動は、佐久都市連携軸（南北軸）、中山道交流軸（東西軸）を基本とし、この連携軸に沿った幹線交通の整備を図ります。あわせて、集落部から最寄りの拠点までのアクセスを確保します。

また、自動運転やITS*といった自動車関連技術の実用化を見据え、こうした技術に対応可能な道路基盤整備を検討します。

イ 身近な道路環境の整備

市民の移動を支える基盤として、既存道路の拡幅やユニバーサルデザインの考え方を取り入れた快適な歩行空間の創出など、道路空間の質的向上を図ります。

また、地域や道路の実状に応じた自転車利用環境の整備をはじめ、放置自転車対策や安全な利用に関する啓発活動など、総合的な自転車施策の展開を図ります。

ウ 公共交通の整備

「佐久市地域公共交通網形成計画」に基づき、都市の軸をつくり地域をつなげるとともに、大勢の人に利用してもらえるような公共交通網を整備することなどにより、公共交通の利便性を高め、地域公共交通網の形成と維持を目指します。

(2) 幹線系道路交通体系の整備方針

ア 都市構造に対応した幹線系道路網の整備

多様な交流を支え、市内及び都市間を効果的にネットワークする幹線系道路網（広域幹線道路、主要幹線道路、幹線道路）の整備を図ります。

(ア) 広域幹線道路（高速自動車国道）

a 中部横断自動車道

静岡市から山梨県を経て本市を南北に縦断し、小諸市までをつなぐ自動車専用道路です。上信越・中央・東名・新東名の各高速自動車国道をつなぎ、「関東大環状連携軸」の一翼として広域交流の軸となる道路です。将来、新清水ジャンクションまでの全区間が開通すると、首都圏・日本海圏・太平洋圏が結ばれることになります。また、リニア中央新幹線の開業後は、甲府方面へのアクセス道路としての役割も期待されます。

(イ) 主要幹線道路及び幹線道路

a 中央幹線（国道141号）

本市の市街地を南北につなぐ都市連携軸の主軸であり、小諸市から佐久穂町、小海町、山梨県をつなぐ広域的な軸としての役割も担います。

b 東幹線（県道草越豊昇線～県道三分中込線～県道川上佐久線）

本市の東部を南北に縦断する道路です。県道草越豊昇線、三分中込線、川上佐久線を活用し、佐久穂町に至る道路です。

c 北幹線（主要地方道下仁田浅科線～県道上原猿久保線～国道142号）

本市の北部を東西に横断する道路です。主要地方道下仁田浅科線、県道上原猿久保線、国道142号を活用し、岩村田地区、佐久中佐都インターチェンジ、浅科地区、望月地区をつなぎ、立科町に至る道路です。一部は中山道交流軸となる道路でもあります。

d 東西幹線（国道254号～国道142号）

本市の中央部を東西に横断する道路です。内山峠から国道254号、国道142号を活用し、布施地区、春日地区、協和地区をつなぎ、西幹線に接続する道路です。

e 南幹線（主要地方道下仁田臼田線～上小田切臼田停車場線～県道百沢臼田線、大木浅田切線～主要地方道諏訪白樺湖小諸線）

本市の南部を東西に横断する道路です。主要地方道下仁田臼田線から県道上小田切臼田停車場線、佐久臼田インターチェンジを経て、県道百沢臼田線、大木浅田切線を活用し、主要地方道諏訪白樺湖小諸線へ接続する道路です。

f 南北幹線（主要地方道佐久小諸線、蓼科スカイライン）

本市の西部を南北に縦断する道路です。小諸市から主要地方道佐久小諸線、蓼科スカイラインを活用し、茅野市、立科町に至る道路です。

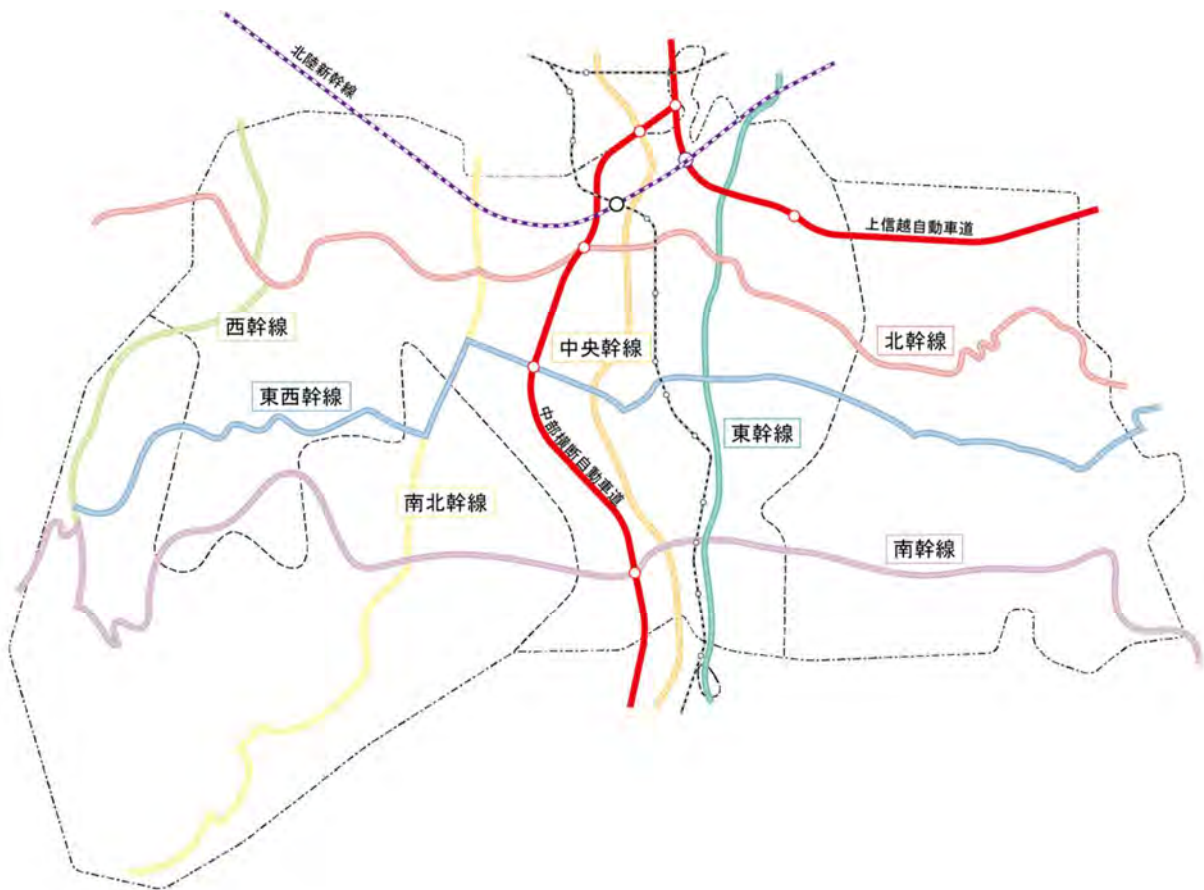
g 西幹線（県道東部望月線、雨境望月線）

望月地域の西端を南北に縦断する道路です。県道東部望月線、雨境望月線を活用し、印内地区、望月地区、協和地区をつなぐ道路です。

h 松本と佐久間の地域高規格道路

信州まつもと空港とのアクセス性を高めることや、多軸型国土の形成を促進するために計画されている中部縦貫自動車道と連携を図るための道路です。関係市町村と連携し、事業化に向けた取組を推進します。

【市域をつなぐ幹線ネットワーク】



イ 道路整備の方針

市内外の交通網の充実を図るため、広域幹線道路（高速自動車国道）、主要幹線道路、幹線道路、補助幹線道路の各機能に応じた整備を推進します。

【各道路の定義と本市における位置付け】

道路種別	道路の定義	位置付ける道路
広域幹線道路 (高速自動車国道)	○国土の骨格を形成するような広域的な道路 ○高い走行性を備える自動車専用道路	・上信越自動車道 ・中部横断自動車道
主要幹線道路	○都市間や市内外をつないだりする交通を受け持つ道路 ○都市間や市内外の主要な交通を円滑に処理するとともに、地域の骨格を形成	・国道141号 ・国道142号、254号 ・北幹線
幹線道路	○地域の骨格を形成するとともに、周辺都市や市内の拠点、主要市街地・集落などを連絡する道路	・東幹線 ・東西幹線（国道142号、254号を除く） ・南幹線 ・南北幹線 ・西幹線
補助幹線道路	○市街地内などの交通需要に対応し、交通を円滑に処理する道路 ○地域における主要な生活道路	・主要幹線道路と幹線道路以外の主な都市計画道路など

ウ 都市計画道路の見直し

本市の都市計画道路は、約8割の道路が整備済みとなっています。しかし、なかには昭和30年代から40年代にかけて計画決定され、長期にわたって未整備となっている道路もあります。

このため、市では少子高齢化、人口減少社会の到来、景気低迷、厳しい地方財政状況など、都市計画道路を定めた時期とは社会経済情勢が大きく変化していることを踏まえ、平成28年度から30年度にかけて全面的な見直しを実施しています。

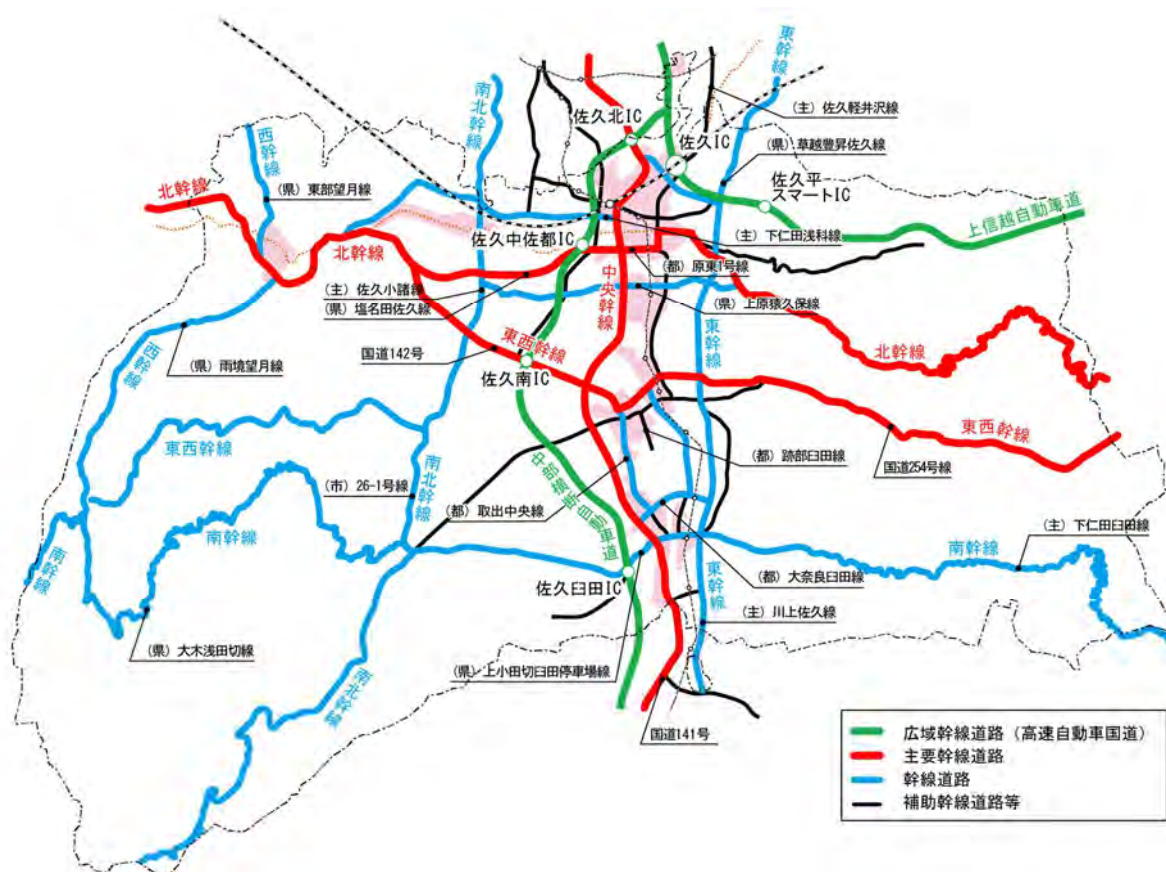
今後も、中部横断自動車道の各インターチェンジなどの主要施設へのアクセスや、開発に伴う交通流動の変化など、社会情勢の変化や国・長野県の方針に基づき、必要な見直しを適宜行います。

エ 自動運転技術などの実用化を見据えた取組の促進

自動車の自動運転技術や関連する I T S 技術の実用化は、運転者の負担を軽減し運転機会を拡大させるとともに、交通事故の件数や交通渋滞の減少などに資する可能性があります。

こうした可能性を踏まえて、これらの技術の活用を支える道路基盤整備を検討することにより、安心・安全な道路環境の実現を目指します。

【幹線系道路網図】



(3) 身近な道路環境の整備方針

ア 身近な道路網の整備

身近な道路は市民の日常的な移動を支える基盤であり、バスや鉄道を含めた交通ネットワークを構築する上で重要な役割を担っています。また、緊急時や災害時の避難経路としても一定のサービス水準を確保する必要があります。

そのため、既存道路の拡幅や改良を計画的に推進し、利用者の安全性や利便性の向上を図ります。あわせて、道路の緑化や道路照明の改善、無電柱化、除雪体制の強化などを検討し、道路空間の質的向上を図ります。

また、道路施設を計画的に維持管理していくために、舗装やサインなどを含めた現状を把握し、危険性や緊急性の高い箇所から歩道設置や拡幅改良などを進めるとともに、道路施設の長寿命化を図ります。

あわせて、アダプトシステムによる道路施設管理の普及を図ります。

イ 歩行空間の整備

快適な歩行空間を確保するため、道路などの整備にあたっては歩車道分離を基本とし、無電柱化の検討やユニバーサルデザインの導入に努めます。加えて、時間帯やゾーンごとの通行規制など、主に住宅地への通過交通の抑制に資する施策を検討します。

特に、通学路については、「佐久市通学路交通安全プログラム」に基づき、交通安全施設の整備を推進するとともに、地域の交通安全意識の高揚を図り、安全で歩行空間の実現を目指します。

ウ 自転車利用環境の向上

自転車は、身近な移動手段であるとともに、近年では健康増進や環境保全への意識の高まりなどにより、利用ニーズが高まっています。

このことから、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」（国土交通省）などを踏まえ、地域の特徴や道路幅員などの実情に応じた自転車利用環境の整備をはじめ、放置自転車対策、交通安全に関する啓発活動などにより、総合的な自転車施策の展開を図ります。

また、本市を訪れた観光旅行者の移動手段として、二次交通のひとつである自転車の活用が考えられます。特に、小海線沿線地域におけるレンタサイクルなどの活用は、観光地を結ぶ有効な手段になりうることから、周遊コースの設定と合わせ、レンタサイクルの普及に向けた施策を検討します。

(4) 公共交通の整備方針

ア バス交通体系の維持・存続

地域間を繋ぐ民間バス事業者による生活路線バスについて、関係自治体と連携し、維持・存続に努めます。

(ア) 自主運行路線の運行（維持）

民間バス事業者の自主運行路線である佐久上田線、中仙道線を「都市交通軸を担う幹線」として位置付け、自主運行に必要な支援を行います。

なお、同じく民間バス事業者の自主運行路線である合同庁舎線についても、引き続き維持に努めます。

(イ) 市内循環バスの新設

拠点地区の交通ネットワークを充実するため、佐久都市連携軸（南北軸）に沿った市内循環バスを運行します。市内循環バスは、佐久平・岩村田地区と中込中央区地区を結ぶ北部循環路線と、臼田地区から中込・野沢地区を經由し、中込中央区地区を結ぶ南部循環路線を設け、佐久総合病院佐久医療センターを両路線の相互乗換ポイントとします。

また、本路線は利便性を高めるため1時間に1本程度を確保するとともに、土・日・祝日を含む毎日運行により、交通不便者の通院・買物利用のほかに、一般市民や観光客の利用も図ります。

(ウ) 市内巡回バスの再編（デマンド化）

市内巡回バスは、地域をくまなく回るため、路線長が長く、利便性に欠け、利用者数が年々減少しており、中には乗客のいない状況で運行されている場合も少なくありません。

このような状況から巡回バスエリアに臼田地域、望月地域で運行されているデマンドタクシーの運行方法を取り入れ、エリア内を結ぶデマンドタクシーとして再編します。再編にあたっては、新規に運行する市内循環バス、廃止代替バスとの住み分けに考慮したエリアを設定し、効率的な運行を目指します。また、停留所は、現行の市内巡回バス停留所を基本とします。

(エ) 廃止代替バスの再編（日中デマンド化）

廃止代替バスは、朝夕の通学に利用されている一方、日中の利用が極端に少なく、市内巡回バス同様非効率な運行が続いています。

このため、自治体間を結ぶ佐久御代田線、塩名田・耳取線、久保通線並びに拠点地区間を結ぶ山手線を除く廃止代替バス路線については、朝夕の便は維持しつつ、日中の時間帯をデマンドタクシーに切り替えます。

なお、朝夕の通学便は、運行を維持します。小中学校への遠距離通学については、学校教育に係るスクールバス（小・中学校遠距離通学対策事業）などにより確保しますが、廃止代替バスなどの積極的な活用により、効率化を図ります。

また、交通渋滞の軽減、環境負荷の減少を図るために、各支所におけるパーク

アンドバスライドの実施を検討します。

イ 中部横断自動車道の活用

臼田地域、さらには佐久穂町、小海町方面へのバスサービスの充実を図るため、中部横断自動車道や国道141号を活用して、佐久平駅からこれらの地域への基幹系路線の整備も考えられますが、これについては小海線の利便性の向上と十分調整を図る必要があります、今後検討を行います。

ウ 小海線の利便性の向上

地域の足として一定の需要が見込まれるJR小海線の小諸駅～佐久平駅～中込駅～臼田駅の区間については、バス交通との連携のもと、北陸新幹線やしなの鉄道との乗り継ぎに配慮した運行を働きかけます。

また、交通渋滞の軽減、環境負荷の減少を図るために、各駅におけるパークアンドライドの実施を検討します。

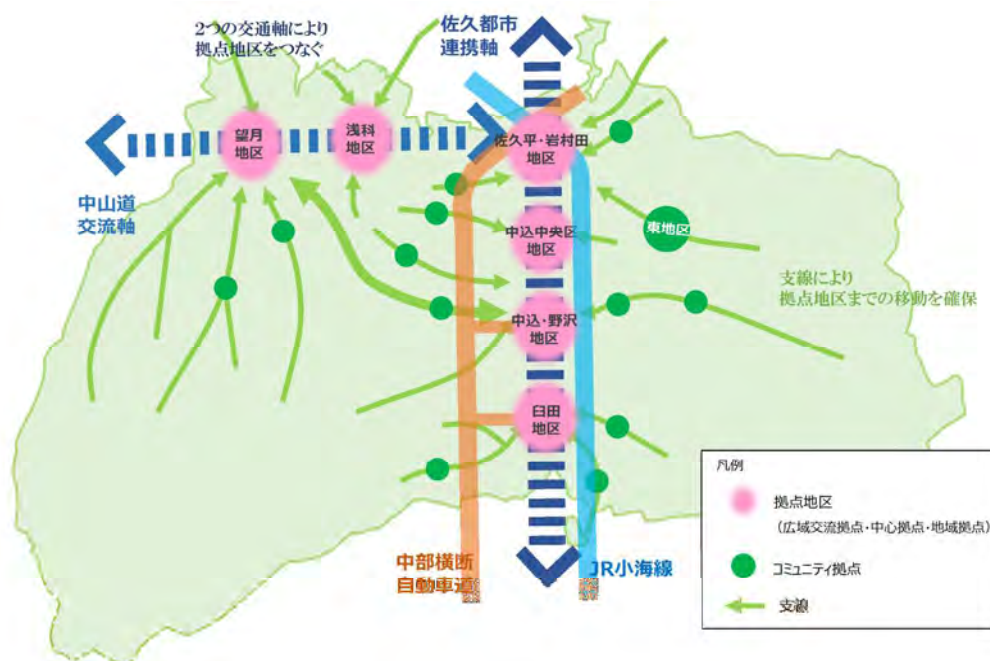
エ 自家用車に依存しない社会を目指して

機能集約・ネットワーク型の都市構造を実現するためには、自家用車に過度に頼ることなく歩いて暮らせるまちづくりを推進する必要があります。

また、今後、自動車の自動運転技術や関連するITS技術の実用化により、道路交通の状況は大きく変化する可能性があります。

このため、日常生活を支える機能の集約はもとより、バスなど公共交通の充実や、快適で安全な歩行空間の創出、自転車利用環境の整備など、将来を見据え、総合的な視点から交通環境の向上に努めます。

【佐久市地域公共交通網のイメージ】



3 緑と環境の方針

(1) 基本的な考え方

- ・「佐久市緑の基本計画」、「第二次佐久市環境基本計画」及び「佐久市下水道ストックマネジメント計画」などに基づき、都市計画マスタープランとして必要な事項について定めます。

ア 身近な緑の維持・確保の方針

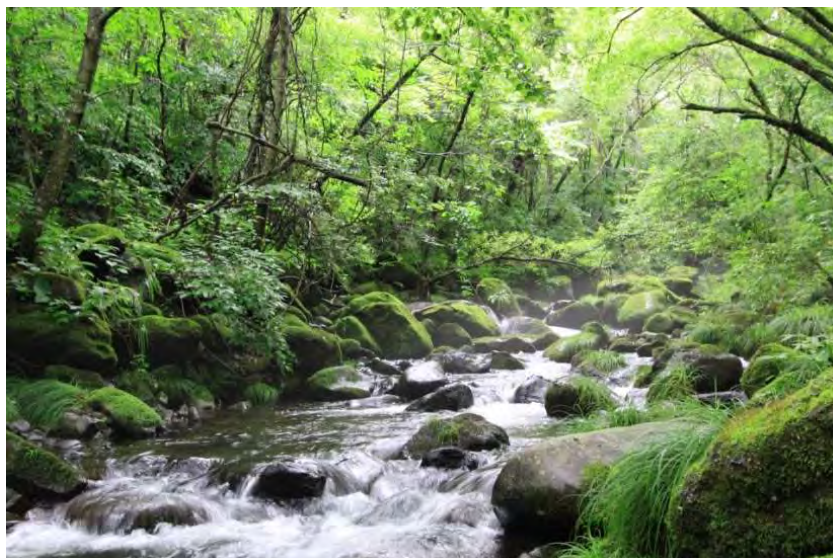
「佐久市緑の基本計画」に基づき、公園・緑地をはじめとする身近な緑の維持・確保に努めるとともに、まち全体が緑にあふれる快適な生活空間の創出を図ります。

イ 環境保全の方針

「第二次佐久市環境基本計画」に基づき、晴天率の高さや、豊かな自然環境といった特性を生かし、環境負荷の軽減や再生可能エネルギーの利活用などを促進することで地球環境にやさしいまちづくりを目指します。

ウ 下水道整備の方針

「佐久市下水道ストックマネジメント計画」などに基づき、施設機能の維持・向上を図るとともに、下水道区域外については、合併処理浄化槽の設置を基本とし、全戸水洗化を目指します。



鹿曲川の清流

(2) 身近な緑の維持・確保の方針

ア 緑の将来像

本市には、水と緑に抱かれた豊かな自然環境のもと、先人たちによって培われてきた文化と都市機能が調和して、快適な生活環境が形成されてきています。そこには、公園や広場、庭、社寺の森、耕作地や水路、里山の樹林など、長い間様々な市民が関わってつくり、育て、保たれてきた人と自然の共生する環境が息づいています。

現在、少子高齢化に伴って社会構造が変化し、また、交通網の整備により市内の都市構造も変化しています。このような状況のもと、市民が心身ともに健やかに暮らせる快適な生活環境を未来に伝えるには、市民一人ひとりが身近に緑とふれあう機会や場を生み出すとともに、いまある環境をよりよく改め、育てていく工夫が欠かせません。

このような取組に重点を置き、地域の特徴に合った保全、育成、創出の考え方で、景観形成にも配慮し、多様な緑を未来に受け継ぐことを目指します。

本計画においても、「佐久市緑の基本計画」の目指す方向性を踏まえ、暮らしに身近な緑の維持・確保に重点的に取り組むこととします。

緑の将来像

人と自然が共生する多様な緑を育むまち

【緑の将来像】



イ 基本方針

「人と自然が共生する多様な緑を育むまち」という緑の将来像を実現していくため、次の基本方針を設定します。

(ア) 市民が身近にふれあい楽しめる緑の空間づくり

市街地や農村の集落などの暮らしに近い空間や、郊外の広々とした環境を活かし、市民のニーズに応じた公園や広場などのオープンスペースの確保、改善、景観や癒しに配慮した緑化空間創出などを進め、身近にふれあい楽しめる緑の空間を拡充します。

(イ) 豊かな緑と水辺をまもり・育てる

市内各所を流れる河畔の緑、社寺の森や農地を含む田園の豊かな緑、その周囲に広がる里山の緑など、まとまりのある緑地環境の大切さや魅力を活用・発信するとともに、時代の変化に合わせた維持・継承につながる取組を進めます。

(ウ) パートナリーシップによる健やかな緑づくり

維持や手入れが欠かせない「身近な緑」を健全に保ち、未来に継承するため、市民、市民団体、企業、行政などが様々なスタイルで相互に連携し、可能な取組を着実に進めることのできる仕組みの充実を図ります。

ウ 緑地の確保目標

本市の都市計画区域には農地を除き、都市公園をはじめ、緑地協定、地区計画、河川区域、保安林区域、地域森林計画対象民有林などの担保性のある緑地が確保されています。

しかし、「第二次国土利用計画(佐久市計画)」によれば、自然的土地利用から都市的土地利用への転換が進むと想定されており、その転換に伴う緑地や森林の減少が考えられます。

このようなことから、都市計画区域においては、都市的土地利用との調和を図りつつ、緑地の減少を極力抑えるとともに、保全すべき緑地の指定や公園などの順次整備により、緑地が将来にわたり維持・確保されていくことを目標とします。

(3) 環境保全の方針

ア 望ましい環境像

私たちは、自然と共生した生活を営んできた先人の知恵に学びながら、緑豊かな自然を守り育て、ふるさとの未来に豊かな環境を継承していくため、たゆまぬ努力を重ねていかなければなりません。

そうした努力があつてはじめて、私たち人間はもとより、生態系の全ての生き物が穏やかに暮らすことのできる環境がもたらされ、将来の世代に確かな未来を約束することができます。

また、地球温暖化の防止に向けて、徹底した省エネ行動の推進や再生可能エネルギーの利用促進、ごみ減量など、私たちのライフスタイルやビジネススタイルを低炭素型に転換していかなければなりません。

そのため本計画においても「第二次佐久市環境基本計画」の望ましい環境像を踏まえて、環境保全に取り組むこととします。

望ましい環境像

水と緑きらめく自然を、みんなの力で未来に伝えるまち

イ 基本目標

良好な環境の保全にあたっては、「第二次佐久市環境基本計画」が定める5つの基本目標を踏まえ、自然との共生、環境負荷の軽減、資源の循環などに配慮したまちづくりを推進します。

【第二次佐久市環境基本計画の基本目標】

- 基本目標1 安心・安全社会の実現～良好で快適な生活環境を未来に伝えるまち～
- 基本目標2 自然共生社会の実現～生物多様性の恵みを未来に伝えるまち～
- 基本目標3 低炭素社会の実現～省エネのライフスタイルを未来に伝えるまち～
- 基本目標4 循環型社会の実現～ごみを出さないライフスタイルを未来に伝えるまち～
- 基本目標5 環境保全活動の拡大～協働による環境活動の楽しさを未来に伝えるまち～

(ア) 環境共生型まちづくりの実現

集約型都市構造への転換を目指し、各地域の特徴を生かしたまちづくりを進めるとともに、無秩序な市街化を抑制することにより、都市と自然が共存する環境共生型のまちづくりの実現を図ります。

市街地においては、既存の緑地の保全に努めるとともに、緑のパートナーシップ事業などを活用した、市民の手による公園や沿道などへの植栽を引き続き行い、緑の創出に努めます。

開発行為などによる、土地利用転換や新たな施設整備を行う際には、都市の保水機能の向上、緑の創出などにより環境共生型のまちづくりを図ります。

また、山林、樹林地や水辺などにおいては、土地の改変を最小限にとどめるとともに、動植物の生息・生育環境の維持と質的向上に向けた取組を展開します。

あわせて、千曲川の上流地域でもあることから、水質の保全や河川環境の整備に努めるとともに、河川敷の緑地などについては、潤い豊かな水辺空間を創出するため、市民協働による草刈りやゴミ拾い、花の植栽など、河川の環境美化活動を推進します。

(イ)低炭素まちづくりの実現

低炭素社会を実現するためには、集約型都市構造への転換にあわせて、公共交通や再生可能エネルギーの利用促進、道路灯のLED化など、環境負荷の少ない社会経済活動の実現に向けた取組を促進します。

太陽光などの再生可能エネルギーについては、発電した電気を自家消費することで地産地消を促進してきました。大規模な発電設備については、発電設備の立地による周辺環境や景観への影響に十分配慮するとともに、周辺住民との相互理解のもと、適切な開発が行われるよう、ガイドラインなどにより民間事業者への指導を行います。また、省エネルギーに配慮した建築物への転換促進など、まちの低炭素化を進めます。

また、環境の保全や周辺環境との調和を図るため、断熱性・気密性といった環境基本性能の確保や、再生可能エネルギーの活用などに重点を置いた環境共生型の住宅整備を促進します。

(ウ)循環型まちづくりの実現

節水や環境負荷の軽減などの観点から、雨水の循環利用について公共施設でのモデル的な導入を検討します。

廃棄物の減量化・有効利用の推進にあたっては、ごみが排出される前に減量化することを優先する発生抑制（リデュース）と再使用（リユース）に重点をおいた3R*の取組を推進します。

あわせて、カラマツ材など地元産材の地産地消を図るため、公共施設・住宅などへの積極的な活用を促進します。

(4) 下水道整備の方針

下水道事業は、建設の時代から維持管理の時代に移りつつあります。今後は「佐久市下水道ストックマネジメント計画」などに基づき、下水道施設の適切な維持管理に努めるとともに、「佐久市下水道事業経営戦略」の見直しなどを行いながら、引き続き施設の長寿命化を図ります。

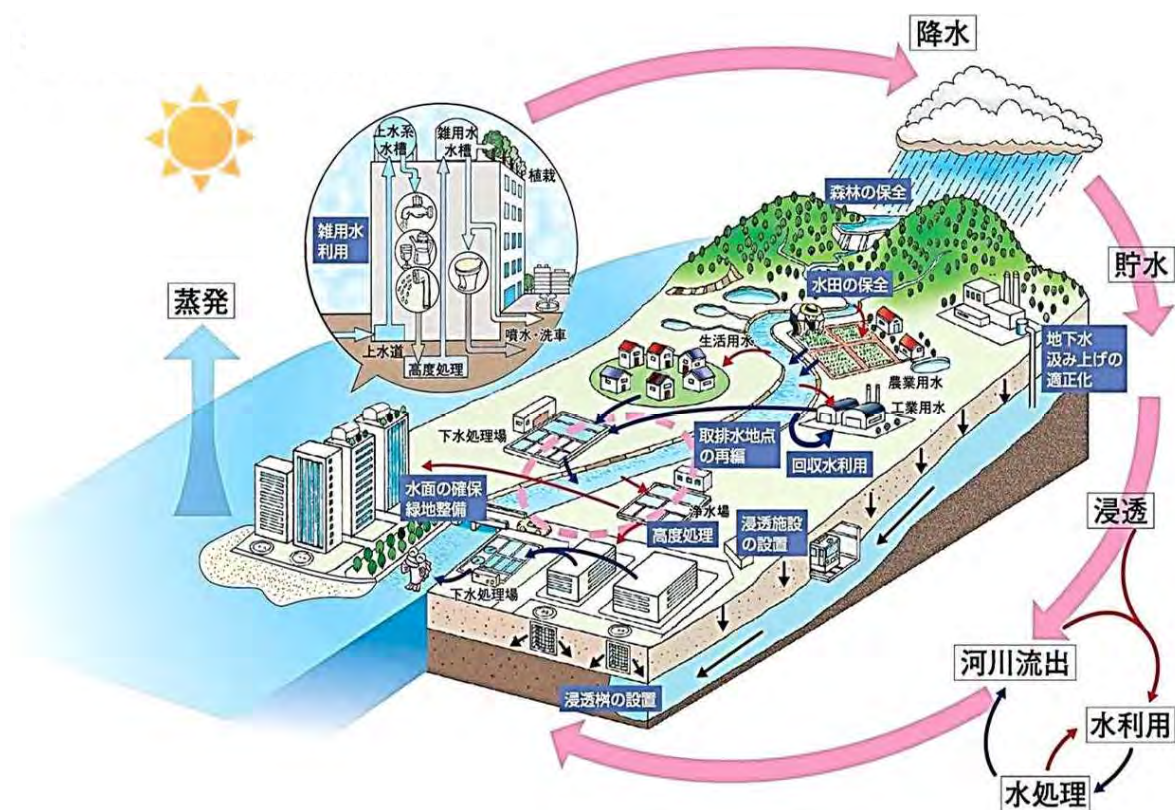
公共下水道区域内においては、計画的な事業進捗を図るとともに、佐久平駅南地区の市街地整備など、将来の土地利用にあわせた公共下水道の全体計画の見直しを適宜行います。

公共下水道などの区域外においては、農業集落排水などの整備が完了していることから、施設の維持管理に努めるとともに、経費節減のために施設の統廃合を推進します。

また、農業集落排水などの整備区域外のエリアについては、合併処理浄化槽などにより水洗化を推進します。

今後とも全戸水洗化に向け、地域の実情に応じた汚水処理を計画的に推進し、河川の水質保全と快適な住環境の創出に努めます。

【健全な水循環の概念図】



出典：水循環白書（環境省）

4 都市景観の育成方針

(1) 基本的な考え方

- ・「佐久市景観条例」「佐久市景観計画」「長野県屋外広告物条例」などに基づき、都市計画マスタープランとして必要な事項について定めます。

ア 基本目標

広がりのある優れた田園風景や、周辺の山並みへの眺望、また、千曲川やこれに注ぐ支流の流れは、「佐久らしさ」を感じさせる風土性豊かな景観として、世代を超えて人々の共通の心の糧となるものです。

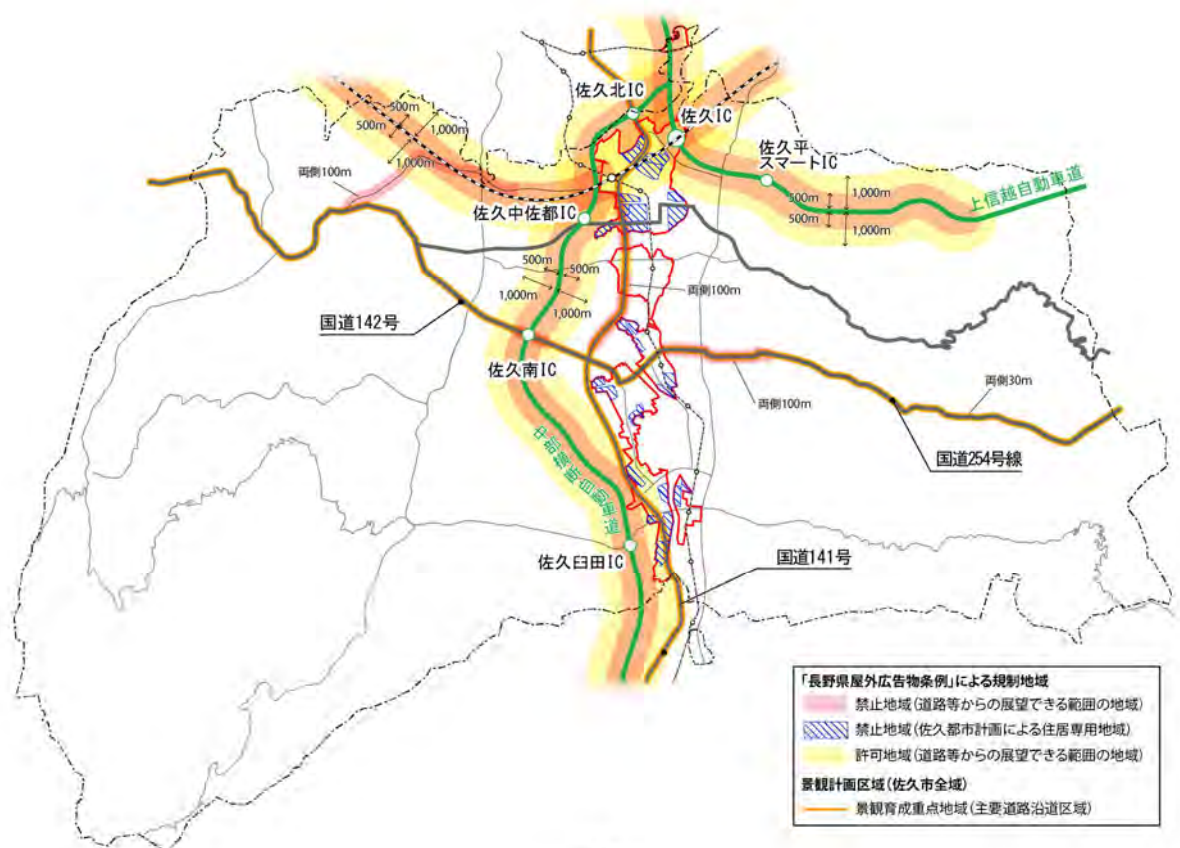
このような「原風景」を保全しつつ、「新風景」として道路や市街地整備・景観育成基準を設けることで、「原風景」と調和した「新風景」を生み出し、市民の土地への愛着を醸成します。

そのため、本計画においても「佐久市景観計画」の基本目標を踏まえて、都市景観の育成に取り組むこととします。

景観育成の基本目標

生活に「原風景」と「新風景」が映える街

【「佐久市景観計画」及び「長野県屋外広告物条例」による指定地域】



イ 市街地における都市景観の育成

市街地においては、地区計画の策定や住民協定の締結などを促進し、良好なまちなみの形成を図るとともに、中山道や佐久甲州街道の沿道などの歴史的景観の保全・育成に努め、市民が愛着を持ち、快適に過ごせる、美しい都市景観や生活空間の創造を図ります。

ウ 市街地外における都市景観の育成

市街地外においては、佐久平の田園地帯、浅間山や蓼科山の山並み、千曲川をはじめとする豊かな水系など、佐久の原風景の保全に努めるとともに、幹線道路沿道や田園ゾーン、山地ゾーンなど地域の特徴に応じた景観の育成に取り組みます。

エ その他の都市景観の育成

優れた景観の育成を図るため、市民・民間事業者・行政が一体となった景観育成活動を促進します。

(2) 市街地における都市景観の育成方針

ア 住宅系市街地

中心拠点（岩村田地区、中込中央区地区、中込・野沢地区、臼田地区）などの用途地域内における住宅系市街地については、歴史や風土に根ざしたまちなみの雰囲気を守るとともに、周辺景観との一体性に配慮しながら調和のとれたまちなみの保全・育成を図ります。

あわせて、憩いの場の創出、道路整備や歩行者空間の改善などを通じて、ゆとりのある快適な生活空間の創出を図ります。

また、土地区画整理事業によって面的な開発が行われた住宅地や、街路整備により生まれた新たな沿道の住宅地においては、地区計画の策定や景観育成住民協定、建築協定、緑地協定の締結などを促進し、地区全体が個性と魅力あふれるエリアとなるように努めます。

地域拠点（浅科支所周辺地区、望月支所周辺地区）の中山道沿道においては、歴史や趣を感じさせる建築物の保全、歴史的景観の育成を促進するとともに、無電柱化などを検討し、交流軸として歩いて楽しいまちなみの形成を図ります。



望月宿のまちなみ



塩名田宿のまちなみ

イ 商業系市街地

広域交流拠点（佐久平駅周辺地区）については、佐久広域圏の玄関口として、現行の地区計画による建築物などの規制・誘導を推進し、良好なまちなみ形成を図ります。

あわせて、屋外広告物については、「長野県屋外広告物条例」に基づき、佐久平駅前広場接続区域及び北陸新幹線沿線、中部横断自動車道沿道に規制地域が設けられていることから、引き続き規制・誘導を行います。

また、佐久平駅南地区についても新たに地区計画を策定したことから、地区計画の適切な運用により良好な景観の育成を図るとともに、無電柱化を検討します。

中心拠点のうち、佐久インターチェンジ周辺地区については、工業・流通業務施設や大型商業施設の立地が多く、「長野県屋外広告物条例」に基づく高速自動車国道関越自動車道上越線（上信越自動車道）沿道の規制地域に含まれることから、高速道路から視認できる屋外広告物について、引き続き規制・誘導を行います。

その他の中心拠点（岩村田地区、中込中央区地区、中込・野沢地区、臼田地区）については、地域としてまとまりある空間の創出と景観の育成を促進します。

ウ 沿道サービス型商業系市街地

道路の種類や機能に応じ、植樹などにより快適でゆとりのある沿道の景観を育成するとともに、沿道の広告物・建築物などについては、周辺景観との調和を促し、道路からの眺望を確保します。

国道141号、142号、254号の主要道路の沿道区域については、「佐久市景観計画」において景観育成重点地域に指定していることから、景観育成基準に基づき重点的な景観の育成に努めます。

また、用途地域内における国道141号沿道の一定区間については、「長野県屋外広告物条例」に基づく規制地域となっていることから、引き続き屋外広告物の規制・誘導を行います。

工 工業用地

工場敷地の外周部を基本とした緑化の推進や修景スペースの確保、建築物デザインの周辺景観との調和などを図ることとし、今後、新たに工業立地を目的とした開発行為が行われる箇所については、適切な指導のもと、景観上の配慮を促します。

(3) 市街地外における都市景観の育成方針

ア 田園ゾーン

(ア) 田園地帯

浅間山など周囲の山並みや河川の眺望などの原風景を保全していくため、周辺景観との一体性に配慮しながら調和のとれた景観の育成を促進します。

また、既存集落においては、地域固有の景観が育まれてきたことから、景観の構成要素となっている伝統的な民家のたたずまいや、緑、水辺などの保全に努め、それらの雰囲気を継承した、田園景観の保全・育成を図ります。

(イ) 幹線道路沿道

浅間山など周囲の山並みに対する眺望の確保や、田園・里山など佐久の原風景の保全、屋外広告物の規模の規制を図るとともに、無電柱化などを検討します。

上信越自動車道や中部横断自動車道のほか、国道141号、142号、254号及び県道下仁田浅科線沿道の一部区間については、「長野県屋外広告物条例」に基づく規制地域となっていることから、引き続き屋外広告物の規制・誘導を行います。



茂田井間の宿の現状のまちなみ（左）、無電柱化した場合のまちなみ（右）

(ウ)工業用地

用途地域内における工業用地と同様に、工場敷地の外周部を基本とした緑化の推進や修景スペースの確保、建築物デザインの周辺環境との調和などを図ることとし、今後、新たに工業立地を目的とした開発行為が行われる箇所については、適切な指導のもと、景観上の配慮を促します。

(エ)インターチェンジ周辺

中部横断自動車道の各インターチェンジ周辺については、インターチェンジごとに様々な土地利用が想定されるため、それぞれの周辺環境との調和などを図ることとし、今後、新たに都市的土地利用が行われる箇所については、適切な指導のもと、景観上の配慮を促します。

イ 丘陵ゾーン・山地ゾーン

丘陵ゾーン及び山地ゾーンについては、緑や清流などの自然景観の保全・育成に努めます。また、市内各所からの眺望に配慮し、美しいスカイラインの保全を図ります。

既存集落や温泉地、リゾート開発地などにおいても、自然景観との調和を図ることとし、今後、新たに開発行為が行われる箇所については、適切な指導のもと、景観上の配慮を促します。

(4) その他の都市景観の育成方針

ア 公共公益施設の景観への配慮

公共公益施設については、良好な地域景観を生み出すために先導的な役割を果たす要素と位置付け、周辺環境との調和に配慮した形態、色彩、意匠などを積極的に取り入れることとします。



道の駅ヘルシーテラス佐久南



市民創練センター

イ 優れた景観育成のための活動

優れた景観育成を図るため、アダプトシステムを活用した行政区や民間事業者による公園・緑地の維持管理を促進します。こうした市民の手による景観維持への活動に対しては、今後も積極的な支援を行っていきます。

また、本市では、建築基準法に基づく建築協定や、「長野県景観条例」に基づく景観育成住民協定などの住民協定の締結がなされてきました。

今後も地域の景観づくりについて、住民が主体となり、地域特性を生かした住民協定の締結を促します。

ウ その他施設の立地に際しての景観への配慮

太陽光をはじめとする再生可能エネルギーの発電設備や、産業廃棄物処理施設などの施設整備を目的とした開発行為が行われる箇所については、周辺環境や景観への影響に十分配慮するとともに、周辺住民との相互理解のもと、適切な開発が行われるよう、ガイドラインなどにより民間事業者への指導を行います。



アダプトシステムによる美化活動

5 持続可能で快適な住環境整備の方針

(1) 基本的な考え方

- ・機能集約・ネットワーク型の都市構造への転換や、生活基盤施設の整備水準の向上などにより市民の生活利便性を確保するとともに、持続可能な住環境の実現を図ります。
- ・公共サービスの適正化や公共施設の長寿命化、地域の居場所づくり（プレイスメイキング）などの様々な取組を展開し、総合的な視点から「暮らしやすい」「暮らし続けたい」まちづくりを推進します。

ア 快適な住環境整備

市街地の住宅地については、基本的な生活基盤施設の整備水準の向上を図り、ゆとりと快適性の共存する暮らしやすい住環境整備に努めます。

市街地外の既存集落については、佐久の風土を背景とした集落環境の継承に努めるとともに、生活基盤施設の整備水準の確保を図ります。

また、良好な住環境を維持するため、騒音・振動などの都市生活型公害の未然防止に努めます。

今後、住宅や住環境整備の指針となる「佐久市住宅マスタープラン」を策定し、住宅施策の方向性を詳細に検討し、住環境の改善や定住人口の増加に資する住環境整備などを促進します。

イ 持続可能な住環境の整備

快適で暮らしやすい住環境を維持するため、公共施設の複合化や多機能化などによる公共サービスの最適化や、公共施設の長寿命化などに努めます。

また、空き家、低・未利用地などの既存ストックの活用や、市民にとっての憩いの場・交流の場となる地域の居場所づくり（プレイスメイキング）を推進するなど、民間との連携を視野に入れた取組を展開します。

(2) 快適な住環境整備の方針

ア 市街地における住環境整備の方針

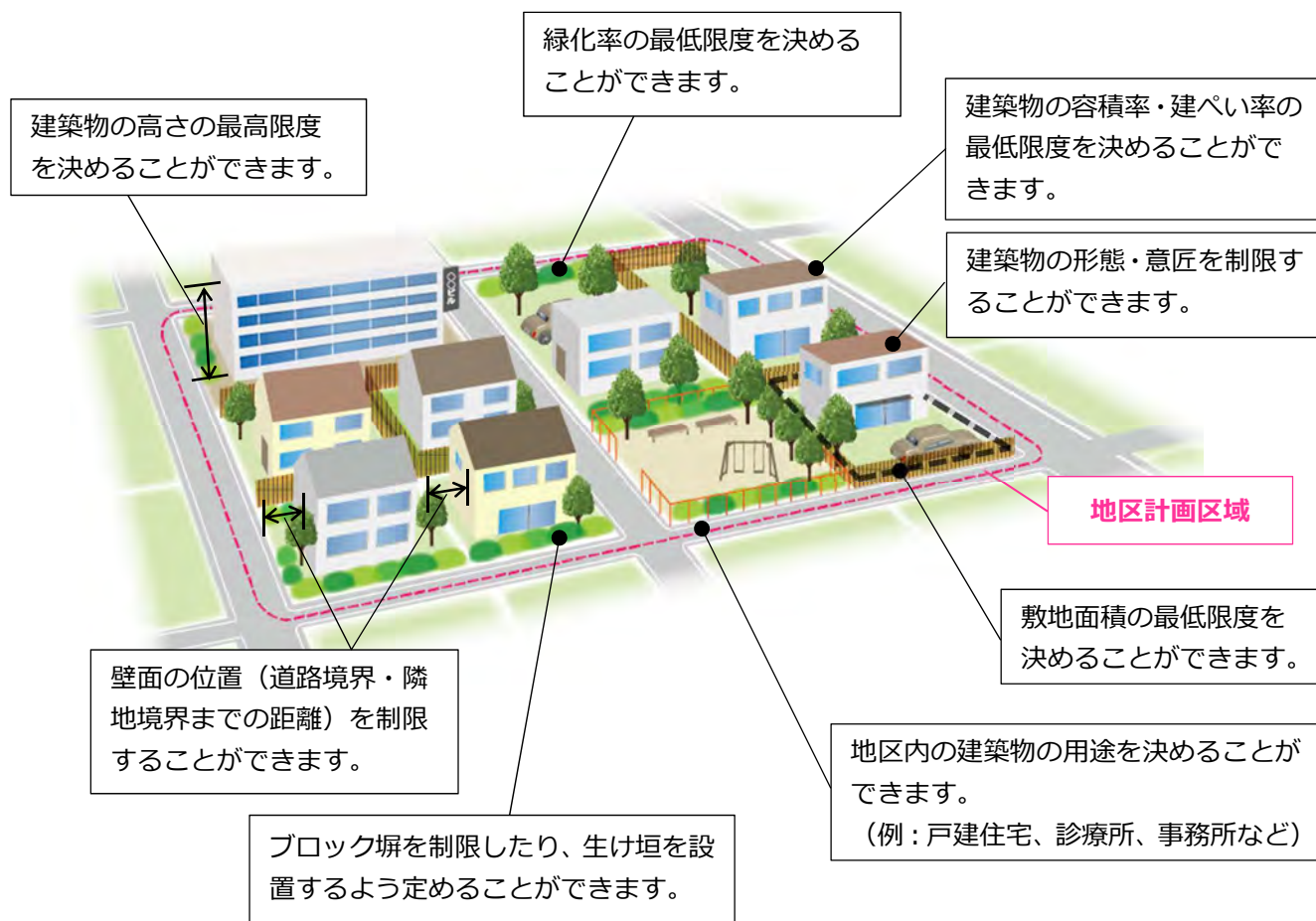
住宅系市街地においては、基本的な道路、公園、下水道などの生活基盤施設の整備水準の向上を図るとともに、用途地域内であっても自然的緑地や農地との共存を図り、快適でゆとりある住宅地の形成に努めます。

また、少子高齢化、人口減少が進行する中であっても、便利で快適な暮らしを維持していくため、住宅地の無秩序な拡散を抑制するとともに、「佐久市立地適正化計画」に基づき、緩やかな居住の誘導を図ります。

(ア) 面的整備地区

土地地区画整理事業や開発行為などにより計画的に住宅地整備がなされた地区については、生活基盤施設の整備水準の向上を図るとともに、地区計画の策定や景観育成住民協定、建築協定、緑地協定の締結などを促進し、住環境の質の向上を図ります。

【地区計画のイメージ】



(イ) 一般住宅地区

面的整備地区以外の一般住宅地区においては、道路、公園、下水道などの生活基盤施設の整備水準の向上を図るとともに、敷地内緑化による緑豊かな環境の形成を図るなど、快適でゆとりある住宅地の形成を目指します。

また、建築物の密集する地区においては、住民や地権者の協力により、建築物の協調建て替え・共同建て替えなどの手法も視野に入れ、防災性の高い住環境の創出を検討します。

さらに、都市計画道路などの整備に合わせて、沿道整備街路事業などによる一体的な住宅市街地の整備についても検討します。

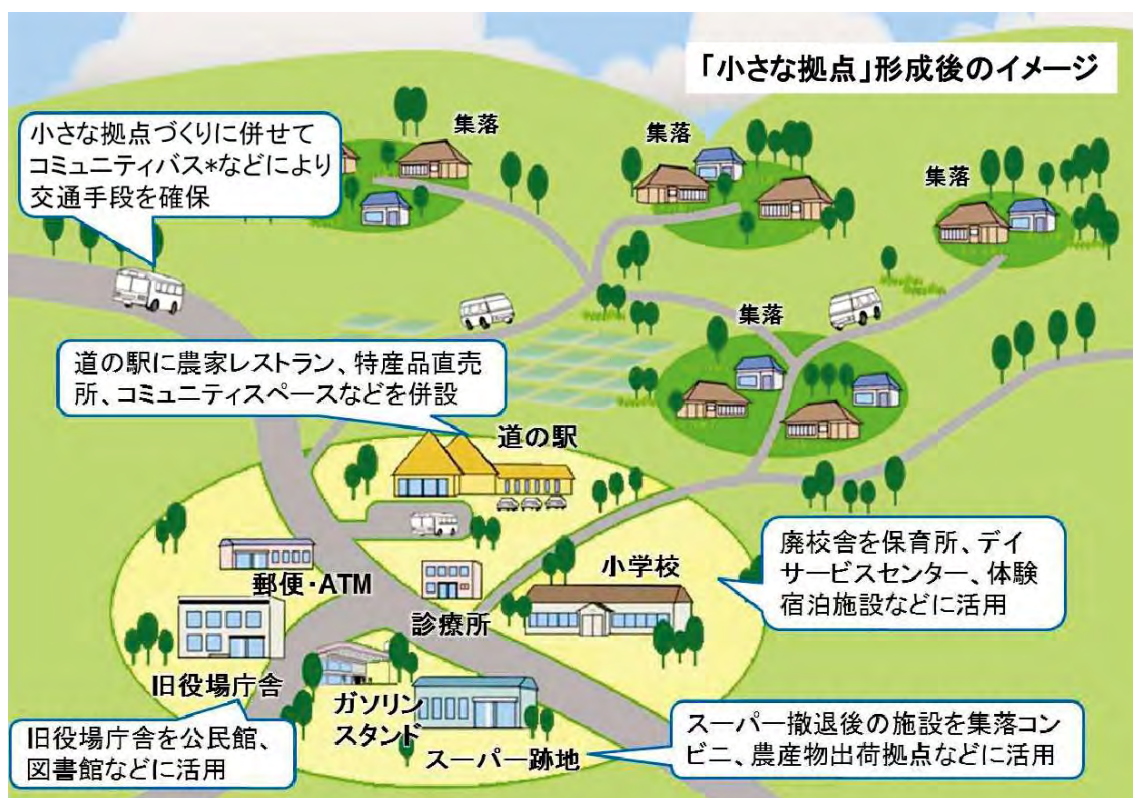
なお、中山道沿道など、歴史や趣を感じさせる建築物が残されている住宅系市街地においては、歴史的景観の保全・育成や歴史・文化資源を生かしたまちなみ整備を図ります。

イ 市街地外における住環境整備の方針

市街地外においては、既存の集落環境を維持するとともに、道路、公園、下水道などの生活基盤施設の整備水準の確保に努めます。

また、小学校の通学区など複数の集落が集まり形成される地区においては、その地区内の主要集落を中心に現在の拠点性を維持するとともに、「小さな拠点」の形成などの取組により、暮らしやすさと地域コミュニティが失われないよう努めます。

【小さな拠点のイメージ】



出典：内閣官房まち・ひと・しごと創生本部資料

(ア) 一般住宅地区

市街地外の既存集落においては、佐久の風土を背景に、白壁の住宅などが点在するゆとりある集落環境が形成されてきました。

今後は、こうした佐久の風土に溶け込む集落環境の継承に努めるとともに、良好な住環境の確保を図ります。

(イ) 多自然居住用住宅地

丘陵ゾーンなどにおいては、健康増進や自然との調和を求めるライフスタイルの需要の受け皿となることが想定されますが、受け皿となるためには、自然環境との調和が不可欠です。このため、今後新たに住宅の整備を目的とした開発行為などが行われる箇所については、樹木などの緑の保全、最小限の造成、周辺への影響に配慮したアクセス道路の整備などを促します。

ウ 都市生活型公害への対応

住宅地においては、工場などにおける事業活動や建設工事、自動車交通、新幹線などの騒音・振動の影響による住環境の悪化を未然に防ぐ必要があることから、「佐久市公害防止条例」などの関係法令に則した適切な対応を図るとともに、工業系用途地域への誘導により、住工混在を解消し、良好な住環境の維持に努めます。

また、交通施設の沿道・沿線地域においては、「交通騒音問題の未然防止のための沿道・沿線対策に関するガイドライン」（環境省）を踏まえ、幹線道路沿道への緩衝帯の配置や、高い防音性能を有した住宅の整備などを検討します。

(3) 持続可能な住環境整備の方針

ア 公的な既存ストックの活用

市民が日常的に利用する公共施設や、道路、公園、下水道などの生活基盤施設については、少子高齢化、人口減少が進行する中であっても、サービス水準を維持し、市民の生活利便性を確保するため、既存ストックの活用による公共施設の最適化、長寿命化の推進が求められます。

公共施設については、「佐久市公共施設等総合管理計画*」に基づき、複合化・多機能化などについて、官民連携による手法も含めて取り組むとともに、施設の有効活用や廃止後の跡地利用を検討し、施設保有量の最適化や適正配置を推進します。

道路、公園、下水道などの生活基盤施設については、施設の老朽化が進んでいることから、各種長寿命化計画に基づき、効率的かつ効果的な整備を推進します。

また、公営住宅の適切な維持管理を行うため、「佐久市公営住宅長寿命化計画」に基づく長寿命化を推進します。

イ 民間活力を生かした既存ストックの活用

市民生活の基盤となる市街地においては、住宅地の拡散や、空き家や空き地が不規則に数多く発生し、都市の密度が低下する「スポンジ化」が進展しています。このため、にぎわいのある市街地環境を創出するためには、市街地内に点在する空き家や空き店舗、低・未利用地などの有効活用を図るとともに、空き地などの所有者と利用希望者間の取引を仲介する仕組みなどを検討する必要があります。

こうした既存ストックについては、民間との連携により、起業の場、地域活動の拠点、地域の情報交換の場などとしての活用を促進します。

また、商店街や街区*といったまち全体の再生を図るエリアリノベーションや、住民自らがまちづくりに取り組むエリアマネジメントといった、市民・企業・NPO などによる民間主体の取組に対する支援に努めます。

ウ 居心地が良く活気ある地域づくり

良好な住環境の維持・向上のためには、市街地のにぎわいや活気を生み出すことに加えて、市民や来訪者にとって居心地の良い公共空間を創出する地域の居場所づくり（プレイスメイキング）に取り組む必要があります。

こうした地域の居場所は、緊急時の避難場所として機能するほか、常に人が集まる場ができることで公共空間における「人の目」が増え、自然監視性の確保による地域の防犯性の向上も期待されます。

本市においては、既存のオープンスペースや公共空間を活用した地域の居場所づくり（プレイスメイキング）を検討するとともに、公共施設の整備にあたっては、市民や来訪者の地域の居場所として利用可能な空間の確保に配慮します。

エ 空き家対策

空き家については、「佐久市無居住家屋等対策計画」に基づき、適切な管理及び活用・流通の促進を図ります。

(ア) 空家等*の適切な管理の促進

適切な管理が行われていない空家等を放置すると、安全性の低下、公衆衛生の悪化、景観の阻害など多岐にわたる問題を生じさせるなど、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼす可能性があります。

そのため、所有者が自発的・持続的に適切な管理を行う事ができるよう、所有者及び管理者への空家等の状況の周知、管理受託者の紹介や技術的な助言などの支援を実施します。

(イ) 空家等の活用・流通促進

空家等の活用・流通を促進することにより、空家等の適切な管理が促進されるとともに、市内への移住促進を図ることができます。市では、空き家情報サービス「佐久市空き家バンク」を活用し、空家等の活用・流通を促進します。

(ウ) 「特定空家等*」化の予防

今後、所有者などの認識不足や高齢化又は相続に伴い、特定空家等の増加が懸念されることから、特定空家等となることを予防する方策を実施します。

(エ) 情報基盤の整備

空家等対策のための情報基盤として、「空き家データベース」を整備し、当該データから得られる市内における空家等の分布状況や傾向を把握し、空家等対策の基礎資料とします。

オ 所有者不明土地対策

所有者が分からない「所有者不明土地」は、災害対策や市街地活性化などの公共事業推進の妨げになるおそれがあります。こうした土地を適切な管理が行われないまま放置した場合、地域の住環境に悪影響を及ぼす可能性があることから、所有者不明土地を適切に管理及び活用するための対策を検討します。

※「空家等」は、「空家等対策の推進に関する特別措置法」において、「建築物またはこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む）」と定義付けられているものを指します。本計画では、居住者のいない建築物全般を指す「空き家」を一般的な呼称として併用しています。

6 安心・安全まちづくりの方針

(1) 基本的な考え方

- ・激甚化する自然災害に備えるとともに、都市の防犯性の向上や移動の円滑化を促進し、暮らす場所や暮らし方にかかわらず、誰もが安心して暮らし続けることができる安心・安全なまちづくりを推進します。

ア 防災まちづくりの推進

本市は市街地の周囲を農地と山々が囲み、風水害の被害が少ない土地柄であるとともに、活断層が確認されていないなど、比較的安全性の高い地域であると言われています。

しかし、異常気象による局地的な集中豪雨や大規模地震などの災害は何時起こることも知れません。そのため、災害が発生した場合に被害を最小限に抑えるための減災対策の強化に努めます。

イ 防犯まちづくりの推進

世の中には多種多様な犯罪があり、そのすべての犯罪を予防することは困難ですが、衝動的な犯罪（機会犯罪）に対しては、施設の構造、配置などの改善や地域の防犯意識の向上により、犯罪を抑止することができます。

そのため、建築物や道路、公園などの設計を工夫することで防犯性を高めるとともに、地域住民の防犯活動などのソフト面の対策と相まって、総合的な防犯まちづくりを進めます。

ウ ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

ユニバーサルデザインとは、障害の有無、年齢、性別、人種などにかかわらず多様な人々が利用しやすいよう利用者本位、人間本位の考え方から都市や生活環境をデザインすることです。

本市においても、ユニバーサルデザインの理念を生かした誰もが移動しやすく、利用しやすく、わかりやすい都市の形成を目指します。

(2) 防災まちづくりの方針

ア 防災拠点・防災ネットワークの整備

地震や集中豪雨などの災害から市民を守るためには、建築物の耐震化や河川などの改修とともに、防災拠点の整備と防災ネットワークづくりが重要です。

防災拠点には、避難地・避難所、備蓄倉庫、救援物資の集積所、本部施設、応急普及活動の拠点など様々なものがあります。

こうした防災拠点については、「佐久市地域防災計画*」に基づく避難場所や公園、応急対策の拠点となる公共施設などを中心に、建築物の耐震化・不燃化などを進め、機能の向上を図ります。

また、各地域と防災拠点をつなぐ防災ネットワークについては、「長野県地域防災計画」の緊急交通路などに位置付けられる主要幹線道路を基本に整備し、避難路や延焼防止帯としての機能向上を図ります。あわせて、電柱の倒壊による二次被害を防ぐため、無電柱化などを検討します。

イ 防災空間の整備

防災拠点や防災ネットワークの整備とともに、各地域レベルでの防災機能の向上が必要です。

そのため、身近な生活道路の整備はもとより、災害時における避難地や延焼防止帯となる身近な公共施設、公園・緑地、広場の整備による防災機能の向上に努めます。

また、市街地における火災の危険を防除するため、防火地域・準防火地域にあっては、社会経済情勢の変化を反映した適切な指定と見直しを検討するとともに、建築物の耐震化・不燃化や密集市街地の改善、公共空地などの確保に努め、延焼遮断効果の向上を図るなど、災害に強いまちづくりを推進します。

なお、道路、公園・緑地などが不足している市街地においては、土地区画整理事業などの面的整備による生活道路の拡幅、公共空地の確保なども検討します。

ウ 治水対策

長野県との連携のもと、「河川整備計画」に基づいた河川整備を促進し、都市化による雨水流出量の増大に対処します。

また、必要に応じて「雨水排水施設計画」を定め、市街地の雨水排水施設の整備を進めることで、都市型災害の一つである急激な増水による浸水災害に対応します。

同時に、流域での保水・遊水機能の向上を図るため、透水性舗装などの浸透施設や貯留施設の整備を促進します。

さらに、重要水防区域など危険箇所の住民への周知に努めます。

工 土砂災害の防止

長野県との連携のもと、がけ崩れ及び土石流対策として、土砂災害警戒区域*や山地災害危険地区などの危険箇所の住民への周知に努め、土砂災害防止対策を推進します。

(3) 防犯まちづくりの方針

ア 防犯まちづくりに向けて

建築物や道路、公園などの設計を工夫し、防犯に配慮した構造、設備にすることで、機能性や快適性を損なうことなく、防犯性を高められることは、古くから知られています。

防犯まちづくりとは、犯罪の起きる環境に着目し、犯罪の誘発要因を除去することで犯罪抑止を図り、より安全で快適な環境づくりを目指すものです。

イ 防犯まちづくりの方針

(ア) 防犯灯の設置

夜間における犯罪の防止のため、防犯灯などの設置により、夜間でも明るい屋外環境を確保します。

(イ) 身近な生活道路の防犯対策

狭あい道路は、見通しが効かず、人の目が確保されないため、犯罪を誘発するおそれがあります。そのため、狭あい道路の拡幅改良を推進します。

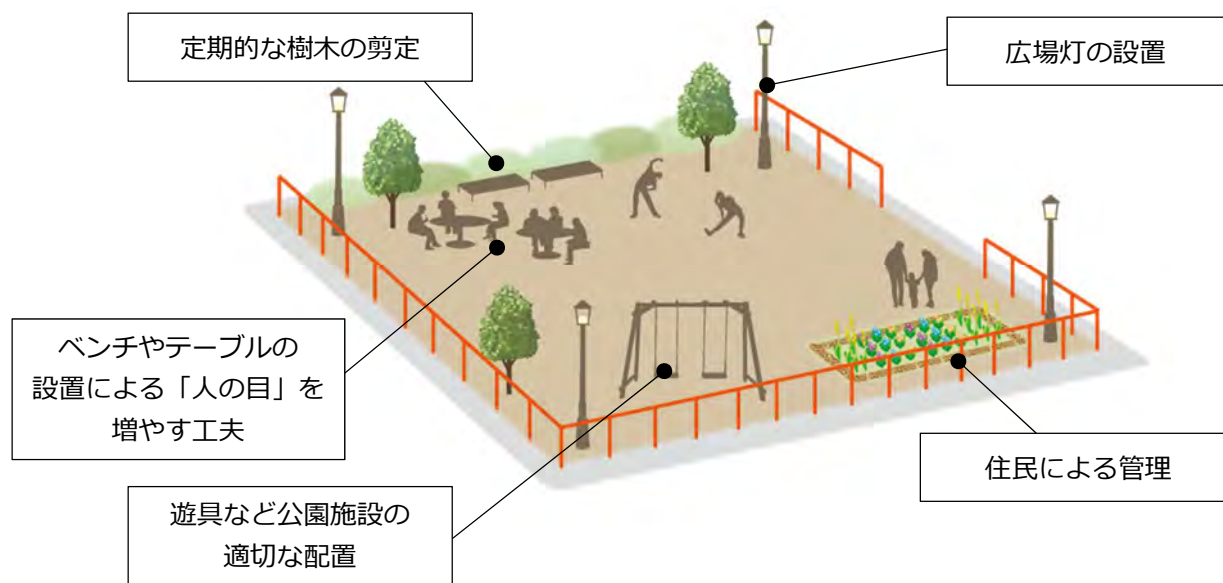
また、道路灯の適切な設置により、照明の十分な確保に努めるとともに、道路灯のLED化を推進し、効率的な維持管理を図ります。

(ウ) 公園・広場などの防犯対策

遊具などの公園施設を見通しのよい位置に配置したり、定期的な樹木の剪定などを行うことで、死角の解消や見通しの確保に努めるとともに、広場灯を設置するなど照明の十分な確保に努めます。

また、防犯対策には地域の関わり合いも重要であることから、地域密着型の公園管理の方策についても検討します。

【公園の防犯対策の例】



(エ) 空き家の適切な管理

適切な管理が行われないまま放置されている空き家は、防災、衛生、景観などの地域住民の住環境に深刻な影響を及ぼすばかりでなく、不審者の不法侵入や放火などを誘発する可能性があり、地域の治安にも悪影響を及ぼします。

そのため、今後こうした管理不全な空き家が増加しないよう、所有者などに対して建築物の適切な管理を促します。

(4) ユニバーサルデザインのまちづくりの方針

ア ユニバーサルデザインのまちづくりに向けて

近年、「ノーマライゼーション」や「バリアフリー」といった考え方が浸透し、障がい者が障がいのない人とともに活動できる社会の形成が求められています。

また、平成17年に、国土交通省の「ユニバーサルデザイン政策大綱」が公表され、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、身体的状況、年齢、国籍などを問わず、可能な限り全ての人が、人格と個性を尊重され、自由に社会に参画し、いきいきと安全で豊かに暮らせるよう、生活環境や連続した移動環境をハード・ソフトの両面から継続して整備・改善していくというまちづくりの理念が示されました。

平成18年には、交通バリアフリー法とハートビル法を統合・拡充した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」が施行され、これに基づく、「移動等円滑化の促進に関する基本方針」が平成23年3月に一部改正となり、移動等円滑化の目標年次が平成32年度と定められました。

なお、長野県においては、「長野県福祉のまちづくり条例」に基づき、バリアフリー、さらにはユニバーサルデザインを推進しやすい環境づくりが進んでいます。

今後、本格的な高齢社会を迎えるにあたり、ユニバーサルデザインのまちづくりに向けた着実な取組が必要です。

イ ユニバーサルデザインによるネットワークの確立

市民が安全で快適に移動できる都市空間を形成する上で重要なことは、高齢者や障がい者を含む全ての利用者に配慮されたユニバーサルデザインの空間を整備し、これをネットワークすることです。

ネットワークの構築には、歩行空間の連続性、バスや車との乗り継ぎの容易さ、対象施設へのアクセスの容易さなどが必要です。

そのため、アクセスの中心となる鉄道駅や、バスターミナル、公共施設、病院、商業施設など主要な生活利便施設への経路について、必要性や重要性が高いものから面的・一体的な整備を図り、ユニバーサルデザインによるネットワークの確立を目指します。

ウ 建築物などにおけるユニバーサルデザインの空間づくりの推進

公共公益性の高い施設においては、施設内の移動のしやすさ、トイレなどの利用のしやすさといった、ユニバーサルデザインの考え方に基づく施設のバリアフリー化に配慮する必要があります。

「長野県福祉のまちづくり条例」では、一定の施設の出入り口、通路、エレベーターや、車いす用駐車場、点字ブロックの設置について整備基準を設けており、施設を新たに整備する際には、その基準への適合に留意します。

また、サインや多言語表記によるわかりやすい案内版や、多目的トイレ、授乳室の

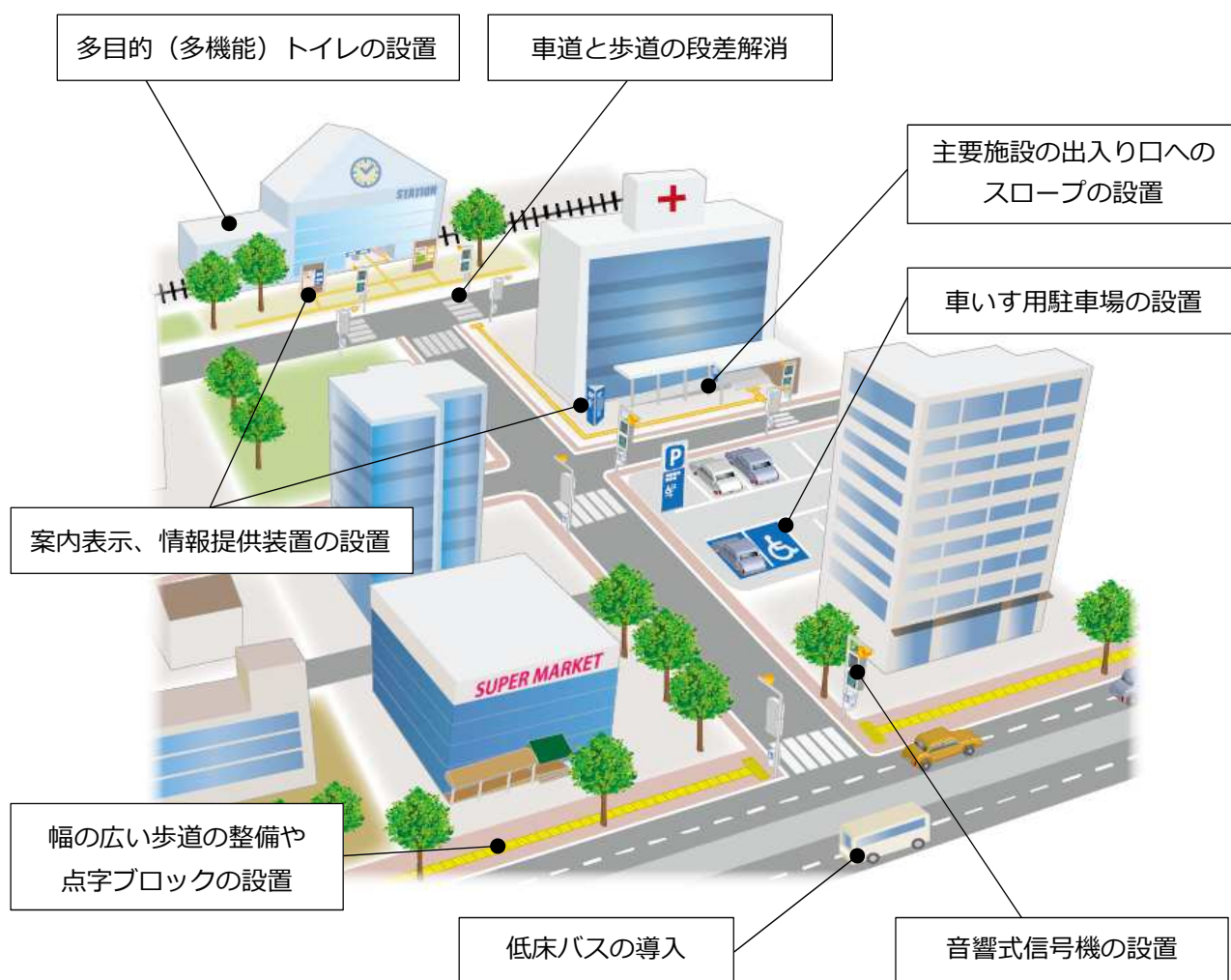
整備など、幅広い利用者のニーズに対応可能な設備の導入を検討します。

エ ソフト対策や心のバリアフリー化の推進

全ての人が快適に暮らせるまちの実現を目指すため、施設を円滑に利用するための人的支援や情報提供などソフト面での取組を推進します。

また、バリアフリー法においては、バリアフリー化の促進に関する国民の理解・協力を求める「心のバリアフリー」が国・地方公共団体や国民の責務とされています。このため、市民のユニバーサルデザインやバリアフリーへの理解・協力が進むよう、施設の利用マナーなどの周知・啓発に努めます。

【ユニバーサルデザインのまちづくりの例】



7 地域資源活用の方針

(1) 基本的な考え方

- ・ 市民が愛着と誇りを持って暮らし続けることができる地域社会を実現するため、地域の個性や特徴を生かしたまちづくりを推進します。
- ・ 本市の強みである充実した地域医療や、豊かな自然環境、歴史・文化など既存の地域資源のさらなる活用を図ります。

(2) 地域資源を生かしたまちづくりの方針

ア 健康長寿のまちづくりの推進

本市は、男女ともに平均寿命が長く、健康長寿のまちとして知られています。健康長寿の要因については、気候や食生活などさまざまな要因が挙げられますが、本市においては、昭和30年代より、「行政」と、佐久総合病院、浅間総合病院に代表される「医療機関」、保健指導員に代表される「市民」の三者が協働して実施してきた活発な保健予防活動も、大きな要因の1つであると考えられます。

本市では、今後も健康長寿都市であり続けるために、将来都市像である「快適健康都市 佐久」の理念を踏まえて、健康長寿の一層の増進のための施策を推進します。

集約型都市構造への転換により、自家用車に過度に依存することなく歩いて暮らせるまちを目指すとともに、歩道や緑道の整備などによる快適な歩行空間づくりや、憩いの場・交流の場となる公園の整備、自転車走行環境の整備などを図り、まちづくりの面から市民の心身両面での健康を促します。

また、地域の二次・三次医療圏を担う医療機関を、全国有数の健康長寿のまちであることを際立たせる取組を推進するための地域資源と捉え、継続的に医療サービスが提供されるよう支援を行います。

さらに、「佐久市生涯活躍のまち構想」に基づき、本市の特性を生かし、地域の病院を中心とした「医療連携・健康づくり推進型」の生涯活躍のまち（日本版CCRC）事業を推進します。

臼田地域においては、これまで地域で培われてきた医療・健康・福祉をさらに充実させるため、佐久総合病院本院や「臼田健康活動サポートセンター（うすだ健康館）」を拠点としたまちづくりが展開されていることから、住民などとの協働による取組の推進を図ります。

加えて、「春日の森」、「平尾の森」の森林セラピー基地や平尾温泉「みはらしの湯」を利用した健康づくりプログラム、体験ツアーなどを推進し、市民の健康増進に努めます。

イ 自然や農業と調和したまちづくりの推進

田園や里山の緑は、農林業の場や環境保全の場としてだけではなく、人々に癒しや安らぎを与える存在としても非常に重要であることから、これらと調和したまちづくりを推進します。

「第二次佐久市農業振興ビジョン」に基づき、優良農地を適切に維持・管理するため、農業基盤の整備や担い手への農地集積を進めるとともに、荒廃農地*の発生防止及び有効活用に努めます。また、農地の持つ水質の浄化、雨水の保水・貯留などの多面的機能の維持を図るとともに、新たに農業を行う場や、グリーンツーリズムの場を確保するなど、地域の特徴に応じた土地利用を図ります。

また、森林においては、水源のかん養、森林セラピーやトレッキングによる健康の増進、また、再生可能な資源などの供給地などの多面的機能の維持を図るとともに、自然とのふれあいの場としての土地利用を図ります。

ウ 歴史・文化資源を活用したまちづくりの推進

本市の有する歴史・文化資源や景観資源については、「佐久市景観計画」を踏まえ、これらの資源を活用するとともに、景観資源との一体性や調和に配慮した周辺景観の育成を図ります。

岩村田、塩名田、八幡、望月、茂田井の各地区については、古くは中山道沿いに形成された宿場町であり、歴史や趣を感じさせるまちなみが残されています。また、市内には、旧中込学校、龍岡城跡などの重要文化財や国史跡をはじめとする数多くの文化財が現存しています。

こうした歴史的なまちなみや文化財などについては、地域の個性や付加価値を高める貴重な地域資源として保全・活用するとともに、歴史・文化資源を生かしたまちづくりを推進します。

エ 既存商店街の振興による地域の活性化

市内の主要商店街においては、地域の活性化につながる商業集積を図ります。

商店街の魅力を高めるため、民間主体によるエリアリノベーションなどの取組やまちおこし事業、活性化事業を支援します。

また、空き店舗などを活用した起業のためのチャレンジショップの整備など、空き店舗の解消に向けた取組を支援します。

あわせて、ユニバーサルデザインを導入した周辺環境整備などを実施し、利用しやすく快適な商店街の形成を図るとともに、商店街が行う買い物弱者などに対するきめ細かなサービスへの支援を検討します。

佐久平駅周辺地区及び岩村田地区については、「佐久市健康長寿まちづくり計画」に掲げる健康長寿を生かしたまちづくりのエリアとして活性化に取り組むとともに、今後、策定される中心市街地活性化基本計画に基づき、市民、民間事業者などと一体となった、にぎわいと魅力がある中心市街地の形成を図ります。また、計画策定にあわせて特別用途地区の指定を検討し、準工業地域における建築物の用途の制限と中心市

街地への商業集積を図ります。

オ 高速交通網の活用による地域の活性化

本市のまちなみは、市域の東西を横断する中山道、南北を縦貫する佐久甲州街道の街道筋を中心に発展を遂げてきました。長野オリンピックの開催を契機に、平成5年に上信越自動車道佐久インターチェンジが、平成9年に北陸新幹線佐久平駅が相次いで開業し、高速交通時代を迎えることとなりました。その後、平成23年には、中部横断自動車道佐久南インターチェンジから佐久小諸ジャンクションまでの間の供用が開始され、平成30年には、さらに八千穂高原インターチェンジから佐久南インターチェンジまでの間の供用が開始され、本市は新幹線駅と6つのインターチェンジを擁する長野県内有数の高速交通の要衝となりました。

今後、新清水ジャンクションまでの全区間が開通すると、首都圏・日本海圏・太平洋圏が結ばれることとなり、高速交通網の結節都市としての優位性が一層高まります。

こうした優位性を生かし、周辺都市とのさらなる連携強化や地域活性化を図るため、引き続き中部横断自動車道の整備を促進し、利便性の向上に努めます。

また、中部横断自動車道の新直轄方式による整備は、移動時間の短縮に加え輸送コストの削減が図られることから、これらの効果を生かし、企業誘致による産業振興を図るとともに、高原野菜や米、果樹など地域の特産品を、佐久ブランドとして広く発信することを検討します。

さらに、インターチェンジ周辺においては、交通の利便性が高まることにより、新たな開発需要が見込まれることから、特定用途制限地域の指定などに基づき、無秩序な土地利用を抑制し、地域の活性化、産業振興に資する土地利用を推進します。

佐久平駅南地区については、本市の新たな玄関口として、佐久広域圏における拠点としての役割を担うことが期待されます。今後、商業系や住居系の都市的土地利用を進め、本市の様々な魅力を発信するとともに、各地域への人の流れを促すネットワークの中心としての機能整備を図ります。



中部横断自動車道佐久南インターチェンジ周辺の様子

第4章 地域別構想

1 地域別構想策定の目的

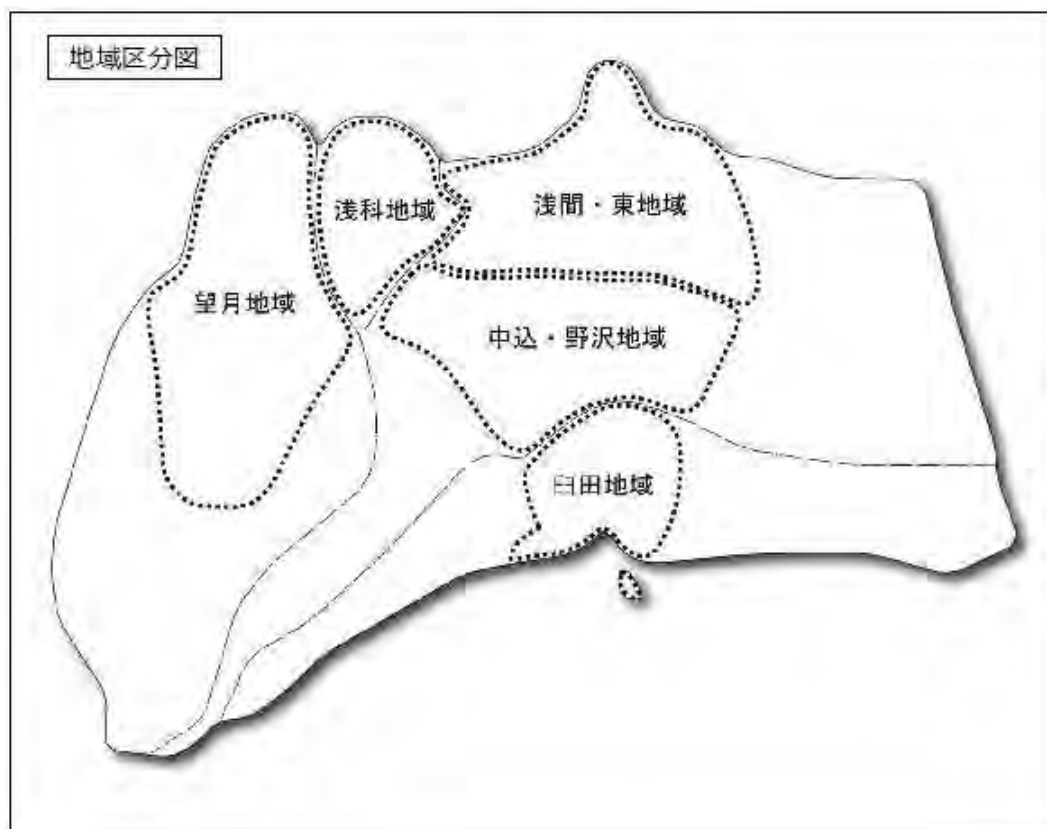
地域別構想は、各地域の将来像を描き、地域住民にとって身近なまちづくりのあり方を総合的に示すために策定するものです。

具体的には、地域別に現状と課題を整理し、将来像、施策展開の方針、主要施策により整備・開発・保全のあり方を示します。

2 地域区分の基本的な考え方

市街地及び集落やこれらに隣接する農地や緑地は、市民の日常生活の場であるとともに、本市の特徴ある発展を支える基盤であることから、市域を一定の範囲で区分し、現状と課題をきめ細かく整理するなかで、地域の特徴に応じた将来像を描いていく必要があります。

本計画においては、保全を基本とする山地ゾーンを除き、都市構造の基本的構成や日常の生活圏*をベースに、市街地ゾーン、田園ゾーン、丘陵ゾーンを主な対象として下図に示す5地域に区分し、地域別構想として整理します。



3 地域ごとの市民意向の把握

地域別構想の策定にあたっては、まちづくりワークショップやタウンミーティングを通じて地域の皆さんのご意見を伺い、地域の現況・課題や特徴の把握に努めました。

(1) まちづくりワークショップ

公募市民の皆さんをはじめ、区長会、商業、農業、福祉、青少年健全育成など、地域社会を担う様々な立場の皆さんに、地域の現況・課題や将来像についてのご意見を伺うため、まちづくりワークショップを開催しました。

ア 開催日時

	日時	会場
第1回	2017年2月26日(日) Aグループ: 10:00~12:20 Bグループ: 14:00~16:20	佐久市役所南棟3階大会議室
第2回	2017年3月19日(日) Bグループ: 10:00~12:20 Aグループ: 14:00~16:20	

※5地域を2グループに分けて開催

(Aグループ: 浅間・東、中込・野沢 Bグループ: 臼田、浅科、望月)

イ ワークショップのテーマ

	テーマ
第1回	テーマ1 <地域の良いところは何か> ・地元の好きな場所・よく行く場所、良いところ、将来に残したいところ(もの)はどこか、地域の魅力を多く発見することを目的とする テーマ2 <地域に足りないところは何か> ・地域で不便なこと、こういうところがあったらもっと楽しいなど、思いつく不足のものはなにか、地域に足りないところ・不便なところを考えることを目的とする
第2回	テーマ <地域の将来像について考える> ・自分の地域が将来どんなまちになったらよいか、地域の望ましい将来像やまちづくり方法について考えることを目的とする

【話し合いや発表の様子】



(2) まちづくりタウンミーティング

地域別構想の内容をより一層充実させるとともに、具体的な施策につなげる方策について話し合うことを目的に、区長会や公募市民の皆さんによるまちづくりタウンミーティングを開催しました。

ア 開催日時

地域	日時	会場
浅科地域	平成29年8月21日(月) 午後7時～	浅科支所2階大会議室
浅間・東地域	平成29年8月22日(火) 午後7時～	市民創錬センター多目的室1
中込・野沢地域	平成29年8月23日(水) 午後7時～	野沢会館2階多目的室1号
望月地域	平成29年8月28日(月) 午後7時～	望月支所3階中会議室1
臼田地域	平成29年8月29日(火) 午後7時～	あいとぴあ臼田多目的室3

イ タウンミーティングの議題

議題
議題1 <将来像について> ・地域の強み・特徴や将来目指すべきまちのイメージなど、地域の将来像についての意見交換
議題2 <施策展開の方針について> ・将来像を踏まえた施策展開の方針についての意見交換
議題3 <主要施策について> ・土地利用や都市交通など、地域ごとに推進していくべき施策についての意見交換

【話し合いの様子】



4 地域別構想

(1) 浅間・東地域

ア 地域の特徴

地域の中心となる岩村田周辺は、中山道、佐久甲州街道が交差する城下町、宿場町として発展し、鼻顔稲荷神社初午祭や岩村田祇園祭などの伝統・文化が、地域固有の風土を培ってきました。

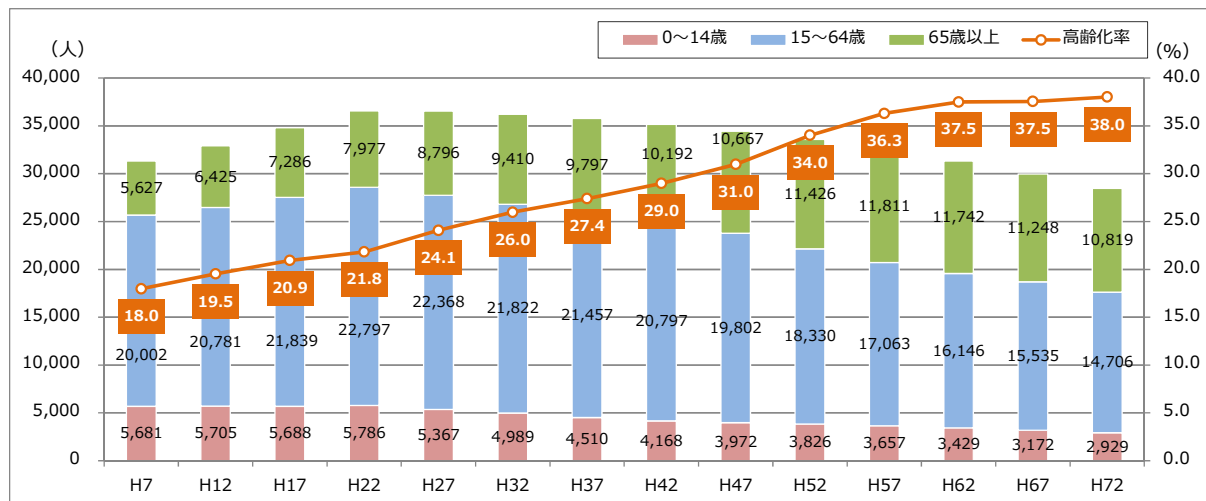
近年は、上信越自動車道佐久インターチェンジの開通や、北陸新幹線佐久平駅の開業により、高速交通網の要衝となり、本市のみならず佐久広域圏の拠点としての機能を有する地域となっています。上信越自動車道佐久平パーキングエリアには、佐久平ハイウェイオアシス及びスマートインターチェンジが整備され、平尾山一帯は通年型の一大観光拠点となっています。

地域には、佐久税務署、長野地方法務局佐久支局、佐久警察署、長野県佐久児童相談所、佐久平斎場、(独)家畜改良センター茨城牧場長野支場、佐久スキージャーデンパラダなどの広域的な拠点施設が立地し、一部事務組合による新クリーンセンターの建設が計画されているほか、市浅間出張所、市東出張所、子ども未来館、中央図書館、近代美術館、市民創錬センター、浅間会館、東会館などの行政サービス施設や、浅間総合病院などの地域の二次医療圏を担う医療機関、佐久大学などの高等教育機関があります。さらに、岩村田小学校の老朽化と過大規模解消のため、分離新設校として平成27年4月に佐久平浅間小学校が開校しました。

また、中部横断自動車道の建設に伴い、地域活性化のため佐久北インターチェンジと佐久中佐都インターチェンジが整備されました。

佐久市人口ビジョンによると、地域内の居住人口は、平成22年をピークに減少傾向にあります。他地域に比べ、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口*（15～64歳）の割合が比較的高くなっていますが、今後、老年人口（65歳以上）の割合が増加し、平成72年の高齢化率は38.0%と予測されています。

【浅間・東地域の人口推計】



資料：佐久市人口ビジョン

イ 地域の現況と課題

(ア) 土地利用

佐久平駅周辺地区は、大規模商業施設などが集積する広域商業拠点であるとともに、佐久広域圏の玄関口としての機能を有する広域交通結節点となっています。

佐久インターチェンジ周辺地区は、広域交通ネットワークの利便性を生かした、工業・流通業務系の土地利用が図られているとともに、郊外型の大型商業施設の集積が進んでいます。

岩村田の市街地は、県道沿いを中心に商業地が形成されてきましたが、近年の商業環境の変化により既存商店街の落ち込みが見られ、魅力の創出と活性化が必要です。

市街地の周辺部は、住宅地と農地が混在した土地利用となっており、特に佐久平駅周辺地区では、急速な宅地化が進展し、一部では用途地域外への無秩序な市街化がみられます。このため、広域交流拠点や中心拠点への都市機能の集約と緩やかな居住誘導が必要です。

地域内には、西屋敷工業団地、小田井工業団地、長土呂工業団地が整備されており、地域の雇用確保を図るため、企業立地の維持・確保が必要です。



市街地の様子（佐久平駅周辺のまちなみを望む）

(イ) 都市交通

地域内には、佐久平駅をはじめ北陸新幹線やＪＲ小海線の駅が３つあり、地域の足となっています。

また、広域幹線道路である上信越自動車道や中部横断自動車道、主要幹線道路である国道１４１号や北幹線（主要地方道下仁田浅科線、都市計画道路原東１号線、県道塩名田佐久線）などの道路が他の地域とネットワークしています。

佐久平駅南地区の市街地整備に合わせた都市計画道路の整備等に加え、社会経済状況の変化に伴う都市計画道路の見直しや身近な道路の改良、公共交通の充実が課題となっています。

(ウ) 緑と環境

市街地東部から南部にかけて、湯川の清流や河岸段丘の緑など豊かな自然環境に恵まれています。こうした清流や緑地は、市民の安らぎの場であるため、適切な管理に基づく保全と活用が必要です。

公園・緑地として、市民交流ひろば、駒場公園、平尾山公園、鼻顔公園、千曲川スポーツ交流広場などが整備されています。駒場公園「創造の森」から（独）家畜改良センター茨城牧場長野支場までは広大な緑地帯が形成され、「創錬の森」の整備と併せた緑の拠点づくりが必要です。また、身近な緑を健全に保ち、未来に継承するための取組が必要です。

平尾山一帯は、平尾山公園を含めて森林セラピー基地の認定を受けているほか、公園内には平尾温泉「みはらしの湯」が整備されています。今後は、各種機能の連携による機能向上や利用促進を図る必要があります。



家畜改良センター茨城牧場長野支場

ウ 地域の将来像

地域の強み・特徴

本市の発展を牽引する
中核地域

高速交通網の結節点
としての優位性

豊富な歴史・文化資源や
家畜改良センター周辺の
優れた景観

浅間・東地域の将来像

**豊かな地域資源と多様な都市機能が一体となった
佐久市の発展を牽引するまち**

エ 施策展開の方針

- 佐久広域圏の中核地として、文化、教育、医療、産業、観光、交通など多様な機能が集積する複合市街地としての整備を促進します。
- 佐久都市連携軸と中山道交流軸との結節点であるため、商業環境の充実など、まちの魅力や交流拠点としてののにぎわいを創出します。
- 佐久平駅南地区については、土地区画整理事業による新たな市街地の形成を図り、都市的土地利用を推進します。
- 優れた緑と景観を保全・育成するとともに、歴史・文化などの地域資源を生かしたまちづくりを推進します。

オ 主要施策

(ア) 土地利用

- ・ 岩村田地区・佐久平駅周辺地区・佐久平駅南地区・佐久インターチェンジ周辺地区が連携し、一体となったまちづくりの推進
- ・ 佐久平駅南地区における高次都市機能の集積及び新たな市街地の形成
- ・ 岩村田地区（中心拠点）への都市機能の集約と緩やかな居住誘導
- ・ 佐久平駅周辺地区における佐久平駅南地区の都市機能集積を踏まえた民間開発の段階的、計画的な誘導
- ・ 佐久インターチェンジ周辺地区における工業・流通業務施設の立地の維持・確保
- ・ 佐久北インターチェンジ周辺地区における住宅地などの民間開発の適切な誘導
- ・ 佐久中佐都インターチェンジ周辺地区における優良農地の保全と新たな都市的土地利用の検討
- ・ 小田井工業団地や長土呂工業団地などにおける企業立地の維持・確保
- ・ 土地利用の状況や都市計画道路の見直しなど、地域の実情に即した用途地域の見直し

(イ)都市交通

- ・都市計画道路相生大手線・相生赤岩線（主要地方道下仁田浅科線）、北幹線（県道塩名田佐久線）、南北幹線（主要地方道佐久小諸線）の整備促進
- ・志賀本郷地区の主要地方道下仁田浅科線のバイパス整備促進
- ・南北線（市道6－74号線）の道路改良
- ・佐久平駅南地区の市街地整備に併せた都市計画道路の整備
- ・岩村田踏切及び踏切付近の通学路への歩道の設置
- ・鉄道やバスなど交通機関相互の結節機能の充実や利便性の向上
- ・民間バス事業者による自主運行路線の維持
- ・市内循環バスの充実
- ・市内巡回バス、廃止代替バスの再編によるデマンドタクシーの導入と充実

(ウ)緑と環境

- ・駒場公園「創錬の森」の整備及び県立武道館の整備促進
- ・観光拠点としての平尾山公園の充実
- ・佐久平駅南地区の市街地整備に併せた情報発信機能やイベント機能を有する都市計画広場の整備
- ・湯川沿いの緑地の保全、親水公園の活用推進
- ・身近な公園・緑地の整備・管理
- ・新クリーンセンターの整備

(エ)都市景観の育成

- ・佐久平駅南地区における地区計画による規制・誘導
- ・佐久平駅南地区における無電柱化の検討
- ・中山道沿道の歴史的景観の保全・育成
- ・アダプトシステムによる植栽帯への植栽、草刈りなど、協働による景観育成の推進
- ・長野県屋外広告物条例、佐久市景観条例、地区計画による屋外広告物の規制・誘導



佐久平駅周辺の修景施設（花壇）

(オ) 持続可能で快適な住環境整備

- ・ 土地区画整理事業などによる住民主体のまちづくりの推進
- ・ 地区計画などを活用した優れた住環境の形成
- ・ 「小さな拠点」の形成などによる地域コミュニティの維持・活性化
- ・ 移住関連施策との連携による多自然居住の誘導
- ・ 安全な通学路の確保と狭あい道路の解消
- ・ 老朽化に伴う白山団地のリフォームの推進
- ・ 岩村田小学校の全面改築
- ・ 学校給食北部センターの機能向上
- ・ 東会館の整備

(カ) 安心・安全まちづくり

- ・ 防火・準防火地域指定地域のあり方検討
- ・ 志賀川、湯川、濁川など一級河川の河川整備
- ・ 土砂災害警戒区域や山地災害危険地区など危険箇所の周知

(キ) 地域資源活用

- ・ 浅間総合病院の機能強化
- ・ 生涯活躍のまち（日本版C C R C）事業の推進
- ・ 子ども未来館のリニューアル事業の推進
- ・ 岩村田商店街や佐久平駅周辺を対象エリアとする中心市街地活性化基本計画に基づく、にぎわいと魅力がある市街地の形成
- ・ 佐久平駅の交通結節点としての機能向上及び周辺環境整備
- ・ 森林セラピーロード「平尾の森」の整備



岩村田祇園祭



まちづくりワークショップでは…

●地域の良いところ

- ☞ 長野牧場や千曲川沿い、浅間山などの自然・景観、鼻顔稻荷や西念寺といった神社などの歴史・文化資源が豊富
- ☞ 大型店やチェーン店が立地していて日常生活の買い物が便利
- ☞ 佐久平駅を中心とする広域交通網が充実

●地域に足りないところ

- ☞ 観光資源の活用
- ☞ 地元の商店の活性化

●地域の将来像について

- ☞ 広域交通網が充実し買い物などの生活利便性に優れている点、田舎の雰囲気を残したゆとりある生活環境が維持されている点を生かし、子ども・若者・高齢者全ての人にとって住みやすい「選ばれるまち」を目指す
- ☞ 市街地と農業地がバランス良く共存する環境の実現を目指す



まちづくりタウンミーティングでは…

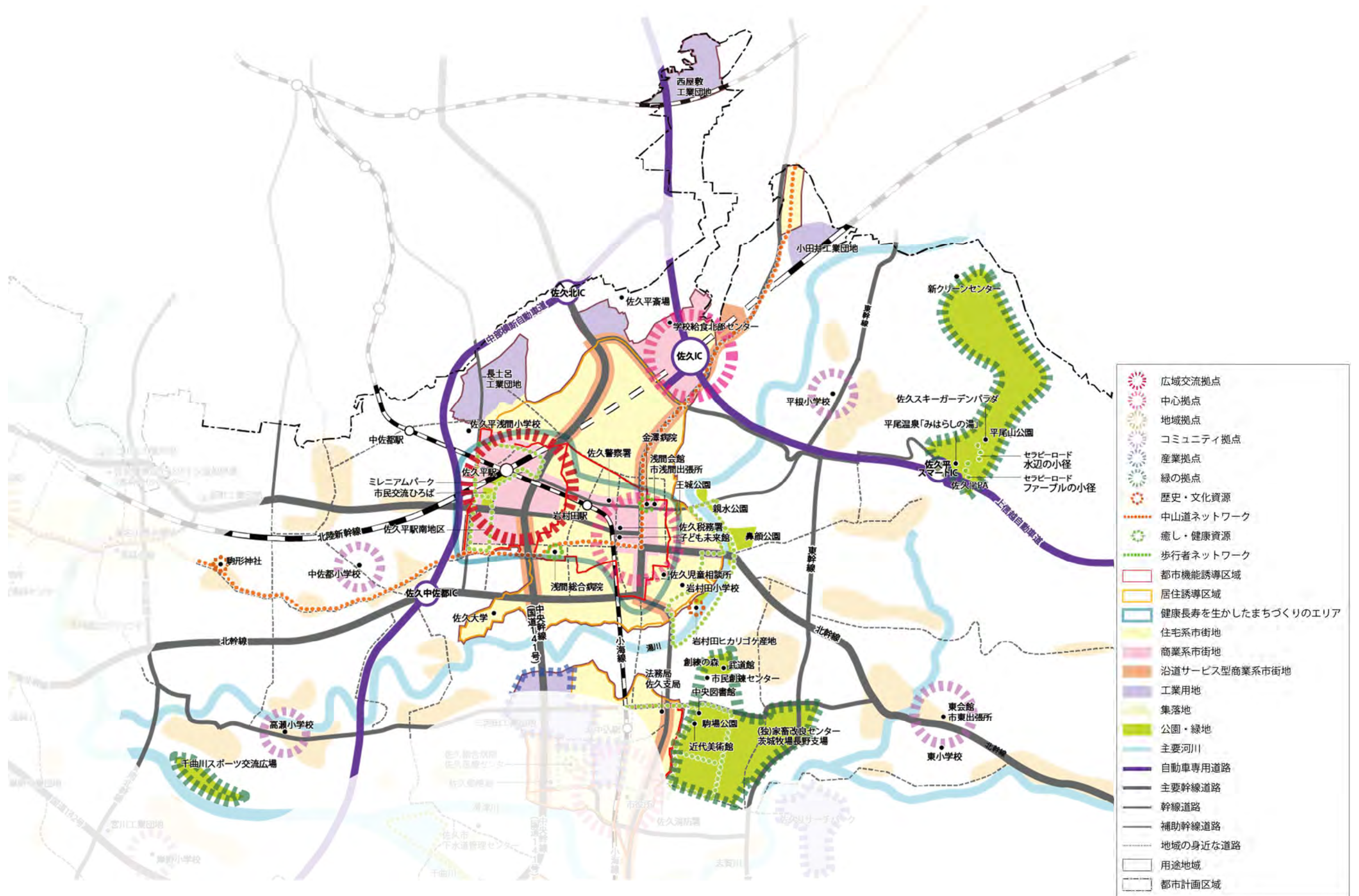
●将来像を描く上での地域の課題

- ☞ 佐久平が市全体の玄関口、佐久平から他地域への移動を促進するような公共交通網を整備してほしい。現行のサービスがわかりにくいいため、情報提供や車体デザインなども含めて市民へのアピールを
- ☞ 岩村田商店街の振興が必要
- ☞ 地域資源の活用が必要（計画においては、鼻顔稻荷、ヒカリゴケなど具体例を挙げるべき）
- ☞ 創錬の森の整備について、周辺施設の整備も含めて長野県との足並みをそろえてほしい

●将来像・施策展開について

- ☞ 複合市街地として、「観光」というキーワードは重要
- ☞ やはり「健康長寿」は大きな特徴のひとつだと思う
- ☞ これからの地域を支える「子どもたち」「教育」「学び」「ふれあい」といった観点も必要
- ☞ 店舗ごとの個性が輝くような商店街づくりをしてほしい
- ☞ 道路沿道の植栽の手入れや雑草の草刈りなど、道路を造ったあとのメンテナンスを考えてほしい

【地域別構想図（浅間・東地域）】



(2) 中込・野沢地域

ア 地域の特徴

本地域は、市町村合併を経て、野沢、中込、中込中央区と3つの市街地が連なり形成されました。

中込駅前、土地区画整理事業・商店街近代化事業により、地域の中心的な商業地として発展してきました。

中込中央区は、昭和36年の昭和の大合併により、現在地に市役所の本庁舎が置かれて以降は、行政の中心地として市街化と都市機能の集積が進展し、平成26年3月には佐久総合病院佐久医療センターが開設されました。

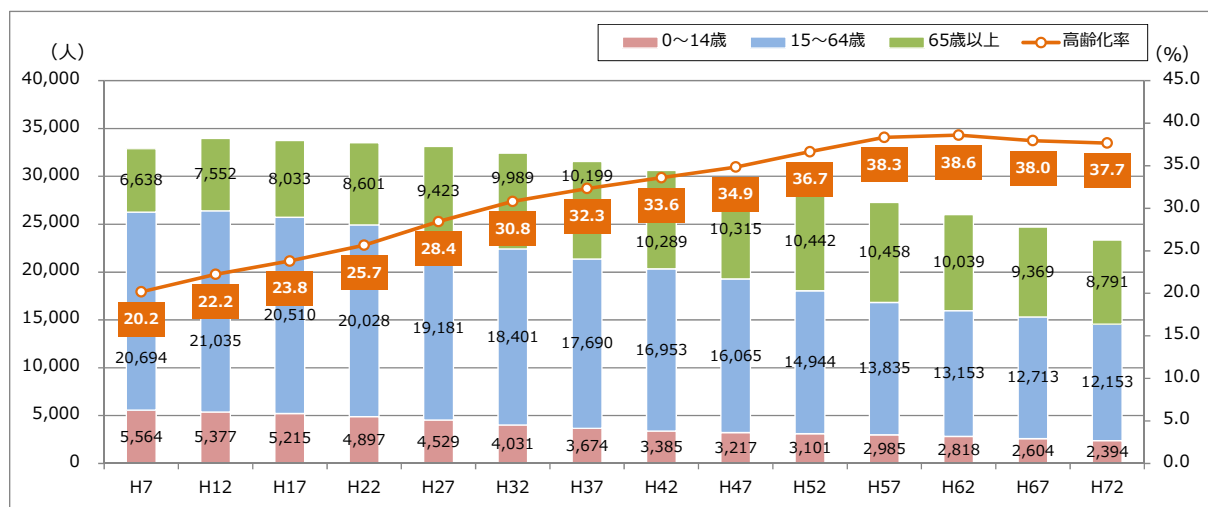
野沢の市街地は、古くは佐久甲州街道の宿場町、その後は旧野沢町の中心地として発展してきました。近年は成田山薬師寺の山門前に建立された「ぴんころ地蔵」を中心としたまちおこしが進んでいます。また、野沢祇園祭などの伝統・文化が、地域固有の風土を培ってきました。

地域には、佐久公共職業安定所、佐久郵便局、長野県佐久地域振興局、長野県佐久保健福祉事務所、佐久広域連合、佐久消防署などの広域的な拠点施設が立地し、市役所本庁舎、市中込出張所、市野沢出張所、佐久情報センター、野沢会館、中込会館、複合型公共施設サングリモ中込などの行政サービス施設や、専門医療と急性期医療に特化した三次救急病院の位置付けがある佐久総合病院佐久医療センターなどがあります。

また、中部横断自動車道の建設に伴い、佐久南インターチェンジが整備され、平成29年7月には、道の駅「ヘルシーテラス佐久南」が開設されました。

佐久市人口ビジョンによると、地域内の居住人口は、平成22年をピークに減少傾向にあります。他地域に比べ、生産年齢人口（15～64歳）の割合が比較的高くなっていますが、今後老年人口（65歳以上）が増加し、高齢化率は平成62年に38.6%と最も高くなる見込みです。

【中込・野沢地域の人口推計】



資料：佐久市人口ビジョン

イ 地域の現況と課題

(ア) 土地利用

中込橋場地区は、土地区画整理事業により基盤整備が完了し、商店街や飲食店街により商業拠点が形成されていますが、近年の商業環境の変化により、既存商店街の落ち込みが見られ、魅力の創出と活性化が必要です。

中込中央区地区の西部は、工業系の土地利用が進んでいます。また、国道141号沿いには、沿道サービス型の商業地が形成されています。

野沢地区は、神社仏閣、蔵などの歴史的資源があり、国道や県道を軸に商店や事務所が立地し、商業地が形成されていますが、近年の商業環境の変化により、既存商店街の落ち込みが見られ、魅力の創出と活性化が必要です。

市街地の周辺部は、住宅と農地が混在した土地利用となっており、一部では用途地域外への無秩序な市街化がみられます。このため、中心拠点への都市機能の集約と緩やかな居住誘導が必要です。

地域内には、三河田工業団地、佐久リサーチパーク、宮川工業団地、岸野工業団地が整備されており、地域の雇用確保を図るため、企業立地の維持・確保が必要です。



市街地の様子（中込駅周辺から野沢方面のまちなみを望む）

(イ) 都市交通

地域内には、中込駅などＪＲ小海線の駅が４つあり、地域の足となっています。

また、広域幹線道路である中部横断自動車道や、国道１４１号、１４２号、２５４号などの主要幹線道路が他の地域とネットワークしています。

都市計画道路跡部臼田線の整備等に加え、社会経済状況の変化に伴う都市計画道路の見直しや身近な道路の改良、公共交通の充実が課題となっています。

(ウ) 緑と環境

千曲川の清流や緑地は、市民の安らぎの場であるため、適切な管理に基づく保全と活用が必要です。

公園・緑地として、さくらさく小径、中嶋公園、原公園、榛名平公園などが整備されています。このような身近な緑を健全に保ち、未来に継承するための取組が必要です。

また、市民のスポーツ・レクリエーション活動の拠点、広域スポーツ交流の中核施設として、佐久総合運動公園の整備が進んでおり、各種機能の連携や利用促進を図る必要があります。

ウ 地域の将来像

地域の強み・特徴

利便性に優れた古くからの商業地、行政サービスの中心地

神社仏閣や地域の伝統行事などの歴史・文化資源

ヘルシーテラス佐久南を拠点とした新たな交流

中込・野沢地域の将来像

**千曲川の清流に培われた歴史・文化と新たな交流が
創り出す、安らぎとにぎわいの共存するまち**

エ 施策展開の方針

- 中込地区、野沢地区の連携のもと、歴史・文化資源や都市基盤の整った良好な住環境を生かし、暮らしやすさとにぎわいの向上を図ります。
- 市内各地から人が集まる行政サービスの拠点であるため、安全性、快適性、利便性に配慮したまちづくりを推進します。
- 佐久南インターチェンジ周辺においては、佐久の魅力を発信し、農業をはじめとする産業振興に資する拠点を形成します。

オ 主要施策

(ア) 土地利用

- ・ 中心拠点（中込・野沢地区、中込中央区地区）への都市機能の集約と緩やかな居住誘導
- ・ 中込地区、野沢地区の相互連携による商業集積の促進
- ・ 佐久南インターチェンジ周辺における情報発信や交流を推進する場としての土地利用の推進
- ・ 三河田工業団地や佐久リサーチパークなどにおける企業立地の維持・確保
- ・ 土地利用の状況や都市計画道路の見直しなど、地域の実情に即した用途地域の見直し

(イ) 都市交通

- ・ 国道 1 4 1 号の 4 車線化促進
- ・ 南北幹線（主要地方道佐久小諸線）の整備促進
- ・ 都市計画道路跡部臼田線の整備
- ・ 都市計画道路原東 1 号線（国道 2 5 4 号以南）の整備検討
- ・ 市道 3 1 - 4 号線（馬場口、滑津橋）の整備
- ・ 鉄道やバスなど交通機関相互の結節機能の充実や利便性の向上
- ・ 民間バス事業者による自主運行路線の維持
- ・ 市内循環バスの充実
- ・ 市内巡回バス、廃止代替バスの再編によるデマンドタクシーの導入と充実

(ウ) 緑と環境

- ・ 佐久総合運動公園の整備
- ・ 千曲川沿いの緑地の保全及び水辺空間の活用検討
- ・ 身近な公園・緑地の整備・管理
- ・ 佐久市下水道管理センターの機能向上



さくらさく小径

(エ)都市景観の育成

- ・コスモス街道やフラワーロードなど、協働による景観育成の推進
- ・中部横断自動車道沿道及び国道141号、142号、254号の一部区間沿線の屋外広告物の規制・誘導

(オ)持続可能で快適な住環境整備

- ・土地区画整理事業などによる住民主体のまちづくりの推進
- ・地区計画などを活用した優れた住環境の形成
- ・「小さな拠点」の形成などによる地域コミュニティの維持・活性化
- ・移住関連施策との連携による多自然居住の誘導
- ・安全な通学路の確保と狭あい道路の解消
- ・学校給食南部センターの機能向上
- ・野沢会館の整備
- ・旧中込会館の跡地利用検討
- ・旧2保育園（平賀、内山）の跡地利用検討

(カ)安心・安全まちづくり

- ・防火・準防火地域指定地域のあり方検討
- ・千曲川の護岸整備及び片貝川の河川改修
- ・滑津川、田子川など一級河川の河川整備
- ・土砂災害警戒区域や山地災害危険地区など危険箇所の周知

(キ)地域資源活用

- ・佐久総合病院佐久医療センターの運営支援
- ・内山地区観光活性化事業の推進
- ・中込商店街及び野沢商店街などの活性化方策の検討
- ・中込商店街の歩行者専用道路のあり方検討
- ・道の駅「ヘルシーテラス佐久南」を拠点とした情報発信と交流促進



内山峡



まちづくりワークショップでは…

●地域の良いところ

- ☞ 地域のイベントや伝統行事、お祭りなどが大切にされている
- ☞ 医療機関・公共施設・文化施設・商店などが近接しており、日常生活を送る上での利便性に優れている
- ☞ 自然・景観資源が豊富

●地域に足りないところ

- ☞ 観光面について、既存の資源をうまく活用すべき
- ☞ 観光客だけではなく、地元の人も農業に興味を持てるような仕掛けが必要

●地域の将来像について

- ☞ 地域資源を生かすとともに、持続的な地域社会やコミュニティの維持を重視したまちづくり
- ☞ 世代間の活発な交流が生まれる安心・安全な地域社会の形成するために、地域内での情報発信・共有のしくみづくりや交流の場づくりが必要



まちづくりタウンミーティングでは…

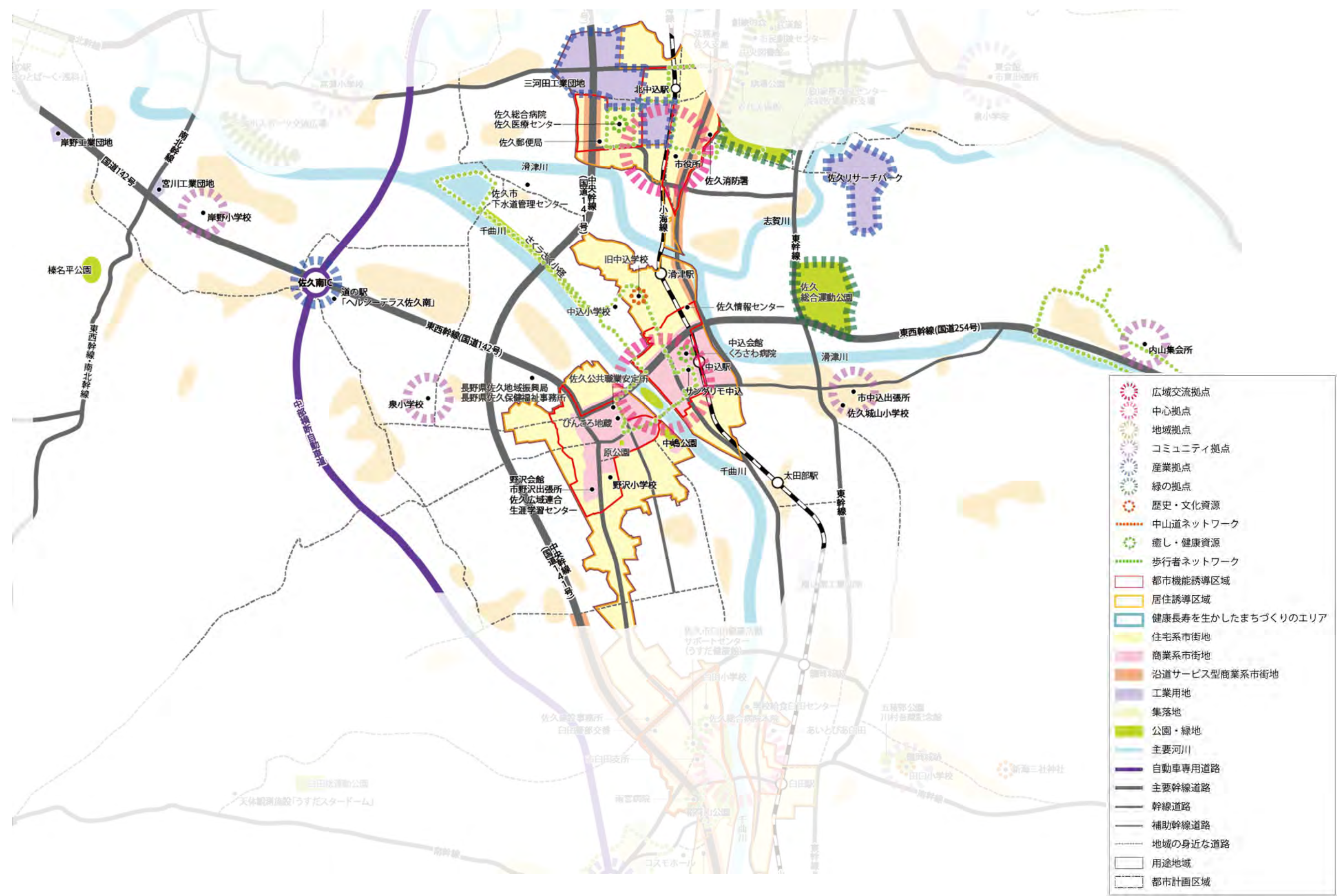
●将来像を描く上での地域の課題

- ☞ 今後さらに I C 周辺への商業集積が進んだ場合に、商店街がどんどん疲弊していくことを危惧している
- ☞ 中込会館の跡地利用を検討してほしい
- ☞ 千曲川の河川敷が荒れている。外来種も増えていて見通しも悪い
- ☞ 自家用車がないと日常生活がとても不便

●将来像・施策展開について

- ☞ 歩いて暮らせるまちというテーマを推し進めてほしいが現状では難しい。自動車利用を制限してでも、歩行者・自転車が暮らしやすい環境を実現してもらいたい
- ☞ 人口が減少することで税収も減少し、ハード整備が困難になるのは仕方ない。施設整備というよりは、基本的なくらしやすさを守ってほしい
- ☞ 運動公園を活用してほしい。野球やサッカーだけでなく色々な種目の会場として位置付けられれば
- ☞ 公共交通は、利用者が多い時間帯だけでもサービス水準を上げるなどの工夫をしてほしい。民間団体などボランティアで来訪者の送り迎えをしている人もいる。民間の力を活用してはどうか

【地域別構想図（中込・野沢地域）】



(3) 臼田地域

ア 地域の特徴

本地域では、農村医学発祥の地として医療・健康・福祉に関する社会基盤整備や、星のまちをコンセプトとした施設整備など、地域の特徴を生かしたまちづくりが進められてきました。

また、龍岡城五稜郭や新海三社神社などの歴史・文化資源が残されているほか、臼田小満祭や湯原神社「式三番」などの伝統・文化が、地域固有の風土を培ってきました。



新海三社神社

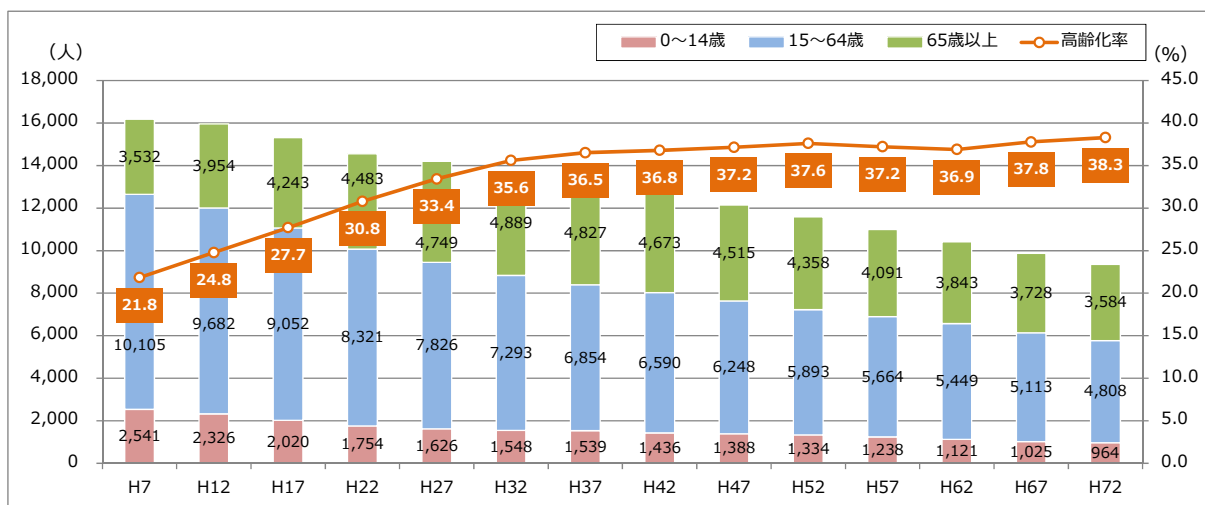
地域には、長野県佐久建設事務所、臼田警部交番、北部消防署などの広域的な拠点施設が立地しているほか、市臼田支所、コスモホール、あいとぴあ臼田などの行政サービス施設や、地域の二次医療圏を担う佐久総合病院本院などがあります。

最近では、平成28年10月に地域の健康増進及び交流の核となる「佐久市臼田健康活動サポートセンター（うすだ健康館）」が開設されました。さらに、児童数の減少と学校施設の老朽化に直面している田口、青沼、切原、臼田の4小学校の統合による新小学校建設に向けた協議が進められています。

また、中部横断自動車道の建設に伴い、佐久臼田インターチェンジが平成30年に供用開始となりました。

佐久市人口ビジョンによると、地域内の居住人口は、一貫して減少傾向にあります。年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）が減少する一方で、老年人口（65歳以上）は増加を続け、平成72年の高齢化率は38.3%と予測されています。

【臼田地域の人口推計】



資料：佐久市人口ビジョン

イ 地域の現況と課題

(ア) 土地利用

臼田駅を中心とした市街地と佐久総合病院本院を中心とした市街地により商業地が形成されていますが、近年の商業環境の変化により、既存商店街の落ち込みが見られ、魅力の創出と活性化が必要です。

また、国道141号沿いに沿道サービス型の商業地が形成されています。

市街地の周辺部は、住宅と農地が混在した土地利用となっており、一部では用途地域外への無秩序な市街化がみられます。このため、中心拠点への都市機能の集約と緩やかな居住誘導が必要です。

地域の北部には離山南工業団地が、南部には北川工業団地が、それぞれ整備されており、地域の雇用確保を図るため、企業立地の維持・確保が必要です。

また、佐久臼田インターチェンジの供用開始に伴い、本市の産業振興に資するため、新たな工業団地の整備に向けた取組を進める必要があります。

本地域は、龍岡城五稜郭をはじめ、歴史・文化資源、天然資源が豊富なことから、これらのネットワーク化などにより、観光面における誘客を図る必要があります。



市街地の様子（臼田橋周辺のまちなみを望む）

(イ) 都市交通

地域内には、臼田駅をはじめＪＲ小海線の駅が３つあり、地域の足となっています。

また、広域幹線道路である中部横断自動車道や主要幹線道路である国道１４１号、さらには南幹線（主要地方道下仁田臼田線、県道上小田切臼田停車場線）などが他の地域とネットワークしています。

県道上小田切臼田停車場線の整備促進等に加え、社会経済状況の変化に伴う身近な道路の改良、公共交通の充実が課題となっています。

(ウ) 緑と環境

市街地の中心部を千曲川が流れ、川村吾蔵記念館に隣接する五稜郭公園や、桜やつつじの名所となっている稲荷山公園があります。

地域の西部には、臼田総合運動公園や、天体観測施設「うすだスタードーム」があります。

千曲川の清流や緑地は、市民の安らぎの場であるため、適切な管理に基づく保全と活用が必要です。また、身近な緑を健全に保ち、未来に継承するための取組が必要です。



龍岡城五稜郭

ウ 地域の将来像

地域の強み・特徴

医療・健康・福祉の
まちづくり

うすだ健康館、佐久臼田ＩＣ
などの多様な交流拠点

五稜郭、天体観測施設
などの個性ある地域資源

臼田地域の将来像

歴史・文化を生かした
交流と協働で織りなす健康あふれるまち

工 施策展開の方針

- 臼田地域で培われてきた医療・健康・福祉のまちづくりを、住民や佐久総合病院などとの協働で推進します。
- 歴史・文化資源や交流拠点を生かし、観光・交流機能の拡充を進め、地域の活性化を図ります。
- 佐久市南部の拠点としてのアクセス性の向上及び良好な住環境の創出により、健康で生きがい豊かなまちづくりを進めます。

オ 主要施策

(ア) 土地利用

- ・ 中心拠点（臼田地区）への都市機能の集約と緩やかな居住誘導
- ・ 佐久臼田インターチェンジ周辺地区における新たな工業団地の整備に向けた取組の推進
- ・ 離山南工業団地や北川工業団地などにおける企業立地の維持・確保
- ・ 土地利用の状況など、地域の実情に即した用途地域の見直し

(イ) 都市交通

- ・ 県道上小田切臼田停車場線の整備促進
- ・ 東幹線（県道三分中込線）のバイパス整備促進
- ・ 鉄道やバスなど交通機関相互の結節機能の充実や利便性の向上
- ・ 民間バス事業者による自主運行路線の維持
- ・ 市内循環バスの充実
- ・ デマンドタクシーの充実

(ウ) 緑と環境

- ・ 千曲川沿いの緑地の保全及び水辺空間の活用検討
- ・ 身近な公園・緑地の整備・管理

(エ) 都市景観の育成

- ・ アダプトシステムによる植栽帯への植栽、草刈りなど、協働による景観育成の推進
- ・ 中部横断自動車道沿道の屋外広告物の規制・誘導

(オ) 持続可能で快適な住環境整備

- ・ 土地区画整理事業などによる住民主体のまちづくりの推進
- ・ 地区計画などを活用した優れた住環境の形成
- ・ 「小さな拠点」の形成などによる地域コミュニティの維持・活性化
- ・ 移住関連施策との連携による多自然居住の誘導

- ・ 安全な通学路の確保と狭あい道路の解消
- ・ 臼田地区新小学校の整備及び統合となる 4 小学校（田口、青沼、切原、臼田）の跡地利用検討
- ・ 学校給食臼田センターの整備

（カ）安心・安全まちづくり

- ・ 千曲川の護岸整備及び片貝川の河川改修
- ・ 土砂災害警戒区域や山地災害危険地区など危険箇所の周知

（キ）地域資源活用

- ・ 佐久総合病院本院の整備促進
- ・ 「佐久市臼田健康活動サポートセンター（うすだ健康館）」を拠点とした医療・健康・福祉のまちづくりの推進
- ・ 生涯活躍のまち（日本版 C C R C）事業の推進
- ・ 龍岡城五稜郭の整備及び周辺の歴史・文化資源との一体的な観光拠点化の推進
- ・ コスモホールの機能向上及び周辺環境整備
- ・ スタードームや子ども未来館との連携など、臼田宇宙空間観測所（パラボラアンテナ）の観光資源としての利活用の検討
- ・ 臼田地区の商業活性化方策の検討



稲荷神社



まちづくりワークショップでは…

●地域の良いところ

- ☞ 佐久病院やうすだ健康館、あいとぴあ臼田など健康や医療に関する施設が豊富
- ☞ 自然・景観資源が豊富
- ☞ コスモタワーやスタードームなど他の地域にはない施設がある

●地域に足りないところ

- ☞ 既存の公共施設などの利活用
- ☞ 健康長寿などに関連した観光 PR

●地域の将来像について

- ☞ 健康医療のまちづくりをさらに推進していくべき
- ☞ 高齢者、子どもが元気に安心して暮らせるまちづくり
- ☞ 地域の「ブランディング」を進めることでまちのイメージを明確化する



まちづくりタウンミーティングでは…

●将来像を描く上での地域の課題

- ☞ 臼田は健康のまちと言うが、直接的に健康アップにつながる施策がない
- ☞ 臼田 IC 周辺の土地利用については、農地のあり方を含めて検討してほしい
- ☞ 佐久病院へのアクセスや、新小学校への安全な通学路の確保について検討してほしい

●将来像・施策展開について

- ☞ 佐久病院は地域医療の先駆けとして高い評価を得ており、国内外での知名度がある。こうしたポテンシャルをもっと生かし、交流人口を受け入れやすいまちづくりを進めてほしい
- ☞ 豊かな地域づくりは、時代を担う子どもたちがどれだけその地域に住んでいるかだと思う。将来像に「子育てにやさしい」という視点を取り入れ、子育て世代が住みたいと感じる佐久市を目指していくべき
- ☞ 生活インフラの整備やバリアフリー化も重要。段差解消や新小学校への安全なアクセス確保などが必要なのではないか
- ☞ 佐久は車社会なので、パークアンドライドが効果的だと思う。他地域から臼田にきて車を止めて公共手段で移動、というパターンも想定できる
- ☞ 若い人を呼び込むには地域全体で共有できるコンセプトが必要だと思う。例えば健康をテーマに、食・職・遊など様々な業種をリンクさせる。また、空き店舗や地域資源（千曲川、農園など）の活用も検討するべき

【地域別構想図（臼田地域）】



(4) 浅科地域

ア 地域の特徴

本地域は、古くは中山道の宿場町や五郎兵衛新田の開拓地として発展してきました。千曲川と中山道が交わる唯一の渡し場として栄えた塩名田宿や、千曲川沿いの米の集散地として設けられた八幡宿には、それぞれ個性ある街並みが形成されてきました。

また、高良社（旧八幡神社本殿）や塩名田宿本陣跡などの歴史・文化資源が残されているほか、上原地区の「鳥追い祭り」などの伝統・文化が、地域固有の風土を培ってきました。



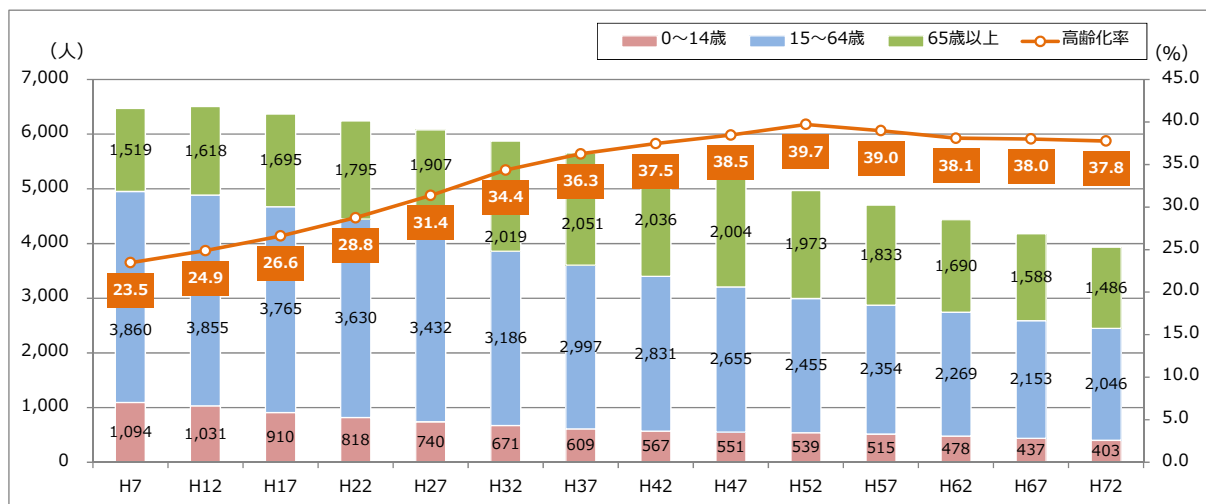
鳥追い祭り

五郎兵衛用水により育まれた、強粘土質の耕地から収穫される五郎兵衛米は、粘りと甘みの強い良質米として、全国でも高い評価を受けています。また、五郎兵衛用水は全国の疏水百選に認定されています。

地域には、市浅科支所、浅科会館、五郎兵衛記念館、交流文化館浅科、あさしな温泉「穂の香乃湯」、道の駅「ほっとば〜く・浅科」などの行政サービス施設が立地しています。

佐久市人口ビジョンによると、地域内の居住人口は、平成12年をピークに減少傾向にあります。老年人口（65歳以上）は増加を続け、高齢化率は平成52年に39.7%と最も高くなりますが、その後は減少に転じる見込みです。

【浅科地域の人口推計】



資料：佐久市人口ビジョン

イ 地域の現況と課題

(ア) 土地利用

中山道及び五郎兵衛用水沿いに中心集落が形成され、いずれの集落周辺にも水田が広がり稲作が営まれています。

佐久平駅周辺地区への交通利便性が高いことなどから、商店街の落ち込みが見られる一方で、郊外部への住宅地の拡大が進展しています。今後は、商店街の魅力の創出とあわせて、中山道沿道の歴史・文化資源を生かすための環境整備が必要です。また、地域拠点への緩やかな居住誘導が必要です。

地域の北部には、御牧原台地があり、農地としての土地利用が図られるほか、一部は自然に恵まれた居住空間となっており、移住の受け皿となることが期待されています。

また、地域の北東部に新町工業団地と十二川原工業団地が整備されており、地域の雇用確保を図るため、企業立地の維持・確保が必要です。



市街地の様子（中津橋周辺のまちなみを望む）

(イ)都市交通

主要幹線道路である北幹線（国道142号、主要地方道塩名田佐久線）や、幹線道路である南北幹線（主要地方道佐久小諸線）などが、他の地域とネットワークしています。

北幹線の整備促進に加え、社会経済状況の変化に伴う身近な道路の改良、公共交通の充実が課題となっています。

(ウ)緑と環境

地域の東側を南北に千曲川が流れ、沿岸の緑を形成しています。千曲川と隣接して浅科総合グラウンドなどのスポーツ施設があります。

千曲川の清流や緑地は、市民の安らぎの場であるため、適切な管理に基づく保全と活用が必要です。

地域の中央を流れる五郎兵衛用水は耕地を潤し、良好な田園風景を創出しています。とりわけ農業の生産基盤である水田は、浅間山を望む優れた景観の構成要素でもあるため、保全が必要です。



五郎兵衛新田

ウ 地域の将来像

地域の強み・特徴

千曲川と浅間山・蓼科山
を望む優れた田園風景

五郎兵衛新田に代表
される良好な農業環境

塩名田宿、八幡宿のまちなみ
や穂の香乃湯、道の駅などの
交流拠点

浅科地域の将来像

**優れた歴史・文化・自然と田園風景が織りなす
ゆとりある豊かな生活空間**

エ 施策展開の方針

- 五郎兵衛用水や中山道沿道の歴史・文化資源の活用を図るとともに、地域の特徴を生かした土地利用を推進し、地域の活性化を図ります。
- 地域内のネットワークを強化し、良好な住環境を創出することで、暮らしの質の向上を図ります。
- 良好な農業環境の中で暮らしを楽しもうとするライフスタイルの受け皿の提供を図ります。

オ 主要施策

(ア) 土地利用

- ・地域拠点（浅科支所周辺地区）への都市機能の集約と緩やかな居住誘導
- ・中山道沿道における地域の歴史・文化資源を生かしたまちなみ整備の推進
- ・五郎兵衛新田における優良農地の保全など、地域の特徴ある発展を支える土地利用の推進

(イ) 都市交通

- ・北幹線（県道塩名田佐久線）の整備促進
- ・バスなど交通機関相互の結節機能の充実や利便性の向上
- ・民間バス事業者による自主運行路線の維持
- ・市内巡回バス、廃止代替バスの再編によるデマンドタクシーの導入と充実

(ウ) 緑と環境

- ・千曲川沿いの緑地の保全及び水辺空間の活用検討
- ・身近な公園・緑地の整備・管理
- ・特定環境保全公共下水道処理場（浅科浄化センター）の改築

(エ) 都市景観の育成

- ・ 中山道沿道の歴史的景観の保全・育成
- ・ フラワーロードなど、協働による景観育成の推進
- ・ 北陸新幹線沿線及び県道下仁田浅科線沿道の屋外広告物の規制・誘導

(オ) 持続可能で快適な住環境整備

- ・ 「小さな拠点」の形成などによる地域コミュニティの維持・活性化
- ・ 移住関連施策との連携による多自然居住の誘導
- ・ 安全な通学路の確保と狭あい道路の解消
- ・ 浅科支所、浅科会館及び浅科福祉センターの複合化による施設整備
- ・ 学校給食浅科センターの機能向上

(カ) 安心・安全まちづくり

- ・ 千曲川の護岸整備
- ・ 大池の地震対策によるため池としての機能確保
- ・ 土砂災害警戒区域や山地災害危険地区など危険箇所の周知

(キ) 地域資源活用

- ・ 五郎兵衛用水など基幹水利施設の機能向上
- ・ 中山道塩名田宿や八幡宿における歴史・文化資源を活用した環境整備の検討
- ・ あさしな温泉「穂の香乃湯」、道の駅「ほっとば〜く・浅科」の機能更新



関所破りの桜



まちづくりワークショップでは…

●地域の良いところ

- ☞ 浅間山と蓼科山に囲まれた浅科ならではの景観
- ☞ 米や野菜などの農作物がおいしい
- ☞ 中山道を中心とした古くからのまちなみや神社などの歴史的建造物

●地域に足りないところ

- ☞ 子どもから高齢者まで、地域で人が集まる場を充実させたい
- ☞ 営農環境の維持に向けた課題の解決が必要

●地域の将来像について

- ☞ 浅科ならではの景観を生かすため、ビューポイントや観光案内などを充実させる
- ☞ 地域外の人に浅科の農産物の魅力を発信する取組も重要



まちづくりタウンミーティングでは…

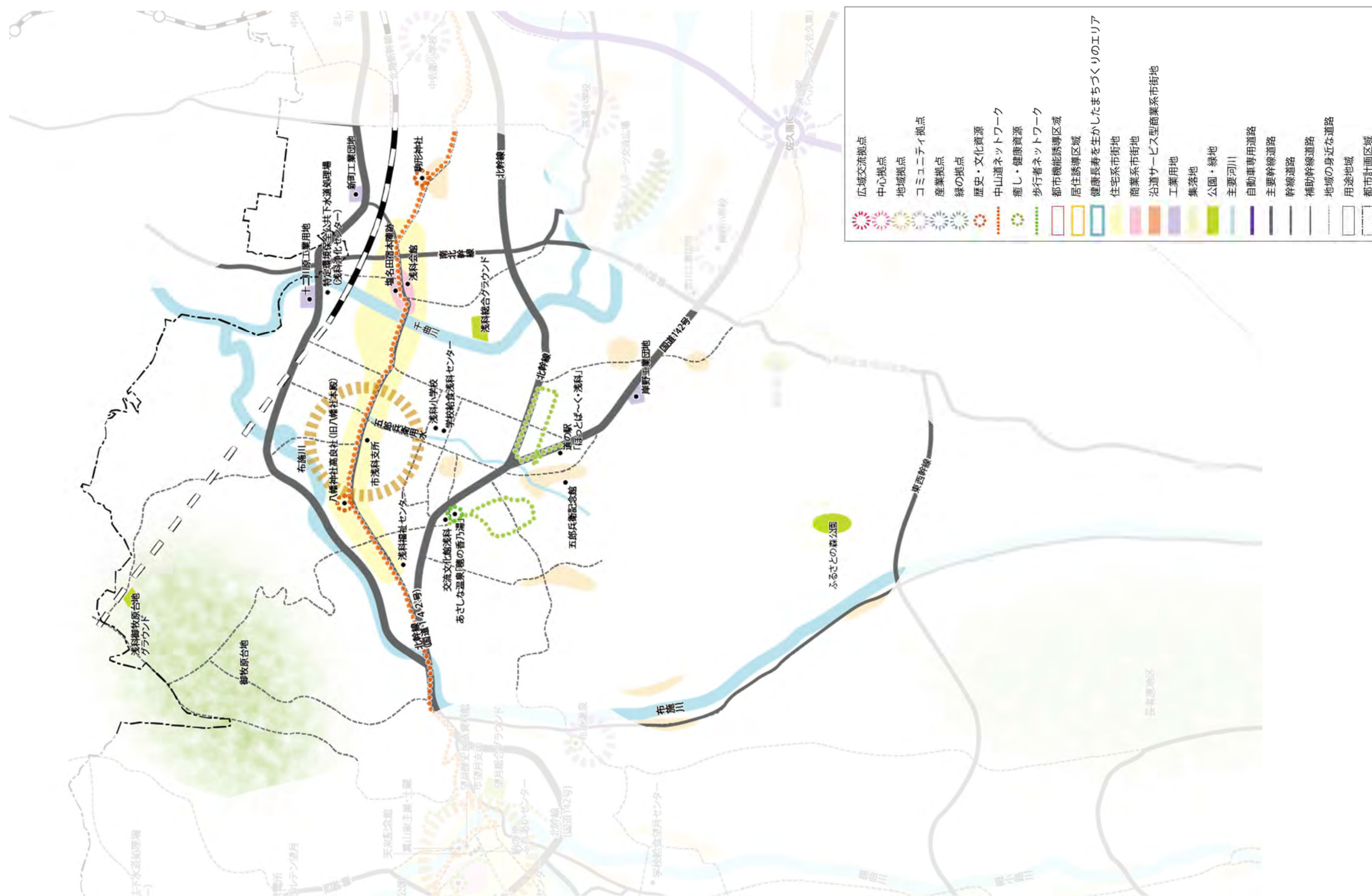
●将来像を描く上での地域の課題

- ☞ 浅科においては、農業に関する課題が多い。後継者不足や高齢化の進行などにより、荒廃農地（耕作放棄地）が増加している
- ☞ あちこちで農地が宅地化されており、虫食い状態になっている
- ☞ 農業をやりたい人（地域外の人・若者）を取り込む工夫が必要
- ☞ 生活環境面の課題として、緊急車両が通行できない狭小道路がある

●将来像・施策展開について

- ☞ 浅科地域は分散型の地域の特徴を持っている。それぞれの集落は離れているが、ひとつひとつがコンパクトにまとまっており、相互のネットワークができると良いのではないか
- ☞ 中山道は観光客が歩けるような環境にしてほしい

【地域別構想図（浅科地域）】



(5) 望月地域

ア 地域の特徴

本地域は、古くは望月の牧と中山道の宿場町により、川西地区の中心地として栄えてきました。また、春日温泉をはじめ望月温泉、布施温泉と、泉質の異なる3つの温泉があります。

真山家住宅、武重家及び武重本家酒造などの歴史・文化資源が残されているほか、榊祭りなどの伝統・文化が地域固有の風土を培い、望月小唄にはかつての望月の駒が謳われています。



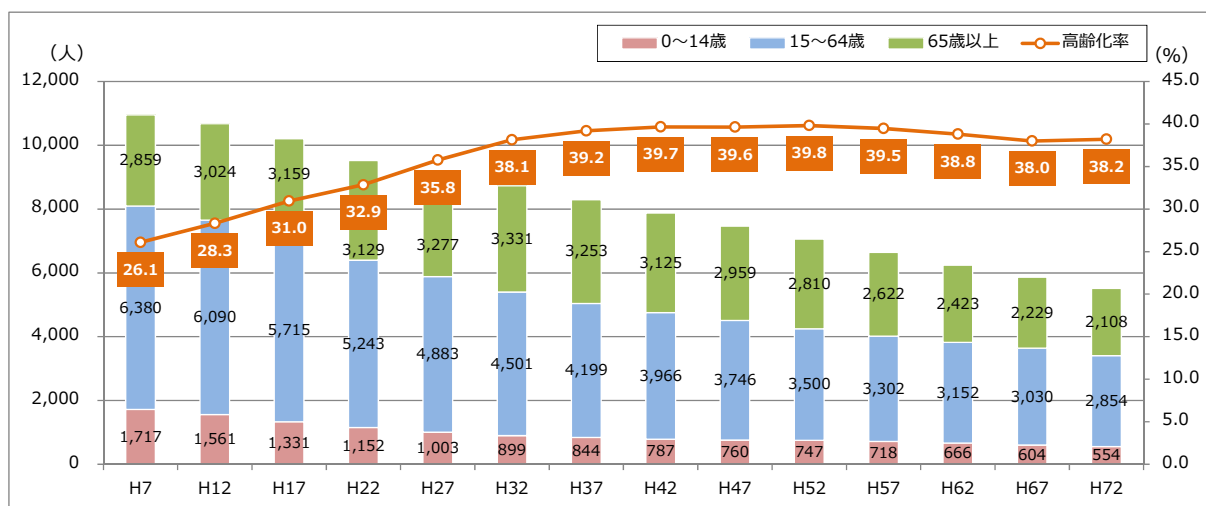
真山家住宅

また、入新町百番観音石仏群など、鎌倉時代から建立された石仏が3,000体以上現存しています。

地域には、東信運転免許センター、望月警部交番、川西消防署などの広域的な拠点施設が立地しているほか、市望月支所、市春日出張所、駒の里ふれあいセンター、天来記念館、望月歴史民俗資料館などの行政サービス施設や、地域の二次医療圏を担う川西赤十字病院があります。

佐久市人口ビジョンによると、地域内の居住人口は、一貫して減少傾向にあります。他地域と比べて、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）の割合が低く、老年人口（65歳以上）の割合は高くなっています。高齢化率は平成52年に39.8%と最も高くなりますが、その後は減少に転じる見込みです。

【望月地域の人口推計】



資料：佐久市人口ビジョン

イ 地域の現況と課題

(ア) 土地利用

かつての望月宿を中心に市街地が形成され、ここを拠点として布施川、鹿曲川、八丁地川の3つの水系に沿って集落が形成されています。このため、集落相互のネットワークの強化が必要です。また、郊外部への住宅地の拡大を防ぐため、地域拠点への緩やかな居住誘導が必要です。

中山道沿道には、望月宿や茂田井間の宿の歴史・文化資源が残っていることから、保全・活用のための環境整備が必要です。

地域の南部の山間地には、ゴルフ場が整備され、比較的大規模な土地利用が図られているほか、緩やかな山麓にある長者原は高原野菜の産地となっています。

地域の北部に位置する観音寺地区には、「佐久クライנגアルテン望月」が整備され、農業体験を通じた都市住民との交流が進展しています。また、近接してメガソーラー発電所が整備され、再生可能エネルギーの活用が図られています。

地域の西部には、茂田井工業団地が整備されており、地域の雇用確保を図るため、企業立地の維持・確保が必要です。

最近では、平成29年4月に園児数の減少と施設の老朽化が進んでいた望月、春日、協和、布施の4保育園の統合によるもちづき保育園が開園しました。旧保育園の跡地利用の検討が必要です。



市街地の様子（望月支所周辺のまちなみを望む）

(イ) 都市交通

主要幹線道路である北幹線（国道142号）や幹線道路である東西幹線、西幹線（県道東部望月線、県道雨境望月線）、南幹線（主要地方道諏訪白樺湖小諸線、県道大木浅田切線）などが他の地域とネットワークしています。

東西幹線や農産物の輸送と安全な通行確保に資する道路の整備に加え、社会経済状況の変化に伴う身近な道路の改良、公共交通の充実が課題となっています。

(ウ) 緑と環境

春日温泉には、望月馬事公苑やジリの木広場が整備されています。

春日の森一帯は森林セラピー基地に認定されており、今後は、利用の促進と施設の充実を図る必要があります。また、壮大な眺望を誇る大河原峠は、多くの観光客で賑わっています。

布施川、鹿曲川、八丁地川などの清流が地域を潤しており、良好な水辺空間が形成されています。こうした清流や緑地は、市民の安らぎの場であるため、適切な管理に基づく保全と活用が必要です。



大河原峠からの眺望

ウ 地域の将来像

地域の強み・特徴

望月宿、茂田井間の宿
のまちなみや、榊祭り
などの歴史・文化資源

豊かな自然の恵みと
観光・レクリエーション
施設の集積

長者原に代表される
良好な農業環境

望月地域の将来像

豊かな自然と歴史・文化を守り育てる
温もりと安らぎの郷

工 施策展開の方針

- 望月宿・茂田井間の宿や石仏などの歴史・文化資源と温泉・ゴルフ場などの観光資源、清流などの天然資源を結びつけ、地域の活力向上を図ります。
- 集落相互のネットワーク化などにより、生活基盤と暮らしやすさを確保し、地域コミュニティの維持・活性化を図ります。
- 豊かな自然にふれあいながら暮らしを楽しもうとするライフスタイルの受け皿の提供を図ります。

オ 主要施策

(ア) 土地利用

- ・地域拠点（望月支所周辺地区）への都市機能の集約と緩やかな居住誘導
- ・中山道沿道における地域の歴史・文化資源を生かしたまちなみ整備の推進
- ・冷涼な気候を生かした高原野菜の産地など、地域の特徴ある発展を支える土地利用の推進
- ・八ヶ岳中信高原国定公園に連なる山系の優れた自然環境の保全

(イ) 都市交通

- ・東西幹線の整備
- ・県道百沢臼田線、南幹線（県道大木浅田切線）の整備促進
- ・市道67-8号線（大平）及び市道65-7号線（中石堂、長者原）の整備
- ・バスなど交通機関相互の結節機能の充実や利便性の向上
- ・民間バス事業者による自主運行路線の維持
- ・廃止代替バスの再編によるデマンドタクシーの導入と充実

(ウ) 緑と環境

- ・布施川、鹿曲川、八丁地川などの清流沿いの緑地の保全及び水辺空間の活用検討
- ・身近な公園・緑地の整備・管理
- ・特定環境保全公共下水道施設（望月浄化センターなど）の機能更新

(エ) 都市景観の育成

- ・中山道沿道の歴史的景観の保全・育成
- ・アダプトシステムによる植栽帯への植栽、草刈りなど、協働による景観育成の推進

(オ)持続可能で快適な住環境整備

- ・「小さな拠点」の形成などによる地域コミュニティの維持・活性化
- ・移住関連施策との連携による多自然居住の誘導
- ・安全な通学路の確保と狭あい道路の解消
- ・駒の里ふれあいセンターの機能向上
- ・学校給食望月センターの機能向上
- ・旧3小学校（本牧、春日、布施）の跡地利用検討
- ・旧3保育園（望月、春日、布施）の跡地利用検討
- ・旧望月図書館の跡地利用検討

(カ)安心・安全まちづくり

- ・布施川、鹿曲川、八丁地川など、一級河川の河川整備
- ・土砂災害警戒区域や山地災害危険地区など危険箇所の周知

(キ)地域資源活用

- ・川西赤十字病院の運営支援
- ・春日地区における温泉と緑が一体となった森林セラピー基地の機能更新
- ・春日温泉のもちづき荘、ゆざわ荘及び布施温泉の機能更新
- ・中山道望月宿や茂田井間の宿における無電柱化など、歴史・文化資源を活用した環境整備の検討



榊祭り



まちづくりワークショップでは…

●地域の良いところ

- ☞ 望月宿、茂田井間の宿を中心とする歴史や伝統行事や温泉、自然など地域資源が豊富
- ☞ レクリエーションの場としての役割も担う（ゴルフ、乗馬、ウォーキングなど）

●地域に足りないところ

- ☞ 地域内の人口減少や高齢化への対応
- ☞ 自動車優先の道路づくりとなっていて歩きにくい、歩行者環境を整えてほしい

●地域の将来像について

- ☞ 豊かな自然に代表される「いなかの良さ」や、望月ならではの歴史・文化、農業体験などの地域の力を生かしていくべき
- ☞ 地元住民と移住者がゆるやかにつながるまち



まちづくりタウンミーティングでは…

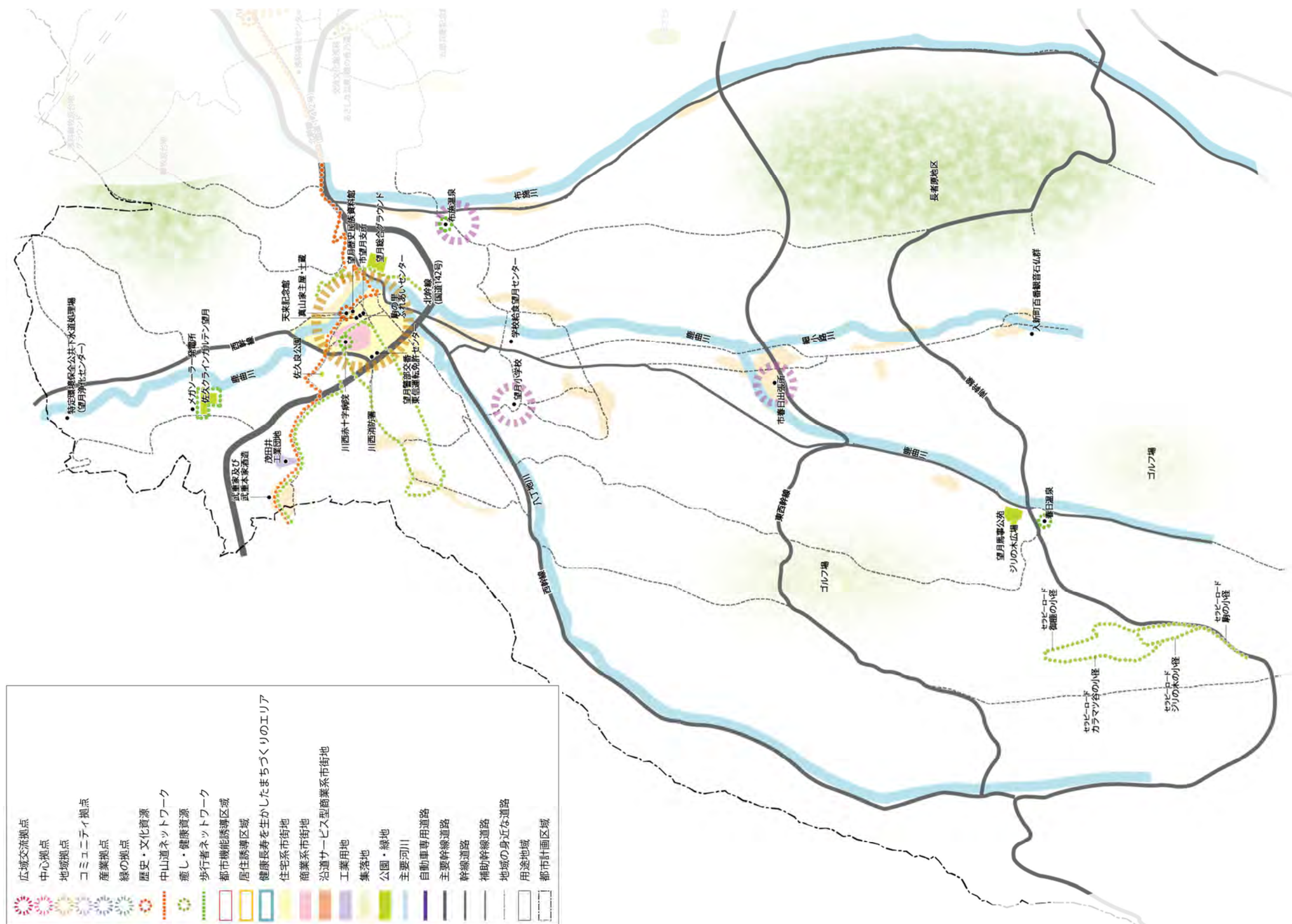
●将来像を描く上での地域の課題

- ☞ 長者原などで新たに農業を始めたい人もいると思うが、地域とのつながりがないと畑を借りるのも難しい。農地バンクのような形でコーディネートができれば良いのではないかな
- ☞ 清流（八丁地川、鹿曲川）と言うが、実際は芦が生い茂っていてきれいではない。ゲリラ豪雨などの災害もあるため、適切な管理は必要
- ☞ 人口減少や高齢化の進行に伴い、自治会活動への地域コミュニティが疲弊しているように感じる

●将来像・施策展開について

- ☞ 佐久市の健康長寿を考えていく上で、空いている小学校や保育園の利用を考えてはどうか
- ☞ 望月宿・茂田井間の宿は望月で名所ではあるが、実際はそれ以外の場所に住んでいる人が大半。歴史だけでなく、住みやすさ・暮らしやすさといった観点も取り入れてはどうか
- ☞ クラインガルテンの数が少ないと思う。以前クラインガルテンに入っていた人が、その後も地域内に住み始めて農園を始める例もあり、需要は大きい。公的なシステムがあれば賃借がもっとスムーズになる
- ☞ 地域の人たちには自然を大切にするマインドがある。それを親が知り子に伝えることで人材育成にもつながる

【地域別構想図（望月地域）】



第5章 都市計画マスタープランの実現に向けて

1 都市計画マスタープランの実現に向けた基本的な考え方

本計画では、将来都市像である「快適健康都市 佐久」の実現に向けて、本市に暮らす全てのひとが「暮らしやすい」「暮らして良かった」と思えるまち、心身ともに健やかに暮らすことのできるまちを目指した取組みを推進します。

このため、「全体構想」で定めた7つの方針に基づき、総合的な見地からの施策展開を図るとともに、「地域別構想」における地域の将来像を具現化するため、施策展開の方針に即した各種施策の着実な遂行に努めます。

また、人口減少・高齢化の進展する中にある本市を将来にわたって持続可能な都市とするための取組を強く推進していく必要があります。

このことを踏まえ、本市では、これまでの拡散型の都市構造から地域に根ざした集約型の都市構造への転換を図るためのまちづくりの指針として、平成28年度に「佐久市立地適正化計画」を策定し、この計画に基づく「機能集約・ネットワーク型まちづくり」を推進しています。

立地適正化計画は、都市計画マスタープランの一部もしくは、高度化版とみなされるとともに、長期的な視点に立って都市構造の転換を推進していくアクションプランとしての性格を持つものであることから、施策展開にあたっては、本計画と「佐久市立地適正化計画」との整合を十分に図るものとして、「佐久市立地適正化計画」において設定した評価指標と将来目標値を共有し、計画の進行管理を行います。

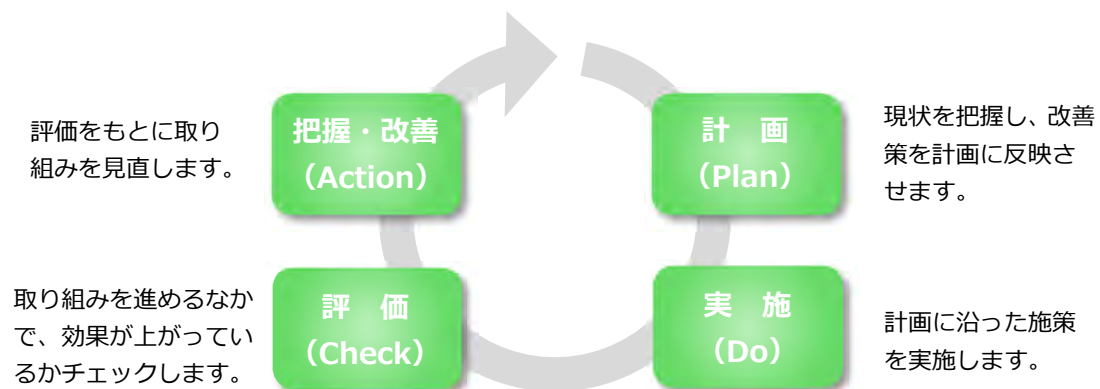
【立地適正化計画の評価指標と現況値・将来目標値】

	現況値 (平成 27 (2015) 年度)	中間目標値 (平成 39 (2027) 年度)	将来目標値 (平成 49 (2037) 年度)
<u>評価指標 1</u> 居住誘導区域内の人口密度 (国勢調査ベース)	26.2 人/ha	26.2 人/ha	26.2 人/ha
<u>評価指標 2</u> 地域の二次・三次医療を担 う医療機関の立地数	7 施設 (うち都市機能誘導 区域内 6 施設)	7 施設 (うち都市機能誘導 区域内 6 施設)	7 施設 (うち都市機能誘導 区域内 6 施設)
<u>評価指標 3</u> 公民館地区館の立地数	7 施設 (うち都市機能誘導 区域内 2 施設)	7 施設 (うち都市機能誘導 区域内 3 施設)	7 施設 (うち都市機能誘導 区域内 3 施設)

※居住誘導区域の面積は 1,168.1ha、居住誘導区域内の人口は 30,553 人（平成 27 年国勢調査）

また、本計画を実効性あるものとするために、計画を実行し、評価し、改善するPDCAサイクルに沿った適切な進行管理に努めます。

【PDCAサイクルのイメージ】



市立国保浅間総合病院（地域の二次医療を担う医療機関）



浅間会館（公民館地区館）

2 協働による計画の推進

地域の抱える様々な課題を克服し、誰もが暮らしやすさを実感できるまちを実現するためには、行政が各種施策の着実な遂行に努めることに加えて、行政と市民、NPO、民間事業者など、多様な主体との協働によるきめ細かなまちづくりを推進していく必要があります。

こうしたまちづくりにおいては、各主体がそれぞれの担う役割を自覚し、強みや専門性を生かして、主体的に活動を展開していくことが重要です。

このため、情報発信や市民主体のまちづくりの取組を支援するなど、各主体の主体的・積極的な参画を促進します。

ア 市民の役割

まちづくりの担い手として、市全体及び自分の暮らす地域に関心を持ち、暮らしやすいまちを実現するために自分ができることを考え、実践することが期待されます。

イ NPOなどの各種団体の役割

団体ごとの専門性やノウハウを生かして、地域に貢献するとともに、まちづくりへの積極的な参加・協力により、地域の活動を先導する役割を担うことが期待されます。

ウ 民間事業者の役割

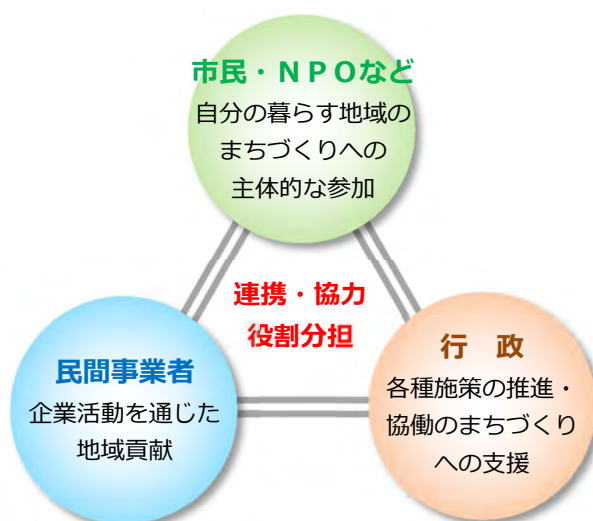
地域の産業や経済の発展に貢献するとともに、企業ごとの専門性やノウハウを生かした地域活動への参加・協力が期待されます。

エ 行政の役割

情報発信や市民によるまちづくりへの支援、民間事業者への協力要請など、計画に基づく各種施策の推進を図ります。

また、都市計画分野のみならず、福祉や商業など関係部局との連携を図るとともに、国や長野県、関係機関との連携により、総合的なまちづくりを推進する体制を構築します。

【協働によるまちづくりのイメージ】



3 周辺自治体や関係機関との連携

ライフスタイルの多様化や高速交通網の発達などにより、市民の生活圏は市内に限らず、周辺市町村へと拡大しています。また、人口減少・高齢化が進行する中にあることは、佐久広域圏全体で、将来にわたって安心して暮らすことのできる地域づくりに取り組む必要があります。

このため、土地利用や都市基盤整備などに際しては、長野県や周辺自治体と相互に連携・協力し、周辺地域が一体となって意識を共有し、具体的な取組に繋がれるよう努めます。

特に、広域幹線道路（高速自動車国道）や主要幹線道路などについては、周辺自治体はもとより、事業主体である国や長野県などの関係機関と連携・協力し、整備促進に向けた積極的な働きかけを行います。

4 制度活用による計画推進

都市計画の決定・変更は、土地利用の制限など市民生活に直接影響を及ぼすものであることから、本計画の推進にあたっては、都市計画法をはじめとする関係法令や各種制度の適切な運用を図ります。

このため、都市計画の案の作成にあたっては、説明会やホームページなどを通じた情報提供及び市民意向の把握に努めるとともに、都市計画の決定などにあたっては、決定内容やその理由などを広く周知します。

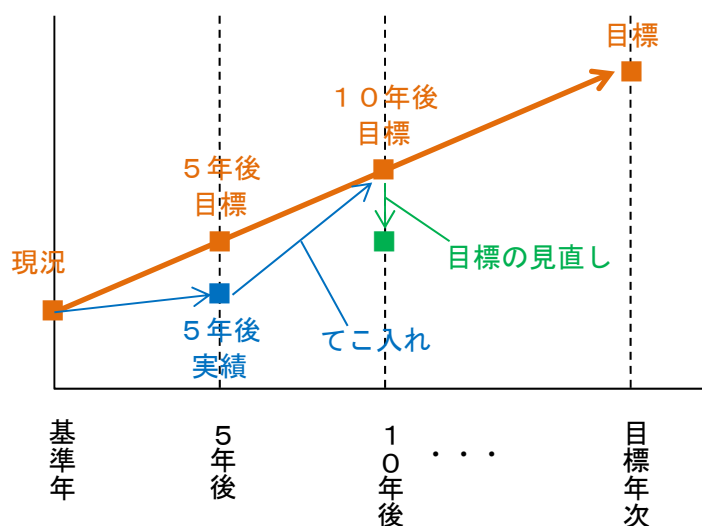
また、各種施策や事業の実施にあたっては、国や長野県における補助事業などの各種制度に関する動向を把握し、積極的な活用を図るとともに、必要に応じて民間活力の活用も検討します。

5 都市計画マスタープランの見直し

佐久市都市計画マスタープランは、本市の持続的発展に向けた「まちづくりの基本方針」となるものです。本計画では、おおむね20年後の将来都市像の実現を目指しますが、都市計画法第21条による都市計画の変更が生じた時、もしくは、「佐久都市計画区域マスタープラン」及び「佐久市総合計画」などの上位計画、その他の関連計画の見直しや、社会情勢の変化を反映するため、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

特に、関連計画のうち「佐久市立地適正化計画」は、都市計画運用指針*により、概ね5年ごとに評価を行い、必要に応じて関連する都市計画などの見直しを行うことが望ましいとされていることから、立地適正化計画の見直しに伴い、施策などのてこ入れ、または目標の見直しを行う場合には、本計画との整合にも十分留意するものとします。

【立地適正化計画における評価と見直しのサイクル】



1 策定方針（案）に関するパブリックコメント

（1）パブリックコメントの概要

ア パブリックコメントの募集期間

平成28年11月7日（月）～11月21日（月）までの15日間

イ 策定方針（案）の公表方法

- （ア）佐久市ホームページへの掲載
- （イ）佐久市役所本庁市民ホール、都市計画課窓口、各支所窓口に閲覧用として設置
- （ウ）SNS（Facebook、Twitter）

ウ パブリックコメントの募集方法

- （ア）郵送
- （イ）電子メール
- （ウ）ファックス
- （エ）直接持参（佐久市役所都市計画課）

（2）寄せられた意見と市の考え方

意見募集の結果、提出されたご意見は3件（1名）でした。提出されたご意見の概要及びそれに対する市の考え方は以下のとおりです。

No.	意見・提言要旨	市の考え方
1	P 5（2）佐久市を取り巻く状況変化などへの対応（4）新たな観点を加味した計画づくり 立地適正化計画とも関連する部分になりますが、今後は都市の集約化が求められています。書籍「撤退の農村計画」等で示されている集落移転等、現実的にどういった方法で集約化していくのか・公共交通やインフラは何時まで維持できるのか、といった農村・集落の視点・計画も加味して方針を定めていただけるよう、お願いいたします。	本市では、第二次佐久市総合計画の基本理念の1つである「新しい発展の可能性に挑戦するまちづくり」に定められております「機能集約・ネットワーク型まちづくり」の考え方に即して、立地適正化計画の策定を進めています。 本市の立地適正化計画においては、ただ単に用途地域内への集約を目指すのではなく、各地域に「地域拠点」や「コミュニティ拠点」等の拠点を設け、集落部であっても、暮らしやすさとコミュニティが失われないよう、日常生活に必要な機能を維持していくことを明記することとしております。 また、公共交通ネットワークに関しては、他部局において策定中の「地域公共交通網形成計画」との整合を図り、十分なサービス水準が確保されるよう努めてまいりたいと考えております。 なお、立地適正化計画は、都市計画マスタープランの一部とみなされることから、上記の方向性については、第二次都市計画マスタープランにおいても、基本的に継承するものと考えております。
2	P 5（2）佐久市を取り巻く状況変化などへの対応（4）新たな観点を加味した計画づくり 循環型社会・自立した都市を目指す場合は再生エネルギーや地域内需要の拡大（地域外への支出減少）が必要になってきます。計画策定にあたっては、そのあたりも考慮いただけるよう、お願いいたします。	循環型社会の形成に向けた取組につきましては、現行都市計画マスタープランの全体構想の項目の1つに「環境共生型都市づくりの方針」を掲げ、施策の方向性を示しております。 持続可能な都市の実現を図るうえで、循環型社会の形成やエネルギーの地産地消は、大切な視点の1つと考えておりますので、第二次都市計画マスタープランにおいても、他部局と連携し施策の方向性を位置づけてまいりたいと考えております。

No.	意見・提言要旨	市の考え方
3	P 6（５）市民にとって分かりやすい計画づくり ・計画策定段階での進捗に応じた情報提供 私のメイン業務は浅科地域において、凍み豆腐作りの継承や五郎兵衛米を活かした特産品の開発等となっております。しかしながら、今までの経験を活かしながら地域おこしに寄与したいとの思いもあるため、商工課の健康長寿まちづくり計画の会議等にも参加させて頂いております。 出来ましたら立地適正化計画や都市マス改定の策定委員会・ワークショップ等の一市民が参加可能な会議に参加させて頂きたいと思っておりますので、委員会・ワークショップ等の予定が定まりましたら、本メール宛まで bcc 等でも構いませんので、ご連絡いただけませんか。本業に支障が無い範囲で参加したいと考えております。 なお、今思いついたのですが、アンケートやワークショップに参加・返信いただいた方々の中で希望者には、策定委員会等の会議開催（見学可能なもの）に関するメール配信等を行っては、いかがでしょうか？HPや広報等は常にチェックしている訳にもいかないですし、佐久市ではイベントや会議が多数行われているので、確認しきれない部分もあるのを感じています。自らが答えたアンケートや参加したワークショップ関係のものなら親近感も沸くと思います。	市計画マスタープランの策定にあたりましては、策定作業の進捗に合わせて、随時、都市計画審議会において審議していただくことを想定しております。 この場合、会議開催の公表等の取扱いにつきましては、「佐久市審議会等の会議の公表に関する指針」に基づき、対応させていただきますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。 なお、ワーキンググループや説明会、パブリックコメント等、広く市民の皆様に周知する際の告知方法につきましては、広報誌やホームページによることを基本に、SNS等の活用も図ってまいりますので、ご活用いただければありがたいと存じます。

2 佐久市都市計画マスタープラン策定に係る市民アンケート調査

(1) 市民アンケート調査の概要

ア 調査期間

平成28年11月～12月

イ 調査対象者

佐久市内に住む16歳以上の市民3,000人（住民基本台帳から無作為抽出）

ウ 調査方法

郵送

エ アンケート回収結果

有効回収数1,223件（回収率40.8%）

(2) 調査の結果

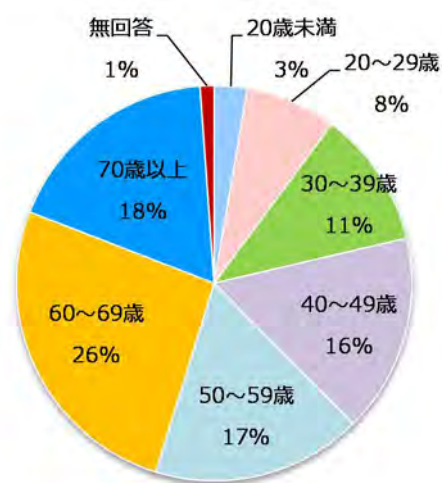
1 回答者自身について

問1 性別

No.	項目	回答数	割合
1	男性	541	44.2%
2	女性	666	54.5%
	無回答	16	1.3%
	計	1,223	100.0%

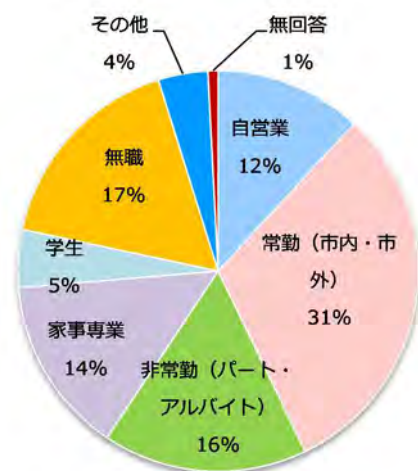
問2 年齢

No.	項目	回答数	割合
1	20歳未満	33	2.7%
2	20～29歳	91	7.4%
3	30～39歳	137	11.2%
4	40～49歳	199	16.3%
5	50～59歳	210	17.2%
6	60～69歳	319	26.1%
7	70歳以上	220	18.0%
	無回答	14	1.1%
	計	1,223	100.0%



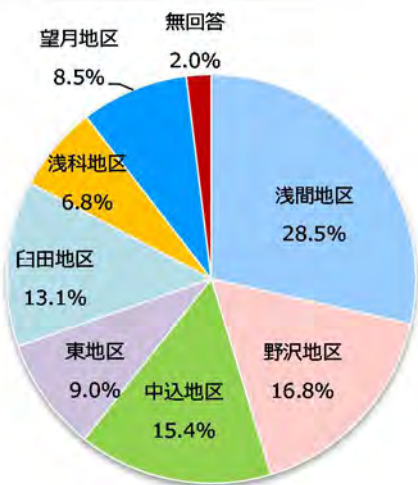
問3 職業

No.	項目	回答数	割合
1	自営業	145	11.9%
2	常勤（市内・市外）	379	31.0%
3	非常勤（パート・アルバイト）	202	16.5%
4	家事専業	175	14.3%
5	学生	57	4.7%
6	無職	206	16.8%
7	その他	49	4.0%
	無回答	10	0.8%
	計	1,223	100.0%



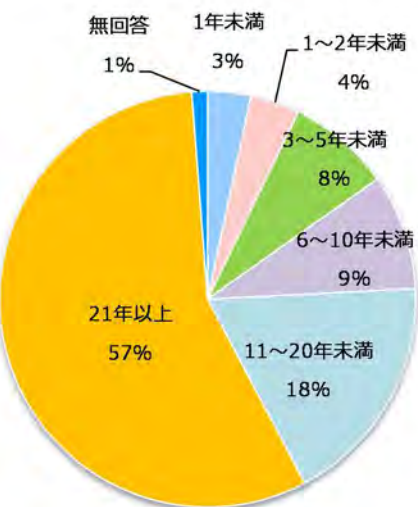
問4 現在の住まい

No.	項目	回答数	割合
1	浅間地区	349	28.5%
2	野沢地区	205	16.8%
3	中込地区	188	15.4%
4	東地区	110	9.0%
5	臼田地区	160	13.1%
6	浅科地区	83	6.8%
7	望月地区	104	8.5%
	無回答	24	1.9%
	計	1,223	100.0%



問5 現在の住まいでの在住年数

No.	項目	回答数	割合
1	1年未満	41	3.4%
2	1～2年未満	47	3.8%
3	3～5年未満	98	8.0%
4	6～10年未満	110	9.0%
5	11～20年未満	221	18.1%
6	21年以上	691	56.5%
	無回答	15	1.2%
	計	1,223	100.0%

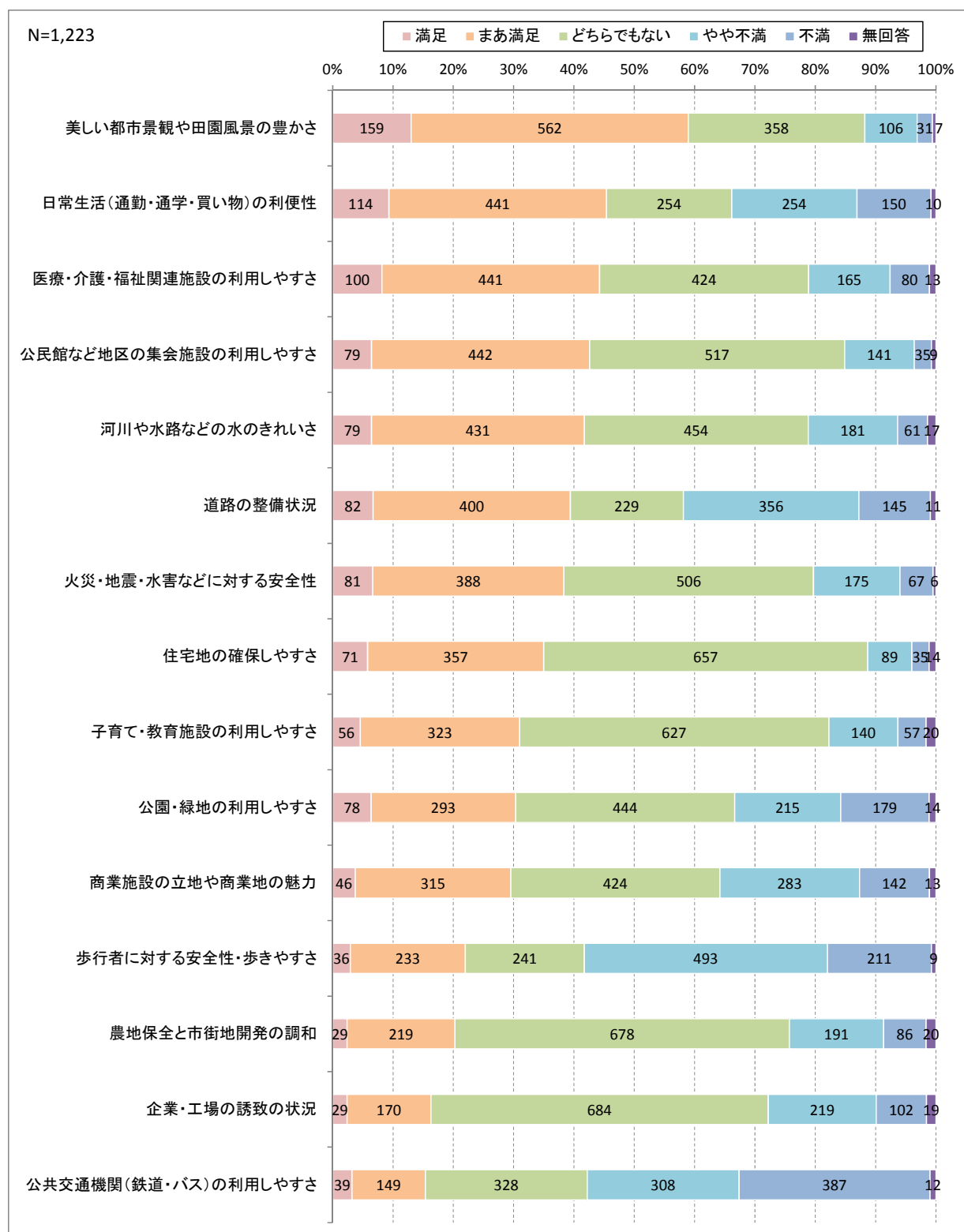


2 お住まいの地区について

問6 住んでいる地区の暮らしやすさや周りの環境について

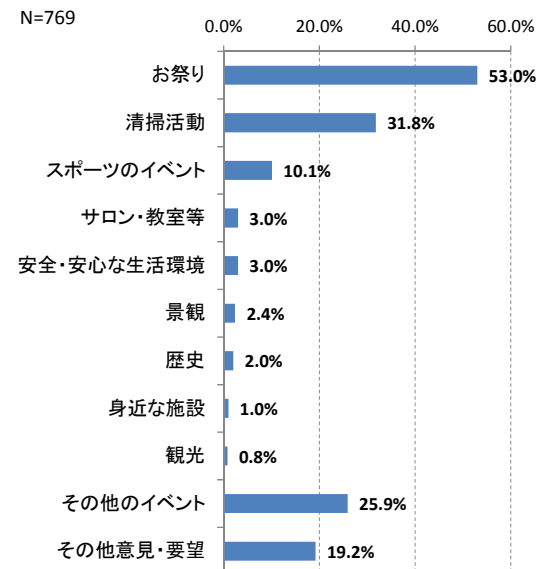
項目	満足	まあ満足	どちらでもない	やや不満	不満	無回答	計
美しい都市景観や田園風景の豊かさ	159 13.0%	562 46.0%	358 29.3%	106 8.6%	31 2.5%	7 0.6%	1,223 100%
日常生活（通勤・通学・買い物）の利便性	114 9.3%	441 36.0%	254 20.8%	254 20.8%	150 12.3%	10 0.8%	1,223 100%
医療・介護・福祉関連施設の利用しやすさ	100 8.2%	441 36.0%	424 34.7%	165 13.5%	80 6.5%	13 1.1%	1,223 100%
公民館など地区の集会施設の利用しやすさ	79 6.5%	442 36.1%	517 42.3%	141 11.5%	35 2.9%	9 0.7%	1,223 100%
河川や水路などの水のきれいさ	79 6.5%	431 35.2%	454 37.1%	181 14.8%	61 5.0%	17 1.4%	1,223 100%
道路の整備状況	82 6.7%	400 32.7%	229 18.7%	356 29.1%	145 11.9%	11 0.9%	1,223 100%
火災・地震・水害などに対する安全性	81 6.6%	388 31.7%	506 41.4%	175 14.3%	67 5.5%	6 0.5%	1,223 100%
住宅地の確保しやすさ	71 5.8%	357 29.2%	657 53.7%	89 7.3%	35 2.9%	14 1.1%	1,223 100%
子育て・教育施設の利用しやすさ	56 4.6%	323 26.4%	627 51.3%	140 11.4%	57 4.7%	20 1.6%	1,223 100%
公園・緑地の利用しやすさ	78 6.4%	293 24.0%	444 36.3%	215 17.6%	179 14.6%	14 1.1%	1,223 100%
商業施設の立地や商業地の魅力	46 3.7%	315 25.8%	424 34.7%	283 23.1%	142 11.6%	13 1.1%	1,223 100%
歩行者に対する安全性・歩きやすさ	36 2.9%	233 19.1%	241 19.7%	493 40.3%	211 17.3%	9 0.7%	1,223 100%
農地保全と市街地開発の調和	29 2.4%	219 17.9%	678 55.5%	191 15.6%	86 7.0%	20 1.6%	1,223 100%
企業・工場の誘致の状況	29 2.4%	170 13.9%	684 55.9%	219 17.9%	102 8.3%	19 1.6%	1,223 100%
公共交通機関（鉄道・バス）の利用しやすさ	39 3.2%	149 12.2%	328 26.8%	308 25.2%	387 31.6%	12 1.0%	1,223 100%

※各項目の回答のうち上位3つを着色



問7 住んでいる地区において、地区への愛着や誇りを感じられるような伝統・取組など（自由記述の内容を分類し集計）

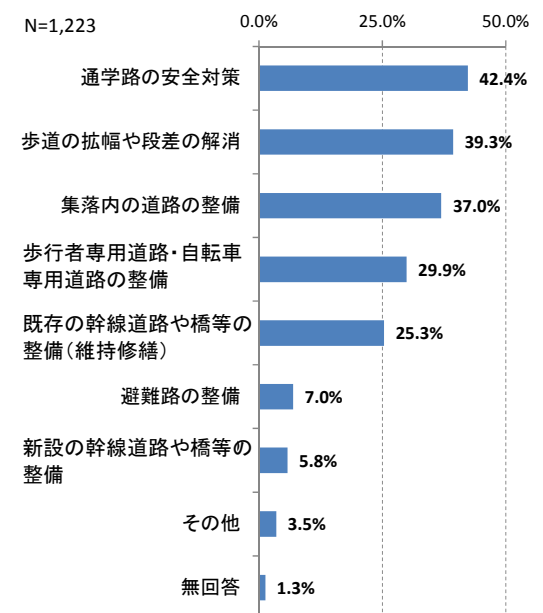
No.	項目	回答数	割合
1	お祭り	268	53.0%
2	清掃活動	161	31.8%
3	その他のイベント	131	25.9%
4	スポーツのイベント	51	10.1%
5	サロン・教室等	15	3.0%
6	安全・安心な生活環境	15	3.0%
7	景観	12	2.4%
8	歴史	10	2.0%
9	身近な施設	5	1.0%
10	観光	4	0.8%
11	その他意見・要望	97	19.2%



3 佐久市のまちづくりについて

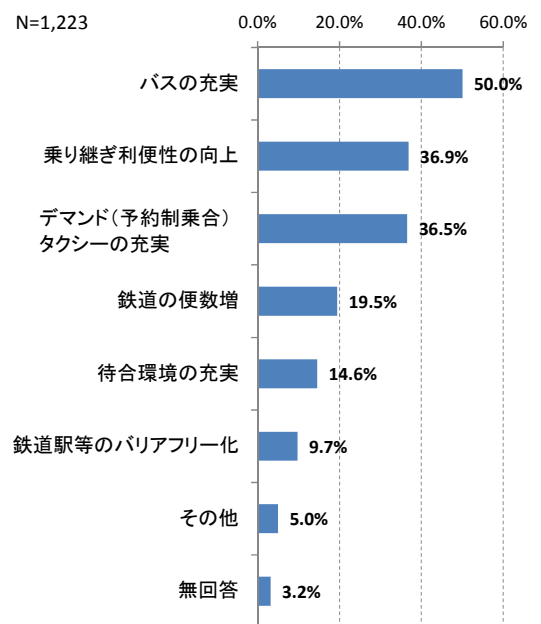
問8 道路の整備について重視すべきことについて（複数回答）

No.	項目	回答数	割合
1	通学路の安全対策	518	42.4%
2	歩道の拡幅や段差の解消	481	39.3%
3	集落内の道路の整備	452	37.0%
4	歩行者専用道路・自転車専用道路の整備	366	29.9%
5	既存の幹線道路や橋等の整備（維持修繕）	310	25.3%
6	避難路の整備	85	7.0%
7	新設の幹線道路や橋等の整備	71	5.8%
8	その他	43	3.5%
	無回答	16	1.3%



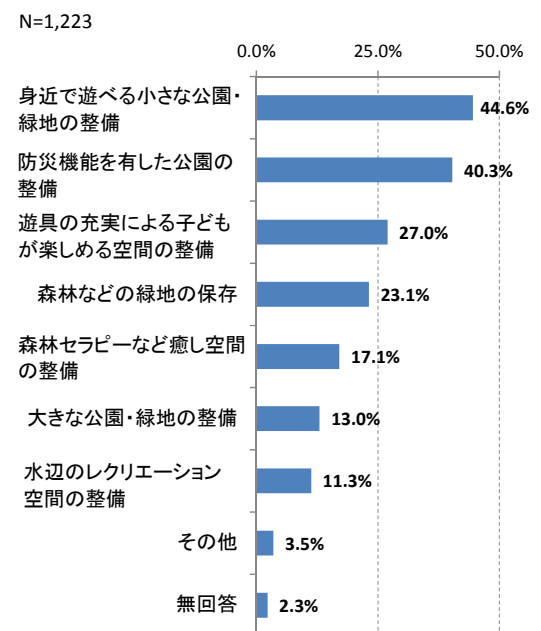
問9 公共交通機関の整備について重視すべきことについて（複数回答）

No.	項目	回答数	割合
1	バスの充実	612	50.0%
2	乗り継ぎ利便性の向上	451	36.9%
3	デマンド（予約制乗合） タクシーの充実	447	36.5%
4	鉄道の便数増	238	19.5%
5	待合環境の充実	178	14.6%
6	鉄道駅等のバリアフリー化	119	9.7%
7	その他	61	5.0%
	無回答	39	3.2%



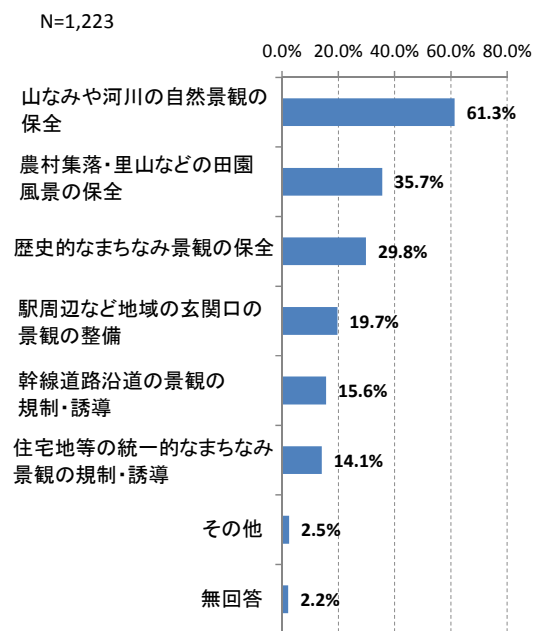
問10 公園・緑地の整備について重視すべきことについて（複数回答）

No.	項目	回答数	割合
1	身近で遊べる小さな公園・緑地の整備	545	44.6%
2	防災機能を有した公園の整備	493	40.3%
3	遊具の充実による子どもが 楽しめる空間の整備	330	27.0%
4	森林などの緑地の保存	283	23.1%
5	森林セラピーなど癒し空間の 整備	209	17.1%
6	大きな公園・緑地の整備	159	13.0%
7	水辺のレクリエーション空間 の整備	138	11.3%
8	その他	43	3.5%
	無回答	28	2.3%



問 11 良好な景観形成について重視すべきことについて（複数回答）

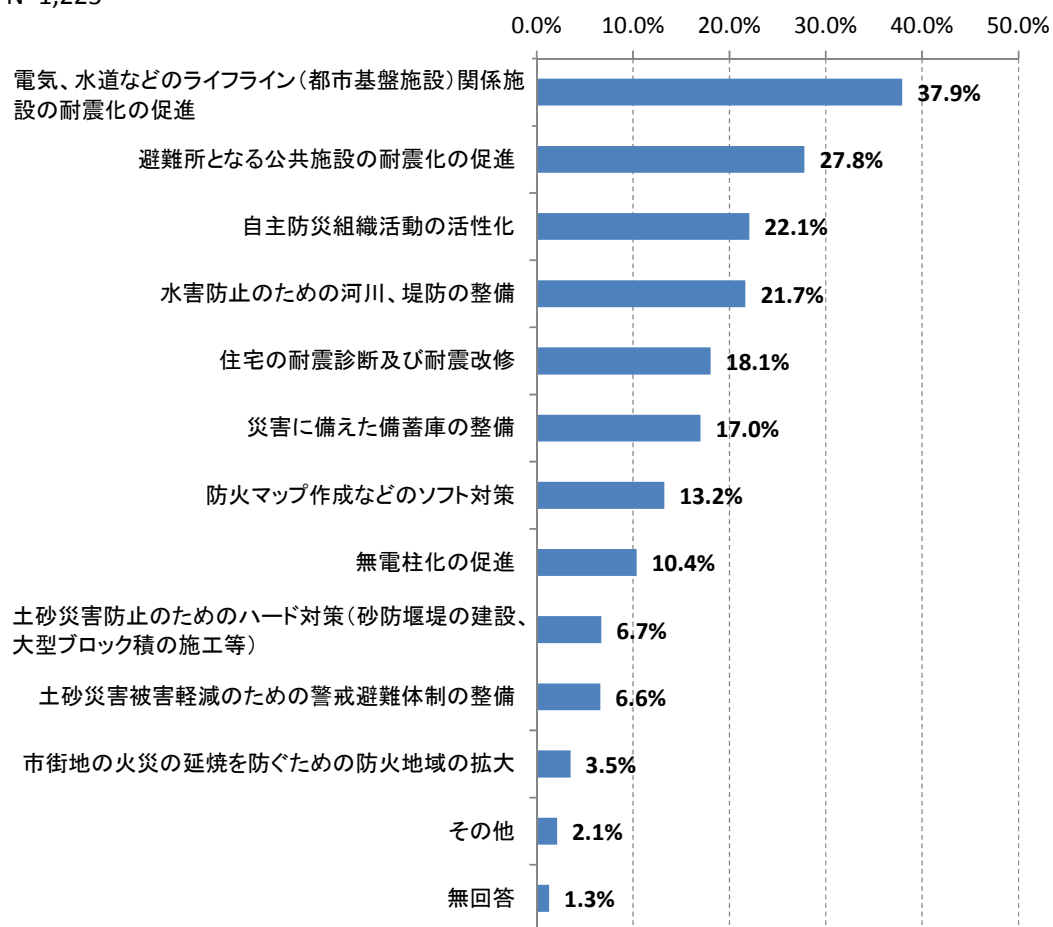
No.	項目	回答数	割合
1	山なみや河川の自然景観の保全	750	61.3%
2	農村集落・里山などの田園景観の保全	436	35.7%
3	歴史的なまちなみ景観の保全	365	29.8%
4	駅周辺など地域の玄関口の景観の整備	241	19.7%
5	幹線道路沿道の景観の規制・誘導	191	15.6%
6	住宅地等の統一的なまちなみ景観の規制・誘導	173	14.1%
7	その他	31	2.5%
	無回答	27	2.2%



問 12 地震や大規模災害に備え、優先し取り組むべきことについて（複数回答）

No.	項目	回答数	割合
1	電気、水道などのライフライン（都市基盤施設）関係施設の耐震化の促進	464	37.9%
2	避難所となる公共施設の耐震化の促進	340	27.8%
3	自主防災組織活動の活性化	270	22.1%
4	水害防止のための河川、堤防の整備	265	21.7%
5	住宅の耐震診断及び耐震改修	221	18.1%
6	災害に備えた備蓄庫の整備	208	17.0%
7	防火マップ作成などのソフト対策	162	13.2%
8	無電柱化の促進	127	10.4%
9	土砂災害防止のためのハード対策（砂防堰堤の建設、大型ブロック積の施工等）	82	6.7%
10	土砂災害被害軽減のための警戒避難体制の整備	81	6.6%
11	市街地の火災の延焼を防ぐための防火地域の拡大	43	3.5%
12	その他	26	2.1%
	無回答	16	1.3%

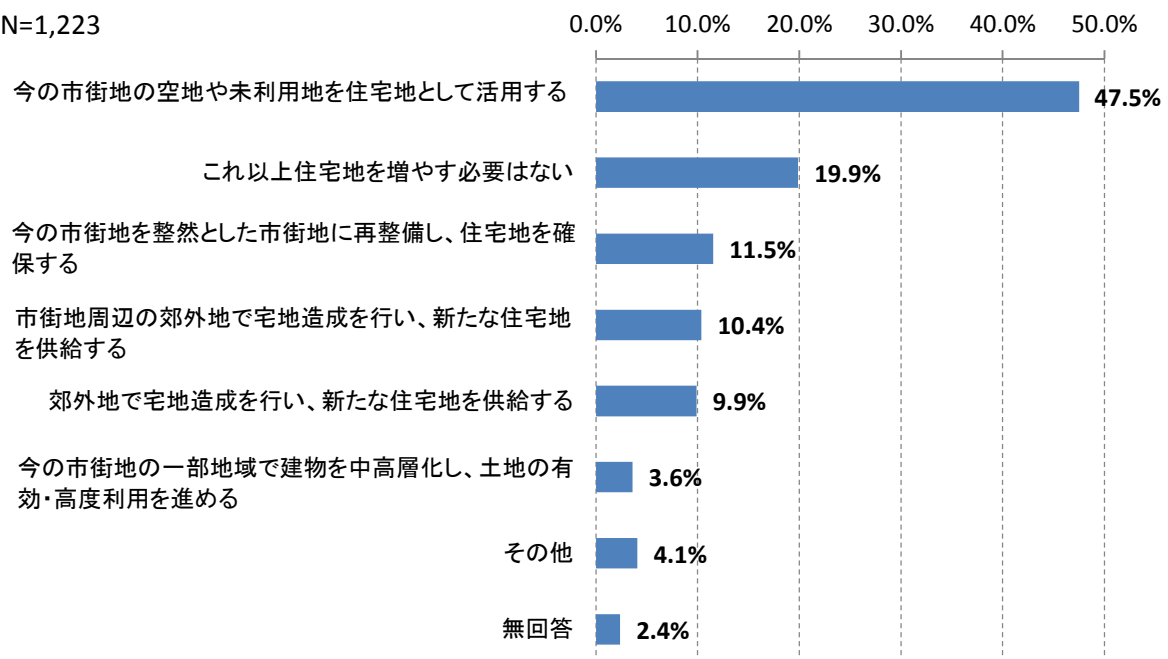
N=1,223



問 13 住宅地を確保するための土地利用のあり方について（複数回答）

No.	項目	回答数	割合
1	今の市街地の空地や未利用地を住宅地として活用する	581	47.5%
2	これ以上住宅地を増やす必要はない	243	19.9%
3	今の市街地を整然とした市街地に再整備し、住宅地を確保する	141	11.5%
4	市街地周辺の郊外地で宅地造成を行い、新たな住宅地を供給する	127	10.4%
5	郊外地で宅地造成を行い、新たな住宅地を供給する	121	9.9%
6	今の市街地の一部地域で建物を中高層化し、土地の有効・高度利用を進める	44	3.6%
7	その他	50	4.1%
	無回答	29	2.4%

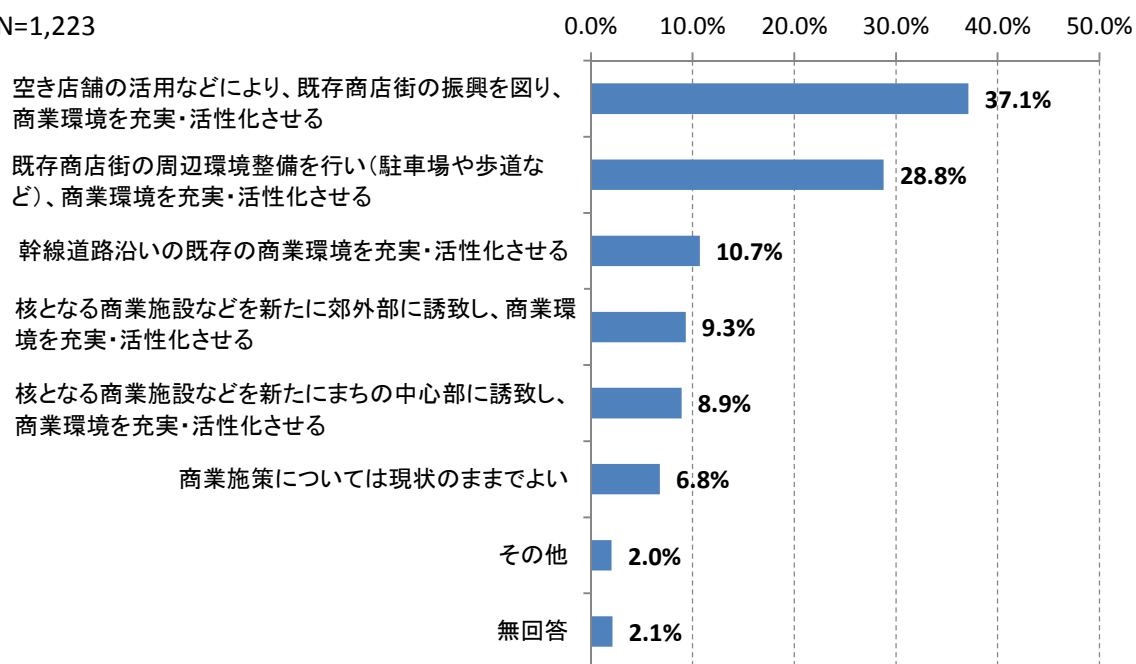
N=1,223



問 14 今後の商業環境のあり方について（複数回答）

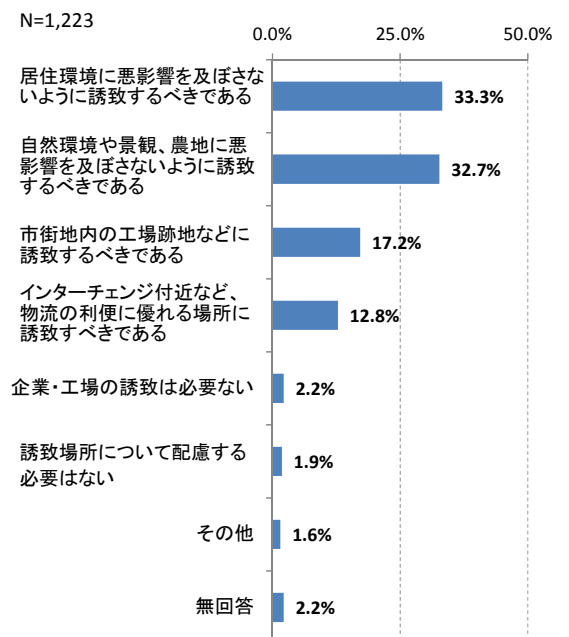
No.	項目	回答数	割合
1	空き店舗の活用などにより、既存商店街の振興を図り、商業環境を充実・活性化させる	454	37.1%
2	既存商店街の周辺環境整備を行い（駐車場や歩道など）、商業環境を充実・活性化させる	352	28.8%
3	幹線道路沿いの既存の商業環境を充実・活性化させる	131	10.7%
4	核となる商業施設などを新たに郊外部に誘致し、商業環境を充実・活性化させる	114	9.3%
5	核となる商業施設などを新たにまちの中心部に誘致し、商業環境を充実・活性化させる	109	8.9%
6	商業施策については現状のままでよい	83	6.8%
7	その他	25	2.0%
	無回答	26	2.1%

N=1,223



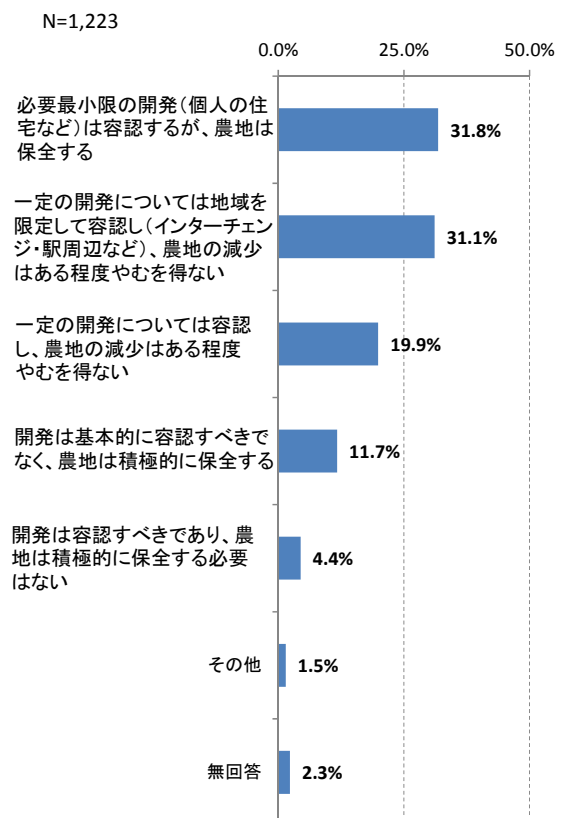
問 15 本市において企業・工場の誘致をする場合に配慮すべきことについて（複数回答）

No.	項目	回答数	割合
1	居住環境に悪影響を及ぼさないように誘致するべきである	407	33.3%
2	自然環境や景観、農地に悪影響を及ぼさないように誘致するべきである	400	32.7%
3	市街地内の工場跡地などに誘致するべきである	210	17.2%
4	インターチェンジ付近など、物流の利便に優れる場所に誘致するべきである	157	12.8%
5	企業・工場の誘致は必要ない	27	2.2%
6	誘致場所について配慮する必要はない	23	1.9%
7	その他	19	1.6%
	無回答	27	2.2%



問 16 今後の農地の保全について（複数回答）

No.	項目	回答数	割合
1	必要最小限の開発（個人の住宅など）は容認するが、農地は保全する	389	31.8%
2	一定の開発については地域を限定して容認し（インターチェンジ・駅周辺など）、農地の減少はある程度やむを得ない	380	31.1%
3	一定の開発については容認し、農地の減少はある程度やむを得ない	243	19.9%
4	開発は基本的に容認すべきでなく、農地は積極的に保全する	143	11.7%
5	開発は容認すべきであり、農地は積極的に保全する必要はない	54	4.4%
6	その他	18	1.5%
	無回答	28	2.3%



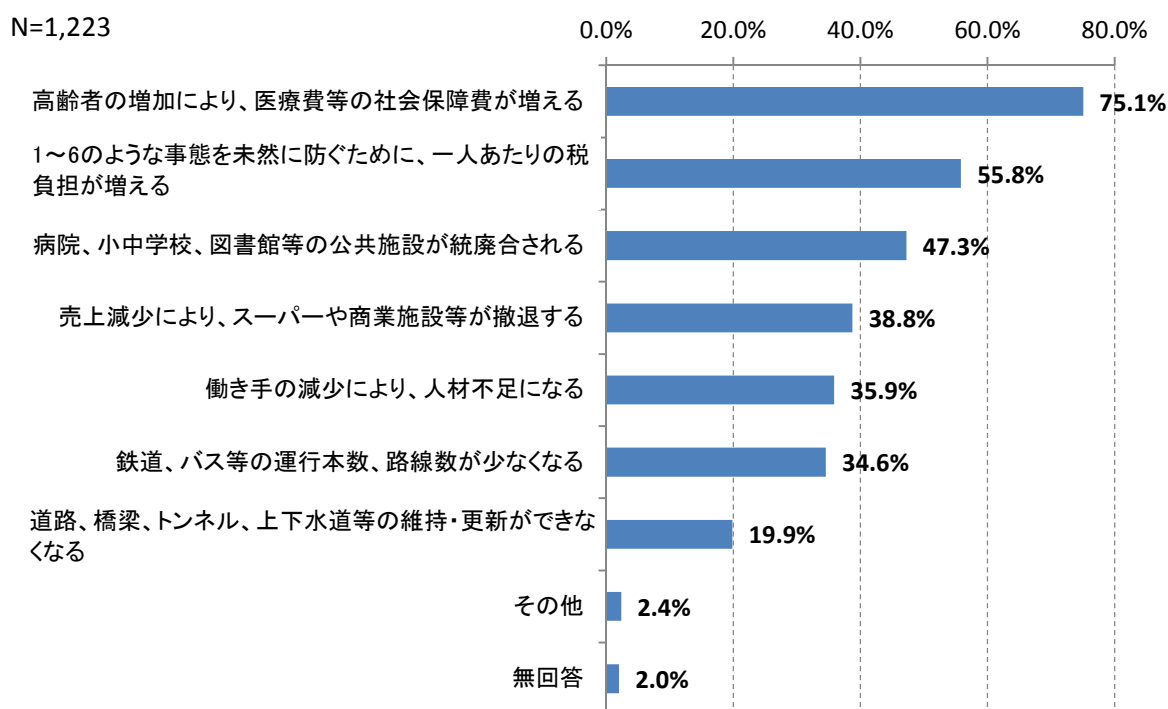
4 将来のまちづくりについて

問 17 本市の人口が将来減少見込であること、少子高齢化が今よりも進展する見込であることについて

No.	項目	回答数	割合
1	知っていた	682	55.8%
2	概ね知っていた	346	28.3%
3	知らなかった	169	13.8%
	無回答	26	2.1%
	計	1,223	100.0%

問 18 人口減少・高齢化の進行により予想される影響について（複数回答）

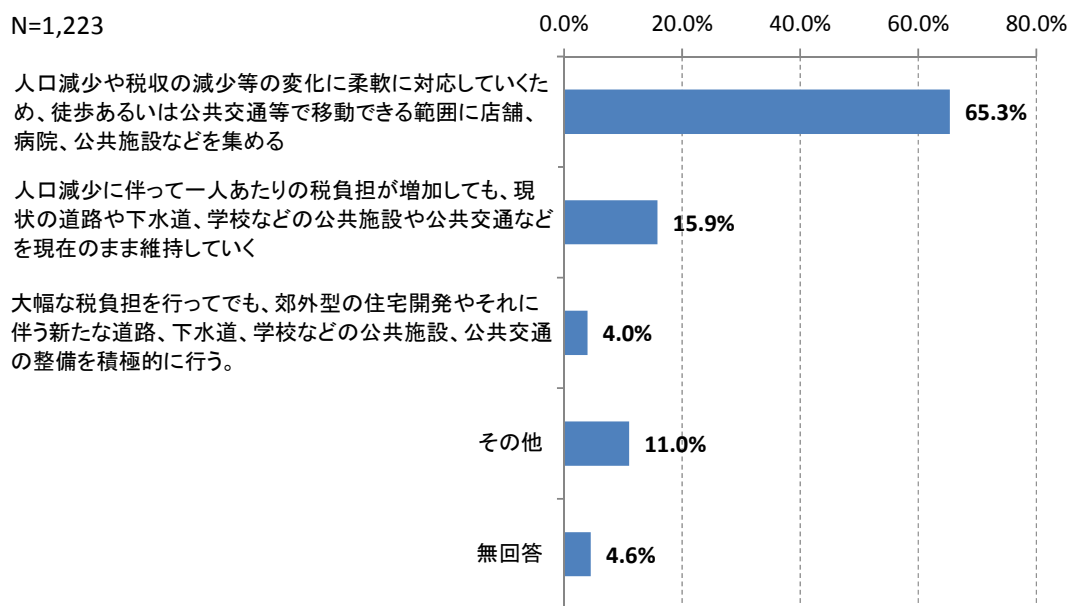
No.	項目	回答数	割合
1	高齢者の増加により、医療費等の社会保障費が増える	918	75.1%
2	1～6のような事態を未然に防ぐために、一人あたりの税負担が増える	683	55.8%
3	病院、小中学校、図書館等の公共施設が統廃合される	578	47.3%
4	売上減少により、スーパーや商業施設等が撤退する	474	38.8%
5	働き手の減少により、人材不足になる	439	35.9%
6	鉄道、バス等の運行本数、路線数が少なくなる	423	34.6%
7	道路、橋梁、トンネル、上下水道等の維持・更新ができなくなる	243	19.9%
8	その他	29	2.4%
	無回答	25	2.0%



問 19 問 18 で示したような問題を未然に防ぎ、佐久市が持続的な発展を遂げていくために行っていくべき都市づくりについて（複数回答）

No.	項目	回答数	割合
1	人口減少や税収の減少等の変化に柔軟に対応していくため、徒歩あるいは公共交通等で移動できる範囲に店舗、病院、公共施設などを集める	799	65.3%
2	人口減少に伴って一人あたりの税負担が増加しても、現状の道路や下水道、学校などの公共施設や公共交通などを現在のまま維持していく	194	15.9%
3	大幅な税負担を行ってでも、郊外型の住宅開発やそれに伴う新たな道路、下水道、学校などの公共施設、公共交通の整備を積極的に行う	49	4.0%
4	その他	135	11.0%
	無回答	56	4.6%

N=1,223



自由記述（内容を分類し集計）

No.	項目	回答数	割合
1	公共交通	123	24.6%
2	少子高齢化への対応	78	15.6%
3	まちづくり全般	76	15.2%
4	子育て	57	11.4%
5	自然環境	24	4.8%
6	防災	21	4.2%
7	生活環境	21	4.2%
8	観光	19	3.8%
9	その他意見・要望	237	47.5%

3 まちづくりワークショップ

本計画の地域別構想の策定にあたっては、地域（地元）をよくご存じの皆さんに、地域の現状・課題などを指摘していただくとともに、将来どのような地域になったら良いか率直なご意見を伺うことを目的として、「まちづくりワークショップ」を開催しました。

（１）まちづくりワークショップの概要

ア 開催日時

	日時	会場
第1回	平成29年2月26日（日） Aグループ：10時～12時20分／Bグループ：14時～16時20分	佐久市役所 南棟 3階会議室
第2回	平成29年3月19日（日） Bグループ：10時～12時20分／Aグループ：14時～16時20分	

イ 参加者

	参加者
第1回	市民31名、佐久市都市計画課5名、臼田支所1名、浅科支所1名、望月支所1名、コンサルタント4名
第2回	市民25名、佐久市都市計画課4名、臼田支所1名、浅科支所1名、望月支所1名、コンサルタント4名

ウ ワークショップのテーマ

	テーマ
第1回	【テーマ1：地域の良いところは何か】 地元の好きな場所・よく行く場所、良いところ、将来に残したいところ（もの）はどこか（⇒地域の魅力を多く発見することを目的とする） ・地域で好きな場所・よく行く場所、良いところ、将来に残したいところなどについて、付箋紙（ポストイット）に記入し、出された内容について意見交換を行う 【テーマ2：地域に足りないところは何か】 地域で不便なこと、こういうところがあったらもっと楽しいなど、思いつく不足のものはなにか（⇒地域に足りないところ・不便なところを考えることを目的とする） ・地域で不便なこと、こういうところがあったらもっと楽しいなど、思いつくものを付箋紙（ポストイット）に記入し、出された内容について意見交換を行う
第2回	【テーマ：地域の将来像について考える】 自分の地域が将来どんなまちになったらよいか（⇒地域の望ましい将来像やまちづくり方法について考えることを目的とする） ・自分の地域が将来どんなまちになったらよいか、どのようにしたらそれを実現できるかなどについて、付箋紙（ポストイット）に記入し、出された内容について意見交換を行う

(2) まちづくりワークショップでの検討結果

■ 浅間・東地区

第1回

【テーマ1：地域の良いところ】

- ・長野牧場や千曲川沿い、浅間山などの自然・景観、鼻顔稲荷や西念寺といった寺社などの歴史・文化に関する意見が多く出されました。
- ・また、大型店やチェーン店が立地していて日常生活の買い物が便利なところ、佐久平駅を中心とする広域交通網が充実しているところなどが挙げられました。

【テーマ2：地域に足りないところ】

- ・課題として、観光資源の活用や、地元の商店の活性化などが挙げられました。郷土料理や地酒を活かすべき、若年層のニーズに対応した店が欲しいなどの具体的な提案もありました。
- ・公共交通については、高齢者の移動手段の確保が必要という意見が出されました。
- ・また、若者に定住してもらうにはどうしたらよいかという議論の中で、雇用の創出や農業に営農環境の整備などが必要だという意見が出されました。

第2回

【地域の将来像について】

- ・広域交通網が充実し買い物などの生活利便性に優れている点、田舎の雰囲気を残したゆとりある生活環境が維持されている点を生かし、子ども・若者・高齢者全ての人にとって住みやすい「選ばれるまち」を目指していくという意見が出されました。
- ・また、市街地と農業地がバランス良く共存する環境の実現を目指すという意見が出されました。まちの中心である商店街の継承・活性化と、営農環境の維持・向上について考えていく必要があります。

■野沢・中込地区

第1回

【テーマ1：地域の良いところ】

- ・地域のコミュニティやつながりに関する意見が多く出され、地域のイベントや伝統行事、お祭りなどが大切にされていることが分かりました。
- ・また、医療機関・公共施設・文化施設・商店などが近接しており、日常生活を送る上での利便性に優れているところ、自然・景観資源が豊富にあるところなどが挙げられました。

【テーマ2：地域に足りないところ】

- ・公共交通が不便で、特に高齢者が買い物・通院に使う移動手段がないため、交通網を整備してほしい、買い物弱者を救ってほしいという意見が出されました。
- ・観光については、既存の資源をもっとうまく活用すべきという意見が出されました。
- ・また、若者や子どもたちの農業離れが進んでいるため、観光客だけではなく、地元の人にも農業に興味を持てるような仕掛けが必要という意見が出されました。

第2回

【地域の将来像について】

- ・他地区と同様、地域資源を生かしたまちの姿が提案される一方、持続的な地域社会やコミュニティの維持・親子にやさしいまちづくりなどを重視する意見が多く出されました。
- ・活発に世代間の交流が生まれる安心安全な地域社会を形成するためには、地域内での情報発信・共有のしくみづくりや、交流の場づくり（廃校や空き家等の活用）が必要だという意見が出されました。

■ 臼田地区

第 1 回

【テーマ 1 : 地域の良いところ】

- ・健康や医療についての意見が多く出され、佐久病院やうすだ健康館、あいとぴあなどが立地する臼田地区の特徴が表れた結果となりました。
- ・また、自然・景観資源に加えて、コスモタワーやスタードームといった施設の名前も挙げられました。

【テーマ 2 : 地域に足りないところ】

- ・他地域と同様に公共交通の不便さが挙げられたほか、普段通行する道路が狭い、歩道がガタガタといった生活道路に関する意見も出されました。
- ・観光については、既存の公共施設等の利活用や、健康長寿・ぴんころ地蔵と関連してオーガニック食材を取り扱う店を増やすなどの提案がありました。
- ・また、地域では人口減少・高齢化が進んでいることから、若年層（学生、勤労者）向けの支援やイベント、居場所づくり、新規雇用の創出などが必要だという意見が出されました。

第 2 回

【地域の将来像について】

- ・健康医療のまちづくりをさらに推進していくべきという意見が出されました。特に高齢者・子どもが元気に安心して暮らせるまちにしたいという意見がありました。
- ・将来像を実現するためには、自然環境の良さやオーガニック農家の存在のPRなど、地域の「ブランディング」を進めることで、「健康医療のまち臼田」のイメージを明確化する必要があるという意見が出されました。

■ 浅科地区

第 1 回

【テーマ 1 : 地域の良いところ】

- ・浅間山と蓼科山に囲まれている浅科ならではの景観が地区の魅力として挙げられました。
- ・また、農業が盛んで米（特に五郎兵衛米）や野菜などの農作物がおいしいという意見が出されました。
- ・中山道を中心とした古くからのまちなみや神社などの歴史的建造物をもっと活かしていきたいという意見も出されました。

【テーマ 2 : 地域に足りないところ】

- ・公共交通が不便で、特に高齢者は循環バスに乗るのにも苦勞するといった意見が出されました。
- ・地域のコミュニティについては、公民館はあるものの建物の老朽化やバリアフリーが課題となっており、地域で人が集まる場（子どもから高齢者まで）を充実させたいという意見が出されました。
- ・農業については、荒廃農地の増加や後継者不足、用水路等施設の老朽化など、今後も活力ある営農環境を維持していくための課題が多く挙げられました。

第 2 回

【地域の将来像について】

- ・浅間山と蓼科山の双方を望む浅科ならではの景観を生かすため、ビューポイントや観光案内等の充実が必要であるとともに、地域外の人に浅科の農産物の魅力を発信（農業体験、アンテナショップ等）する取組も重要だという意見が出されました。
- ・高齢者の移動手段の確保や生活環境・コミュニティの充実など、現在地域に足りないところを補うことで、より良いまちになるという意見が出されました。

■ 望月地区

第 1 回

【テーマ 1 : 地域の良いところ】

- ・ 望月宿、茂田井間の宿を中心とする歴史や伝統行事、温泉、自然・景観など多くの地域資源に恵まれており、古い建物を利用した新しい飲食店などもあるという意見が出されました。
- ・ また、4つのゴルフ場や乗馬体験、ウォーキングコースなどレクリエーションの場としても多くの資源を有していることが分かりました。

【テーマ 2 : 地域に足りないところ】

- ・ 人口減少や高齢化への対応が求められており、担い手不足や医療の充実、高齢者の移動手段の確保などの課題が挙げられました。あわせて、移住者に対しては、空き家・空き店舗を活用した物件の支援、自営業に対しての支援が必要との意見がありました。
- ・ 身近な生活環境や観光の課題としては、車優先の道路づくりとなっていて歩きにくい、歩行者環境を整えてほしいとの意見がありました。

第 2 回

【地域の将来像について】

- ・ 豊かな自然景観に代表される「田舎の良さ」や、望月ならではの歴史文化、農業体験などの地域力を生かしていくべきとの意見が出されました。また移住者が多いことから、地元住民と移住者がゆるやかにつながるまちを目指すべきとの意見もありました。
- ・ 多様な地域資源を生かすために、様々な分野が連携した「オール望月」の体制で、観光客・地元住民双方へ向けた情報発信をしていく必要があります。

4 まちづくりタウンミーティング

タウンミーティングとは、地域の現状・課題やまちづくりの方針について、市民のみなさんと市役所がともに考え、意見交換を行う対話型の会議で、建設的な意見の積み重ねにより、本計画の地域別構想の内容をより一層充実させることを目的に開催しました。

(1) まちづくりタウンミーティングの概要

ア 開催概要

地域	日時	会場
浅科地域	平成 29 年 8 月 21 日（月）午後 7 時～	浅科支所 2 階大会議室
浅間・東地域	平成 29 年 8 月 22 日（火）午後 7 時～	創錬センター多目的室 1
中込・野沢地域	平成 29 年 8 月 23 日（水）午後 7 時～	野沢会館 2 階多目的室 1 号
望月地域	平成 29 年 8 月 28 日（月）午後 7 時～	望月支所 3 階中会議室 1
臼田地域	平成 29 年 8 月 29 日（火）午後 7 時～	あいとぴあ臼田多目的室 3

イ 参加者

地域	参加者
浅科地域	12 名
浅間・東地域	21 名
中込・野沢地域	17 名
望月地域	6 名
臼田地域	13 名

(2) 意見交換の概要

■ 浅間・東地域

【将来像を描く上での地域の課題】

- ・全ての課題のベースに人口減少の問題がある。人口を増やすためには就業の場づくり、出生率の向上を図る必要がある。
- ・中小企業の力を活用できていない。
- ・旧市街地などでは、空き家や荒廃農地が増加している。
- ・同じ地区の中でも、人口増減や高齢化の状況は異なるということを念頭に置いてほしい。
- ・軽井沢など周辺都市との連携が必要。
- ・岩村田商店街の振興が必要。
- ・地域資源の活用が必要。(計画においては、鼻顔稲荷、ヒカリゴケなど具体例を挙げるべき)
- ・地域になにか変化や動きがないと、市民が市の取組に気付くのは難しい。具体的な施策の展開を検討してほしい。

【将来像・施策展開について】

- ・複合市街地として、「観光」というキーワードは重要。
- ・将来像は、「住みやすさ」「人が集まる」というような観点も踏まえて検討し、人口減少させないまちを目指してほしい。
- ・やはり「健康長寿」は大きな特長のひとつだと思う。
- ・これからの地域を支える「子どもたち」「教育」「学び」「ふれあい」といった観点も必要。
- ・I C周辺のイメージを向上させてほしい。
- ・人を呼び込むには、視覚的なイメージも重要。I C周辺や駅前などについては、市の玄関口としてのデザインや景観維持を検討していくべき。
- ・店舗ごとの個性が輝くような商店街づくりをしてほしい。
- ・老若男女が利用できる施設の整備を検討してほしい。
- ・佐久病院は地域医療の先駆けとして高い評価を得ており、国内外での知名度がある。こうしたポテンシャルをもっと生かし、交流人口を受け入れやすいまちづくりを進めてほしい。
- ・道路沿道の植栽の手入れや雑草の草刈りなど、道路を造ったあとのメンテナンスを考えてほしい。
- ・佐久平駅南地区については、イオンありきの開発ではなく、住宅やバスターミナルなどを含めた住みやすい便利な地区にしてほしい。
- ・市内巡回バスは、時間帯や巡回地域などについてきめ細かい対応をしてほしい。
- ・武道館建設にあたり、周辺のアクセス、駐車場、宿泊施設などについても検討してほしい。

■ 中込・野沢地域

【将来像を描く上での地域の課題】

- ・中込の商店街はシャッター街化しつつある。このまま放置するのは問題だと思う。
- ・今後さら I C 周辺への商業集積が進んだ場合に、商店街がどんどん疲弊していくことを危惧している。
- ・中込会館の跡地利用を検討してほしい。
- ・内山峡については観光資源としての整備を検討してほしい。
- ・千曲川の河川敷が荒れている。外来種も増えていて見通しも悪い。
- ・送電線が目障り。長期的なスパンで地下化を検討してほしい。
- ・佐久平が市全体の玄関口。佐久平から他地域への移動を促進するような公共交通網を整備してほしい。現行のサービスがわかりにくいいため、情報提供や車体デザインなども含めて市民へのアピールを。
- ・自家用車がないと日常生活がとても不便。

【将来像・施策展開について】

- ・歩いて暮らせるまちというテーマを推し進めてほしいが現状では難しい。自動車利用を制限してでも、歩行者・自転車が暮らしやすい環境を実現してもらいたい。
- ・安全で明るいまちであれば、移住者も増えると思う。
- ・人口が減少することで税収も減少し、ハード整備が困難になるのは仕方ない。施設整備というよりは、基本的な暮らしやすさを守ってほしい。
- ・運動公園を活用してほしい。野球やサッカーだけではなく色々な種目の会場として位置付けられれば。
- ・野沢にはくろさわ病院があるのだから、バリアフリー化を推進して、市全体のモデルケースにしてほしい。
- ・公共交通は、利用者が多い時間帯だけでもサービス水準を上げるなどの工夫をしてほしい。民間団体などボランティアで来訪者の送り迎えをしている人もいる。民間の力を活用してはどうか。

■ 臼田地域

【将来像を描く上での地域の課題】

- ・ 臼田は健康のまちと言うが、直接的に健康アップにつながる施策がない。
- ・ 臼田 I C 周辺の土地利用については、農地のあり方を含めて検討してほしい。
- ・ 佐久病院へのアクセスや、新小学校への安全な通学路の確保について検討してほしい。
- ・ 五稜郭の大手門側はきれいだが、裏に回るとゴミや倒木が多い。
- ・ 都市マスは 20 年後を見据えた計画とのことだが、それまで地域が持たない。
- ・ 計画と地域の実情がリンクした計画にしてほしい。
- ・ 市外からは、自給自足の生活や地産地消などを求めて移住してくるが、地元の人にはそうではないように感じる。移住者と地元の人とでニーズが異なる。
- ・ 昔は山間部でも生活が成り立っていた。今は、佐久臼田 I C の周辺でも獣害が深刻で、もはや山間部は魅力的なエリアではなくなっている。山間部地域についても検討してほしい。
- ・ 商店の後継者がいないため、自分の代で店を閉じるという声も聞く。活性化の方向性についての議論が必要だと思う。

【将来像・施策展開について】

- ・ 「協働」という言葉の意味がわからない。なぜそれが健康につながるのか。
- ・ 佐久病院があるので、予防医療・集団健診の受診率や健康館の利用率など、健康につながる数値を明示してはどうか。
- ・ 豊かな地域づくりは、時代を担う子どもたちがどれだけその地域に住んでいるかだと思う。将来像に「子育てにやさしい」という視点を取り入れ、子育て世代が住みたいと感じる佐久市を目指していくべき。
- ・ 生活インフラの整備やバリアフリー化も重要。段差解消や新小学校への安全なアクセス確保などが必要なのではないか。
- ・ しっかりした道を増やすことで地域内外のアクセスが良くなると思う。
- ・ 駅の近くにもっと駐車場があると良い。(パークアンドライド)
- ・ 小海線の利便性を向上させ、地域の移動手段としての活用を検討してほしい。ハード整備ができなくても、ソフト面でやれることはあるはず。デマンドタクシーに頼りすぎない施策を考えてほしい。例えば、パークアンドライド、フリー乗車券に似たような鉄道を参画させる、中込以南の増便など。
- ・ 佐久は車社会なので、パークアンドライドが効果的だと思う。他地域から臼田に来て車を止めて公共手段で移動、というパターンも想定できる。
- ・ 若い人を呼込むためには地域全体で共有できるコンセプトが必要だと思う。例えば健康をテーマに、食・職・遊など様々な業種をリンクさせる。また、空き店舗や地域資源（千曲川、農園など）の活用も検討するべき。

■ 浅科地域

【将来像を描く上での地域の課題】

- ・ 浅科においては、農業に関する課題が多い。後継者不足や高齢化の進行等により、荒廃農地（耕作放棄地）が増加している。
- ・ あちこちで農地が宅地化されており、虫食い状態になっている。
- ・ 農業環境の維持について、もう一步踏み込んだ提案が必要。
- ・ 農業をやりたい人（地域外の人・若者）を取り込む工夫が必要。
- ・ 生活環境面の課題として、緊急車両が通行できない狭小道路がある。
- ・ 宿場環境の整備といっても具体的な施策がないのではないか。
- ・ 公共施設のあり方を検討すべき。
- ・ 大池の活用について検討すべき。
- ・ 計画策定の前提となる部分として、合併後の地域の問題点をきちんと整理した上で検討を進めてほしい。

【将来像・施策展開について】

- ・ 各農地の区画が小さすぎるのではないかな。農地の集約化が必要。
- ・ 浅科地域は分散型の地域特性を持っている。それぞれの集落は離れているが、ひとつひとつがコンパクトにまとまっており、相互のネットワークができると良いのではないかな。
- ・ 中山道は観光客が歩けるような環境にしてほしい。

■ 望月地域

【将来像を描く上での地域の課題】

- ・ 荒廃農地が増加している。獣害も深刻。
- ・ 長者原などで新たに農業を始めたい人もいると思うが、地域とのつながりがなくて畑を借りるのも難しい。農地バンクのような形でコーディネートができれば良いのではないかな。
- ・ 大河原峠は土砂崩れで通行止めになっている。今後どうしていくかは課題。
- ・ 清流（八丁地川、鹿曲川）と言うが、実際は芦が生い茂っていてきれいではない。ゲリラ豪雨等の災害もあるため、適切な管理は必要。
- ・ 人口減少や高齢化の進行に伴い、自治会活動への参加者が減少し、地域コミュニティが疲弊しているように感じる。
- ・ 宿場の環境整備といっても、住民にうまみがない。
- ・ 歴史的建造物は、補助がないと維持管理が難しい。リフォームして住んでいる人もいますが、大半の人は金銭的に難しいと思う。
- ・ 古民家をリノベーションしたい若者は多いがマッチングしていない。
- ・ 地域の人たちが集まれる場所があるといい。
- ・ 空き小学校の利用検討。

【将来像・施策展開について】

- ・ 都市部と農村部は別々に考え、農村部においては、農政課や耕地林務課と共に施策を展開していくべき。
- ・ 佐久市の健康長寿を考えていく上で、空いている小学校や保育園の利用を考えてはどうか。
- ・ 望月宿・茂田井間の宿は望月の名所ではあるが、実際はそれ以外の場所に住んでいる人が大半。歴史だけではなく、住みやすさ・暮らしやすさといった観点も取り入れてはどうか。
- ・ 今ある財産（＝地元の宝物）を生かしていく。空き家については、活用するのか除去が必要なのかの見極めも必要。
- ・ 望月ではほとんどが兼業農家。農地の維持が難しくなっても売りたいくないという人も多い。そのライフスタイルは今後も大きくは変わらないのではないかな。
- ・ クラインガルテンの数が少ないと思う。以前クラインガルテンに入っていた人が、その後地域内に住み始めて農園を始める例もあり、需要は大きい。公的なシステムがあれば貸借がもっとスムーズになる。
- ・ 地域を流れる川はいずれもとても良い川だと思う。もっと親水空間として活用してほしい。
- ・ 地域の人たちには自然を大切にするマインドがある。それを親が知り子に伝えることで人材育成にもつながる。

5 計画素案に関する住民説明会

(1) 住民説明会の概要

	日程	会場	時間
第1回	平成29年12月4日(月)	あいとぴあ臼田 ホール	午後7時から
第2回	平成29年12月6日(水)	浅科支所2階 大会議室	午後7時から
第3回	平成29年12月9日(土)	市役所8階 大会議室	午後1時30分から
第4回	平成29年12月12日(火)	野沢会館 多目的ホール	午後7時から
第5回	平成29年12月14日(木)	望月支所3階 大会議室	午後7時から

(2) 寄せられた意見と市の考え方

住民説明会においていただいた、主なご意見の概要及びそれに対する市の回答内容は以下のとおりです。

第1回 住民説明会(12月4日(月) あいとぴあ臼田)

No.	意見の内容(要旨)	当日の回答内容
1	人口集中地域とそれ以外の地域の差が顕著に出てきている中で、臼田地域は人口が減っていると思う。 臼田地域は、ゴミの収集が他の地域と違う。ゴミの分別だけでこの地域に住みたくない人がいる。こんなゴミの収集方法でやっていると臼田地域の人口は明らかに減っていくと思う。そのことについて是非検討いただきたい。	ご意見として承ります。
2	合意形成の経過について、平成28年からと掲載されているが、事の起こりは平成27年度に臼田区長会から、衰退傾向にある臼田地区の人口減を止めたいということで、工業団地の誘致を市に要望しているところからだと思うので、平成27年度からの経過の記載をお願いしたい。	工業団地の関係のご意見として承ります。都市計画マスタープランの改定につきましては、2ヶ年の事業ということで、平成28年度と平成29年度で作業を行っていることから、それ以前の内容に関する記述はありません。

No.	意見の内容（要旨）	当日の回答内容
3	臼田地域の主要施策（カ）千曲川の護岸整備及び片貝川の河川改修とあるが、下流側の中込・野沢地域には記述がない。下流で詰まってしまうので、整備しても仕方がないとも言われている。毎年水害等で被害をこうむっている、下流の中込・野沢にも記述をして欲しい。	こちらは、平成23年度の臼田地区の市政懇談会から、区長さん方からの要望があったとの認識で記述しております。ご意見につきまして、ごもっともだと思いますので、記述等配慮させていただきます。
4	特定用途制限区域とは、具体的にはどんな制限がかかるのか教えて欲しい。	佐久臼田インターチェンジから概ね半径300mの範囲を基準とし、地形・地物や道路、水路、あるいは筆界で区域取りをしています。この線の内側に望ましくない建物を作られないようにするという事です。望ましくない建物とは、風俗関係の建物、あるいは、ホテル等です。
5	臼田地域の「ウ 主要施策」、「(オ) 持続可能で快適な住環境整備」に、「安全な通学路の確保と狭あい道路の解消」と、マスタープラン策定に関するアンケート調査で、「歩行者に対する安全性・歩きやすさ」とあるが、工業団地がインター周辺にできるとなると、工業団地に通勤する車、工業団地へ材料を運ぶ車、かなり交通量はこの界限で多くなると考えられる。 具体的に言えば、ツルヤの前から切原方面に上っていく道があるが、下越の住宅街に入る辺りから急に狭くなっており、その周辺に新小学校ができる建設される予定でもあることから、そこが通学路となると非常に危険である。 工業団地ができれば、周辺に住む人たちも増え、一層交通量が増えると思う。こうしたことから、通学路の安全確保については、教育委員会と連携を取りながらしっかりと検討して欲しい。	通学路の安全確保につきましては、臼田地域に限らず、市内全域にわたって必要なことだと思います。特に、臼田地域につきましては、工業団地の造成や新小学校の建設が並行して進められていくなかで、いただいたご意見を十分認識し、地域の皆様と進めていきたいと考えています。

第2回 住民説明会（12月6日（水）浅科支所）

No.	意見の内容（要旨）	当日の回答内容
1	生涯活躍のまち（日本版CCRC）事業の推進が、浅間・東地域と臼田地域に入っていますが、具体的なスケジュールはあるか。	「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の中で、CCRCを具現化していく地区の候補として、都市型を佐久平駅周辺地区、農村型を臼田地区と分け、まず、臼田地区で取り組んでおります。 実際には、元気な高齢者に移住していただき、佐久市で生活をしていただきます。その受け皿となる、サービス付き高齢者向け住宅の場所を選定し、整備の計画を立てている段階です。 佐久平駅周辺地区に関しては、まだ具体的に動いていない状況です。
2	持続可能で快適な住環境整備の方針や安心・安全まちづくり方針とありますが、空き家は今後も増加すると言われていて、何か計画（ランドバンク事業・空き家利用計画など）はあるか。	空き家の問題につきましては、本編において、持続可能な住環境整備方針の中に位置付けをしており、具体的には85ページに、空き家対策として項目を起しております。 現在、「佐久市無居住家屋等対策計画」の策定作業中であり、大枠はできておりますので、その内容につきまして、いくつか記述をしているところです。 今後、こういった計画と整合を図りながら、対策を進めてまいりたいと考えています。
3	「佐久市無居住家屋等対策計画」は、現在、作成中ということか。	昨年度に行いました、市内の空き家の実態調査とその所有者へのアンケート調査の結果を踏まえ、今年度中に作成し、公表をする予定です。
4	地域の居場所づくりのところに、プレイスメイキングとあるが、具体的にどのようなイメージか。公民館を利用するというものなのか、今までと違ったことものをつくっていくということなのか。	プレイスメイキングとは、直訳したとおり、居場所づくりということです。具体的には、公共的な施設や空き地、あるいは公園など、色々な空間を使い、居心地のいい仕組みづくりや工夫をし、市民が滞留したり、にぎわいを生み出すような取組につなげたいというものです。新たに施設をつくるというより、既存の施設や空き地を生かすようなイメージで考えております。
5	移住関連施策との連携による多自然居住の誘導とあるが、どういったことか。	ここでの多自然居住というのは、自然を求めての移住のニーズがあることを踏まえ、御牧原地区のような地域をイメージしています。空き家バンク等の施策とあわせながら、事業を進めてまいりたいと考えております。

第3回 住民説明会（12月9日（土）市役所）

No.	意見の内容（要旨）	当日の回答内容
1	マスタープランは長い期間に渡るものですが、要望も多々ある中で、それがマスタープランにどう反映されているのか、現計画の検証結果がどうなのか、それを踏まえて今回どのように変わったのか。	現計画の検証は、計画を策定する前段階として、それぞれの施策展開の方針や具体的な主要施策の達成度につきまして、庁内照会を行い、確認している状況があります。 現計画からの主な変更点ですが、特に違いがあり強調したい部分は、「2 佐久市の課題」、「（1）近年の佐久市の動向」にあります。1つ目としまして、「機能集約・ネットワーク型まちづくり」です。人口減少が、10年前と比べると進んできている中で、そのようなまちづくりが必要ではないかということで、1つポイントとしています。 2つ目としまして、中部横断自動車道の延伸が進んでいるのと同時に、新たな広域交流拠点の創出ということで、佐久平駅南地区（樋橋地区）の土地利用の動きが出ていることも大きな要素の1つになります。 3つ目としまして、健康長寿のまちづくりということで、この部分が今回のマスタープランにおいて、特にポイントとしている箇所、様々な形で計画に生かされています。 なお、都市計画マスタープランは、市町村における都市計画の基本的な方針でありまして、現計画は平成20年に策定され、おおよそ10年経過しての今回の改定になります。 都市計画マスタープランにおける目標年度は、20年後という中で、現計画を引き継いで記述しているもの、あるいは、その後の施策展開により内容を変更したもの、あるいは、新たな方針に基づいて記述を加えたもの等で構成されています。

No.	意見の内容（要旨）	当日の回答内容
2	少子化はこの計画で解決できますか。日本中の人口は減っているので、人口の現状維持をするだけで他の市町村に勝てると思う。 佐久市の非正規雇用について、全体の何%ぐらいいて、給料はどれくらいもらっているのか。全国平均だと、約60%が年収170万円くらいである。これでは、子どもは産めないし育てられない。 例えば、給料を2倍にしたら年収340万円となり、消費が増え、利益が増え、経済が循環する。経済を循環するために樋橋の開発であり、そういったことを総合的に考えるのがマスタープランではないか。具体的に言うと、イオンの建設は必要ないと思う。統計では、人口が減り、佐久市の消費量は毎年減っている。高齢者は消費したいものがない。若者は消費するお金がない。そうになると、経済は循環しない。基本的な哲学が抜けていると思う。 これから、土地区画整理事業があるようなので、それも含め、佐久市の人口減少をどのような形で抑えていくか、樋橋地区の使い方はこれで本当にいいのか。 特徴を生かすとあるが、特徴とはなんですか。欠点を書いてないが欠点は何ですか。こういう欠点がありこれをクリアしないといけないということも検証していくような、研究班・研究機関というものを作ることも必要ではないかと思います。	都市計画マスタープランにおきましては、具体的な記述をしているものや、方向性を示しているものなど、色々なケースに応じて記述しています。 その中で、人口を維持するというのは大きな目標です。こちらにつきましては、「第二次佐久市総合計画」の中でも、目指すべき主な柱になっており、総合計画の都市計画分野を主として担うのが、都市計画マスタープランという関係になります。 人口減少に対する認識は、佐久市においても当然ありまして、各分野でその対策を講じているところでございます。例えば、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」におきましては、人口増加のための施策の1つとして、第3子の保育料を無料とするなど、都市計画マスタープランには記述のないものですが、そういった施策も実施しております。 佐久平駅南地区（樋橋地区）の関係ですが、こちらにつきましては、市内の他の地区の購買を集中させようという意図ではなく、もう少し広い範囲から集客し市へ呼び込むことを前提として、佐久平駅南（樋橋）土地区画整理事業を推進するものです。 佐久市にも欠点はありますが、今、市で考えているのは、市のいいところ、例えば、高速交通網に恵まれていること、東京から近いということ、自然が近いということ、こういった強みを生かしていくことに力を入れています。 その中で、今回の都市計画マスタープランについては、都市づくりの面から特徴を生かしたまちづくりを推進することにより、住む人、移住する人を増やすことで人口を維持したり、できるだけ人口を増やしたいと考えているところです。

No.	意見の内容（要旨）	当日の回答内容
3	外から人を呼ぶことは、どこの市町村でも言っているが、そうではなく地産地消。佐久市で子どもを産み、佐久市で就職する。そうすれば、人口は減らない。他の市町村も同じことを考えている。	全て市外から移住してきた人で人口を増やするという考えではありません。市内に就職先があれば、若者も東京に出て行くことは少なくなり、その分、佐久市にとどまってもらえると思います。そういった施策も進める中で、あわせて、移住者にも来ていただきたいと考えています。
4	都市計画マスタープランの中に、佐久平以外の地域の都市部（例えば、浅科地域、望月地域）をどうしていくかという記述は入っているのか。例えば、庁舎を中心にどういった施策をやっていくのかということを知りたい。	地域ごとに具体的な施策については、「第4章 地域別構想」において、記述してあります。 浅科地域、望月地域につきましては、昨年度策定した「佐久市立地適正化計画」によりそれぞれ地域拠点と位置付けており、都市機能を維持していきたいと考えております。 拠点が維持されることにより、人が集まり、結果的に地域が活性化するというように、中心市街地のみではなく、それぞれの拠点を維持していくことが、佐久市の人口減少抑制のために必要なことではないかと考えています。
5	山林利用の計画として、最初に境界を明確にしなくてはいけないと思うが、その方向性等は整理していくのか。また、期間はどれくらいかかると予定しているか。 やるかもしれないという記述がやりますとなった時はどの計画に記述されるのか。 都市計画というのは佐久市の全体の計画の中にあり、土地利用や道路等地面に関係することだと認識しているが、都市化をするための計画なのか。浅科地域、望月地域を都市化しようとするとは記述がないが、都市化するつもりはないということか。 都市計画マスタープランは、国土利用計画と並列なのか、下位計画なのか、総合計画等の他計画との位置付けがわからない。	都市計画マスタープランに、山林の境界に関する記述はありません。具体的な内容につきましては、耕地林務課国土調査係で進めています。また、山林の活用をするかどうかということは、この計画では扱いません。 実際に事業としてやっていく計画というのは、佐久市の実施計画になりまして、記述されたところから実施されます。例えば、森林において都市的な土地利用がしたいということになれば、都市計画マスタープランへ記述することとなります。一方、森林に特化した計画は、森林の保全や有効活用がメインの計画になってきます。森林としての土地利用と都市的土地利用は別であり、土地利用の形態を変えようとする時においては、計画を変更するために手続きが必要になります。 浅科地域、望月地域についても、新たな都市化のための施策はなく、前段の回答にありますとおり、今あるものを維持していきたいという考えでございます。 市全体の土地利用の最上位計画につきましては、「第二次佐久市国土利用計画（佐久市計画）」

No.	意見の内容（要旨）	当日の回答内容
		になります。これの下位計画として、都市計画マスタープランがあり、同列の計画として、農業分野や山林分野の計画がそれぞれあります。なお、「第二次佐久市総合計画」から土地利用だけ切り出したものが、国土利用計画となりますので、総合計画と国土利用計画はともに、都市計画マスタープランの上位計画となります。
6	武道館のところの道路は、入口なのか出口なのか分からない。佐久平交流センターは、駐車場がいつも満車で停められず、出ようとするが入ってくる車で出られないこともある。 軽井沢に買い物に来たお客さんは、ネットで調べ佐久に食事や買い物に来るが、道路がこんな状態で駐車場がない。人が集まるような場所では、道路を2倍に増やさないと間に合わないのではないか。	「創錬の森」の武道館周辺の道路の件ですが、「創錬の森」の整備にあたり、それに関係する道路は、既に整備させていただいております。 今回、県から武道館の概要が発表され、複合的な利用も可能になり、3千人くらい収容できる催し物が開催できるということが明らかにされています。これに対応できるかどうか検討をするということで進めています。具体的なことは決まっています。 軽井沢から佐久市へという話ですが、佐久市内の幹線道路につきましては、計画に沿った整備がされています。ほぼ今の状況で、お客様が増加しても、特に、地域の生活に影響は生じないものと考えています。 それぞれの生活道路につきましては、一度に整備はできませんので、必要な所から状況に応じて対応していくこととしています。

第4回 住民説明会（12月12日（火）野沢会館）

No.	意見の内容（要旨）	当日の回答内容
1	「2 将来都市構造」の軸の考え方について、南北の佐久都市連携軸は小海線や国道もあり、軸としてイメージができるのだが、東西の中山道交流軸は、軸というイメージがないが、軸として位置付けていいものなのか。	中山道交流軸の考え方につきましては、市内を東西に縦貫する軸としての位置付けをしています。また、市の地域拠点との位置付けのある、浅科、望月地域と佐久平駅周辺や佐久市の中心部をつなぐ軸でもあります。確かに、幹線としての位置付けは弱くなっていますが、公共交通（バス）の自主運行路線も入っておりますし、必要な軸と考えています。 また、中山道がイメージの基になっており、東の方は、御代田、軽井沢、更には首都圏方面へつながり、西の方は、松本、諏訪、更には京都に至る路線でもありますので、外に向かって発信していくような軸と位置付けてまいりたいと考えています。
2	各地域の将来像のところで、中込・野沢地域は、「千曲川の清流に培われた歴史・文化」、浅科地域は、「優れた歴史・文化」、望月地域は、「豊かな自然と歴史・文化」ということで、「歴史・文化」という言葉に対して形容詞で表現されているが、臼田地域のみ、その表現がない。その違いと意図を知りたい。	「歴史・文化」がそれぞれの将来像に取り入れられていることにつきましては、ワークショップやタウンミーティングを重ねる中で、それぞれの地域にお住まいの方の想いが強い部分を反映させてあり、「歴史・文化」は要素として欠かせないものだと考えています。形容詞がついていないという書き方については、それにより他の地域と特に差をつけたわけではありません。地元の皆さまの想いを生かしながら、描かれた将来像であることをご理解ください。
3	「第3章 全体構想」の「3 緑と環境の方針」の基本的な考え方で、「佐久市の緑の基本計画」に基づく」とありますが、「緑の基本計画」とセットで動くということで理解してよろしいか。	「佐久市緑の基本計画」につきましては、今年度と来年度の2ヶ年で計画の策定を行っています。セットで動くということではありますが、「緑の基本計画」は、現在、大枠部分の策定作業が進んでいるところです。このため、そちらに必要な要素のすりあわせをし、間に合う範囲で都市計画マスタープランにも生かしたいと考えています。いずれにしてもセットで動くべきものだと考えていますので、極力齟齬が生じないように努めてまいりたいと思っています。

No.	意見の内容（要旨）	当日の回答内容
4	1 ページの市民意向を把握するためのアンケート調査ですが、歩行者に対する安全性・歩きやすさや、公共交通機関（鉄道・バス）の利用のしやすさが、満足度が低かったわけですが、いずれ反映されるのか。	例えば、歩行者に対する安全性・歩きやすさにつきましては、「第3章 全体構想」の「2 都市交通方針」の2点目に基本的な考え方として、「自動車・歩行者・自転車それぞれ快適かつ安全に通行できる道路環境の創出」と記述してあります。改定前の計画と比べますと、アンケートの結果を踏まえ、新たに方針として見出しを起し本文に記述を加えております。 さらに、具体的な施策では、概要資料5ページの臼田地域「(オ) 持続可能で快適な住環境整備」において、「安全な通学路の確保と狭あい道路の解消」というような表現で整理しています。こちらの表現につきましては、概要版では臼田地域のみ記述をしてありますが、本文では全ての地域に記述をしてあります。 公共交通につきましても、「第3章 全体構想」の「2 都市交通方針」の3点目に「公共交通網の整備により、市内の拠点、市街地、集落、その他地域を効果的につなぐ地域間ネットワークの構築」と表現があります。こちらは他部局の施策になりますが、「佐久市地域公共交通網形成計画」というものが策定されておりますので、そちらと整合を図りながら、施策につなげていきたいと考えています。

6 計画素案に関するパブリックコメント

(1) パブリックコメントの概要

ア パブリックコメントの募集期間

平成29年12月4日（月）～12月18日（月）までの15日間

イ 計画素案の公表方法

- (ア) 佐久市ホームページへの掲載
- (イ) 佐久市役所本庁市民ホール、都市計画課窓口、各支所窓口に閲覧用として設置
- (ウ) SNS（Facebook、Twitter）
- (エ) 「さくネット」登録者への情報配信

ウ パブリックコメントの募集方法

- (ア) 郵送
- (イ) 電子メール
- (ウ) ファックス
- (エ) 直接持参（佐久市役所都市計画課）

(2) 意見書の提出

意見募集の結果、提出されたご意見は0件でした。

7 計画素案に関する閲覧及び公聴会

(1) 閲覧の概要

ア 閲覧の期間

平成30年1月12日（金）～1月26日（金）までの15日間

イ 計画素案の公表方法

- (ア) 佐久市ホームページへの掲載
- (イ) 佐久市役所本庁市民ホール、都市計画課窓口、各支所窓口に閲覧用として設置
- (ウ) SNS（Facebook、Twitter）
- (エ) 「さくネット」登録者への情報配信

ウ 公述の申出方法

- (ア) 郵送
- (イ) 直接持参（佐久市役所都市計画課）

(2) 公聴会の概要

日程	会場	時間
平成30年2月4日（日）	市役所南棟3階 大会議室	午後1時30分から

(3) 意見陳述要旨と市の考え方

計画素案の閲覧の結果、公述の申出は1件でした。ご意見の要旨及びそれに対する市の考え方は以下のとおりです。

No.	意見陳述要旨	市の考え方
1	市町村合併後、佐久市も少子高齢化、人口減少は避けられず、今後も確実にこの傾向は続くことを前提に考えなければならない。	第1章「佐久市の現況・課題」で整理したとおり、急速な人口減少は、地域経済の停滞など負の影響をもたらし、さらなる人口減少につながる恐れがあります。 このため、人口減少を克服し、多くの人々に「選ばれるまち」を目指すためには、今後も快適で豊かな住環境を維持するとともに、地域資源に着目

No.	意見陳述要旨	市の考え方
		した特徴ある発展を目指す必要があると考えます。 また、無秩序な市街地の拡散を抑制し、市街地密度を高める機能集約型のまちづくりを推進する必要があると考えています。
2	市民の意見を反映させながらのまちづくりは当然ながら、今後、合併特例債の返還、交付税の減額も想定される。 公共施設を現状のまま維持すると年間70億円かかるという試算の下、「公共施設マネジメント」のあり方が提案されている。先進自治体では既に「ハコモノは原則として新設しない」「長寿命化、複合化を基本に」子育て支援等を柱に優先順位を市民合意で決定し、実践し始めている。 佐久市の大型開発、新設施設については、マネジメントの視点から見直すべきと考える。	社会や経済が縮小に向かう中であっても、まちが持続的に発展し続けるためには、一律に事業の抑制を図るのではなく、選択と集中のもと、佐久市の強みや特徴を伸ばす視点も不可欠と考えます。 例えば、佐久平駅南地区や佐久臼田インターチェンジ周辺地域など、高速交通網の結節点としてのポテンシャル（潜在的な力）を有する地域に関しては、その強みを最大限生かせる土地利用や施設整備を推進する必要があると考えます。 同時に、社会が成熟に向かう中においては、既成市街地のリノベーションや、既存ストックの活用等により、市民の生活の質の向上に繋がるような魅力的な都市空間を創出し、これを持続的に維持管理していくことも重要です。 第3章「全体構想」においては、このような視点から、「佐久市公共施設等総合管理計画」に基づく施設保有量の最適化や適正配置、「プレイスメイキング」や「空き家バンク」をはじめとする民間活力による既存ストックの活用等について明記しております。
3	「ないものねだりではなく、あるもの探し」で、佐久市を分析し、貴重な地域資源（例えば旧中込学校等）の価値を再認識しながら、計画を立てていくべき。	市民が愛着と誇りを持って暮らし続けることができる地域社会を実現するためには、地域の個性や特徴を生かしたまちづくりを推進することが重要です。 第3章「全体構想」においては、このような視点から、今回の全面改定に際し「地域資源活用の方針」という項目を新たに加え、特に旧中込学校に代表される重要文化財等については、地域の個性や付加価値を高める貴重な地域資源として保全・活用するとともに、歴史・文化資源を生かしたまちづくりを推進する旨を明記しております。

8 計画案に関する縦覧

(1) 縦覧の概要

期間	場所
平成 30 年 2 月 9 日（金）から 2 月 23 日（金）まで	佐久市役所建設部都市計画課

(2) 意見書の提出

意見募集の結果、提出されたご意見は 0 件でした。

資料2 佐久市都市計画マスタープラン策定経緯等

1 策定の経緯

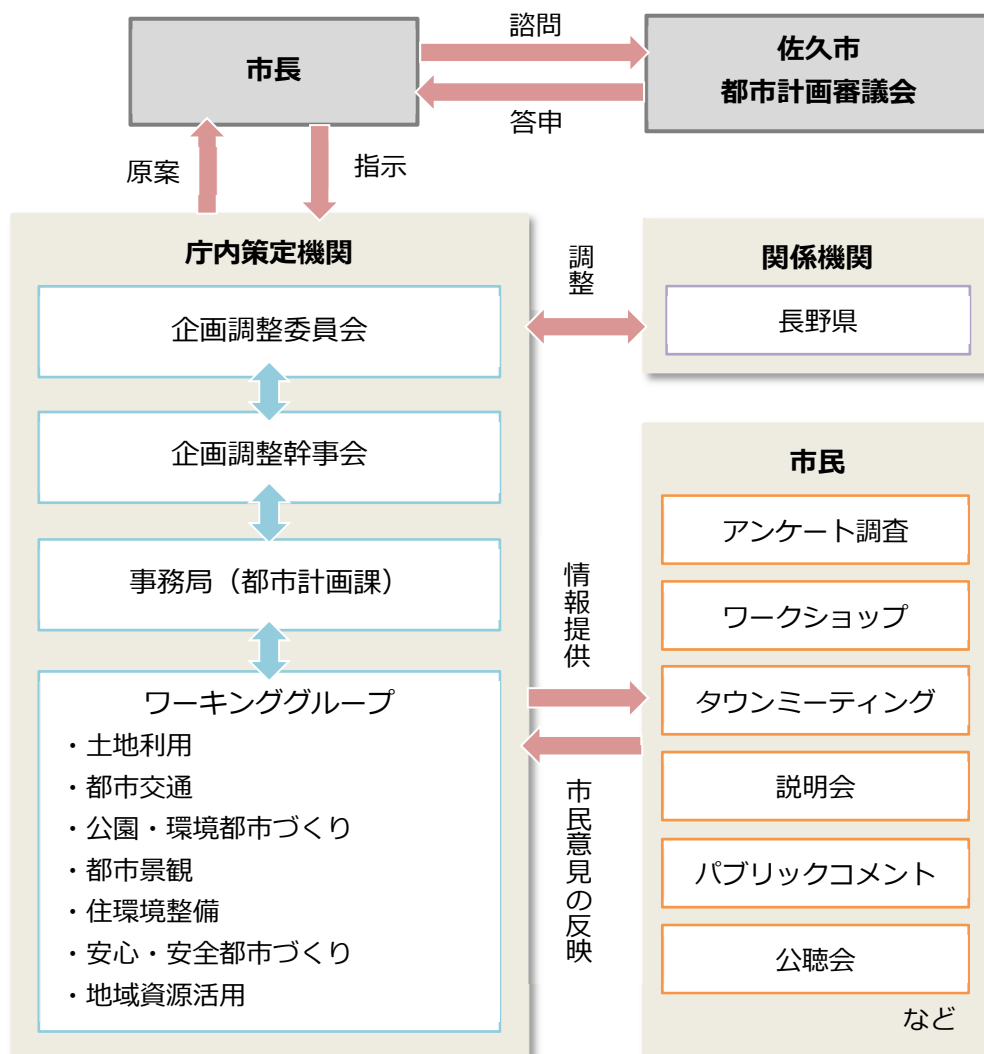
年度	日程	内容
平成 28 年度	10 月	都市計画審議会（策定方針（案）についての審議）
	11 月	パブリックコメントの実施（策定方針（案）に関する意見募集）
	11～12 月	佐久市都市計画マスタープラン策定に係る市民アンケート調査の実施
	2 月	都市計画審議会（現況・課題、将来都市像についての審議）
		第 1 回まちづくりワークショップの実施
	3 月	第 2 回まちづくりワークショップの実施
平成 29 年度	8 月	都市計画審議会（全体構想についての審議）
		まちづくりタウンミーティングの実施
	10 月	都市計画審議会（地域別構想についての審議）
	11 月	都市計画審議会（素案についての審議）
		議会全員協議会（素案についての説明）
	12 月	計画素案に関する住民説明会を実施（5 会場で実施）
		パブリックコメントの実施（素案に関する意見募集）
		県知事意見照会
	1 月	計画素案の閲覧
	2 月	公聴会
		計画案の縦覧
	3 月	都市計画審議会（計画案の諮問・答申）

2 検討の体制

計画の策定にあたっては、以下のような体制により、検討を行いました。

また、都市計画審議会において学識経験者、民間団体、公募市民等、多方面からのご意見をいただき、計画への反映に努めました。

【計画の検討体制】



【都市計画審議会の委員名簿】

(順不同 敬称略)

委員区分	氏 名	団体名等	
第1号委員 学識経験者	山口 康憲 (～H30.1)	長野県建築士会佐久支部	副支部長
	臼田 幸夫 (H30.2～)		支部長
	浅沼 博	佐久浅間農業協同組合	代表理事副組合長
	市川 寛	佐久市農業委員会	会長
	中川 正人	佐久商工会議所	副会頭
	山本 正一 (～H29.5)	佐久市区長会	会長
	伊藤 雅章 (H29.6～)		
	白井 汪芳 (～H29.5)	佐久大学信州短期大学部	学長
	玉田 靖 (H29.6～)	信州大学繊維学部	副学部長
市議会議員 第2号委員	中澤 兵衛 (～H29.5)	佐久市議会議員	
	神津 正 (～H29.5)	佐久市議会議員	
	市川 将 (H29.6～)	佐久市議会議員	
	市川 稔宣 (H29.6～)	佐久市議会議員	
委員 第3号	武重 智衛	市民代表	
	半田 かつ江	市民代表	
関係行政機関若しくは 県の職員又は市の住民	樋田 亜弥 (～H30.1)	市民代表	
	成澤 健司 (～H30.1)	市民代表	
	北村 佳辰 (～H30.1)	市民代表	
	竹花 せり子 (H30.2～)	市民代表	
	杉原 洋 (H30.2～)	市民代表	
	須藤 誠 (H30.2～)	市民代表	
	中島 久幸 (H30.2～)	市民代表	
	宮原 宣明 (～H29.5)	佐久建設事務所	所長
	坂下 伸弘 (H29.6～)		

【あ行】

ITS (Intelligent Transport Systems)

最先端の情報通信技術を用いて人と道路と車両とを一体のシステムとして構築することにより、ナビゲーションシステムの高度化、有料道路などの自動料金支払いシステムの確立、安全運転の支援、公共交通機関の利便性向上などを図る高度道路交通システム。

空家等

建築物またはこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む）をいう。

空き家バンク

空き家情報を市ホームページ上で公開し、移住・交流希望者に提供する事業。

医療圏

医療機能の連携と施策の効果的な推進を図るための地域単位。一次医療圏は、日常生活に密着した医療サービスが行われる区域で、市町村を単位として設定される。二次医療圏は、入院医療や包括的な医療サービスが行われる区域で、長野県では10の広域行政圏が設定されている。三次医療圏は、専門性が高い、高度・特殊な医療サービスが行われる区域で、長野県では県全域が設定されているが、必要に応じて4圏域に区分できるものとしている。

インフラ

インフラストラクチャーの略語。経済活動や社会生活の基盤を形成する構造物。道

路、上下水道、通信情報施設などが該当する。

【か行】

街区

道路、鉄道もしくは軌道の線路など恒久的な施設、または河川、水路などによって区画された地域。

可住地

居住可能な条件を備えた土地のこと。本計画では、長野県都市計画基礎調査における定義に沿って、全体の土地面積から非可住地を差し引いた部分を可住地としている。

関東大環状連携軸

東名・新東名高速道路、中部横断自動車道、中央自動車道、上信越自動車道、北関東自動車道、東関東自動車道が一体となって、東京から100km～150km圏を環状に連結する高速道路ネットワーク。

幹線道路

道路網の骨格を形成する道路で、広域交流を支え都市間を連絡する主要な道路。

急性期医療

病気の発症から回復期や亜急性期（急性期の段階を過ぎて病状が安定し、リハビリや退院支援を行う段階にある状態）に移行するまでの期間における医療。

居住誘導区域

人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスや地域コミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域。

公共施設等総合管理計画

公共施設等の老朽化や地方自治体の厳しい財政状況や今後の人口減少などを踏まえ、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担の軽減・平準化や公共施設などの最適な配置を図るなど、公共施設等の総合的な管理を目的に策定する計画。

高次都市機能

都市機能のうち、住民生活や企業の経済活動に対して、高いレベルでのサービスを提供する機能で、日常的な生活圏を超え広域的に影響のあるもの。

荒廃農地

現に耕作の目的に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地のこと。

国勢調査

国内の人口や世帯の実態を明らかにするため、日本に住んでいる全ての人及び世帯を対象として5年ごとに実施される国の統計調査。

国土利用計画

土地基本法や国土利用計画法に示された国土利用の基本理念に即して、本市の区域における国土の利用にあたって必要な事項を定めた計画。

国立社会保障・人口問題研究所

厚生労働省に所属する国立の研究機関で、人口や世帯の動向を捉えるとともに、内外の社会保障政策や制度についての研究を行う機関。

コミュニティバス

住民の移動手段を確保するために自治

体を中心となって運行する路線バス。交通空白地域において公共交通サービスを補完するものや、主要施設や観光拠点などを循環する路線などがある。

【さ行】

生涯活躍のまち構想

東京圏をはじめとする地域の高齢者が、希望に応じ地方やまちなかに移り住み、多世代と交流しながら健康でアクティブな生活を送り、必要に応じて医療・介護を受けることができるまちづくりを目指すための構想。

人口集中地区（DID）

国勢調査による基本単位区等を基礎単位として、以下の両方を満たす地域。

（1）原則として人口密度が4,000人/㎢以上の基本単位区等が市区町村の境域内で互いに隣接している。（2）それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に5,000人以上を有する。

3R（スリーアール）

リデュース（Reduce…物を大切に使い、ごみを減らすこと）、リユース（Reuse…使える物は、繰り返し使うこと）、リサイクル（Recycle…ごみを資源として再び利用すること）の3つのR（アール）の総称。

生活圏

地域に暮らす人々が生活機能を共有し、生活の土台としている圏域もしくは、共通のアイデンティティを有し、地域の資源や特色を生かした将来の姿を共有すべき圏域。

生活利便施設

居住地の周辺に立地する日常生活を送る上で必要な施設のこと。本計画では、医

療・福祉・子育て・商業に係る施設を生活利便施設に位置付けている。

生産年齢人口

年齢別人口のうち労働力の中核をなす15歳以上65歳未満の人口層。

総合計画

まちが目指す将来像を描くとともに、その実現のためのまちづくりの方向性や主な施策を定めた長期的なまちづくり計画で、市政運営の基本指針となり、全ての計画の最上位に位置付けられる計画。

【た行】

地域公共交通網形成計画

地域公共交通の現状・問題点、課題の整理を踏まえて、公共交通ネットワーク全体を一体的に形づくり、持続させることを目的に、地域全体の公共交通のあり方、住民・交通事業者・行政の役割を定めるための計画。

地域コミュニティ

地域住民が生活している場所、消費・生産・芸能・祭りに関わり合いながら、住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはそのような住民の集団。

地域防災計画

災害対策基本法第42条の規定に基づき、市民の生命、財産を災害から守るための対策を実施することを目的とし、災害に係る事務又は業務に関し、総合的かつ計画的な対策を定めた計画。

地方創生

各地域・地方が、それぞれの特徴を生かした自律的で持続的な社会をかたちづくること。魅力あふれる地方のあり方を築くこと。

中心市街地活性化基本計画

本市の中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するための計画。

デマンドタクシー

電話予約により、乗客の需要に応じて運行する乗合式のタクシー。

特定空家等

空家等のうち、以下の状態にあるものをいう。①倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態。②著しく衛生上有害となるおそれのある状態。③適切な管理が行われないことにより著しく景観を損なっている状態。④その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態。

特別業務地区

卸売業務機能や自動車サービス機能の増進と環境維持のために、市町村等が指定することができる特別用途地区のひとつ。

都市基盤

都市活動を支える最も基本となる施設。道路・鉄道などの基幹交通施設、上下水道、電気・ガスなどのエネルギー関連施設、ゴミ・汚水などの処理施設などが該当する。近年は、情報通信施設、公園などのシステムや施設も都市基盤施設に位置付けられる場合がある。

都市機能増進施設

居住者の共同の福祉や利便性の向上を図るために必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの。

都市機能誘導区域

医療・福祉・商業などの都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率

的な提供を図る区域。

都市計画運用指針

国土交通省が、都市計画制度をどのように運用していくことが望ましいと考えているか、また、具体的な運用が各制度の趣旨からして、どのような考え方の下でなされることを想定しているかなどについての原則的な考え方を示したもの。

都市計画基礎調査

都市の現況及び都市化の動向などを把握し、良好な都市計画を策定するため、都市計画法によって概ね5年ごとに実施することが定められている都市に関する基礎調査。

都市計画区域

市町村の行政区域にとらわれず、実際の都市の広がりやを考慮した中で、一体的に整備、開発し、保全する必要がある区域として、都道府県が指定するもの。都市計画区域が指定されると、開発許可基準の引き上げや建築基準法による建築確認申請・集団規定が適用され、用途地域や都市計画施設などの制度活用が可能となる。

都市構造

土地利用や交通体系、拠点などの状況を踏まえ、市域全体の特性や骨格を空間的かつ概念的に表し、都市の姿を分かりやすく描いたもの。都市機能が集積する「拠点」と、これらを有機的に結ぶ「都市軸」により構成される。

都市再生特別措置法

急速な情報化、国際化、少子高齢化などの社会経済情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上を図るため、平成14年に制定された法律。その後、平成26年の改正により、立地適正化計画の策定が可能となっている。

土地区画整理事業

道路、公園、河川などの公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業。公共施設が不十分な区域では、地権者からその権利に応じて少しずつ土地を提供してもらい（減歩）、この土地を道路・公園などの公共用地に充てる他、その一部を売却し事業資金の一部に充てて事業の推進を図る。

土砂災害警戒区域

土砂災害防止法（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）に基づき指定された、急傾斜地の崩壊、土石流、地滑りによる土砂災害のおそれがある区域。

【な行】

【は行】

バリアフリー

障がい者や高齢者などの社会的弱者が、生活を送る上で支障となる物理的な障がいや精神的な障壁を取り除くための取組、もしくは具体的に障害を取り除いた状態。

非可住地

水面や山林など居住することのできない土地のこと。本計画では、長野県都市計画基礎調査の定義に沿って「水面」、「その他自然地」、「商業用地のうちで敷地面積1ha以上の大規模施設用地」、「道路用地」、「交通施設用地」、「その他公的施設用地」、「工業専用地域」を非可住地としている。

ポテンシャル

潜在的な力。また、可能性としての力。

【ま行】

まち・ひと・しごと創生総合戦略

人口減少を克服し、「まち」「ひと」「しごと」の好循環を確立するため、平成27年度を初年度とする5か年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめたもの。

未利用地

市街地部において都市的土地利用のなされていない土地。

【や行】

誘導施設

都市機能誘導区域ごとに、立地を誘致すべき都市機能増進施設

優良農地

まとめて存在する農地など、農業を営むのに良好な条件を備えている農地。

用途地域

都市計画区域において定める地域地区で、用途の混在を防ぐため、住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めるもの。

【ら行】

立地適正化計画

住宅や都市機能増進施設（医療施設、福祉施設、商業施設など都市居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に寄与するもの）の立地の適正化を図るための計画

都市計画策定の経緯の概要

佐久市都市計画マスタープラン改定計画 経緯の概要

事 項	時 期	備 考
都市計画審議会 (策定方針の調査審議)	平成28年10月20日(木)	
都市計画審議会 (現況・課題、将来都市像の調査審議)	平成29年 2月17日(金)	
都市計画審議会 (全体構想の調査審議)	平成29年 8月 3日(木)	
都市計画審議会 (地域別構想の調査審議)	平成29年10月19日(木)	
都市計画審議会 (素案の調査審議)	平成29年11月22日(水)	
住民説明会	平成29年12月 4日(月) 平成29年12月 6日(水) 平成29年12月 9日(土) 平成29年12月12日(火) 平成29年12月14日(木)	あいとぴあ 出席者30名 浅科支所 出席者 2名 市役所本庁 出席者 4名 野沢会館 出席者 4名 望月支所 出席者 2名
長野県知事意見照会	平成29年12月26日(火)	
素案の閲覧・公聴会開催の公告	平成30年 1月12日(金)	
素案の閲覧	平成30年 1月12日(金) から 平成30年 1月26日(金) まで	閲覧者 1名
公述の申出	平成30年 1月12日(金) から 平成30年 1月26日(金) まで	公述の申出 1件
公聴会	平成30年 2月 4日(日)	意見陳述 1名
長野県知事意見照会回答	平成30年 2月 5日(月)	
計画案の公告	平成30年 2月 9日(金)	
計画案の縦覧	平成30年 2月 9日(金) から 平成30年 2月23日(金) まで	縦覧者 0名 意見書提出 0件
都市計画審議会 (諮問・答申)	平成30年 3月23日(金)	
公告	平成30年 3月 日()	

佐久市都市計画マスタープランの変更箇所及び変更理由

資料No.1-3

建設部 都市計画

章	ページ	旧	新	変更等の理由
目次	目次	目次	目次	(追記)
			本文中の「＊」マークの付いた用語については、用語集（p.191）で意味を解説しています。	巻末に用語集を追加したことに伴い、用語集に収録した各種用語について本文中で明示するため。
序章	P2	2 計画の位置付けと役割	1 佐久市の現況 （１）位置と地勢	(文言の修正)
都市計画マスタープランの概要		本計画は、「第二次佐久市総合計画」や「第二次国土利用計画（佐久市計画）」、長野県の「都市計画区域マスタープラン」などを上位計画とし、多領域にわたる各種計画との整合を図るものとし ます。	本計画は、「第二次佐久市総合計画」や「第二次国土利用計画（佐久市計画）」、長野県の「佐久都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（以下、「都市計画区域マスタープラン」）などを上位計画とし、多領域にわたる各種計画との整合を図るものとし します。	県知事意見照会時の指摘事項を踏まえ、計画名称を修正。
第1章	P18	1 佐久市の現況 （５）都市基盤施設の整備状況 ア 土地区画整理事業	1 佐久市の現況 （５）都市基盤施設の整備状況 ア 土地区画整理事業	(追記)
佐久市の現況・課題			表【土地区画整理事業の実施状況】に、佐久平駅南土地区画整理事業の都市計画決定の告示日（H30.1.9）を追加	当該事業の都市計画決定に伴う文言の追加。
第1章	P18	1 佐久市の現況 （５）都市基盤施設の整備状況 イ 都市計画道路	1 佐久市の現況 （５）都市基盤施設の整備状況 イ 都市計画道路	(文言の修正)
佐久市の現況・課題		都市計画道路は、平成29年度時点で38路線あり、うち19路線の整備が完了しています。完了済みの道路の多くは土地区画整理事業に関連して整備されています。平成29年度時点の整備率は84.5%となっています。	都市計画道路は、平成29年4月1日時点で39路線あり、うち19路線の整備が完了しており、整備率は75.4%（概成済を除く）となっています。完了済みの道路の多くは土地区画整理事業に関連して整備されています。	時点を明記することとし、統一的に文言を修正。また、都市計画道路の路線数の錯誤訂正及び整備率の算定方法の変更による修正。
第1章	P18	1 佐久市の現況 （５）都市基盤施設の整備状況 ウ 都市公園	1 佐久市の現況 （５）都市基盤施設の整備状況 ウ 都市公園	(文言の修正)
佐久市の現況・課題		都市公園は、平成28年度時点で街区公園36箇所、近隣公園6箇所、地区公園4箇所、総合公園2箇所、運動公園2箇所、広場公園1箇所、特殊公園1箇所の計52箇所、約87.7haの公園が整備されています。	都市公園は、平成29年4月1日時点で街区公園36箇所、近隣公園6箇所、地区公園4箇所、総合公園2箇所、運動公園2箇所、広場公園1箇所、特殊公園1箇所の計52箇所、約87.7haの公園が整備されています。	時点を明記することとし、統一的に文言を修正。
第1章	P18	1 佐久市の現況 （５）都市基盤施設の整備状況 エ 公共下水道	1 佐久市の現況 （５）都市基盤施設の整備状況 エ 公共下水道	(文言の修正)
佐久市の現況・課題		公共下水道は、佐久公共下水道と南佐久公共下水道の2つが都市計画決定され、事業が推進されています。市内全体の水洗化の状況は、平成28年度時点で92.8%となっています。	公共下水道は、佐久市公共下水道と南佐久公共下水道の2つが都市計画決定され、事業が推進されています。市内全体の水洗化の状況は、平成29年4月1日時点で92.8%となっています。	県知事意見照会時の指摘事項を踏まえ、公共下水道名称を修正。また、時点を明記することとし、統一的に文言を修正。
第1章	P20	1 佐久市の現況 （６）交通の状況 イ バス・デマンドタクシー	1 佐久市の現況 （６）交通の状況 イ バス・デマンドタクシー	(文言の修正)
佐久市の現況・課題		バス路線は、平成28年度時点で民間バス事業者が運行する自主運行路線と、市民の移動手段を確保するため市が赤字補填を行って維持している廃止代替バス、市が民間事業者に委託して運営している市内巡回バス及びデマンドタクシーがありました。 平成29年度には、「佐久市地域公共交通網形成計画」に基づく大幅な見直しを行い、市内中心部を回る市内循環バスを新設するとともに、市内巡回バスは全線をデマンドタクシーとして再編し、廃止代替バスは利用者の少ない日中の時間帯をデマンドタクシーに切り替えました。	バス路線は、平成29年4月1日時点で民間バス事業者が運行する自主運行路線と、市民の移動手段を確保するため市が赤字補填を行って維持している廃止代替バス、市が民間事業者に委託して運営している市内巡回バス及びデマンドタクシーがありました。 平成29年10月1日には、「佐久市地域公共交通網形成計画」に基づく大幅な見直しを行い、市内中心部を回る市内循環バスを新設するとともに、市内巡回バスは全線をデマンドタクシーとして再編し、廃止代替バスは利用者の少ない日中の時間帯をデマンドタクシーに切り替えました。	時点を明記することとし、統一的に文言を修正。

章	ページ	旧	新	変更等の理由
第1章	P25	1 佐久市の現況（8）現況特性のまとめ エ 都市基盤施設	1 佐久市の現況（8）現況特性のまとめ エ 都市基盤施設	（文言の修正）
佐久市の現況・課題		・都市計画道路は、 <u>38</u> 路線のうち19路線の整備が完了しています。	・都市計画道路は、 <u>39</u> 路線のうち19路線の整備が完了しています。	都市計画道路の路線数の錯誤訂正。
第1章	P25	1 佐久市の現況（8）現況特性のまとめ エ 都市基盤施設	1 佐久市の現況（8）現況特性のまとめ エ 都市基盤施設	（文言の修正）
佐久市の現況・課題		・公共下水道は、 <u>佐久公共下水道</u> と南佐久公共下水道の2つが都市計画決定され、事業が推進されています。市内全体の水洗化の状況は92.8％となっています。	・公共下水道は、 <u>佐久市公共下水道</u> と南佐久公共下水道の2つが都市計画決定され、事業が推進されています。市内全体の水洗化の状況は92.8％となっています。	県知事意見照会時の指摘事項を踏まえ、公共下水道名称を修正。
第1章	P28	2 佐久市の課題（2）近年の佐久市の動向 イ 高速交通網の拡充と新たな広域交流拠点の創出	2 佐久市の課題（2）近年の佐久市の動向 イ 高速交通網の拡充と新たな広域交流拠点の創出	（文言の修正）
佐久市の現況・課題		加えて、佐久平駅南地区についても、北陸新幹線佐久平駅をはじめ、 <u>上信越自動車道佐久インターチェンジや中部横断自動車道佐久中佐都インターチェンジからのアクセスが容易であることなどを踏まえて、平成29年度に用途地域に編入されました。</u>	加えて、佐久平駅南地区についても、北陸新幹線佐久平駅をはじめ、 <u>上信越自動車道佐久インターチェンジや中部横断自動車道佐久中佐都インターチェンジからのアクセスが容易であることなどを踏まえて、平成29年度に用途地域を指定しました。</u>	県知事意見照会時の指摘事項を踏まえ、文言を修正。
第1章	P30	2 佐久市の課題（3）市民意向の把握	2 佐久市の課題（3）市民意向の把握	（追記）
佐久市の現況・課題		イ 「第二次佐久市都市計画マスタープラン」の策定に係る市民アンケート調査	イ 「第二次佐久市都市計画マスタープラン」の策定に係る市民アンケート調査（平成28年11月実施）	市民アンケート調査の実施時期を明示するため、文言を追加。
第3章	P55	1 土地利用方針（1）基本的な考え方	1 土地利用方針（1）基本的な考え方	（追記）
全体構想		・「第二次佐久市総合計画」、「第二次国土利用計画（佐久市計画）」及び「佐久市立地適正化計画」との整合を図り、地域の拠点に生活サービス機能を集約するとともに、各地域の強みを生かし、その特徴を磨き上げる、機能集約型の土地利用を推進します。	・「 <u>都市計画区域マスタープラン</u> 」、「第二次佐久市総合計画」、「第二次国土利用計画（佐久市計画）」及び「佐久市立地適正化計画」との整合を図り、地域の拠点に生活サービス機能を集約するとともに、各地域の強みを生かし、その特徴を磨き上げる、機能集約型の土地利用を推進します。	県知事意見照会時の指摘事項を踏まえ、「都市計画区域マスタープラン」を追加。
第3章	P56	1 土地利用方針（2）市街地の土地利用方針 イ 商業系市街地	1 土地利用方針（2）市街地の土地利用方針 イ 商業系市街地	（文言の修正）
全体構想		また、今後、「 <u>佐久市中心市街地活性化基本計画</u> 」の策定とあわせて特別用途地区の指定を検討し、準工業地域における建築物の用途の制限と中心市街地への商業集積を図ります。	また、今後、 <u>中心市街地活性化基本計画</u> ＊の策定とあわせて特別用途地区の指定を検討し、準工業地域における建築物の用途の制限と中心市街地への商業集積を図ります。	中心市街地活性化基本計画は、未だ策定されていないため、固有名詞的な表現を改める。
第3章	P68	2 都市交通方針（3）身近な道路環境の整備方針 イ 歩行空間の整備	2 都市交通方針（3）身近な道路環境の整備方針 イ 歩行空間の整備	（追記）
全体構想		快適な歩行空間を確保するため、道路などの整備にあたっては歩車道分離を基本とし、ユニバーサルデザインの導入に努めます。	快適な歩行空間を確保するため、道路などの整備にあたっては歩車道分離を基本とし、 <u>無電柱化の検討</u> やユニバーサルデザインの導入に努めます。	国による「無電柱化推進計画（案）」の公表を受け、無電柱化によりもたらされる効果のうち、安全、円滑な交通確保の視点からの施策を厚くするため、文言を追加。
第3章	P75	3 緑と環境の方針（3）環境保全の方針 イ 基本目標（イ）低炭素まちづくりの実現	3 緑と環境の方針（3）環境保全の方針 イ 基本目標（イ）低炭素まちづくりの実現	（追記）
全体構想		大規模な発電設備については、発電設備の立地による周辺環境や景観への影響に十分配慮するとともに、周辺住民との相互理解のもと、適切な開発が行われるよう、民間事業者への指導を行います。	大規模な発電設備については、発電設備の立地による周辺環境や景観への影響に十分配慮するとともに、周辺住民との相互理解のもと、適切な開発が行われるよう、 <u>ガイドライン</u> などにより民間事業者への指導を行います。	太陽光発電設備の設置に関して、適切な指導を行うため、現在ガイドラインを策定中であることから、文言を追加。
第3章	P82	4 都市景観の育成方針（4）その他の都市景観の育成方針 ウ その他施設の立地に際しての景観への配慮	4 都市景観の育成方針（4）その他の都市景観の育成方針 ウ その他施設の立地に際しての景観への配慮	（追記）
全体構想		太陽光をはじめとする再生可能エネルギーの発電設備や、産業廃棄物処理施設などの施設整備を目的とした開発行為が行われる箇所については、周辺環境や景観への影響に十分配慮するとともに、周辺住民との相互理解のもと、適切な開発が行われるよう、民間事業者への指導を行います。	太陽光をはじめとする再生可能エネルギーの発電設備や、産業廃棄物処理施設などの施設整備を目的とした開発行為が行われる箇所については、周辺環境や景観への影響に十分配慮するとともに、周辺住民との相互理解のもと、適切な開発が行われるよう、 <u>ガイドライン</u> などにより民間事業者への指導を行います。	太陽光発電設備の設置に関して、適切な指導を行うため、現在ガイドラインを策定中であることから、文言を追加。

章	ページ	旧	新	変更等の理由
第3章	P87	5 持続可能で快適な住環境整備の方針 （3）持続可能な住環境整備の方針 イ 民間活力を生かした既存ストックの活用	5 持続可能で快適な住環境整備の方針 （3）持続可能な住環境整備の方針 イ 民間活力を生かした既存ストックの活用	（追記）
全体構想		にぎわいのある市街地環境を創出するためには、市街地内に点在する空き家や空き店舗、低・未利用地などの有効活用を図る必要があります。	にぎわいのある市街地環境を創出するためには、市街地内に点在する空き家や空き店舗、低・未利用地などの有効活用を図るとともに、 <u>空き地などの所有者と利用希望者間の取引を仲介する仕組みなどを検討する必要があります。</u>	国土交通省が、市町村が所有者と利用希望者の間を仲介する新制度の創設を目指す方針を示したことを踏まえ、文言を追加。
第3章	P88	5 持続可能で快適な住環境整備の方針 （3）持続可能な住環境整備の方針	5 持続可能で快適な住環境整備の方針 （3）持続可能な住環境整備の方針 オ 所有者不明土地対策	（追記）
全体構想			<u>所有者が分からない「所有者不明土地」は、災害対策や市街地活性化などの公共事業推進の妨げになるおそれがあります。こうした土地を適切な管理が行われないまま放置した場合、地域の住環境に悪影響を及ぼす可能性があることから、所有者不明土地を適切に管理及び活用するための対策を検討します。</u>	国土交通省が、所有者が分からない土地の有効活用に向けた新制度の創設を目指す方針を示したことを踏まえ、文言を追加。
第3章	P88	5 持続可能で快適な住環境整備の方針 （3）持続可能な住環境整備の方針	5 持続可能で快適な住環境整備の方針 （3）持続可能な住環境整備の方針	（追記）
全体構想			※「空家等」は、「空家等対策の推進に関する特別措置法」において、「建築物またはこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む）」と定義付けられているものを指します。本計画では、居住者のいない建築物全般を指す「空き家」を一般的な呼称として併用しています。	本文中で使用している「空き家」と「空家等」の表現の違いを明確化するため、注釈を追加。
第3章	P96	7 地域資源活用の方針 （2）地域資源を生かしたまちづくりの方針 エ 既存商店街の振興による地域の活性化	7 地域資源活用の方針 （2）地域資源を生かしたまちづくりの方針 エ 既存商店街の振興による地域の活性化	（文言の修正）
全体構想		佐久平駅周辺地区及び岩村田地区については、「佐久市健康長寿まちづくり計画」に掲げる健康長寿を生かしたまちづくりのエリアとして活性化に取り組むとともに、今後、策定される「 <u>佐久市中心市街地活性化基本計画</u> 」に基づき、市民、民間事業者などと一体となった、にぎわいと魅力がある中心市街地の形成を図ります。	佐久平駅周辺地区及び岩村田地区については、「佐久市健康長寿まちづくり計画」に掲げる健康長寿を生かしたまちづくりのエリアとして活性化に取り組むとともに、今後、策定される <u>中心市街地活性化基本計画</u> に基づき、市民、民間事業者などと一体となった、にぎわいと魅力がある中心市街地の形成を図ります。	中心市街地活性化基本計画は、未だ策定されていないため、固有名詞的な表現を改める。
第4章	P103	4 地域別構想 （1）浅間・東地域 イ 地域の現況と課題（ア）土地利用	4 地域別構想 （1）浅間・東地域 イ 地域の現況と課題（ア）土地利用	（追記）
地域別構想		市街地の周辺部は、住宅地と農地が混在した土地利用となっており、特に佐久平駅周辺地区では、急速な宅地化が進展し、一部では用途地域外への無秩序な市街化がみられます。 地域内には、西屋敷工業団地、小田井工業団地、長土呂工業団地が整備されています。	市街地の周辺部は、住宅地と農地が混在した土地利用となっており、特に佐久平駅周辺地区では、急速な宅地化が進展し、一部では用途地域外への無秩序な市街化がみられます。 <u>このため、広域交流拠点や中心拠点への都市機能の集約と緩やかな居住誘導が必要です。</u> 地域内には、西屋敷工業団地、小田井工業団地、長土呂工業団地が整備されており、 <u>地域の雇用確保を図るため、企業立地の維持・確保が必要です。</u>	県知事意見照会時の指摘事項を踏まえ、きめ細かく課題抽出を行ったことによる文言の追加。
第4章	P104	4 地域別構想 （1）浅間・東地域 イ 地域の現況と課題（イ）都市交通	4 地域別構想 （1）浅間・東地域 イ 地域の現況と課題（イ）都市交通	（文言の修正）
地域別構想		社会経済状況の変化に伴い、都市計画道路の見直し・整備や <u>市街地内道路</u> の改良が課題となっています。	佐久平駅南地区の市街地整備に合わせた都市計画道路の整備等に加え、社会経済状況の変化に伴う都市計画道路の見直しや <u>身近な道路の改良、公共交通の充実</u> が課題となっています。	県知事意見照会時の指摘事項を踏まえ、きめ細かく課題抽出を行ったことによる文言の追加。 なお、「市街地内道路」について、全体構想の都市交通方針では、市民の日常的な移動を支える道路を「身近な道路」としていることから、表現を統一するため、文言を修正。

章	ページ	旧	新	変更等の理由
第4章	P104	4 地域別構想 （１）浅間・東地域 イ 地域の現況と課題（ウ）緑と環境	4 地域別構想 （１）浅間・東地域 イ 地域の現況と課題（ウ）緑と環境	（追記）
地域別構想		市街地東部から南部にかけて、湯川の清流や河岸段丘の緑など豊かな自然環境に恵まれています。 公園・緑地として、市民交流ひろば、駒場公園、平尾山公園、鼻顔公園、千曲川スポーツ交流広場などが整備されています。駒場公園「創造の森」から（独）家畜改良センター茨城牧場長野支場までは広大な緑地帯が形成され、「創錬の森」の整備と併せた緑の拠点づくりが必要です。	市街地東部から南部にかけて、湯川の清流や河岸段丘の緑など豊かな自然環境に恵まれています。 <u>こうした清流や緑地は、市民の安らぎの場であるため、適切な管理に基づく保全と活用が必要です。</u> 公園・緑地として、市民交流ひろば、駒場公園、平尾山公園、鼻顔公園、千曲川スポーツ交流広場などが整備されています。駒場公園「創造の森」から（独）家畜改良センター茨城牧場長野支場までは広大な緑地帯が形成され、「創錬の森」の整備と併せた緑の拠点づくりが必要です。 <u>また、身近な緑を健全に保ち、未来に継承するための取組が必要です。</u>	県知事意見照会時の指摘事項を踏まえ、きめ細かく課題抽出を行ったことによる文言の追加。
第4章	P109	4 地域別構想 （１）浅間・東地域	4 地域別構想 （１）浅間・東地域	（図の追加）
地域別構想			<u>地域別構想図</u> を追加	都市計画運用指針を踏まえ、地域の将来像について視覚的に理解しやすくするため、【地域別構想図】を追加。
第4章	P112	4 地域別構想 （２）中込・野沢地域 イ 地域の現況と課題（ア）土地利用	4 地域別構想 （２）中込・野沢地域 イ 地域の現況と課題（ア）土地利用	（追記）
地域別構想		市街地の周辺部は、住宅と農地が混在した土地利用となっており、一部では用途地域外への無秩序な市街化がみられます。 地域内には、三河田工業団地、佐久リサーチパーク、宮川工業団地、岸野工業団地が整備されています。	市街地の周辺部は、住宅と農地が混在した土地利用となっており、一部では用途地域外への無秩序な市街化がみられます。 <u>このため、中心拠点への都市機能の集約と緩やかな居住誘導が必要です。</u> 地域内には、三河田工業団地、佐久リサーチパーク、宮川工業団地、岸野工業団地が整備されており、 <u>地域の雇用確保を図るため、企業立地の維持・確保が必要です。</u>	県知事意見照会時の指摘事項を踏まえ、きめ細かく課題抽出を行ったことによる文言の追加。
第4章	P113	4 地域別構想 （２）中込・野沢地域 イ 地域の現況と課題（イ）都市交通	4 地域別構想 （２）中込・野沢地域 イ 地域の現況と課題（イ）都市交通	（文言の修正）
地域別構想		社会経済状況の変化に伴い、都市計画道路の見直し・整備や市街地内道路の改良が課題となっています。	都市計画道路跡部臼田線の整備等に加え、社会経済状況の変化に伴う都市計画道路の見直し・整備や <u>身近な道路の改良、公共交通の充実</u> が課題となっています。	県知事意見照会時の指摘事項を踏まえ、きめ細かく課題抽出を行ったことによる文言の追加。 なお、「市街地内道路」について、全体構想の都市交通方針では、市民の日常的な移動を支える道路を「身近な道路」としていることから、表現を統一するため、文言を修正。
第4章	P113	4 地域別構想 （２）中込・野沢地域 イ 地域の現況と課題（ウ）緑と環境	4 地域別構想 （２）中込・野沢地域 イ 地域の現況と課題（ウ）緑と環境	（追記）
地域別構想		公園・緑地として、さくらさく小径、中嶋公園、原公園、榛名平公園などが整備されています。 また、市民のスポーツ・レクリエーション活動の拠点、広域スポーツ交流の中核施設として、佐久総合運動公園の整備が進んでいます。	公園・緑地として、さくらさく小径、中嶋公園、原公園、榛名平公園などが整備されています。 <u>このような身近な緑を健全に保ち、未来に継承するための取組が必要です。</u> また、市民のスポーツ・レクリエーション活動の拠点、広域スポーツ交流の中核施設として、佐久総合運動公園の整備が進んでおり、 <u>各種機能の連携や利用促進を図る必要があります。</u>	県知事意見照会時の指摘事項を踏まえ、きめ細かく課題抽出を行ったことによる文言の追加。
第4章	P117	4 地域別構想 （２）中込・野沢地域	4 地域別構想 （２）中込・野沢地域	（図の追加）
地域別構想			<u>地域別構想図</u> を追加	都市計画運用指針を踏まえ、地域の将来像について視覚的に理解しやすくするため、【地域別構想図】を追加。

章	ページ	旧	新	変更等の理由
第4章	P120	4 地域別構想 (3) 臼田地域 イ 地域の現況と課題 (ア) 土地利用	4 地域別構想 (3) 臼田地域 イ 地域の現況と課題 (ア) 土地利用	(追記)
地域別構想		また、国道141号沿いに沿道サービス型の商業地が形成されています。 市街地の周辺部は、住宅と農地が混在した土地利用となっており、一部では用途地域外への無秩序な市街化がみられます。 地域の北部には離山南工業団地が、南部には北川工業団地が、それぞれ整備されています。	また、国道141号沿いに沿道サービス型の商業地が形成されています。 市街地の周辺部は、住宅と農地が混在した土地利用となっており、一部では用途地域外への無秩序な市街化がみられます。 <u>このため、中心拠点への都市機能の集約と緩やかな居住誘導が必要です。</u> 地域の北部には離山南工業団地が、南部には北川工業団地が、それぞれ整備されており、地域の雇用確保を図るため、企業立地の維持・確保が必要です。	県知事意見照会時の指摘事項を踏まえ、きめ細かく課題抽出を行ったことによる文言の追加。
第4章	P121	4 地域別構想 (3) 臼田地域 イ 地域の現況と課題 (イ) 都市交通	4 地域別構想 (3) 臼田地域 イ 地域の現況と課題 (イ) 都市交通	(追記)
地域別構想			<u>県道上小田切臼田停車線の整備促進等に加え、社会経済状況の変化に伴う身近な道路の改良、公共交通の充実が課題となっています。</u>	県知事意見照会時の指摘事項を踏まえ、きめ細かく課題抽出を行ったことによる文言の追加。
第4章	P121	4 地域別構想 (3) 臼田地域 イ 地域の現況と課題 (ウ) 緑と環境	4 地域別構想 (3) 臼田地域 イ 地域の現況と課題 (ウ) 緑と環境	(追記)
地域別構想			<u>千曲川の清流や緑地は市民の安らぎの場であるため、適切な管理に基づく保全と活用が必要です。また、身近な緑を健全に保ち、未来に継承するための取組が必要です。</u>	県知事意見照会時の指摘事項を踏まえ、きめ細かく課題抽出を行ったことによる文言の追加。
第4章	P125	4 地域別構想 (3) 臼田地域	4 地域別構想 (3) 臼田地域	(図の追加)
地域別構想			<u>地域別構想図を追加</u>	都市計画運用指針を踏まえ、地域の将来像について視覚的に理解しやすくするため、【地域別構想図】を追加。
第4章	P128	4 地域別構想 (4) 浅科地域 イ 地域の現況と課題 (ア) 土地利用	4 地域別構想 (4) 浅科地域 イ 地域の現況と課題 (ア) 土地利用	(追記)
地域別構想		今後は、商店街の魅力の創出とあわせて、中山道沿道の歴史・文化資源を生かすための環境整備が必要です。 地域の北部には、御牧原台地があり、農地としての土地利用が図られるほか、一部は自然に恵まれた居住空間となっています。 また、地域の北東部に新町工業団地と十二川原工業団地が整備されています。	今後は、商店街の魅力の創出とあわせて、中山道沿道の歴史・文化資源を生かすための環境整備が必要です。 <u>また、地域拠点への緩やかな居住誘導が必要です。</u> 地域の北部には、御牧原台地があり、農地としての土地利用が図られるほか、一部は自然に恵まれた居住空間となっており、 <u>移住の受け皿となることが期待されています。</u> また、地域の北東部に新町工業団地と十二川原工業団地が整備されており、地域の雇用確保を図るため、企業立地の維持・確保が必要です。	県知事意見照会時の指摘事項を踏まえ、きめ細かく課題抽出を行ったことによる文言の追加。
第4章	P129	4 地域別構想 (4) 浅科地域 イ 地域の現況と課題 (イ) 都市交通	4 地域別構想 (4) 浅科地域 イ 地域の現況と課題 (イ) 都市交通	(追記)
地域別構想			<u>北幹線の整備促進に加え、社会経済状況の変化に伴う身近な道路の改良、公共交通の充実が課題となっています。</u>	県知事意見照会時の指摘事項を踏まえ、きめ細かく課題抽出を行ったことによる文言の追加。
第4章	P129	4 地域別構想 (4) 浅科地域 イ 地域の現況と課題 (ウ) 緑と環境	4 地域別構想 (4) 浅科地域 イ 地域の現況と課題 (ウ) 緑と環境	(追記)
地域別構想			<u>千曲川の清流や緑地は、市民の安らぎの場であるため、適切な管理に基づく保全と活用が必要です。</u>	県知事意見照会時の指摘事項を踏まえ、きめ細かく課題抽出を行ったことによる文言の追加。

章	ページ	旧	新	変更等の理由
第4章	P133	4 地域別構想 (4) 浅科地域	4 地域別構想 (4) 浅科地域	(図の追加)
地域別構想			地域別構想図を追加	都市計画運用指針を踏まえ、地域の将来像について視覚的に理解しやすくするため、【地域別構想図】を追加。
第4章	P136	4 地域別構想 (5) 望月地域 イ 地域の現況と課題 (ア) 土地利用	4 地域別構想 (5) 望月地域 イ 地域の現況と課題 (ア) 土地利用	(追記)
地域別構想		かつての望月宿を中心に市街地が形成され、ここを拠点として布施川、鹿曲川、八丁地川の3つの水系に沿って集落が形成されています。このため、集落相互のネットワークの強化が必要です。 (略) 地域の西部には、茂田井工業団地が整備されています。	かつての望月宿を中心に市街地が形成され、ここを拠点として布施川、鹿曲川、八丁地川の3つの水系に沿って集落が形成されています。このため、集落相互のネットワークの強化が必要です。また、 <u>郊外部への住宅地の拡大を防ぐため、地域拠点への緩やかな居住誘導が必要です。</u> (略) 地域の西部には、茂田井工業団地が整備されており、地域の雇用確保を図るため、 <u>企業立地の維持・確保が必要です。</u>	県知事意見照会時の指摘事項を踏まえ、きめ細かく課題抽出を行ったことによる文言の追加。
第4章	P137	4 地域別構想 (5) 望月地域 イ 地域の現況と課題 (イ) 都市交通	4 地域別構想 (5) 望月地域 イ 地域の現況と課題 (イ) 都市交通	(追記)
地域別構想			<u>東西幹線や農産物の輸送と安全な通行確保に資する道路の整備に加え、社会経済状況の変化に伴う身近な道路の改良、公共交通の充実が課題となっています。</u>	県知事意見照会時の指摘事項を踏まえ、きめ細かく課題抽出を行ったことによる文言の追加。
第4章	P137	4 地域別構想 (5) 望月地域 イ 地域の現況と課題 (ウ) 緑と環境	4 地域別構想 (5) 望月地域 イ 地域の現況と課題 (ウ) 緑と環境	(追記)
地域別構想			<u>こうした清流や緑地は、市民の安らぎのため、適切な管理に基づく保全と活用が必要です。</u>	県知事意見照会時の指摘事項を踏まえ、きめ細かく課題抽出を行ったことによる文言の追加。
第4章	P141	4 地域別構想 (5) 望月地域	4 地域別構想 (5) 望月地域	(図の追加)
地域別構想			地域別構想図を追加	都市計画運用指針を踏まえ、地域の将来像について視覚的に理解しやすくするため、【地域別構想図】を追加。
資料編	P149～	資料編	資料編	(資料編の追加)
			資料編として、「資料1 住民との合意形成」、「資料2 佐久市都市計画マスタープラン策定経緯等」、「用語集」を追加	住民との合意形成や計画策定の経緯、用語解説を加えることで、本計画の基本的な考え方等を補足し、読者の理解を深めることに資するため。

都市計画マスタープラン改定計画に係る住民との合意形成の状況について

ページ	日程	内容
149	平成28年 11月	策定方針（案）に関するパブリックコメント
152	平成28年 11月～12月	佐久市都市計画マスタープラン策定に係る市民アンケート調査
165	平成29年 2月～3月	まちづくりワークショップ
171	平成29年 8月	まちづくりタウンミーティング
177	平成29年 12月	計画素案に関する住民説明会
186	平成29年 12月	計画素案に関するパブリックコメント
187	平成30年 1月	計画素案に関する閲覧
187	平成30年 2月	計画素案に関する公聴会（公述の申出 1件）
189	平成30年 2月	計画案に関する縦覧（意見書の提出 0件）

佐久市都市計画マスタープラン改定計画(素案)に係る 公聴会結果

1 閲覧及び公述の申出概要

(1) 閲覧及び公述の申出期間

平成30年1月12日(金)から1月26日(金)までの15日間

(2) 素案の公表方法

ア 佐久市ホームページへの掲載

イ 佐久市役所都市計画課窓口、市民ホール行政資料閲覧コーナー、各支所経済建設環境係窓口に閲覧用として設置

(3) 公述の申出方法

ア 郵送

イ 直接持参(佐久市役所都市計画課)

(4) 公述の申出件数

1名1件

2 公聴会概要

(1) 開催日時 平成30年2月4日(日) 午後1時30分から

(2) 会場 佐久市役所南棟3階 大会議室

(3) 公述人 1名

(4) 意見陳述要旨とそれに対する市の考え方 別紙のとおり

公 述 申 出 書

佐久市都市計画マスタープラン改定計画（素案）に対して、
次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

平成30年 / 月 26 日

佐久市長 柳田 清二 様

公述申出人

かかるという試算の下、「公営施設でネーデルのあり方が
提案されている。先進自治体では既に「ハコモノは原則として
新設しない」という基本に「子育て支援等を柱に、
優先順位を市民合意で決定し、実践」始めている。

佐久市の大型開発、新設施設については、マネーメンの
視点から見直すべきと考える。

「ないものねだりではなく、あるものを採り」で、佐久市を分折し、
貴重な地域資源（例えば旧中込学校等）の価値を、
再認識し、計画を立てていくべきではないだろうか。

意見の要旨

市町村合併後、佐久市もやがて高齢化、人口減少が
避けられず、今後も確実にこの傾向は続くことを
前提に考えなければならぬ。

市民の意見を反映させながらのまちづくりは当然
ながら、今後合併特例債の返還、交付税の減額も
想定される。

公営施設を現状のまま維持すると年間70億円

(備考) 1 意見の要旨は400字以内とし、簡潔にまとめてください。

2 区域、位置等を特定して意見を公述しようとする場合は、その
区域、位置等が容易に判読できるよう、縮尺3,000分の1以上の
位置図を添付してください。

3 自治会、組合、団体等の組織を代表して公述しようとするとき
は、その旨を明記してください。

(注) 用紙はA4版横長の横書き左とじとします。

公聴会概要

開催日時 平成３０年２月４日（日） 午後１時３０分より
開催場所 佐久市役所南棟３階 大会議室
傍聴人 １名

意見陳述要旨と市の見解

意見陳述要旨	市の見解
市町村合併後、佐久市も少子高齢化、人口減少は避けられず、今後も確実にこの傾向は続くことを前提に考えなければならない。	第１章「佐久市の現況・課題」で整理したとおり、急速な人口減少は、地域経済の停滞など負の影響をもたらし、さらなる人口減少につながる恐れがあります。 このため、人口減少を克服し、多くの人々に「選ばれるまち」を目指すためには、今後も快適で豊かな住環境を維持するとともに、地域資源に着目した特徴ある発展を目指す必要があると考えます。 また、無秩序な市街地の拡散を抑制し、市街地密度を高める機能集約型のまちづくりを推進する必要があると考えています。
市民の意見を反映させながらのまちづくりは当然ながら、今後、合併特例債の返還、交付税の減額も想定される。 公共施設を現状のまま維持すると年間７０億円かかるという試算の下、「公共施設マネジメント」のあり方が提案されている。先進自治体では既に「ハコモノは原則として新設しない」「長寿命化、複合化を基本に」子育て支援等を柱に優先順位を市民合意で決定し、実践し始めている。 佐久市の大型開発、新設施設については、マネジメントの視点から見直すべきと考える。	社会や経済が縮小に向かう中であっても、まちが持続的に発展し続けるためには、一律に事業の抑制を図るのではなく、選択と集中のもと、佐久市の強みや特徴を伸ばす視点も不可欠と考えます。 例えば、佐久平駅南地区や佐久臼田インターチェンジ周辺地域など、高速交通網の結節点としてのポテンシャル（潜在的な力）を有する地域に関しては、その強みを最大限生かせる土地利用や施設整備を推進する必要があると考えます。 同時に、社会が成熟に向かう中にあるのは、既成市街地のリノベーションや、既存ストックの活用等により、市民の生活の質の向上に繋がるような魅力的な都市空間を創出し、これを持続的に維持管理していくことも重要です。 第３章「全体構想」においては、このような視点から、「佐久市公共施設等総合管理計画」に基づく施設保有量の最適化や適正配置、「プレイスメイキング」や「空き家バンク」をはじめとする民間活力による既存ストックの活用等について明記しております。
「ないものねだりではなく、あるもの探し」で、佐久市を分析し、貴重な地域資源（例えば旧中込学校等）の価値を再認識しながら、計画を立てていくべき。	市民が愛着と誇りを持って暮らし続けることができる地域社会を実現するためには、地域の個性や特徴を生かしたまちづくりを推進することが重要です。 第３章「全体構想」においては、このような視点から、今回の全面改定に際し「地域資源活用の方針」という項目を新たに加え、特に旧中込学校に代表される重要文化財等については、地域の個性や付加価値を高める貴重な地域資源として保全・活用するとともに、歴史・文化資源を生かしたまちづくりを推進する旨を明記しております。

No.	平成29年2月17日 第8回都市計画審議会（第二次都市計画マスタープランの中間報告（現況・課題、将来都市像など））		
	質問内容	対応状況	該当ページ
1	佐久市全体の耕作放棄地、要するに遊休農地をどういう風に活用していくかということが全然出ていない。それから、荒廃農地対策の市の考え方が見えない。	本計画では、都市づくりの目標の1つに、都市的土地利用と自然的土地利用の調和した都市づくりを定めております。 荒廃農地につきましては、このような調和を阻害するものであるとともに、本市農業のあるべき姿を描く「第二次佐久市農業振興ビジョン」においても、発生防止と再生利用のための対策を総合的に推進する旨が明記されております。 これを受けて、本計画においても、上記ビジョンとの整合を図るものとして、「全体構想」の「地域資源活用の方針」に、荒廃農地の発生防止及び有効活用に努める旨の記述を加えております。	☞96ページ 第3章 全体構想 7-（イ） イ 自然や農業と調和したまちづくりの推進
2	若年層の市外へ流出というのに関して、教育の場というのが常日頃あまりない。高校を卒業して都市部の大学、他県の大学に行かざるを得ない。県内でも市外に行かざるを得ないという所がある。今後、樋橋地区（佐久平駅南地区）の開発があるのであれば、高校を出た後の専門学校や大学等の誘致を盛り込んでいただけたらいいと思う。	都市の発展を牽引するとともに、まちの魅力を創出し、市民全体に便益を供するような高次都市機能（一般的に高等教育機能も含まれます）については、広域交流拠点である佐久平駅周辺地区に誘導していくことが望ましいと考えます。 このため、「地域別構想（浅間・東地域）」の「施策展開の方針」の1つに、佐久広域圏の中核地として、文化、教育など多様な機能が集積する複合市街地としての整備を促進するとの方針を掲げ、「主要施策」として、佐久平駅南地区において高次都市機能の集積を図る旨の記述を加えております。	☞105ページ 第4章 地域別構想 4-（1） エ 施策展開の方針 ☞105ページ 4-（1）-オ （ア）土地利用
No.	平成29年8月3日 第11回都市計画審議会（佐久市都市計画マスタープランの中間報告（全体構想））		
	質問内容	対応状況	該当ページ
3	高速道路が来年、臼田地域で供用開始となり、その周辺に工業誘致をするということだが、そういった審議は早めにやった方がいいのではないかな。ある程度審議会で審議をしておいて「ここはこうだから土地利用してください。」というような示し方も必要と考える。	佐久臼田インターチェンジ周辺につきましては、商工部局より、新たな工業団地を整備する方針が示されましたことから、これに対応し、「全体構想」の「市街地外の土地利用方針」や「地域別構想（臼田地域）」の「主要施策」に、本市の産業振興に資するため、新たな工業団地の整備に向けた取組を推進することを明記しております。 あわせて、インターチェンジ周辺地域において、良好な環境の形成または保持のため、特定用途制限地域の指定に基づき、無秩序な土地利用を抑制する旨の記述も加えております。	☞59ページ 第3章 全体構想 1-（3）-ア （エ）インターチェンジ周辺 ☞122ページ 第4章 地域別構想 4-（3）-オ （ア）土地利用
4	太陽光がそこらじゅうにあるが、佐久市として無秩序に乱開発させていいのか。どういう考えなのか。	大規模な太陽光発電設備の設置に際し、発電設備が及ぼす周辺環境や景観に対する影響について、近隣住民から不安の声が寄せられることが増えている状況にあります。 このため、「全体構想」の「緑と環境の方針」や「都市景観の育成方針」において、周辺住民との相互理解のもとに適切な開発が行われるよう、現在策定中の新しいガイドライン等により、民間事業者に対して指導を行うことを明記しております。	☞75ページ 第3章 全体構想 3-（3）-イ （イ）低炭素まちづくりの実現 ☞82ページ 第3章 全体構想 4-（4） ウ その他施設の立地に際しての景観への配慮

5	市役所の位置が将来的に見て今の場所でいいのか。他の都市を見ると、市役所を中心街か郊外かで発展の速度が変わってくるので、今の位置で利便性があるのか。 また、合併した市町村の関わりについて、支所はあるが権限があまりない中で、支所の在り方について検討していただけるとありがたい。	市の本庁舎、支所、出張所については、行政サービスを提供する主体として、現在の位置にあることを前提に、各拠点を形成する主要な都市機能の1つとして評価しております。 なお、「佐久市公共施設等総合管理計画」においては、周辺施設との複合化や出張所の統合などを行い、適正な施設規模とすることで、約6,086㎡の面積を削減する旨の目標が掲げられていることから、これを受けて、上記計画との整合を図るものとして、「全体構想」の「持続可能な住環境整備の方針」に、公共施設については、施設保有量の最適化や適正配置を推進する旨の記述を加えております。	☞87ページ 第3章 全体構想 5－(3) ア 公的な既存ストックの活用
No.	平成29年10月19日 第12回都市計画審議会（佐久市都市計画マスタープランの中間報告（地域別構想））		
	質問内容	対応状況	該当ページ
6	今、問題になっているのは空き家対策だと思うが、それが1つも入っていない。空き家対策に関する事業、どうなったら空き家を壊すのか。通学路上にあって、家屋が崩れてしまう等色々な問題があると思う。	空き家につきましては、適切な管理を行わずに放置することにより、地域の安全性の低下や公衆衛生の悪化、景観の阻害など多岐にわたる問題を生じさせ、周辺の生活環境に深刻な影響を及ぼす可能性があります。 市では、このことを踏まえ、空き家等の対策を総合的に推進する「佐久市無居住家屋等対策計画」を、本年3月末を目途に策定する予定です。 これを受けて、本計画においても、上記計画との整合を図るものとして、「全体構想」の「持続可能で快適な住環境整備の方針」において、空き家の適切な管理及び活用・流通の促進を図ることを明記しております。	☞88ページ 第3章 全体構想 5－(3) エ 空き家対策
7	千曲川は清流で良い川だと言うが、川の中を覗けば、木が生え、草が生えゴミだらけ。地域の宝である千曲川を、こういう風に生かしていくということを、市民の皆さんに協力を促したり、提案することはできるのか。	市や長野県においても、地域を流れる川を地域の手で綺麗にしようという考え方に基づき、地域住民等による自発的な河川愛護活動を支援している状況があります。 ご指摘を踏まえ、このような取組に対する関心を高め、広く普及させるため、「全体構想」の「緑と環境の方針」のうち、水質の保全や河川環境の整備に関する部分の書き込みを厚くし、草刈りやゴミ拾い、花の植栽など、河川の環境美化活動を推進する旨の記述を加えております。	☞75ページ 第3章 全体構想 3－(3)－イ (ア)環境共生型まちづくりの実現
8	ワークショップやタウンミーティングの結果を経て、マスタープランが変更、追加があったとのことだが、資料を読んでもみると、車社会からの脱却を望む声が見受けられる。オンデマンドバス・タクシーへの変更や、公共交通機関の見直しは、散々ここで話してきており、車社会からの脱却という視点が欲しいのではないかと思う。これから高齢化社会を迎えるにあたって、車を運転する方でお年寄りの割合が増えるため、片側2車線の道路で車の進入に関して、逆走する車が増えるのではないか。これから起きうることを考える上で、車を使わなくても生活できる都市・まちづくりという視点をもう少し盛り込んでほしい。	機能集約・ネットワーク型の都市構造を実現するためには、自家用車に過度に依存することなく、歩いて暮らせるまちづくりを推進する必要があります。 また、将来的には、自動車の自動運転技術や関連するITS技術の実用化により、道路交通の状況は大きく変化する可能性があります。 このため、ご指摘を踏まえ、「全体構想」の「都市交通方針」に「自動車の依存しない社会を目指して」という小項目を新たに起こし、将来を見据える中で、総合的な視点から交通環境の向上に努める旨の記述を加えております。	☞70ページ 第3章 全体構想 2－(4) エ 自動車の依存しない社会を目指して
9	松本市から佐久市への高規格道路の計画があると思うが、伊香保から長野原へ抜ける道路が急ピッチで進んでいる。その道路が、長野原から長野県のどこへつながるかわからないが、上田市が熱心に引っ張ってこようとしている話を聞いた。そうすると、松本市から佐久市への高規格道路が上田市へつながってしまうかもしれない。中部横断自動車道もいいと思うが、こちらの道路も熱心に引っ張ってきた方がいいのではないか。	佐久地域と松本地域を地域高規格道路で結ぶことにより、文化の交流や活力ある地域づくりが図られるとともに、信州まつもと空港や中部縦貫自動車道とのアクセス性が向上し、他の経済圏との交流が一層促進されることが期待されます。 市においても、沿線自治体と期成同盟会を設け、継続的に要望活動を行っている状況があることから、「全体構想」の「都市交通方針」において、関係市町村と連携し、地域高規格道路の事業化に向けた取組を推進することを明記しております。	☞70ページ 第3章 全体構想 2－(2)－ア－(イ) h 松本と佐久間の地域高規格道路

調査審議

佐久市緑の基本計画の改定（現況・課題、基本方針素案）に
ついて

佐久市緑の基本計画の改定（現況・課題、基本方針素案）について

（第2回佐久市都市計画審議会資料）

1. 計画改定の背景と目的	1
2. 佐久市における公園・緑地の現状	2
3. 現行計画の基本方針に基づく施策の経過と取組成果	3
4. 市民及び事業者の意向 ～アンケート結果にみられる特徴～	4
5. 計画策定にあたっての課題と今後の方向性の整理	5
6. 基本方針・緑の将来像（素案）	6
7. 市民アンケートの結果概要	7
8. 事業所アンケートの結果概要	8

1. 計画改定の背景と目的

(1) 改定の背景と目的

2008（平成 20）年 3 月に策定した『佐久市緑の基本計画』（以下「本計画」という）は、策定から 10 年を経過し、人口減少や少子高齢化などの社会情勢や、緑に関する法制度の改正※1）など緑を取り巻く状況も変化してきています。

これらの変化に対応し、上位・関連計画との整合を図るため、2018（平成 30）年度末までに現行計画を改定することとしています。

(2) 対象範囲・対象となる緑

本計画の対象範囲は、基本的には都市計画区域内（図 1 参照）になります。

ただし、本市では森林、河川、農地を含め、市街地と連続した緑を対象とすることが望ましいと考えられることから、市域の全範囲を対象に検討し、緑地整備など具体的な施策については都市計画区域で重点的に検討します。

(3) 計画対象期間

今回の改定後の計画対象期間は、2019（平成 31）年度から 2028（平成 40）年度までの 10 年間です。

※1) 緑（公園・緑地）に関する法制度の改正状況

○都市公園法の改正

- ・地方自治法の改正に合わせて都市公園法が改正され、配置基準を自治体独自で設定（2012 年）
- ・都市公園の再生・活性化のための民間参入の拡大（2016 年）

○都市緑地法の改正（2016 年）

- ・民間による市民緑地整備促進
- ・みどり法人制度（民間を指定し緑を管理する制度）の創設
- ・緑の基本計画への記載事項の拡充（都市公園の管理の方針等）

—— 高速道路
● IC・JCT
道路区分
—— 13.0m以上
—— 3.0m以上5.5m未満
—— 5.5m以上13.0m未満

—— 新幹線
—— 鉄道
■ 鉄道駅

--- 都市計画区域
--- 都市機能誘導区域
--- 居住誘導区域

1,000m以上
900 ～ 1,000
800 ～ 900
700 ～ 800
600 ～ 700
500 ～ 600
400 ～ 500
400m未満

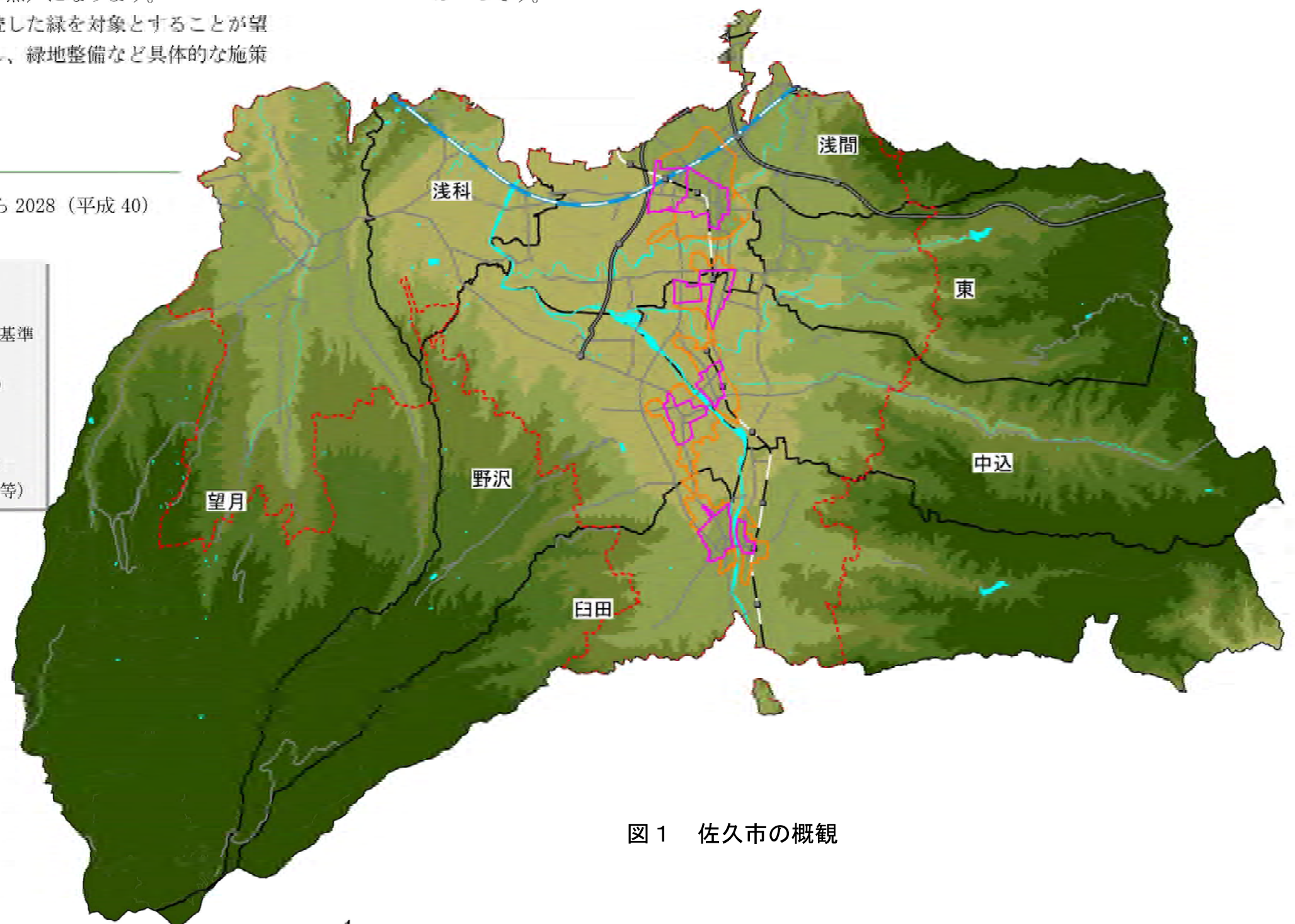


図 1 佐久市の概観

(4) 計画の位置付け ～緑の基本計画とは～

『緑の基本計画』は、都市緑地法第 4 条※2）に基づいて定めるものです。

※2) 都市緑地法 第 4 条

市町村は、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するため、当該市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（以下「基本計画」という）を定めることができる。

本計画は、佐久市総合計画、国土利用計画等の上位計画のほか、佐久市都市計画マスタープランやその他景観・環境・農地・森林等に関する基本計画を踏まえて策定する個別計画の一つです。

2. 佐久市における公園・緑地の現状

(1) 都市公園の面積

- ① 本市における都市公園の総面積は、約 87.7ha（2018 年 2 月現在）で、2015（平成 27）年の国勢調査人口（99,368 人）で市民 1 人あたりの公園面積に換算すると、約 8.8 m²/人になります。
- ② 佐久市公園条例では、市民 1 人あたりの都市公園の標準面積を 10 m²/人以上（条例第 3 条の 4 第 2 項）としていますが、現在整備中または整備予定の都市公園の面積を加えると、全体で約 104.6 ha まで増え、市民 1 人あたりの公園面積は約 10.5 m²/人となり、条例で定める水準を満たすことになります。
- ③ 表 1 において、公園条例で定める水準（10 m²/人）の内訳となる、種別の公園面積の目安で比較すると、条例水準を満たしているのは地区公園のみで、その他の種類の公園は、条例水準には達していないと読みとることもできます。
- 一方で、このまま人口減少が進んでいけば、新たな公園を整備しなくても数値上は条例水準に近づいていくことになります。

表 1 佐久市内の都市公園の種別現況と標準面積

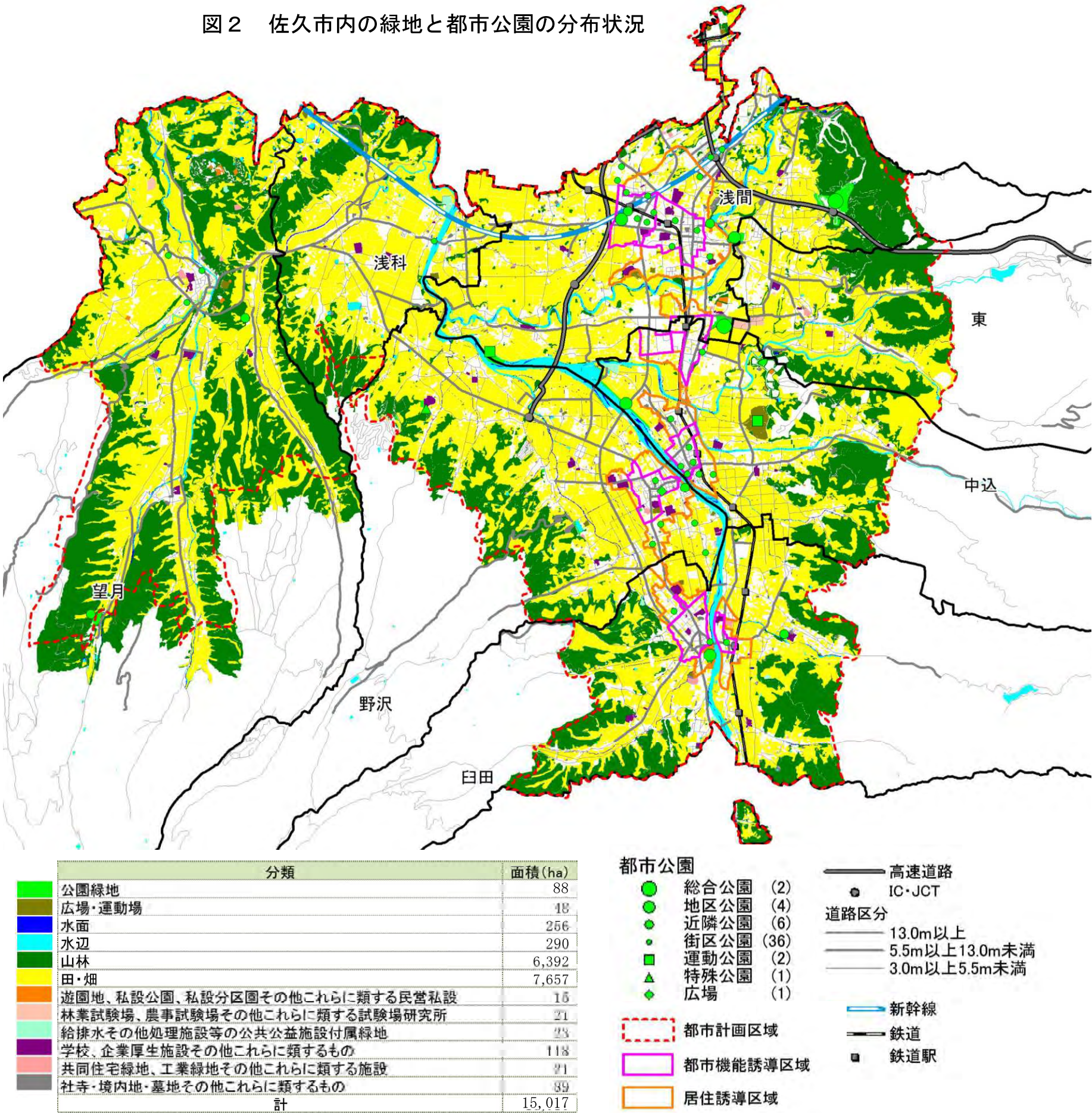
種別	箇所数	供用面積 (ha)	市民1人当たりの 公園面積 (m ² /人)	市民1人当たりの 面積の標準的な 目安(m ² /人)
街区公園	36(38)	7.5(8.0)	0.8(0.8)	1.0
近隣公園	6	7.3	0.7	2.0
地区公園	4	16.5	1.7	1.0
総合公園	2	36.6(40.1)	3.7(4.0)	6.0
運動公園	2	17.9(30.4)	1.8(3.1)	
特殊公園	1	1.6	0.2	
広場	1(2)	0.3(0.7)	0(0.1)	10.0
合計	52(55)	87.7(104.6)	8.8(10.5)	

()内は見込みの数値

(2) 都市公園の配置と緑地現況

- ① 図 2 で都市公園の配置をみると、全体的には浅間・野沢・中込・臼田の 4 地域に集中的に分布していることがわかります。
- なお、上記 4 地域はいずれも『佐久市立地適正化計画』で都市機能や居住機能の誘導を図る区域にかかっています。
- ② 上記 4 地域以外の東・浅科・望月の 3 地域は、公園の数が少ない状況ですが、図 2 の緑地現況図から、いずれも山林や田・畑をはじめ、立面でみえる緑や面的に広がる緑の量は比較的多い地域という共通の特徴もあります。

図 2 佐久市内の緑地と都市公園の分布状況



3. 現行計画の基本方針に基づく施策の経過と取組成果

現行計画では『みんなで緑を守る』、『みんなで緑を育てる』、『みんなで緑を創る』の3つの緑の施策の方向を定め、これに基づく取組を進めてきました。それぞれの主な成果を3つの施策の方向ごとに、以下に整理しました。なお全体的には、計画策定後の取組数は現行計画の内容に比例して、『みんなで緑を創る』の取組が際立っています。

① 『みんなで緑を守る』 施策の主な取組成果

- ・「佐久市自然環境保全条例」に基づき、自然環境が良好な地区、郷土的または歴史的な特色を有する地区を保全地区に指定することにより保全を推進
- ・太陽光発電施設の設置を「佐久市自然環境保全条例」、「佐久市開発指導要綱」の対象として指導・監視を強化
- ・特定外来生物の実態調査や駆除研修会の実施による在来種、既存生態系の保全

② 『みんなで緑を育てる』 施策の主な取組成果

- ・身近な公園や道路などの公共スペースを緑化するために必要な花苗などを、地域団体の要望に応じ市が支給する地域緑化事業の推進
- ・里親制度（アダプトシステム）を活用し、地元区・組合・事業者等による公園・道路・駅前広場など公共スペースの美化活動の展開
- ・地域緑化事業の一環として、講師を招いて植栽講座を行うことにより、緑化手法等の情報を発信
- ・一部の公園で指定管理者による公園案内パンフレットの作成

③ 『みんなで緑を創る』 施策の主な取組成果

- ・街区公園から近隣公園、地区公園、総合運動公園まで様々な種別の都市公園の整備（供用開始）を実施
- ・公園施設長寿命化計画を策定し、公園施設の計画的な改修や更新を実施
- ・事業者による民有地の緑化（シチズン時計マニュファクチャリング株式会社ミヨタ佐久工場 等）



アダプトシステム



地域緑化事業



佐久総合運動公園野球場（整備中）

表2 現行計画策定以降の都市公園の整備状況

街区公園	・湯川親水公園左岸の整備・供用開始(H20) ・泉公園、中津橋公園、若駒児童公園、望月宿公園、佐久良公園、橋詰公園の供用開始(H22) ・近津南公園、宮の前公園の整備・供用開始(H24) ・宇とう公園、中央公園の便所等更新、鼻顔公園の遊具改修(H25) ・成知公園の遊具改修(H26) ・一本柳公園の整備(H30供用開始)
近隣公園	・ジリの木広場、布施温泉公園の供用開始(H22) ・五稜郭公園の整備・供用開始(H22) ・王城公園複合遊具、ジリの木広場遊具の更新(H28)
地区公園	・市民交流ひろばの整備・供用開始(H25) ・稲荷山公園展望台の外壁塗装工事(H26)
総合公園	・平尾山公園アスレチック遊具更新、センターハウスの改修、平尾温泉「みはらしの湯」の整備（H28）
運動公園	・マレットゴルフ場(H22)、陸上競技場(H25)、補助競技場(H26)の整備・供用開始 ・野球場の整備着手(H31供用開始予定)
広場	・原公園の整備・供用開始(H22)

4. 市民及び事業者の意向 ～アンケート結果にみられる特徴～

（１）市民の意向にみる特徴 ～『公園・緑化推進に関する市民意識調査』～

〔実施概要〕 ・調査期間 平成 29 年 12 月 20 日～平成 30 年 1 月 9 日

・調査対象 市内在住の 20 歳以上の方の中から無作為に抽出

・配布数 1,500 通

・回収数 548 通（回収率：36.5%） ※単純集計の詳細は 7 ページ参照

単純集計の他、地域別のクロス集計の結果に着目して主な特徴を把握

・年代を問わず、これが最多
・浅科はこれが他地域と比べても多い

現在、参加・実践していない活動が、
今後参加・実践したい活動に多い

①公園利用や緑にふれあう機会の現状

①-1 公園の利用状況

公園に行く頻度【問 7】

→「ほとんど行かない」が最多

上記が最多の理由【問 9】

→公園に行く理由がない

①-3 緑にふれあう機会（活動）

参加・実践している【問 13-1】

※多い順（ ）：回答数

・自宅の庭木の手入れ（320）

・玄関先の花修景（236）

・敷地まわりの生垣（215）

今後参加・実践したい【問 13-2】

※多い順（ ）：回答数

・グループなどでの花・緑の緑化活動（80）

・公共空間の緑の維持・緑化活動（79）

・環境学習、自然観察会等の活動（70）

①-2 気に入っている緑の空間、よく行く公園

気に入っている緑の空間【問 6】

※多い順（ ）：回答数

・駒場公園（93）

・長野牧場（59）

・さくらさく小径（51）

徒歩・自転車で行く公園【問 8-1】

※多い順（ ）：回答数

・駒場公園（24）

・さくらさく小径（20）

・市民交流ひろば（11）

自動車等で行く公園【問 8-1】

※多い順（ ）：回答数

・駒場公園（85）

・市民交流ひろば（31）

・さくらさく小径（18）

3つの質問すべてで「駒場公園」が最多

※この設問は記述回答の集計による

・「農地・山の荒廃が気になる」は浅科・望月・臼田の3地域で特に回答率が高い
・東・浅科・望月の3地域は「「市にとって大事だと考える緑」として公共的な緑化空間」の回答率が比較的低い

②公園に対する評価・気になること

②-1 緑の印象・大事に思う緑

・「身近な緑への印象」【問 4】

→「農地・山の荒廃が気になる」が最多

（高：浅科、望月、臼田）

・「市にとって大事だと考える緑」【問 5】

→「公共的な緑化空間」が最多（低：浅科、望月、東）

②-2 現在の公園に対する評価 【問 10-1、2】

・公園の量に対する満足度（高い地域から順に）

→望月＞野沢＝臼田＞浅科＞浅間＞中込＞東

・公園の質に対する満足度（高い地域から順に）

→浅間＞野沢＞臼田＞中込＞浅科＞望月＞東

②-3 公園や身近な緑について気になること

・「公園について日ごろ気になること」の有無【問 12】

→半数強が「ある」と回答（高：野沢）

・「公園について気になること」【問 12-1】

→「歩いて行ける魅力的な公園等が少ない」が最多

（高：浅科、望月、臼田）

・「身近な緑について気になること」の有無【問 14-1】

→6割半強の方が「ある」と回答（低：東）

・「身近な緑について気になること」【問 12-1】

→「手入れ不足の緑地・耕作放棄地」が最多

（高：浅科、望月）

量・質ともに最も満足度が低かったのは東地域

公園や身近な緑について気になることは、
地域による認識やその内容に違いもある

③今後の意向

今後の公園・緑の整備

・「今後必要な公園」 【問 11】

→「丸1日家族らと過ごせる多機能な公園」が最多

・「10年間の公園の整備や管理運営」【問 15】

→「緑ある空間の維持管理・継承」が最多

○「緑のまちづくり推進で優先すべき内容」で最も多い回答【問 16】

・公園・広場の整備・活動 →「既存の公園や広場の維持管理・活用」

・緑化推進の取組 →「公的空間の緑化」

・民有地の緑の保全・活用 →「耕作放棄地等の緑地への転換」

浅科は際立って回答数が多い

（２）事業者の意向にみる特徴 ～『事業者の緑化に関する実態等調査』～

〔実施概要〕 ・調査期間 平成 30 年 1 月 16 日～平成 30 年 1 月 30 日

・調査対象 市内に本店又は営業所等がある全ての事業所から無作為に抽出

・配布数 200 通

・回収数 117 通（回収率：58.5%） ※単純集計の詳細は 8 ページ参照

単純集計の他、事業規模別のクロス集計の結果に着目して主な特徴を把握

事業規模の区分
小：従業員数 30 人未満 大：従業員数 30 人以上

④回答事業所の属性・現状の緑化状況

④-1 回答事業所の属性

・業種・区分【問 1】

→製造業、建設業で全体の約 46%

・開業後の経過年数【問 2】

→開業後 30 年以上の事業所が約 6 割

・従業員数【問 3】

→30 人未満が約 56%、30 人以上が約 43%

④-2 現在の緑化の取組と目的

・緑化の取組【問 5】

→「敷地内の植樹・維持」が最多

・取組の目的【問 6】

※多い順（ ）：回答数

企業（事業所）のイメージ向上（56）

地域環境の改善・向上（43）

労働環境の改善・向上（35）

地域貢献・社会貢献・CSR※活動（35）

※CSR:企業の社会的責任

④-3 事業所内の緑化状況

・所有している敷地面積【問 4-1】

→「3,000 ㎡以上」を所有が約 42%

・所有敷地のうち緑地面積【問 4-2】

→「500 ㎡未満」が約 48%

④-4 緑の維持管理

・維持管理体制【問 7-1】

→「業務の間に職員が実施」が最多

・維持管理の頻度【問 7-2】

→「年に数回」が最多

・維持管理の負担【問 7-3】

→「負担ではない」⇔「負担」はほぼ同率

・年間維持管理費【問 7-4】

→「10 万円以上 50 万円未満」が最多

この意向については、事業所の規模による有意な差はない

⑤今後の緑化に関する意向

⑤-1 緑化面積の拡大の意向

・緑化面積拡大の意向【問 8】

→「拡大意向なし」が約 73%

・「拡大意向なし」の理由【問 8-2】

→「緑化面積を広げる土地の余裕がない」

が最多で約 74%、次いで「経済的・人的

余裕がない」が約 14%

⑤-2 「地域緑化事業」の認知度と活用意向

・事業制度の認知度【問 10-1】

→「知らない」が約 69%

・事業制度の今後の活用意向【問 10-2】

→半数以上が「ない」と回答

・上記「ない」と回答された理由【問 10-3】

→「協力体制が整わない」が最多で約 69%

大規模事業所の認知度「知っている」は 4 割だが、「協力体制が整わない」は 8 割半強

⑤-3 新たな取組・活動の意向・内容

・新たな取組への意向【問 9】

→「新規取組意向あり」が約 31%

・取組・活動の内容【問 9-1】 ※多い順

・事業所や室内の緑化（観葉植物など）

・行政・市民からの要請で内容次第で協力

・公園や道路等の清掃や身化活動への参加

⑤-4 今後の取組・活動に必要なこと 【問 11】

※多い順

・緑化に対する外部からの経済的支援

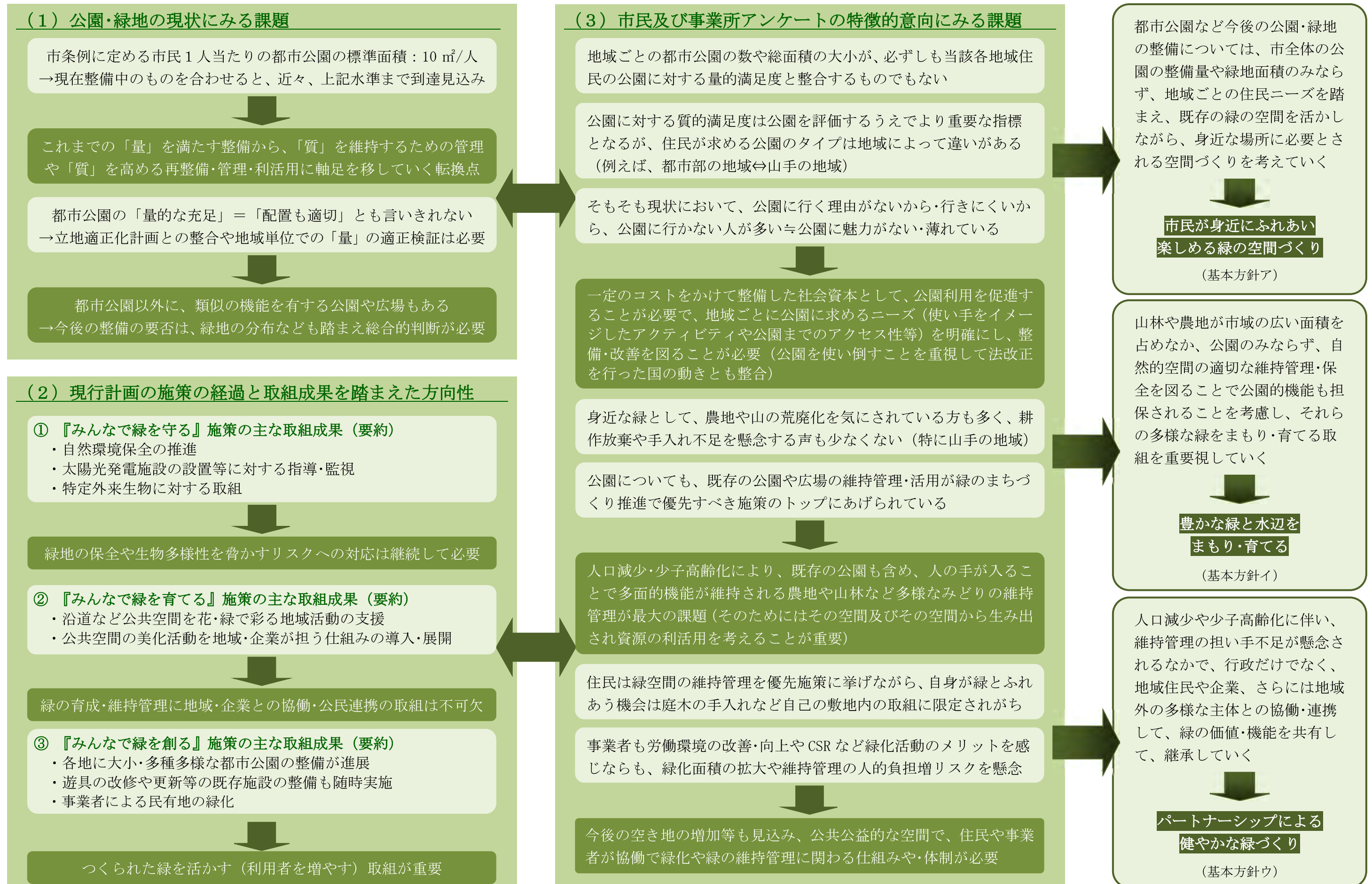
・現状以上の緑化の必要性を感じない

・緑化に対する外部からの技術・人的支援

大規模事業所では、「所有緑地内での散歩道整備の助成」が 3 番目に多い

5. 計画策定にあたっての課題と今後の方向性の整理

1 から 4 にまとめた内容を踏まえて、本計画の改定にあたっての課題と今後の方向性を以下に整理しました。



6. 基本方針・緑の将来像（素案）

(1) 緑の将来像

人と自然が共生する多様な緑を育むまち

本市には、水と緑に抱かれた豊かな自然環境のもと、先人たちによって培われてきた文化と都市機能が調和して、快適な生活環境が形成されてきています。そこには、公園や広場、庭、社寺の森、耕作地や水路、里山の樹林など、長い間様々な市民が関わってつくり、育て、保たれてきた人と自然の共生する環境が息づいています。

現在、少子高齢化に伴って社会構造が変化し、交通網の整備により市内の都市構造も変化しています。このような状況のもと、市民が心身ともに健やかに暮らせる快適な生活環境を未来に伝えるには、市民一人ひとりが身近に緑とふれあう機会や場を生み出すとともに、いまある環境をよりよく改め、育てていく工夫が欠かせません。

このような取組に重点を置き、地域の特性に合った保全、育成、創出の考え方で、景観形成にも配慮し、多様な緑を未来に受け継ぐことを目指します。

(2) 基本方針

ア) 市民が身近にふれあい楽しめる緑の空間づくり

市街地や農村の集落などの暮らしに近い空間や、郊外の広々とした環境を活かし、市民のニーズに応じた公園や広場などのオープンスペースの確保、改善、景観や癒しに配慮した緑化空間創出などを進め、身近にふれあい楽しめる緑の空間を拡充します。

イ) 豊かな緑と水辺をまもり・育てる

市内各所を流れる河畔の緑、社寺の森や農地を含む田園の豊かな緑、その周囲に広がる里山の緑など、まとまりのある緑地環境の大切さや魅力を活用・発信するとともに、時代の変化に合わせた維持・継承につながる取組を進めます。

ウ) パートナースhipによる健やかな緑づくり

維持や手入れが欠かせない「身近な緑」を健全に保ち、未来に継承するため、市民、市民団体、企業、行政などが様々なスタイルで相互に連携し、可能な取組を着実に進めることのできる仕組みの充実に図ります。

■緑地の配置の基本方針

○市街地の緑化推進ゾーン

現在の用途地域に相当する区域で、公園や街路樹の整備、公共空間や民有地での緑化を進め、都市的な環境の中に緑を活かして潤いと彩りを生み出すゾーン。

○田園と集落の緑の保全・創出ゾーン

水田や畑地の広がりの中に集落の豊かな庭、社寺などの緑が散在する区域。農地の広がりを持続するとともに、そのなかでの暮らしに身近な緑を育て、居住者のニーズに応えるオープンスペースを創出するゾーン。

○里山の緑との共生ゾーン

田園地帯から山地（奥山）の間に位置する里山の区域。農地・森林とより近い関係のなかでの暮らしが成り立っている特色を活かし、人が緑との共生に主眼をおいた緑地の整備や保全を通じて豊かな環境を持続させていくゾーン。

○奥山の緑の保全ゾーン

市の最上流部の山地（奥山）で、恒久的に緑豊かな自然環境を維持・保全するゾーン。

○水辺の緑の軸 ■■■■■

多様な機能を持つ緑地となる主要な河川及び河畔の沿いの道を軸とし、緑の保全と育成を持続させる区間。

○拋点公園

佐久市民だけでなく、周辺市町村や遠方からの来訪者も行き
 かう緑豊かなオープンスペースとして、今後も幅広いニーズに
 応える施設として維持・活用を図る。

○健康づくりの拠点

運動施設を主体とし、市民の健康づくりに資するオープンスペース。健康長寿のまちづくりに向けた取組を推進する拠点として必要な機能を高める。

○地域の資源を活かした緑の拠点

田園や里山とのふれあいや、地域の歴史文化的資源、交流施設などを活かしながら、地域や市民の交流の場、地域振興場として機能するオープンスペースとしての活用を推進する。



図3 佐久市の緑の将来像図

7. 市民アンケートの結果概要（単純集計の結果）
～『公園・緑化推進に関する市民意識調査』～

- ・調査期間：平成 29 年 12 月 20 日～平成 30 年 1 月 9 日
- ・調査対象：市内在住の 20 歳以上の方の中から無作為に抽出
- ・配布数：1,500 通
- ・回収数：548 通（回収率：36.5％）

問1	あなたの性別を教えてください。		
	※択一回答	回答数	回答率(%)
1	男性	250	45.6
2	女性	291	53.1
	無回答	7	1.3
合計		548	

問2	あなたの年齢を教えてください。		
	※択一回答	回答数	回答率(%)
1	20歳代	33	6.0
2	30歳代	63	11.5
3	40歳代	74	13.5
4	50歳代	89	16.2
5	60歳代	132	24.1
6	70歳代	94	17.2
7	80歳以上	61	11.1
	無回答	2	0.4
合計		548	

問3-地域	あなたのお住まいの地域を教えてください。		
	※択一回答	回答数	回答率(%)
1	浅間地域	174	31.8
2	野沢地域	93	17.0
3	中込地域	84	15.3
5	臼田地域	83	15.1
7	望月地域	54	9.9
4	東地域	32	5.8
6	浅科地域	26	4.7
	無回答	2	0.4
合計		548	

問4	身近な緑の状況についてどのような印象をお持ちですか。		
	※択一回答	回答数	回答率(%)
3	農地や山などが荒れて、気になっている	196	35.8
2	気軽に緑に親しめる公園などが少ない	110	20.1
6	変化無く、気にならない	58	10.6
4	地区、場所により緑の量に差がある	54	9.9
8	全体的に満足している	39	7.1
1	緑が減っており、また、緑(平地の林)の質が変化した	38	6.9
7	家庭などで花壇などの取組が多くなっている	20	3.6
5	事務所などの大きな敷地で緑が少ない	5	0.9
	無回答・無効	28	5.1
合計		548	

問5	「佐久市にとって最も大事だ」とあなたが考える緑は次のうちどれですか。		
	※択一回答	回答数	回答率(%)
9	公共的な緑化空間(街路樹、公共施設の庭)	111	20.3
6	歴史・文化的資源の周りの緑(社寺の森、城跡、文化財の周囲の緑地等)	78	14.2
1	山並みの緑	64	11.7
4	農地の広がり	55	10.0
7	大きな公園	55	10.0
5	河川沿いの緑	50	9.1
2	生活の場に近い斜面林	40	7.3
3	緩斜面地や平地の林	30	5.5
8	住宅地の庭	15	2.7
11	その他	10	1.8
10	企業敷地の緑(工場などの緑化)	7	1.3
	無回答・無効	33	6.0
合計		548	

問6	気に入っている市内の緑の空間(場所の名前)を挙げてください。 ※記述回答の集計		
	順位	施設名	回答数
1	1	駒場公園	93
2	2	長野牧場(家畜改良センター)	59
3	3	さくらさく小径	51
4	4	稲荷山公園	18
5	5	中嶋公園	15
6～	6～	その他	187

問7	あなたが1年間で公園(佐久市内外を含め)に行く回数として最も近いものは次のどれですか。		
	※択一回答	回答数	回答率(%)
1	週1回以上	40	7.3
2	月に2～3回程度	63	11.5
3	月1回程度	60	10.9
4	年に3～4回程度	80	14.6
5	年に1～2回	89	16.2
6	数年に1回	23	4.2
7	ほとんど行かない	173	31.6
	無回答	20	3.6
合計		548	

問8-1 徒歩や自転車で行く身近な公園1箇所 ※記述回答の集計			
順位	施設名	回答数	所在地
1	駒場公園	24	浅間地域
2	さくらさく小径	20	中込地域
3	市民交流ひろば	11	浅間地域
4	稲荷山公園	9	臼田地域
5	鼻顔公園	6	浅間地域
6～	その他	79	-

問8-2 自動車等で行く公園1箇所 ※記述回答の集計			
順位	施設名	回答数	所在地
1	駒場公園	85	浅間地域
2	市民交流ひろば	31	浅間地域
3	さくらさく小径	18	中込地域
4	稲荷山公園	11	臼田地域
5	佐久総合運動公園	6	中込地域
6～	その他	66	-

問9	問7で「5～7」と回答された理由。		
	※複数回答	回答数	回答率(%)
1	公園に行く理由がない	143	50.2
2	公園に行く時間がない	78	27.4
4	自分の望む施設の整った公園がない	53	18.6
5	その他	36	12.6
3	駐車場が十分でない	15	5.3
問7で「5～7」と答えた方の合計		285	

問10-1	現在の公園の量についてどのようにお考えですか。		
	※択一回答	回答数	回答率(%)
1	満足	36	6.6
2	概ね満足	101	18.4
3	普通	271	49.5
4	やや不満	72	13.1
5	不満	31	5.7
	無回答	37	6.8
合計		548	

問10-2	現在の公園の質・内容についてどのようにお考えですか。		
	※択一回答	回答数	回答率(%)
1	満足	38	6.9
2	概ね満足	105	19.2
3	普通	232	42.3
4	やや不満	59	10.8
5	不満	17	3.1
	無回答・無効	97	17.7
合計		548	

問11	今後どのような公園が必要だと思いますか。		
	※択2回答	回答数	回答率(%)
2	丸1日家族・友達などと過ごせる多様な機能の公園	166	30.3
9	健康づくりに役立つ公園	142	25.9
1	小さくても歩いて行ける公園	135	24.6
4	自然を楽しみながら、環境学習ができる公園	108	19.7
3	気軽にスポーツができる公園	101	18.4
7	来訪者・観光客をひきつけるようなテーマを持った公園	101	18.4
6	山並みが見晴らせるような眺望に配慮した公園	74	13.5
5	佐久市の歴史・文化を伝えるような歴史公園	43	7.8
8	イベントのできる公園	39	7.1
10	その他	29	5.3
	無回答・無効	29	5.3
合計		548	

問12	公園について日ごろ気になること、問題と感じることはありますか。		
	※択一回答	回答数	回答率(%)
1	ある	280	51.1
2	ない	220	40.1
	無回答	48	8.8
合計		548	

問12-1	気になることは何ですか。		
	※複数回答	回答数	回答率(%)
2	歩いて行ける場所に魅力的な緑地や公園が少ない	149	53.2
3	大きな公園で魅力的な施設が少ない	63	22.5
5	地区等による公園の管理(草刈り、清掃等)の負担	49	17.5
6	その他	45	16.1
1	公園施設等の破損や不備	36	12.9
4	あまり使われていない公園が近くに多い	33	11.8
問12で「1. ある」と答えた方の合計		280	

問13-①	緑にふれあう機会(参加、実践している活動)		
	※複数回答	回答数	回答率(%)
C	自宅の庭木を手入れする	320	58.4
A	自宅玄関先で、鉢やプランターで花を飾る	236	43.1
B	自宅の敷地のまわりを生垣や植物を植えて緑を増やす	215	39.2
E	家庭菜園や市民農園で野菜づくり等に取り組む	181	33.0
F	水田、畑などで農業生産に携わる	140	25.5
I	公園、河川、道路等の清掃や緑の維持、緑化活動に参加する	111	20.3
D	勤務先で、鉢植えや庭づくりなど緑化活動に取り組む	51	9.3
J	地域を特色付けるような緑(神社や斜面林)の手入れ作業に関わる	37	6.8
G	花や緑に関わるサークル、グループに参加し、緑化に取り組む	15	2.7
H	環境学習や自然観察会、森づくり等の活動に参加する	14	2.6
K	その他	5	0.9
合計		548	

問13-②	緑にふれあう機会(今後参加、実践したい活動)		
	※複数回答	回答数	回答率(%)
G	花や緑に関わるサークル、グループに参加し、緑化に取り組む	80	14.6
I	公園、河川、道路等の清掃や緑の維持、緑化活動に参加する	79	14.4
H	環境学習や自然観察会、森づくり等の活動に参加する	70	12.8
J	地域を特色付けるような緑(神社や斜面林)の手入れ作業に関わる	65	11.9
C	自宅の庭木を手入れする	64	11.7
A	自宅玄関先で、鉢やプランターで花を飾る	62	11.3
E	家庭菜園や市民農園で野菜づくり等に取り組む	60	10.9
F	水田、畑などで農業生産に携わる	54	9.9
B	自宅の敷地のまわりを生垣や植物を植えて緑を増やす	48	8.8
D	勤務先で、鉢植えや庭づくりなど緑化活動に取り組む	38	6.9
K	その他	5	0.9
合計		548	

問14	身の回りの緑について気になること、不安に感じることはありますか。		
	※択一回答	回答数	回答率(%)
1	ある	359	65.5
2	ない	152	27.7
	無回答	37	6.8
合計		548	

問14-1	気になることは何ですか。		
	※複数回答	回答数	回答率(%)
2	手入れが不足しているうっそうとした緑地、管理放棄地などの存在	219	61.0
3	不快な害虫の発生する箇所、野鳥等のすみかとなっている樹林などの存在	101	28.1
4	お住まいの近くの樹林や農地の消失・減少	86	24.0
6	落葉期における落ち葉掃除の負担	77	21.4
1	街中や身近な公共空間の緑の少なさ・豊かな緑の少なさ	62	17.3
7	その他	46	12.8
5	企業の敷地や商業地の緑の少なさ・関心の低さ	24	6.7
問14で「1. ある」と答えた方の合計		359	

問15	今度、10年間の公園の整備や管理運営、都市緑化等を進めるために重要と考える視点。		
	※択一回答	回答数	回答率(%)
2	緑のある空間を適切かつ継続的に維持管理し、継承すること	237	43.2
3	緑のある空間を上手に整備し増やすこと	142	25.9
1	緑のある空間を活かすために改善すること	133	24.3
	無回答	36	6.6
合計		548	

問16-A	優先すべき内容【公園や広場の整備・活動等に関する取り組み】		
	※択一回答	回答数	回答率(%)
3	既存の公園や広場の維持管理・活用	158	28.8
4	あまり利用されていない公園や広場の整理統合や再編	132	24.1
2	既存の公園や広場のリニューアル・機能改善の推進	130	23.7
1	住民の声を反映させた新しい公園の整備	101	18.4
	無回答・無効	27	4.9
合計		548	

問16-B	優先すべき内容【緑化推進の取り組み】		
	※択一回答	回答数	回答率(%)
5	緑の少ない公共施設への植樹や、道路への街路樹の充実など公的空間の緑化	214	39.1
8	緑を増やし・育てる市民活動を支えるしくみや体制の充実	145	26.5
7	市民それぞれの緑化への関心を高める講習会やイベント等の充実	84	15.3
6	商工業や住宅団地などの民間開発への緑化の緑化の指導・基準強化や支援の充実	67	12.2
	無回答	38	6.9
合計		548	

問16-C	優先すべき内容【民有地の緑の保全・活用】		
	※択一回答	回答数	回答率(%)
10	市街地内の農地・遊休農地・耕作放棄地の緑地的空間への転換	156	28.5
9	民有林保有者による維持管理への行政支援の充実	107	19.5
11	民有林や耕作放棄地等の管理・活用への市民参加の促進	93	17.0
13	庭の手入れを下支えするしくみの充実	90	16.4
12	市街地や集落近くにある巨樹や銘木を保全するしくみづくり	63	11.5
	無回答・無効	39	7.1
合計		548	

8. 事業所アンケートの結果概要（単純集計の結果）
～『事業所の緑化に関する実態等調査』～

- ・調査期間：平成 30 年 1 月 16 日～平成 30 年 1 月 30 日
- ・調査対象：市内に本店又は営業所等がある全ての事業所から無作為抽出
- ・配布数：200 通
- ・回収数：117 通（回収率：58.5％）

1. 事業所の業種や規模について

問1	貴事業所の業種・区分について、該当するもの1つに○をつけてください。 ※択一回答	回答数	回答率(%)
6	製造業	34	29.1
5	建設業	20	17.1
10	卸売・小売業	11	9.4
11	金融・保険業	11	9.4
14	医療、福祉	9	7.7
17	サービス業(他)	9	7.7
18	官公庁	7	6.0
13	飲食店、宿泊業	5	4.3
7	電気・ガス・熱供給・水道業	3	2.6
12	不動産業	2	1.7
1	農業	1	0.9
3	漁業	1	0.9
8	情報通信業	1	0.9
15	教育、学習支援業	1	0.9
16	複合サービス業	1	0.9
19	その他	1	0.9
2	林業	0	0.0
4	鉱業	0	0.0
9	運輸業	0	0.0
	合計	117	

問2	貴事業所開設後の経過年数について、該当するもの1つに○をつけてください。 ※択一回答	回答数	回答率(%)
1	5年未満	2	1.7
2	5年以上10年未満	6	5.1
3	10年以上20年未満	13	11.1
4	20年以上30年未満	25	21.4
5	30年以上	70	59.8
	無回答	1	0.9
	合計	117	

問3	貴事業所の従業員数について、該当するもの1つに○をつけてください。 ※択一回答	回答数	回答率(%)
1	1～29人	66	56.4
2	30～99人	33	28.2
3	100～299人	11	9.4
4	300～999人	4	3.4
5	1,000人以上	2	1.7
	無回答	1	0.9
	合計	117	

3. 今後の緑化について

問8	今後、貴事業所で緑化面積(植え込みや庭など)を広げる考えはありますか？ ※択一回答	回答数	回答率(%)
1	あり	9	7.7
2	なし	85	72.6
3	わからない	23	19.7
	合計	117	

問8	「あり」の回答理由 ※択一回答	回答数	回答率(%)
1	現在の敷地内に緑化面積を広げる計画がある	5	55.6
2	敷地拡張とあわせて緑化面積を広げる計画がある	4	44.4
3	その他	0	0.0
	問8で「1. あり」を選択した方の合計	9	

問8	「なし」の回答理由 ※択一回答	回答数	回答率(%)
1	緑化面積を広げる土地の余裕がないため	63	74.1
2	緑化面積は広げられるが、維持管理にかける経済的・人的余裕がないため	12	14.1
3	その他	7	8.2
	無回答	3	3.5
	問8で「2. なし」を選択した方の合計	85	

注）資料1、資料2の各横棒グラフにおいて、選択肢の順序に規則性のあるもの以外は、上から回答の多い順（比率の高い順）に並べ変えて表示

2. 緑化の状況や維持管理の実態について

問4	貴事業所の緑化(緑地・樹木)の状況についてご記入ください。所有されている敷地の面積【おおそ㎡】 ※記述回答	回答数	回答率(%)
1	3,000㎡以上	50	42.7
2	1,000㎡以上3,000㎡未満	22	18.8
3	500㎡以上1,000㎡未満	17	14.5
4	500㎡未満	8	6.8
	無回答	20	17.1
	合計	117	

問4	貴事業所の緑化(緑地・樹木)の状況についてご記入ください。所有されている緑地の面積【おおそ㎡】 ※記述回答	回答数	回答率(%)
1	3,000㎡以上	15	12.8
2	1,000㎡以上3,000㎡未満	7	6.0
3	500㎡以上1,000㎡未満	3	2.6
4	500㎡未満	56	47.9
	無回答	36	30.8
	合計	117	

問5	現在、緑化についてどのような取組をされていますか？該当するもの全てに○をつけてください。 ※複数回答	回答数	回答率(%)
1	敷地内の植樹・維持を行っている。	96	82.1
5	道路の街路樹や公園内の樹木の世話などを行っている。	18	15.4
10	とくに行っていない	16	13.7
9	その他	10	8.5
3	敷地の広場、緑地などを一般開放している。	8	6.8
4	当事業所だけでなく、他の所有地(駐車場、山林等)で緑地を整備している。	7	6.0
8	緑の維持・管理を行うボランティア・グループに経済的・人的支援を行っている。	6	5.1
6	環境問題への配慮から、事業の一環として緑に関する調査や研究を行っている。	3	2.6
2	建物の屋上に緑を設置している。壁にツタを絡ませるなどの緑化を行っている。	2	1.7
7	パンフレット発行、イベント開催などにより環境問題や緑化の推進に取り組んでいる。	2	1.7
	合計	117	

問6	選択された取組を実施する目的は次のうちどれですか。該当するもの全てに○をつけてください。 ※複数回答	回答数	回答率(%)
5	企業(事業所)のイメージ向上のため	56	56.0
2	地域環境の改善・向上のため	43	43.0
1	労働環境の改善・向上のため	35	35.0
4	地域貢献・社会貢献・CSR活動の一環として	35	35.0
3	社員の福利厚生のため	10	10.0
6	その他	6	6.0
	問5で1～9を選択した方の合計	100	

問9	今後、貴事務所では緑化に係る新たな取組や活動を行う意向又は予定がありますか？ ※択一回答	回答数	回答率(%)
1	あり	37	31.6
2	なし	73	62.4
	無回答	7	6.0
	合計	117	

問9	該当するもの全てに○をつけてください。 -1 ※複数回答	回答数	回答率(%)
1	事務所や室内の緑化(観葉植物など)	19	51.4
10	行政・市民などからの要請があれば、内容次第で協力	13	35.1
7	公園や道路等の清掃や美化活動への参加	12	32.4
8	緑化イベントなどへの参加・協賛による協力	8	21.6
6	公共・公益施設等の植樹等緑化に対する技術的、人的支援	4	10.8
2	所有している緑地の開放	3	8.1
3	公園・緑地整備のために所有する土地を譲渡	3	8.1
9	市民が行う緑化推進のためのボランティア・グループへの支援	3	8.1
11	その他	2	5.4
4	公園・緑地整備のために所有する土地を貸与	1	2.7
5	公共・公益施設等の植樹等緑化に対する経済的支援	1	2.7
	問9で「あり」を選択した方の合計	37	

問10 佐久市では、区やPTA、事業者の皆さまが、身近な公園や市道などの公共施設又は公益緑地を緑化するために必要な花苗などを、要望に応じて市が支給する「地域緑化事業」を推進しています。この制度についてお伺いします。

問10	この制度をご存知ですか。 -1 ※択一回答	回答数	回答率(%)
1	知っている	33	28.2
2	知らない	81	69.2
	無回答	3	2.6
	合計	117	

問7	緑の維持管理の状況についてご記入ください。 問7 -1 緑の維持管理の体制について、該当するもの1つに○をつけてください。 ※択一回答	回答数	回答率(%)
1	業務の合間に職員が実施	51	43.6
3	1と2の両方	27	23.1
2	専門業者に依頼	15	12.8
6	維持管理は行っていない	11	9.4
5	その他	7	6.0
4	ボランティア活動の一環として	3	2.6
	無回答	3	2.6
	合計	117	

問7	緑の維持管理の頻度について、該当する頻度をご記入ください。【週・月・年に 回程度】 -2 ※記述回答	回答数	回答率(%)
1	ほぼ毎日	8	6.8
2	週に数回	16	13.7
3	月に数回	20	17.1
4	年に数回	55	47.0
	無回答	18	15.4
	合計	117	

問7	維持管理の負担について、該当する番号1つに○をつけてください。 -3 ※択一回答	回答数	回答率(%)
1	負担ではない	18	15.4
2	あまり負担に感じない	24	20.5
3	どちらでもない	24	20.5
4	やや負担	32	27.4
5	非常に負担	7	6.0
	無回答	12	10.3
	合計	117	

問7	緑の年間維持管理費をご記入ください。【年間でおおよそ 円】 -4 ※記述回答	回答数	回答率(%)
1	100万円以上	4	3.4
2	50万円以上100万円未満	12	10.3
3	10万円以上50万円未満	32	27.4
4	3万円以上10万円未満	13	11.1
5	3万円未満	22	18.8
	無回答	34	29.1
	合計	117	

問10	今後、この制度を活用して地域の緑化に協力するお考えはありますか。 -2 ※択一回答	回答数	回答率(%)
1	ある	47	40.2
2	ない	64	54.7
	無回答	6	5.1
	合計	117	

問10	その理由のうち、最も近いもの1つを選んで○をつけてください。 -3 ※択一回答	回答数	回答率(%)
1	協力体制等が整わないため	44	68.8
2	協力先となる公共施設が近くにないため	10	15.6
3	その他	9	14.1
	無回答	1	1.6
	問10-2で「ない」と回答された事業所の方の合計	64	

問11	今後、貴事業所が敷地の緑化や、市内の緑化に関わる上で、必要なことは何ですか？ お考えに最も近いもの1つを選んで○をつけてください。 ※択一回答	回答数	回答率(%)
1	敷地の緑化や緑化推進活動に対する外部からの経済的支援	27	23.1
8	現状以上に緑化を推進する必要性を感じない	22	18.8
2	敷地の緑化や緑化推進活動に対する外部からの技術的、人的支援	13	11.1
3	緑化推進活動を通して、企業のPRIにつながる仕組みづくり(広報、ホームページ等)	11	9.4
7	イベントなどを通じた緑化の取組に協力できる場面や機会の増加	11	9.4
4	緑地開放を行う場合の、手入れ等管理への助成又は管理の代行	6	5.1
9	その他	6	5.1
5	所有する緑地内での散歩道などの整備に向けた助成	3	2.6
6	緑化の取組や活動を評価し表彰する制度の充実	1	0.9
	無回答	17	14.5
	合計	117	

佐久市緑の基本計画改定に向けた今後のスケジュール（案）

時期	内容
平成29年度	
3月	<u>都市計画審議会（現況・課題、基本方針素案について）</u>
平成30年度	
4月	庁内関係部局との調整（計画骨子案）
5月	庁内会議（計画骨子案の審議）
7月頃	<u>都市計画審議会（計画骨子案の審議）</u>
	パブリックコメント（計画骨子案）
8月	庁内関係部局との調整（計画素案）
	庁内会議（計画素案の審議）
10月頃	<u>都市計画審議会（計画素案の審議）</u>
11月	パブリックコメント（計画素案）
2月頃	<u>都市計画審議会（計画案の諮問・答申）</u>
3月頃	計画の策定